

2002年度 修士論文

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の実践と課題

～高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会まちづくりワークショップを事例として～

2003年1月

指導教員 大谷英人 教授

高知工科大学大学院工学研究科基盤工学専攻

社会システム工学コース

学籍番号 1055132

氏名 有元和哉

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の実践と課題  
～高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会を事例として～  
(要旨)

高知工科大学大学院工学研究科基盤工学専攻社会システム工学コース  
1055132 有元和哉

1. はじめに

1.1 研究の背景

近年、全国各地で住民の多様なまちづくり活動が、かつてない盛り上がりを見せている。北海道から沖縄まで、巨大都市から過疎の農山村まで、住民主体のまちづくりの芽が見られないところはない。また、政府から小さな市町村にいたるまで行政は、「住民参加のまちづくり」を提唱している。そして、その「住民参加のまちづくり」を支える一つとして「まちづくりワークショップ(以下「まちWS」と略す)の方法と技術は、日本全国に広がった。

「まちWS」の核心は、新しい社会的コミュニケーションの世界が開かれるところにある。市民と行政の間の壁、市民相互の間の壁が、「まちWS」によって、思いがけないほどあっけなく乗り越えられる。このことが、それぞれの主体の間にあったワダカマリや、消極的な姿勢を見事に溶かし去り、まちづくりにおける住民と行政のパートナーシップという長年の課題が「まちWS」によって溶解し始めている。[林,1996:9]

90年代、都市計画法改正による市町村都市計画マスタープラン(以下「市町村MP」と略す)策定への住民参加と、河川法の改正による計画への住民参加が制度的にビルトインされた。

市町村MPは、市町村都市計画に関する基本的な方針が制度化されたもので、市町村MPの注目すべき点としては、その策定過程において市民参加を取り入れることが義務づけられたことにある。

しかし、参加の手続きに具体的規定が欠けた結果、アンケートを「住民参加」と称したり、計画策定委員会に、住民がおすみつき程度に参加しているといった例は枚挙にいとまがないが、一方、いくつかの市町村では、市町村MPにおいて、試行的にはあるが「まちWS」を進めており、住民参画の成果も見られる。

また、「都道府県都市計画区域マスタープラン(以下「区

域MP」と略す)」は、市町村MPの策定を受け、2001年5月制定された。高知県は2002年「高知広域都市計画区域マスタープラン(以下「高知区域MP」と略す)検討委員会(以下「高知区域MP委」と略す)」を設置し、策定作業を「まちWS」を行い、県民参加(参画)の計画づくりをすすめている。

1.2 研究の目的

本研究では、広域計画策定段階における「まちWS」の方法論の一般化を図るための前段として、高知区域MP委における「まちWS」の提案と実践を通じて、このまちWS手法の成果・問題点を整理し、課題を抽出することを目的とする。

1.3 既往研究の状況と本研究の位置づけ

ワークショップ(以下「WS」と略す)の定義やその歴史・概要については、中野[中野,2001]によってわかりやすくまとめられている。また、「まちWS」については、林・大谷らによって「まちWS」の意義やあり方、「まちWS」の全体的有効性について論説[林,1996や、大谷2002]がある。さらに、「まちWS」の技法等については、世田谷まちづくりセンターによって「参加のデザイン道具箱1～3」[浅野義治ら,1994,1997,1999]としてまとめられている。ちなみに、高知県における「まちWS」の現状と課題等については、大谷や有元、廣澤[大谷,1999、廣澤,2002、有元,2000]等の研究がある。

計画策定に関わる「まちWS」の有効性等について、市町村総合計画策定過程では、「まちWS」の有効性や活用と展開可能性についての大谷らの研究[大谷,2001や大坂谷2000]がある。また、「市町村MP」策定過程では、渡辺らから「市町村MP」策定段階の現場からの報告として、市民参加の各種の試みが報告[渡辺,1999]されており、さらに、個別の詳細な報告としては、浅野らによる伊勢市都

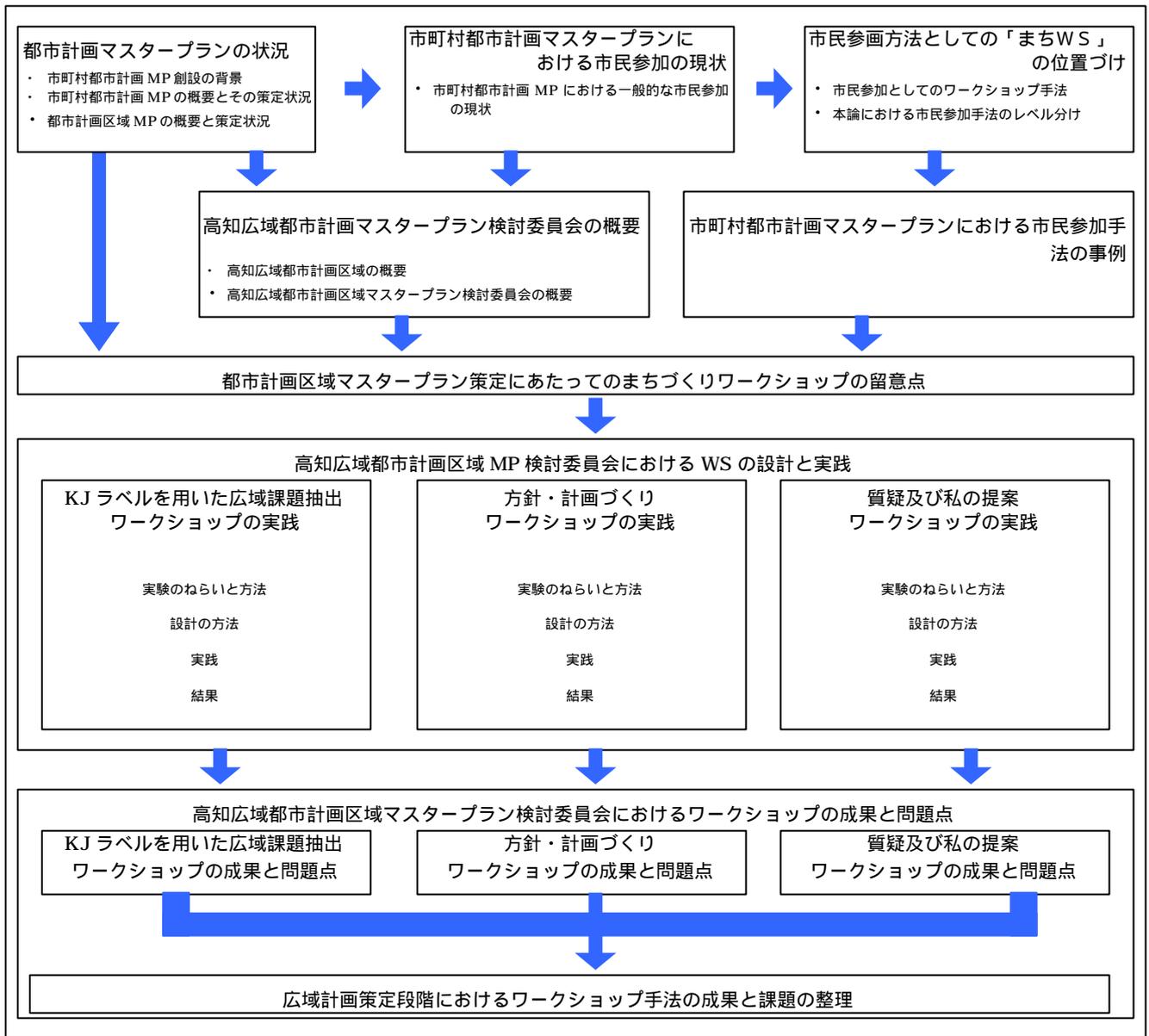


図1 研究の方法

市マスタープランにおける市民WSの実践と評価 [ 浅野，2000 ] や大和田の東京都調布市を例としたWS方式による市町村MP策定成果と問題点 [ 大和田，1998 ] がある。

市町村MPの策定現況と市民参画の状況については、国土交通省の調査 [ 国土交通省，2001 ] や内田他の九州地域74自治体をケーススタディとしての地方都市の市町村MPにおける策定プロセスと住民参加に関する研究 [ 内田，1998 ]、大崎らの研究 [ 大崎，2002 ] などがある。

また、区域MPの策定現況については、日本建築学会のアンケート調査による中間報告 [ 日本建築学会，2002 ] があり、また、区域MPの市民参加（参画）の困難さについての指摘が中井 [ 中井，2002 ] によってなされている。

「まちWS」は、これまで、施設づくりや地区（コミュニティ）の計画づくり、そして、上記したように市町村の

領域を対象としたものが多く、広域を対象とした「まちWS」の方法は未知である。また、区域MPの策定といった広域における市民参画の計画策定（「まちWS」による計画づくり）の報告はまだなされていない。

そこで本研究は、広域を対象とした計画策定段階における「まちWS」の方法の開発及びその有効性に関する検証研究として位置づけている。

#### 1.4 研究の方法

本研究の方法は、第一段階として 都市計画マスタープラン（市町村MP、区域MP）の策定状況や、市町村MPにおける市民参加の現状を整理する。また、市民参画と「まちWS」の関係を整理するとともに、「まちWS」等による市町村MPにおける市民参画の事例を調査する。

さらに第2段階としては、高知区域MP委の概要と、

区域MP策定にあたっての「まちWS」の留意点を整理する。

第3段階として、整理された留意点から、3つのWS（KJラベルを用いた広域課題抽出WS、方針・計画づくりWS、質疑及び私の提案ワークショップ）の設計を行い、高知区域MP委での実践を行う。そして、最後に、その実践の結果から一連の広域計画策定段階における「まちWS」手法の成果と課題の整理する(図1)。

## 2. 都市計画マスタープラン及び参画の状況

### 2.1 都市計画マスタープランの状況

市町村MPは、1992(平成4)年6月に改定された都市計画法により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として制定された。これは、都市計画の市町村の主導性をできるだけ認め、地域に密着した都市計画を実現させるための制度であり、市町村が地域の特性に配慮し、市民の意見を反映しながら定めるものである。これにより、注目すべき点として、その策定過程において市民参加を取り入れることが義務づけられた。

1998年現在における策定状況は、市町村MPの策定を受け、2001年5月都市計画法改定により区域MPが制定された。

市町村MPは14.1%が策定済み、41.7%が策定中、44.1%が未着手となっている(表1)[国土交通省,2001]。

高知県内の市町村MPの策定状況は、高知県では現在、都市計画区域を持つ24市町村のうち南国市、伊野町、中村市、宿毛市の4市町村で策定済みとなっている。[大崎,前掲書]

表1 市町村都市計画マスタープラン策定状況(1998年1月末現在)

	市町村数	割合(%)
策定済み	286	14.1
策定中	845	41.7
未着手	894	44.1
合計	2,025	100.0

区域MPが制定されたのは、2001年5月であり、現在、多くの都市計画区域で区域MPが策定中で、策定期間が確定している都道府県は47都道府県中6であり、確定していないが31にのぼっている(表2)。[日本建築学会,2002]

表2 都市計画区域マスタープラン策定期間(2002年10月現在)

時期	都道府県数	割合(%)
確定している	6	12.8
していない	31	66.0
無回答	9	19.1
不明	1	2.1
合計	47	100.0

### 2.2 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加の現状

少し古い資料であるが、国土交通省による調査で市町村MPにおける市民参加の状況を見る。[国土交通省,前掲書]

市町村MP策定過程において、様々な市町村で市民参加が取り入れられている。市町村MP策定において、市民参加の具体的な方法は示されておらず、市民参加の方法は各市町村の創意工夫に委ねられている。最も多いのは「アンケート」で、市町村MP策定済みの市町村のうち約77%、市町村MP策定中の市町村のうち約81%が計画策定に取り入れている。また、その次に多いのは「市の素案を示しての住民説明会」で、市町村MP策定済みの市町村のうち約38%、市町村MP策定中の市町村のうち約47%が計画策定に取り入れている。その他、自治体によっては、まちづくりフォーラム(意見交換会)やポスターセッションの実施、まちづくり委員会の編成、インターネットによる情報公開、PR、意見収集などを行った自治体も存在する(図2)。以上に見るように、アンケート調査や説明会、ヒアリングなどといった従来型の市民参加手法がほとんどである。市民参加にあまり工夫をこらさず、行政が主体となって策定する市町村MPが多い。

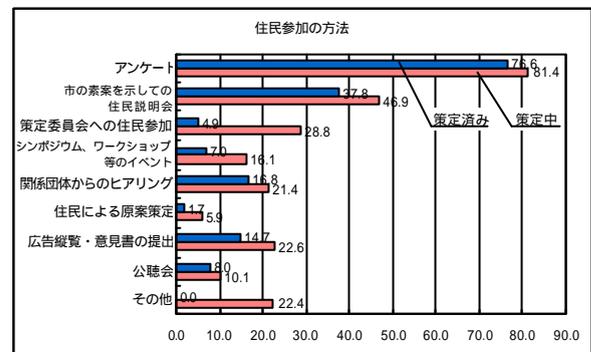


図2 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加の方法

### 2.3 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加手法の事例

- 省略 -

### 2.4 市民参画手法としての「まちWS」の位置づけ

#### 2.4.1 市民参加手法のレベル分け

市民参加のレベル分けとしては「公開手法」、「意見収集手法」、「公聴手法」、「協議・検討手法」の4段階がある。そして、第4段階の「協議・検討手法」には、意見交換会、シンポジウム、まちWSなどがあげられる。これらは、市

民が行政とともに策定現場で計画を検討したり、提示された素案の内容を深く検討するもので、「目標や問題設定などの計画の策定段階から、具体的な手段の選択と選択肢の絞り込み、代替案の作成、推奨案の決定といった、意思決定に関わる分野までを対象としており、市民が積極的に計画に参画できるものである。」[大崎,前掲書]と述べている。

表3 市民参加手法の段階構成

レベル	手法	内容	主体
第1	公開手法	情報公開 広告の閲覧 方針案のパネル 展示など	行政
第2	意見収集 手法	アンケート ヒアリングなど	
第3	公聴手法	公聴会 説明会 ポスターセッション インターネット や広報誌による 意見の収集など	
第4	協議・検討 手法	意見交換会 市民によるまち づくり委員会 編成 シンポジウム ワークショップ など	行政 市民

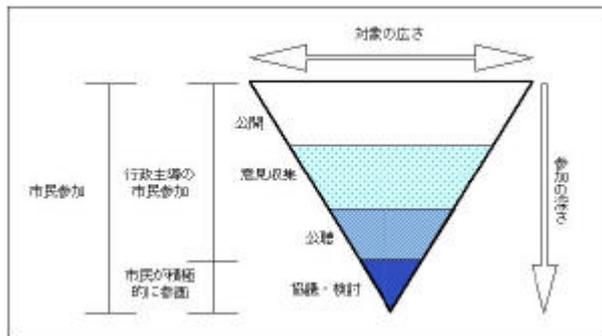


図3 市民参加手法の段階構成

#### 2.4.2 市民参画におけるワークショップ手法の位置づけ

WSとは、講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験して共同で何かを学びあったり、創り出したりする学びと創造のスタイルであり、「参加」「体験」「グループ」という3つのキーワードからなる「学習法」＝参加体験型のグループによる学び方である。

まちづくりにおける「まちWS」では、「まちづくりをテーマに集まる人々が共に参加し、調査活活動・資源の発見・課題の設定・提案の作成・実現のための仕組みの検討などの共同作業を行う会合」を指す。そのため、市民参画手法として、有効な協議・検討手法とし、多くの計画策定段階において用いられている。WS手法は前に述べた市民参加のレベル分けにおいて「協議・検討手法」に位置づけられている。

### 3 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要

#### 3.1 高知広域都市計画区域の概要

高知広域都市計画の対象区域は、高知市を中心とした高知県中央部2市3町（高知市、南国市、土佐山田町、伊野町の一部、春野町全域）で構成されている。区域の総面積は、29,779ha（県全体の4%）であり、人口は44万3千人（県人口の54%）である（図4）。

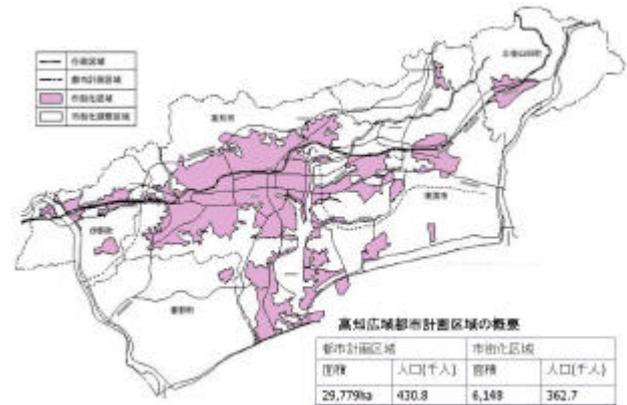


図4 高知広域都市計画区域現況図

#### 3.2 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要

高知区域MPでは、平成14年度に「高知区域MP委」を発足し、委員は県民参加とし、HP、公聴会等から委員を一般公募、学識者、建築家など県からの指名による委員（12名）、H13高知県改正都市計画法検討委員会のメンバー（6名）、県庁内部局及び2市3町自治体から参加の計35名で構成されている。

高知区域MP委は、「まちWS」形式によって5回開催された。（表4）

表4 検討委員会におけるワークショップ手法実施日時

回	ワークショップ手法	月日
1	KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップ	平成2002年6月5日
2	方針・計画づくりワークショップ	平成14年8月1日
3		平成14年9月6日
4		平成14年10月17日
5	質疑及び私の提案ワークショップ	平成14年12月3日

### 3.3 都市計画区域マスタープラン策定にあたってのまちづくりワークショップの留意点

#### 3.3.1 広域策定における参加の難しさ

広域計画策定段階における参加の難しさとして、中井は、「住民生活体験の実感が希薄になり参加の対象である計画の内容が抽象的になること、参加した結果が計画に反

映されにくいから、参加そのものへの動機が希薄になる、  
 広域の計画の場合には、ステークホルダー（利害関係者）  
 の数が増え、主体も多種多様になる」[中井,2002:17-23]と  
 述べている。

### 3.3.2 広域計画策定段階でのワークショップ設計にあたっての留意点

広域計画における参加の難しさを受けて、WS設計の留意点を下表にまとめる(表5)。

表5 ワorkshop設計の留意点

ワークショップ設計の留意点
即地的表現を行えるようにする 計画の内容が抽象的にならないように、具体的なモデル地区を選定し、即地的表現を行えるように留意する。
対象地域の明確な理解 対象地域を明確に理解するために、参加者が限られた時間内に学習できるよう留意する。
参加者同士の情報・問題意識・認識の共有と相互理解 広域の計画の場合には、ステークホルダー（利害関係者）の数が増え、主体も多種多様になる。WSでは参加者同士の意見や認識に食い違いが生じる。そのため、参加者同士の情報や問題意識・認識と相互理解が行えるように留意する。
参加した結果の計画への反映 参加した結果が計画に反映されにくく、計画への参加そのものの動機が希薄にならないようにするために、前述してある留意点に基づき、WSの結果が計画に反映されやすいよう努める。

## 4. 高知広域都市計画区域マスタープランにおけるワークショップの設計と実践

### 4.1 KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの実践

#### 4.1.1 ねらい

第1回高知区域MP委では、委員が認識すべき課題・現況を出しながら、各委員の思いを議論し、高知区域MP委の議論すべきテーマを抽出することをねらいとした。ここではKJラベルを用いた広域課題抽出WSを実践し、まちWSの課題を整理することをねらいとする。

#### 4.1.2 設計

第1回高知区域MP委では、参加者同士の情報・問題意識・認識の共有と相互理解を主に図るため、KJ法を応用した。

KJラベルへの記入は、質問に対し解答を記入してもらう。質問は現状の整理を行い基礎を作成することをねらいとした質問が2つ、議論すべきテーマを抽出することをねらいとした質問が1つである(表6、表7)。

表6 KJラベルを用いた広域課題抽出WSで用いた質問

KJラベルを用いたワークショップで使用した質問	質問のねらい
質問 「高知の都市の現状及び都市計画の現況で、問題があると思うことはどのようなものでしょうか？」	WSのウォーミングアップ・現状の整理
質問 「高知の良いところ、誇りに思えるところにはどのようなものがありますか？」	
質問 「今回の検討会において議論すべき主要なテーマを3つ挙げてください。」	議論すべきテーマの抽出

表7 KJラベルを用いた広域課題抽出WSの流れ

段階	ステップ	具体的な内容
	質問の回答をKJラベルに書く	設問に対して思いつくまま、出来るだけ多くKJラベルに記入する。KJラベル(カード)には『と』とは書かず、『』のみ(一つのこと)書く。
	質問を分担する	各質問の解答を班ごとにまとめていく。 《1班、2班》- 質問 についてまとめる。 《3班、4班》- 質問 についてまとめる。 《5班、6班》- 質問 についてまとめる。
	内容が同じものにわけ	同じ内容のものをカードに重ねる。
	ワークシートにまとめる	内容をひとまとめたタイトルをつける。カードをワークシートに配置し貼り付ける。ワークシートへ記入する。
	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する。
	全体の整理	ワークショップで出来上がったワークシートを整理する。
	アンケートの実施	WSについてのアンケートを行う

#### 4.1.3 実践とその結果

KJラベルによる広域課題抽出WSは、の参加者は36名(一般公募12名、県庁内14名市町村5名その他5名)であった。質問、質問、質問ともにワークシート1枚にまとめを行った。

質問 のまとめ(写真1)

- 省略 -

質問 のまとめ(写真2)

- 省略 -

質問 のまとめ(写真3)

質問3に対するWS結果の整理を行った(図5)。まとめられた結果は、「自然環境・景観」「安全なまちづくり(防災)」「交通機能の向上」「住環境」「手法(実現の方法)」

「住民参加」「少子高齢化」「将来の都市像」があげられ、第二回以降のテーマとなった。



写真1 ワークシートの結果例

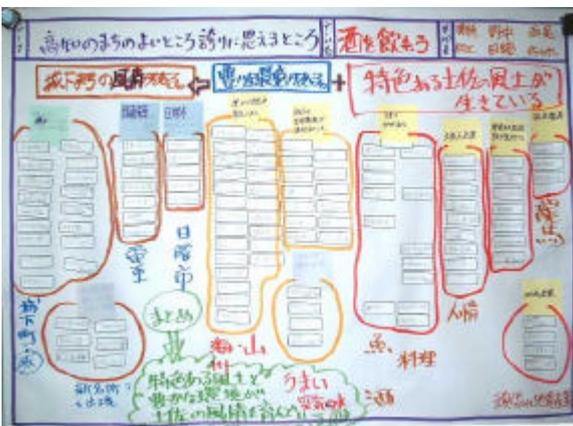


写真2 ワークシートの結果例



写真3 ワークシートの結果例

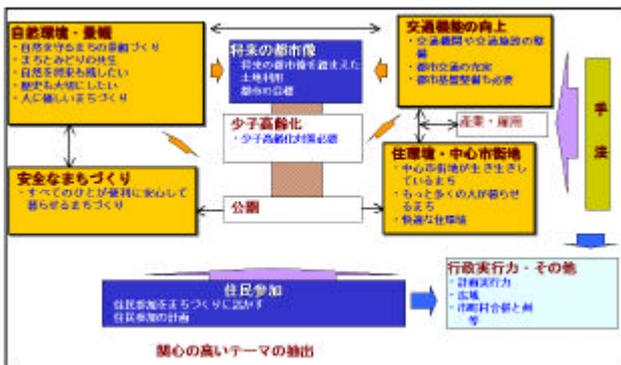


図5 整理した今後議論すべきテーマ

#### 4.1.5 参加者及び聴者の評価

##### 参加者に対するアンケート

グループ発表終了後参加者に対するアンケートを行った。全参加委員 36 名中 35 名が解答（回収率 97.2%）した。回答者の 82.9%（29 名）が WS に対して「おもしろかった」という評価をしている。また、81.1%（28 名）は KJ 法が有効であったと評価した。[武内,2001]

##### 聴講者に対するアンケート調査

- 省略 -

#### 4.2 方針・計画づくりワークショップの実践

##### 4.2.1 ねらい

方針・計画づくり WS では、KJ ラベルを用いた広域課題抽出 WS の結果をもとに、即地的な方針・計画の表現を行えるまち WS の開発とその課題を整理することをねらいとする。

##### 4.2.2 設計

方針・計画づくり WS の開発にあたり、参加者の学習、既存計画との重複回避、新しい計画の提案、即地的計画の表現をねらいとして、まち WS プログラムの開発を行った。

##### モデル地区の設定

KJ ラベルを用いた広域課題抽出 WS の結果から、議論すべきテーマが決まったが、区域 MP は広域であり、テーマごとに議論を行えば地区の特性に応じた方針・計画案を作成できない。そのために、課題を一般化できるモデル地区として、中心市街地、市街地周辺部、農住隣接区域の選定を行い。モデル地区ごとに、まち WS を行っていく(図 6)。

##### ワークショップの方法

方針・計画づくり WS の構成は、地区の現況と既存計画の把握を行い、対象地区の方針を検討し、既存計画で必要な計画・新しい計画案を整理を行う。それらの計画案を即地的表現を行い、具体的な計画実現の方法と住民参加の方法を検討する。(図 7)

方針・計画づくり WS は、図 8、図 9 のようなワークシートを用いて行った。ワークシート上の書くスペース(作業)のねらいは表 8・9 のとおりである。

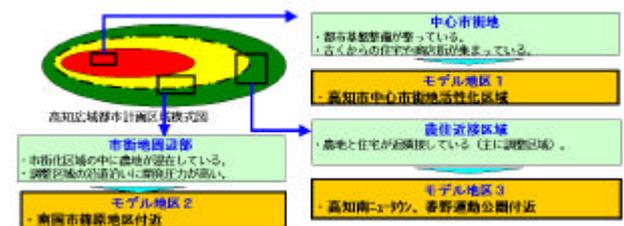


図6 選定したモデル地区

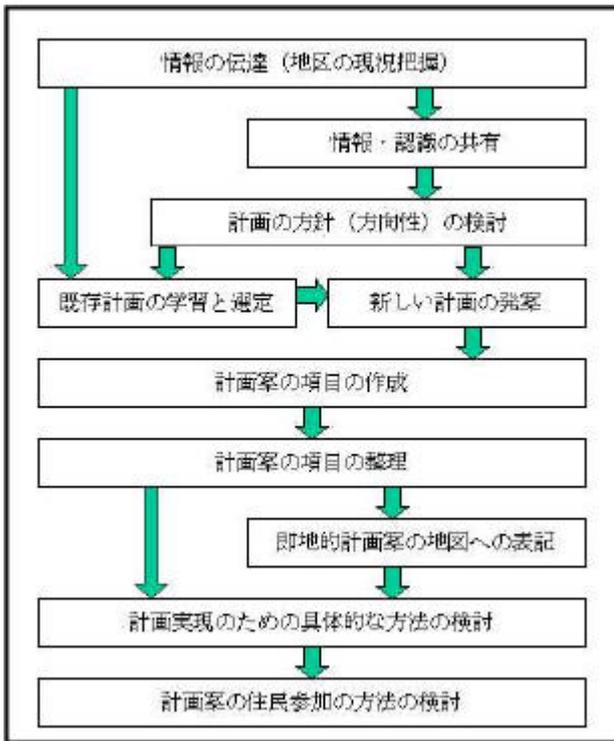


図7 方針・計画づくりワークショップの構成

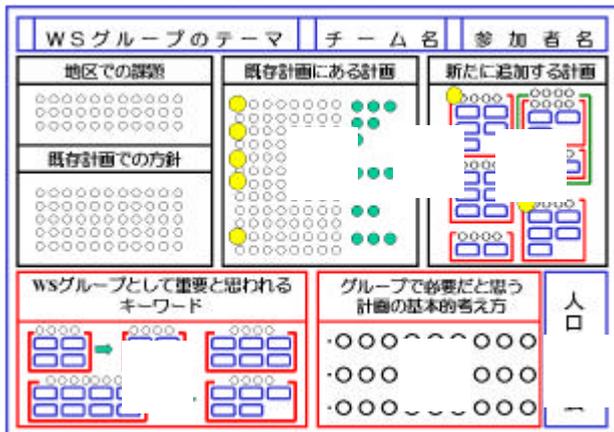


図8 方針・計画づくりワークシート1

表8 方針・計画づくりワークシート1における作業工程

段階	作業の内容とねらい
	事前に整理された地区での課題、既存計画の方針などから重要と思われる計画の方針をKJラベルに書き出し整理する(参加者の学習・認識の共有と相互理解・既存計画の方針の整理)。
	で整理された内容を中心にグループで必要だと思う計画の基本的考え方をまとめる(参加者の学習・認識の共有と相互理解・既存計画の計画の整理)。
	グループで必要だと思う計画の基本的考え方を基に、人口フレームをグループで検討する(認識の共有と相互理解)。
	グループで重要と思われる既存計画をまず個人でシールを用いて選択する(参加者の学習・参加者同士の意見の確認)。
	新たに追加する計画をKJラベルに書き出し、整理する(新たな計画の提案)。
	グループとしての計画案に選ぶものにシールを貼る(グループの計画案の選択)。

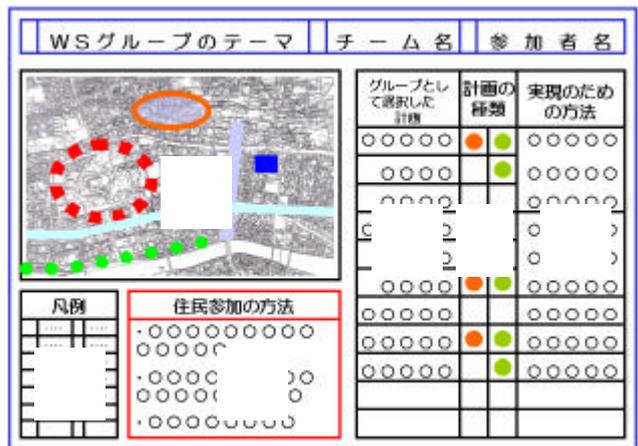


図9 方針・計画づくりワークシート2

表9 方針・計画づくりワークシート2における作業工程

段階	作業の内容とねらい
	シート1で選んだ計画案を関係を考えながら書き写す(選んだ計画案の整理)。
	「新しく追加した計画」と「ある範囲を対象とした計画」がわかるように計画の種類にシールを貼る(計画案の種類)。
	地図上に計画を記入する。そのときに使用する線や印などを凡例に記入する(即地的計画の明確な表記)。
	計画案の実現のための方法について、グループで話し合いながら記入していく(計画案の具体性の向上)。
	計画案に基づき、住民参加の方法について話し合い記入する(計画案を行なう際の住民参加の方法について考える)。
	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する。
	質問カードに記入する(WSのなかでの疑問、意見を記入する)。

#### 4.2.3 実践と結果

中心市街地においての方針・計画づくりWSの参加者は30名(一般公募11名、県庁内9名、市町村5名、その他5名)で行った。市街地周辺部においての方針・計画づくりWSは参加者は31名(一般公募12名、県庁内7名、市町村3名、その他9名)で行った。農住近接区域においての方針・計画づくりWSは参加者は30名(一般公募11名、県庁内9名、市町村5名、その他5名)で行った。

計画・方針づくりWSは以下のような結果が得られた県庁内4名、市町村5名、その他4名)で行った。

計画・方針づくりWSは以下のような結果が得られた(写真5・6)。

中心市街地

- 省略 -

市街地周辺部

- 省略 -

農住近接区域

- 省略 -



写真4 ワークショップの風景



写真5 ワークシートの結果例



写真6 ワークシートの結果例

#### 4.3 質疑及び私の提案ワークショップの実践

##### 4.3.1 ねらい

WSの結果を反映した事務局による計画素案を提示し、それに対する質の高いまとまった質疑・提案を出してもらい、また、各委員からの計画への最終提案を出してもらい、それについても質疑を行ってもらい

##### 4.3.2 設計

ワークショップの結果を反映した計画素案についての質疑を行うために、質問は、短時間で質の高い質疑を行えるようにグループで認識・情報の共有を行い、質問の整理を行う。

また、前回までのWSで出す事の出来なかった提案などを委員に提案を行ってもらい、その提案についても質疑を行う。

表 10 質疑及び私の提案ワークショップにおける作業工程

段階	具体的な内容
事務局による計画素案の提示	事務局が作成した計画素案を説明する。その説明に対する質問を各自ポストイットへ記入する。あらかじめ私の提案を考えていなかった委員は、このときに作成してもらおう。
私の提案の説明	各委員は私の提案を説明する。このとき、他の委員はポストイットに質問を記入する。
質問をまとめる	ポストイットに書かれた質問を各グループごとで、2つの質問にまとめる。
質問を発表する	グループのリーダーは、グループでまとめた質問を発表する。コーディネーターは、質問の整理を行う。
質疑をする	コーディネーターの整理した質問に対し、事務局、委員は、その質問について答える。追加質問などはグループ質問のあとに行う。

#### 4.3.3 実践と結果

質疑及び私の提案ワークショップの参加者は28名(一般公募11名、県庁内5名、市町村5名、その他7名)行った。

質疑及び私の提案WSでは、道路整備、住宅など、その他の土地利用に関する提案のほか、環境や市民参加などの提案がなされた(写真8)。

##### 私の提案ワークショップの結果

- 省略 -

##### 質疑ワークショップの結果

- 省略 -



写真7 ワークショップの風景



写真8 ワークシートの結果例

5. 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理

5.1 ワークショップ手法の役割分類と整理

広域計画策定段階におけるWS手法の成果と課題を整理するために、伊藤による「WSプログラムのための役割分類項目」を使用する[伊藤:2001,27]。

表11の「WSプログラムのための役割分類項目」に、実践を行った広域計画策定段階におけるWS手法を当てはめた。

(表12)

表11 ワークショッププログラムのための役割分類項目

1)情報伝達プログラム[みんなに伝える] (1) 情報を伝える 全体の中で誰かが情報を伝える (2) 情報を共有する 参加者の持っている情報を出し合う
2)体験共有プログラム[体験して理解する] (3) 現場を体験する 現状を調べる、現場で何かをする (4) 現場で確認する 計画案の現場で確認し、検討する
3)意見表出プログラム[みんなで考え意見を出し合う] (5) 意見を集める 賛成や反対などのいろいろな考えやアイデアを集める (6) 思いを集める 自分の希望や思いを書き出す (7) 使い方を想像する 実際に何が起きるかどうなるかをシュミレーションしてみる
4)想像表現プログラム[提案や計画案を作り表現する] (8) 思いを表現する 自分の希望を表現する(短歌・俳句、演劇等) (9) 体験して理解する 実際に何かを作ったり、表現したりする (10)提案を作成する デザインゲームなどで計画案やルールなどの提案を作る (11)グループで発表する グループで話し合った結果や作った提案を発表する
5)意見集約プログラム[それぞれの意見を理解し調整する] (12)問題提起する 論点を絞って課題を投げかける (13)意見を調整する いくつかの意見を調整してまとめる (14)提案を修正・評価する 提案を検討したり修正したり、評価する (15)専門家のコメントを聞く 専門家に考えを整理してもらう
6)その他のプログラム (16)WSの感想を残す その回のワークショップについて感想カードを書いてもらう

表12 ワークショッププログラムのための役割分類項目に当てはめた広域計画策定段階におけるWS手法

役割分類項目	KJラベルを用いた広域課題抽出WS	方針・計画づくりWS	質疑及び私の提案WS
1)	(1)		
	(2)		
2)	(3)	-	-
	(4)	-	-
3)	(5)		
	(6)		
	(7)	-	-
4)	(8)	-	-
	(9)	-	-
	(10)	-	-
	(11)		
5)	(12)		
	(13)		
	(14)	-	-
	(15)		
6)	(16)		-

## 5.2 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理

### 5.2.1 成果と問題点

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と問題点の整理を事項図（表 13）にまとめた。

表 13 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と問題点

	成果	問題点
KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップ	<p>参加者同士の情報伝達と共有が出来た</p> <p>KJラベルを用いることにより、参加者同士の情報の伝達、共有が行えた。</p> <p>参加者の意見集約が出来た</p> <p>参加者の意見や思いを集約する事が出来た。</p> <p>結果の報告が出来た</p> <p>グループでの発表をおこない、全体へのグループの結果を報告できた。</p> <p>専門家のアドバイスが出来た</p> <p>グループの報告に対し、専門家から現状や課題について整理し、総括を行えた。</p> <p>意見調整・問題提起が出来た</p> <p>グループ内での作業を通じ、意見の調整、問題の定義などを行うことが出来た。</p> <p>参加者のWS評価が出来た</p> <p>ワークショップに対する感想についてのアンケートを行うことにより、参加者のWSに対する考え方や評価などを知ることが出来た。</p> <p>テーマの抽出が出来た</p> <p>WSの結果を基に、専門家を交えながら、今後議論すべきテーマの抽出を行うことが出来た。</p>	<p>参加者の「思い」の掘り下げが十分でなかった</p> <p>参加者の「思い」の掘り下げを十分に出来たかに不安がある。</p> <p>討議時間をもっと多くとる必要がある</p> <p>時間に終われる形になってしまい、討議、「思い」の表現が十分にできなかった。</p>
方針・計画づくりワークショップ	<p>情報の共有・学習が出来た</p> <p>既存計画の方針・計画を整理することにより、情報の共有・学習を行うことが出来た。</p> <p>新しい計画案の提案が出来た</p> <p>既存計画の方針・計画を整理し、新たな計画を提案する事により、既存の計画と重複しない提案する事が出来た。</p> <p>具体的計画案の提案が出来た</p> <p>地図へのデザインを行ったことにより、参加者の持っている情報の共有、具体的な計画案の提案が行えた。</p> <p>意見調整が出来た</p> <p>多くの既存計画と参加者の意見をうまく調整する事が出来た。</p>	<p>現場体験が出来なかった</p> <p>モデル地区を選定し、WSを行ったが、広範囲であり、作業のスケジュールから、現場の体験や確認を行うことが出来なかった。</p> <p>計画案の実現性が不十分</p> <p>計画案を提案する事はできたが、主に、意見収集のみになり、その計画案についての具体的なシミュレーションを行うことはできなかった。</p> <p>計画案評価が出来なかった</p> <p>作業スケジュールが過密であったため、グループで作成した計画案の評価をその場で細かく行うことはできなかった。</p> <p>認識と計画づくりをやるには無理があった。</p> <p>計画・方針づくりワークショップでは、多くの資料を使用したため、WSの作業の超過にもなり、参加者に負担をかけてしまった。</p>
質疑及び私の提案ワークショップ	<p>情報の周知が出来た</p> <p>計画の素案を説明する事により、参加者がWSの結果をもとに計画がどのようになっているのかの情報を知ることが出来た。</p> <p>参加者同士の認識・意見の共有が出来た</p> <p>参加者が「私の提案」、「質問」を行うことにより、参加者同士の認識や意見を共有する事が出来た。</p> <p>論点を絞った質問が出来た</p> <p>質問をグループで議論・整理、グループから出された質問を専門家により整理を行ったので、論点を絞った質疑を行うことが出来た。</p>	<p>時間が超過した</p> <p>「私の提案」は意見の調整を行わず、参加者全員が可能な限り提案を発表したため、時間が超過した。</p>

## 5.2.2 課題

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の課題の整理を下記（表 13）にまとめた。

表 13 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の課題

<p>1) 時間を取る必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の余裕のあるスケジュールの作成</li> <li>・WSの回数を多くする</li> </ul>
<p>2) 地区のイメージを捉える「まちWS」を導入する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場での見学・調査などが必要</li> <li>・地区のイメージを確認できる資料作成</li> </ul>
<p>3) 多量の資料を学習する「まちWS」を導入する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に必要なテーマに関する「まちWS」を実施</li> <li>・わかりやすい資料による参加者負担の回避</li> </ul>
<p>4) パートナーシップによるまちづくり体制の確立の必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自由な提案、自主的な活動への支援する仕組み</li> <li>・住民と行政のパートナーシップの位置づけ</li> </ul>
<p>5) 「まちWS」を実施するために専門家が重要である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の力を十分に発揮させる専門家</li> <li>・「まちWS」の結果が計画へ反映できる専門家</li> </ul>

### 引用・参考文献

- ・荒木英昭、他、1999、「高知県におけるワークショップ手法による県民参加の現状と課題」(社)土木学会四国支部社会資本問題研究委員会 / 四国地方における社会資本整備の進め方に関する調査研究業務委託平成 11 年度業務委託成果報告書 p101 ~ 133
- ・浅野聡、1999、「伊勢市都市マスタープラン市民ワークショップ成長期 1999 - 総合的な「協働型まちづくり」システムへ」NIRA 政策研究 1999 Vol.12 No.12 p44 ~ 49
- ・有元和哉、他、2000、「中山間地域活性化計画策定におけるワークショップ手法の活用事例 - 馬路村魚梁瀬地区での活性化方策づくりワークショップ - 」土木学会四国支部第 6 回技術研究発表会講演概要集 p300 ~ 301
- ・伊藤雅春、2001、「建築・まちづくり計画における住民参加手法としてのワークショップの研究 - コミュニティの自立化をもたらす計画論 - 」千葉大学大学院自然科学研究科人間・地球環境科学科専攻環境建築学講座コミュニティ環境計画学
- ・内田晃、他『地方都市の都市計画マスタープランにおける策定プロセスと住民参加に関する研究 - 九州地域 74 自治体におけるケーススタディによる検証 - 』日本都市計画学会論文集 No.33 p.457 ~ p.462
- ・大谷英人、他、2000、「高知県におけるワークショップ手法による県民参加の現状と課題」土木学会四国支部第 6 回技術研究発表会講演概要集 p274 ~ 275
- ・大谷英人、2001、「市町村総合計画策定過程における「まちづくりワークショップ」の活用と展開可能性 - 計画さロプロセスにおける合意形成システム及び市民と行政・計画者とのパートナーシップシステムの確立に向けて - 」平成 11,12 年度科学研究費補助金（基盤研究◎(2)）研究成果報告書
- ・大谷英人、2002、「まちづくり雑記帳」若竹まちづくり研究所
- ・大坂谷吉行、他「室蘭市総合計画の策定プロセスと問題点 - 新総合計画と旧総合計画の比較と市民参加を中心に - 」日本建築学会技術報告集第 10 号 p257 ~ 262 / 2000 年 6 月
- ・大崎美香、他、2002、「都市計画マスタープランの策定状況 - 都市計画マスタープランにおける市民参加の課題その 1、その 2 - 」日本建築学会四国支部研究報告集第 2 号 p31 ~ 34
- ・大和田清隆、他、1998、「ワークショップ方式による都市計画マスタープラン策定成果と問題点 - 東京都調布市を例として」日本建築学会 1998 年度大会学術講演梗概集(九州)p251 ~ 252
- ・小林隆、他、1999、『マスタープランニングにおけるインターネット電子会議室の利用可能性』日本都市計画学会論文集 No.34p.469 ~ p.474
- ・国土交通省都市局 HP、2001（<http://www.mlit.go.jp/crd/city/index.html>） / 更新日時：2001 年 6 月 6 日
- 武内俊樹、2001、「K」ラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの方法と課題 - 高知広域都市計画区域マスタープラン第一回検討委員会におけるアンケート調査 - 」
- ・日本建築学会都市計画委員会・土地利用小委員会、2002、「都道府県都市計画区域マスタープランに関するアンケート調査（中間集計 2002 年 10 月 21 日）」
- ・中井検裕、2002、「マスタープランの策定と住民参加」財団法人都市計画協会 / 新都市第 56 巻第 7 号 p17 ~ 23
- ・廣澤靖子、他、2002、「計画案評価及び計画案しぼり込みワークショップの方法とその有効性その 1、その 2、その 3」日本建築学会四国支部研究報告集第 2 号 p37 ~ 40
- ・松永昭博、他、2001、「小松島港地区活性化に向けた市民参加型計画づくりの報告」第 24 回土木計画学研究発表会講演集 Vol.24 講演番号 137
- ・渡辺俊一、1999、「市民参加のまちづくり - マスタープランの現場から - 」学芸出版社

# **Application and Findings of new Workshop Technique in Urban Master Planning Stage**

## **-A Case Study of Master Plan Examination Meeting of Kochi City and Its Surrounding Areas-**

**1055132 Kazuya Arimoto**

### **Abstract**

#### **Purpose of Research**

The purposes of this research are to develop new workshop technique and apply this technique in practice by using the case study of master plan examination meeting of Kochi city and its surrounding area including Tosayamada town, Nankoku city, Haruno town and Ino town. Moreover, this research also aims to discuss the findings i.e., problems and improvement areas of this new technique from its application. Ultimately, by examining these objectives, this new workshop technique is proposed as a planning technique in urban master planning stage.

#### **Research Methodology**

This research firstly investigated present state of master plan of each city in case study and public participation techniques. The various “meeting” techniques in public involvement concept were reviewed from several literatures. Then, the new workshop technique was developed and applied in master plan examination meeting of Kochi city and its surrounding areas.

#### **New Workshop Technique Process**

The new workshop technique consists of three main processes. The first process is to identify conditions, problems, discussion themes in the studied area. The KJ label technique is used in this process. The second process is aim to make alternative policy and plan by using workshop technique. The final process is to draw and examine the questions and opinions from all participants regarding the alternative policy and plan in order to propose the final policy and plan later on.

#### **Conclusion**

Based on the result of application of this new workshop technique, the problems and areas of improvement were found out for future master plan examination. In brief, all participants should recognize the importance of urban master planning concept and implement the planning technique used for developing the entire master plan of particular region.

# 目次

要約	2
Abstract	13
第1章 研究の目的と方法等	16
1.1 研究の背景	16
1.2 研究の目的	16
1.3 既往研究の状況と本研究の位置づけ	16
1.4 研究の方法	17
第2章 都市計画マスタープラン及び参画の状況	19
2.1 都市計画マスタープランの状況	19
2.1.1 都市計画マスタープラン創設の背景と役割	19
(1) 都市計画マスタープラン創設の背景	19
(2) 都市計画マスタープランに要請される役割	20
2.1.2 市町村都市計画マスタープランの特徴と策定状況	21
(1) 市町村都市計画マスタープランの特徴	21
(2) 市町村都市計画マスタープランの策定状況	22
2.1.3 都市計画区域マスタープランの概要と基本的な考え方、策定状況	27
(1) 都市計画区域マスタープランの概要	27
(2) 都市計画区域マスタープランの目標年次	27
(3) 都市計画区域マスタープランの基本的な考え方	28
(4) 都市計画決定手続きに係る基本的考え方	29
(5) 都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係	35
(6) 都市計画区域マスタープランの策定状況	36
2.2 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加の現状市町村マスタープランに おける市民参加の現状	36
2.3 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加手法の事例	37
2.3.1 インターネットを利用した大和市の事例	37
2.3.2 まちづくりワークショップによるプランづくり - 伊勢市の事例	40
2.4 市民参画手法としての「まちWS」の位置づけ	41
2.4.1 市民参加手法のレベル分け	41
2.4.2 市民参画におけるワークショップ手法の位置づけとその定義	42
第3章 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要	44
3.1 高知広域都市計画区域の概要	44
3.2 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要	44
第4章 都市計画区域マスタープラン策定にあたってのまちづくりワークショップの留意点	44
4.1 広域計画策定における参加の難しさ	44
4.2 広域計画策定段階でのワークショップ設計にあたっての留意点	44

第5章 高知広域都市計画区域マスタープランにおけるワークショップの設計と実践	45
5.1 KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの実践	45
5.1.1 ねらい	45
5.1.2 設計	45
5.1.3 実践とその結果	46
5.1.5 参加者及び聴者の評価	47
5.2 方針・計画づくりワークショップの実践	47
5.2.1 ねらい	47
5.2.2 設計	47
5.2.3 実践と結果	50
5.3 質疑及び私の提案ワークショップの実践	52
5.3.1 ねらい	52
5.3.2 設計	52
5.3.3 実践と結果	52
第6章 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理	54
6.1 ワorkshop手法の役割分類と整理	54
6.2 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理	55
6.2.1 成果と問題点	55
6.2.2 課題	56
参考・引用文献一覧	58
謝辞	60
資料編	61

## 第1章 研究の目的と方法等

### 1.1 研究の背景

近年、全国各地で住民の多様なまちづくり活動が、かつてない盛り上がりを見せている。北海道から沖縄まで、巨大都市から過疎の農山村まで、住民主体のまちづくりの芽が見られないところはない。また、政府から小さな市町村にいたるまで行政は、「住民参加のまちづくり」を提唱している。そして、その「住民参加のまちづくり」を支える一つとして「まちづくりワークショップ（以下「まちWS」と略す）の方法と技術は、日本全国に広がった。

「まちWS」の核心は、新しい社会的コミュニケーションの世界が開かれるところにある。市民と行政の間の壁、市民相互の間の壁が、「まちWS」によって、思いがけないほどあっけなく乗り越えられる。このことが、それぞれの主体の間にあったワダカマリや、消極的な姿勢を見事に溶かし去り、まちづくりにおける住民と行政のパートナーシップという長年の課題が「まちWS」によって溶解し始めている。[林,1996:9]

90年代、都市計画法改正による市町村都市計画マスタープラン（以下「市町村MP」と略す）策定への住民参加と、河川法の改正による計画への住民参加が制度的にビルトインされた。

市町村MPは、市町村都市計画に関する基本的な方針が制度化されたもので、市町村MPの注目すべき点としては、その策定過程において市民参加を取り入れることが義務づけられたことにある。

しかし、参加の手続きに具体的規定が欠けた結果、アンケートを「住民参加」と称したり、計画策定委員会に、住民がおすみつき程度に参加しているといった例は枚挙にいとまがないが、一方、いくつかの市町村では、市町村MPにおいて、試行的にはあるが「まちWS」を進めており、住民参画の成果も見られる。

また、「都道府県都市計画区域マスタープラン（以下「区域MP」と略す）」は、市町村MPの策定を受け、2001年5月制定された。高知県は2002年「高知広域都市計画区域マスタープラン（以下「高知区域MP」と略す）検討委員会（以下「高知区域MP委」と略す）」を設置し、策定作業を「まちWS」を行い、県民参加（参画）の計画づくりをすすめている。

### 1.2 研究の目的

本研究では、広域計画策定段階における「まちWS」の方法論の一般化を図るための前段として、高知区域MP委における「まちWS」の提案と実践を通じて、このWS手法の成果・問題点を整理し、課題を抽出することを目的とする。

### 1.3 既往研究の状況と本研究の位置づけ

ワークショップ（以下「WS」と略す）の定義やその歴史・概要については、中野[中野,2001]によってわかりやすくまとめられている。また、「まちWS」については、林・大谷らによって「まちWS」の意義やあり方、「まちWS」の全体的有効性について論説[林,1996や,大谷2002]がある。さらに、「まちWS」の技法等については、世田谷まちづくりセンターによって「参加のデザイン道具箱1～3」[浅海義治ら,1994～]としてまとめられている。ちなみに、高知県における「まちWS」の現状と課題等については、大谷や有元、廣澤[大谷,1999、廣澤,2002、有元,2000]等の研究がある。

計画策定に関わる「まちWS」の有効性等については、市町村総合計画策定過程では、「まちWS」の有効性や活用と展開可能性についての大谷らの研究[大谷,2001や大坂谷2000]がある。また、「市町村MP」策定過程では、渡辺らから「市町村MP」策定段階の現場からの報告として、市民参加の各

種の試みが報告 [ 渡辺, 1999 ] されており、さらに、個別の詳細な報告としては、浅野らによる伊勢市都市マスタープランにおける市民WSの実践と評価 [ 浅野, 2000 ] や大和田の東京都調布市を例としたWS方式による都市計画マスタープラン策定成果と問題点 [ 大和田, 1998 ] がある。

市町村MPの策定現況と市民参画の状況については、国土交通省の調査 [ 国土交通省, 2001 ] や内田他の九州地域 74 自治体をケーススタディとしての地方都市の都市計画マスタープランにおける策定プロセスと住民参加に関する研究 [ 内田, 1998 ]、大崎らの研究 [ 大崎, 2002 ] などがある。

また、区域MPの策定現況については、日本建築学会のアンケート調査による中間報告 [ 土地利用小委員会, 2002 ] があり、また、区域MPの市民参加(参画)の困難さについての指摘が中井 [ 中井, 2002 ] によってなされている。

「まちWS」は、これまで、施設づくりや地区(コミュニティ)の計画づくり、そして、上記したように市町村の領域を対象としたものが多く、広域を対象とした「まちWS」の方法は未知である。また、区域MPの策定といった広域におけるにおける市民参画の計画策定(「まちWS」による計画づくり)の報告はまだなされていない。

そこで本研究は、広域を対象とした計画策定段階における「まちWS」の方法の開発及びその有効性に関する検証研究として位置づけている。

#### 1.4 研究の方法

本研究の方法は、第一段階として 都市計画マスタープラン(市町村MP、区域MP)の策定状況や、市町村MPにおける市民参加の現状を整理する。また、市民参画と「まちWS」の関係を整理するとともに、「まちWS」等による市町村MPにおける市民参画の事例を調査する。

さらに第2段階としては、高知区域MP委の概要と、区域MP策定にあたっての「まちWS」の留意点を整理する。

第3段階として、整理された留意点から、3つのWS(KJラベルを用いた広域課題抽出WS、方針・計画づくりWS、質疑及び私の提案ワークショップ)の設計を行い、高知区域MP委での実践を行う。そして、最後に、その実践の結果から一連の広域計画策定段階における「まちWS」手法の成果と課題の整理する(図 1.1)。

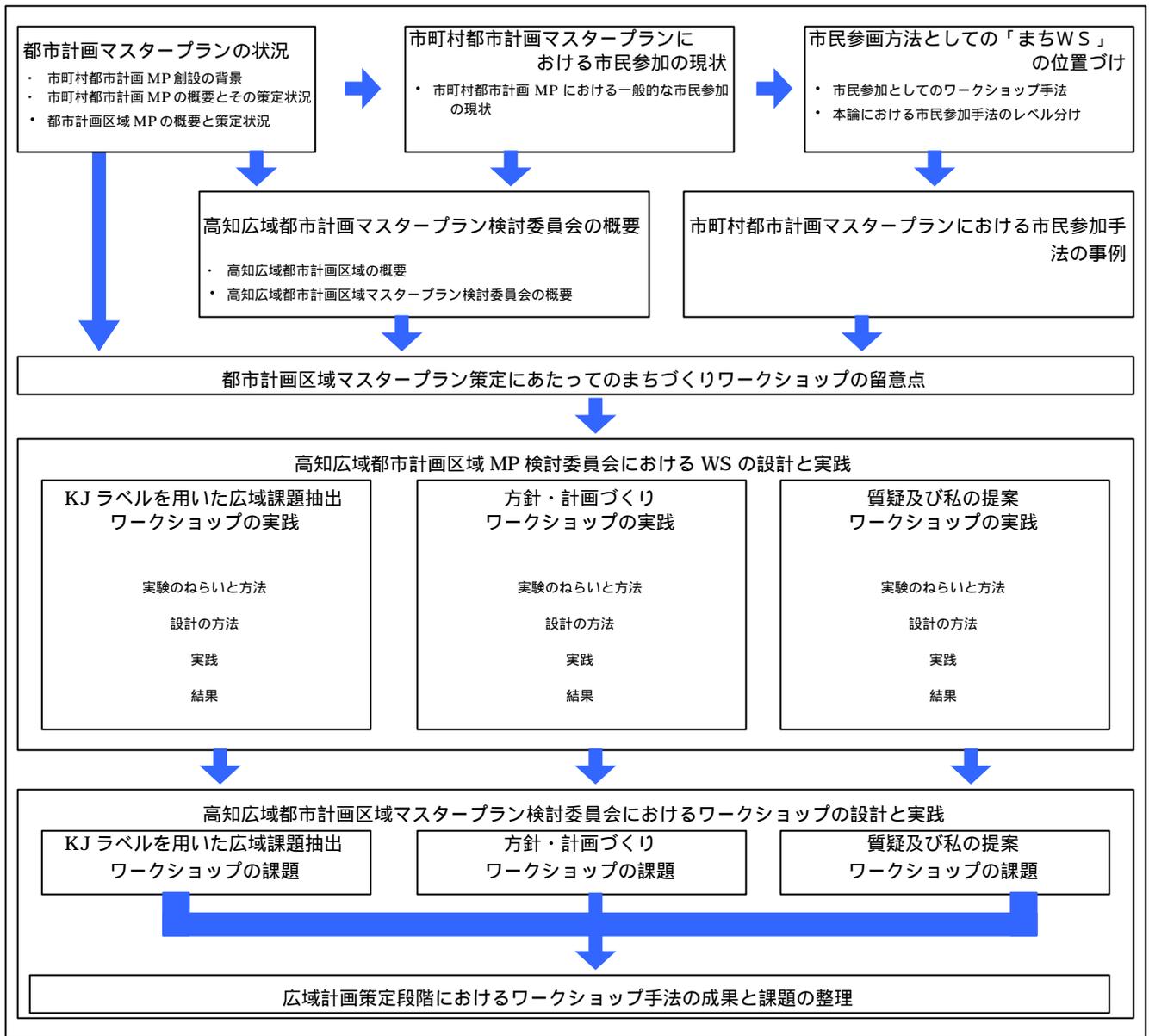


図 1.1 研究の方法

## 第2章 都市計画マスタープラン及び参画の状況

### 2.1 都市計画マスタープランの状況

#### 2.1.1 都市計画マスタープラン創設の背景と役割

##### (1) 都市計画マスタープラン創設の背景

平成12年の都市計画法改正により「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画マスタープラン）」が新たに設けられた。これは従来、線引き都市計画区域のみを対象としていた「整備、開発又は保全の方針」に代わり、線引き、非線引きを問わず、都市計画区域ごとのマスタープランとして位置付けられる事となった。

現行都市計画法は、急速な都市化による無秩序な市街化の拡大を防止し、計画的な市街化を図ることを主たる目的として、昭和43年に制定されたが、法制定後30年以上を経過し、都市を巡る社会経済状況は、人口動態、産業立地、国民の意識など、多くの面で変わってきた。また、平成11年の地方分権一括法により、都市計画に関する事務は自治事務となり、各地方公共団体が、地域の課題に応じて、より柔軟に活用できる仕組みとする要請が高まってきている。

都市計画区域マスタープランは、こうした時代背景を受けて、創設された制度である。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全する事を目的として、必要なものを一体的、総合的に定めるものであり、都市計画区域ごとに都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針をあらかじめ明示し、それに即して具体的な都市計画のものが定められるというわかりやすい体系とする事が重要である。

従来、都市計画区域のマスタープランとしては、市街化区域及び市街化調整区域の区分（線引き）を行なう際の各区域の「整備、開発又は保全方針」が機能していたが、線引きをしない都市計画区域には同様のマスタープランの制度が存在していなかった。このため、今回の法改正によって、線引きしない都市計画区域を含め、全ての都市計画区域について、都市計画手続きを経てマスタープランを作成するように定めたものである。

#### [根拠法]「都市計画法第6条の2」

都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市計画の目標

二 次条第1項に既定する区域区分の決定の有無及び該当区域区分を定めるときはその方針

三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第11条第1項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

～ （略）

・具体的に講ずべき施策（中略）

#### 1. 都市計画のマスタープランの充実

（中略）

<具体的な制度構成のあり方>

従来の、市街化区域及び市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」を拡充し、全ての都市計画を対象にした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（仮称。以下「都市計画の方針」と略称する。）を創設する必要がある。この都市計画の方針は、都市計画区域を指定した都道府県が、都市計画手続きを経て定めることとし、都市計画区域内の都市計画は、都市計画の方針に即して定めなければならないことを法令上明確化する。

・都市計画の方針には、都道府県決定の都市計画に関する事項か、市町村決定の都市計画に関する事項かを問わず、当該都市計画区域を整備し、開発し、保全する上で重要な事項を規定することとすべきである。また、都市計画の方針に定めるべき項目については、法令上明確にすることが望ましい。

・地球温暖化の防止等地球環境の保全に資するよう環境負荷の少ない街づくりをどのように進めるか、都市計画として各種の社会的課題（廃棄物関連施設の立地のあり方、都市の防災性の向上、高齢者・障害者を含めたノーマライゼーションの実現等）にどのように対応するかといった内容については、各地方公共団体の判断で、必要な範囲で規定するものであることが必要である。

・都道府県は、都市計画の方針を定める際には、当該都市計画区域の状況のみならず、隣接・近接する他の都市計画区域の状況や都市計画区域外の状況を踏まえ、広域的観点から定める必要がある。

## （2）市計画マスタープランに要請される役割

都市計画区域マスタープランに良い精される役割には多様なものがあるが、大きな役割としては次のようなものが考えられる。

将来像を明示し、整備、開発及び保全する重要な事項を明確にする役割

住民に理解しやすい形での当該都市計画区域の将来像を明示するとともに、将来像を実現するための整備、開発及び保全に関する重要事項を明確にして、実現に向けた道筋を示すことが求められる。

各種の社会的課題に対する都市計画としての対応方法を明らかにする役割

地球温暖化の防止等地球環境の保全、都市の防災性の向上、高齢者・障害者を含めたノーマライゼーションの実現など、各種の社会的課題に対して、都市計画としてどのように対応を図っていくかを明らかにして、具体的なまちづくりにつなげていくことが求められる。

都市整備の実現方策を明確にする役割

将来像を実現するための土地利用の規制・誘導に関する都市計画歳暮の運用方法や、都市施設や市街地開発事業の整備プログラムを明らかにして、都市整備を着実に推進していく事が求められる。

広域的な観点に立った都市計画の立案に資する役割

都市計画の方針を定めるに際し、当該都市計画区域の状況のみならず、隣接・近接する他の都市計画区域の状況や都市計画区域外の状況を踏まえ、広域的な観点から、土地利用のあり方や都市施設の

立地の考え方を明らかにすることが求められている。

また、この役割をより明確にするために、当面は都市計画区域ごとに策定する都市基本計画（都市計画区域マスタープランの前段部の本県独自調査）を、将来的には、隣接・近接する複数の都市計画区域をまとめた形で策定するものとする。

[参考]「都市計画運用指針」(マスタープランに要請される役割)

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来的に長期的な見通しをもってさだめられる必要がある。

また、ここの都市計画の決定にあたっては、その必然性、妥当性が説明される必要があるが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来の目指すべき都市像との関係を踏まえ、総合性、一体性の観点から常に検証されなければならない。

このため、都市計画法第6条の2の気手に基づく都市計画マスタープラン、法第18条の2の規定に基づく市町村マスタープランにおいては、それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな蜜筋を明らかにしておくことが、極めて重要であり、そうした機能の発揮こそ都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに求められているといえよう。

このマスタープランにおいて、どのような都市をどのような方針の下に実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待しうるものである。

## 2.1.2 市町村都市計画マスタープランの特徴と策定状況

### (1) 市町村都市計画マスタープランの特徴

市町村マスタープランは、平成4年の都市計画法改正で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられた制度であり、市民参加によるワークショップの開催や、まちづくり協議会による検討等、市町村の創意あふれる取り組みにより、個性的なマスタープランが立案されてきている。

[根拠法]「都市計画法第18条の2」

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

市町村マスタープランが制定される以前には、都市計画の目標の希薄さや地区レベルの配慮の希薄さなど、数多くの問題があった。そのため、それらを改善するために市町村マスタープランが制定された。[森村,1998:3~4]

市町村マスタープランの主な特徴を以下にまとめた。

都市マスは市町村が決定する都市計画である

「整開保の方針」が都道府県決定であるのに対して、都市マスは市町村の主導性をできるだけ認め、地域に密着した都市計画を実現させるための市町村が決定する都市計画であり、「整開保の方針」に基づく土地利用計画と、都市マスをもとにした地区計画等の地域のまちづくりとが連携し、役割分担する「2段2層」の体系となる（図 2.6）。また、「整開保の方針」は法定計画であるのに対して、都市マスは法に拠る計画ではあるが、手続きとして都道府県決定を要さないこと、さらに、計画期間は「整開保の方針」が 10 年、都市マスが 20 年とされている等の相違点をもつ。

都市マスでは「全体構想」の他に「地域別構想」の策定が重視されている

都市マスでは、市町村全域を対象とした「全体構想」と合わせて、「地域別構想」の策定が重視されている。地域別構想は\*「既成市街地の住宅地にあっては、一ないし数個の小学校区程度の広がりを目安とする」等、適切なまとまりで策定されるべきものとされている（\*「」内は、1993 年 6 月 25 日付建設省年局長通達「市町村の都市計画に関する基本的な方針について」(都市マスの内容は都市計画法第 18 条の 2 に示されているが、その中には都市マスと他の計画との関係、望ましい策定手続きについて書かれているだけで、内容についての記述はない。そのため翌年（1993 年）6 月、3 つの通達（建設事務次官通達、都市計画局長通達、都市計画課長通達）により、国土交通省が意図している都市マスの内容等について明らかにされた。）による。以下同じ）

都市マスにはさまざまな市民参加が図られている

都市マスの策定における大きな特徴の一つとして、原案作成プロセスにおける市民参加が取り入れられていることがあげられる。都市マスの立案に際しては、\*「公聴会・説明会の開催、パンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うもの」とされ、さまざまな市民参加が図られる。また、決定に際しては\*「市町村審議会の議を経る」こと、成果の公表については\*「庁舎への図書の備付け及び閲覧、積極的な広報の実施、概要パンフレットの作成・配布」等が行われるよう指示されている。

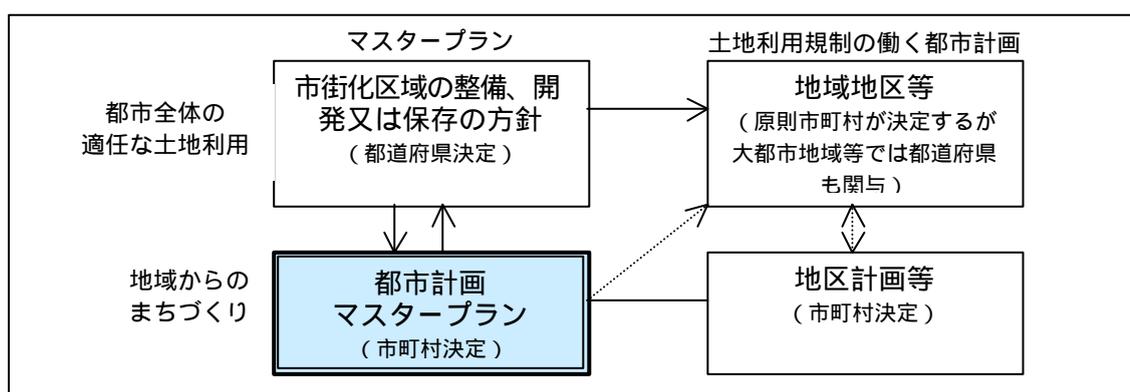


図 2.1 都市計画の 2 段 2 層の体系（『都市計画マスタープランの策定手法（まちづくり映像シリーズ 33）』

地域科学研究会）

## (2) 市町村都市計画マスタープランの策定状況

国土交通省では現在、インターネットに 1998（平成 10）年までの全国の都市マス策定状況及び各自自治体へのアンケート調査の報告等を記載している。アンケート調査の対象は都市計画区域をもつ 2025

市町村（特別区を含む）であり、アンケートの回収率は100%であった。

この項では、国土交通省都市局のホームページ[国土交通省,2001]から都市マス策定状況及び各自治体へのアンケート調査等のデータを引用し、都市マスの策定状況の把握を行った。

### 都市計画マスタープラン策定済み市町村数

1998年5月31日現在の都市マスの策定状況をみると、都市計画区域をもつ2025市町村のうち、343市町村（16.9%）が策定済みとなっている。

### 都道府県別にみた都市計画マスタープラン策定済み市町村数

都道府県別に策定状況をみると、最も策定済みの市町村が多いのは愛知県で63市町村、2番目に多いのは滋賀県で24市町村、3番目に多いのは神奈川県と岐阜県でそれぞれ23市町村となっている（表2.1、図2.2）。しかし、10市町村以上策定されている都道府県は12しかなく、都道府県によって策定市町村数に差があることが分かる。また、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県では都市マスが全く策定されていない。

表 2.1 都道府県別にみた都市計画マスタープラン策定状況（1998年5月31日現在）

地方	北海道						東北						北陸				関東						中部				
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	新潟県	富山県	石川県	福井県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県	愛知県			
策定終了市町村	3	9	3	7	10	2	11	10	5	2	3	2	3	8	7	8	12	23	3	1	23	1	18	63			
地方	近畿						中国				四国			九州					沖縄	計							
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	47			
策定終了市町村	24	2	13	16	11	0	1	6	3	6	1	0	1	7	0	0	1	3	0	5	1	3	2	343			

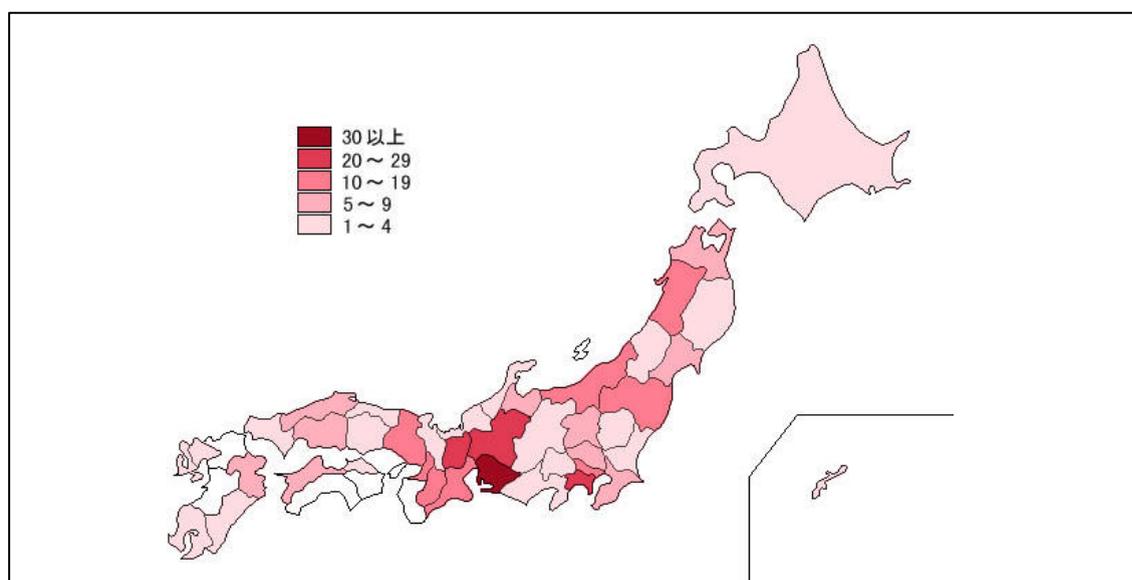


図 2.2 都道府県別にみた都市計画マスタープラン策定状況（1998年5月31日現在）

### 年度別にみた都市計画マスタープラン策定済み市町村数

年度別に策定状況を見ると、1994年度の段階で21市町村であったのが、1995年度には89市町村、1996年度には218市町村、1997年度には323市町村となっており、1998年5月31日の段階では343市町村となっている（表2.2、図2.3）。このことから、策定済みの市町村が年度を追って徐々に増えていることが分かる。

表2.2 年度別にみた都市計画マスタープラン策定状況（1998年5月31日現在）

年度	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)
策定終了市町村	21	89	218	323	343

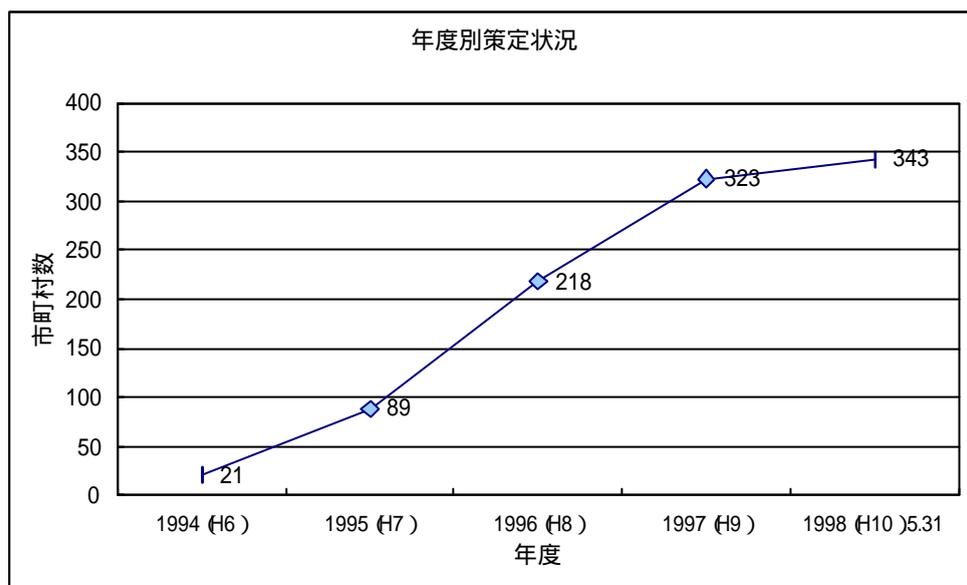


図2.3 年度別にみた都市計画マスタープラン策定状況（1998年5月31日現在）

### 都市計画マスタープラン未着手の理由

1992年に都市計画法改定により都市マスができてから、都市マスの策定状況は増加の一途をたどっている。しかし、依然として都市マスが未着手となっている市町村も数多く存在する。1997年1月末現在では、対象となった2025市町村のうち、「策定済み」は286市町村、「策定中」は845市町村、「未着手」は894市町村であり、約44%が未着手であることが分かる（表2.3）。

国土交通省による「都市マス未着手の理由（未着手の市町村（894市町村）を対象とする）」についてのアンケート結果を見ると、未着手の理由としては以下のような点があげられている（図2.4）。

- ・ マンパワーの問題
- ・ 線引き・用途地域の見直しにあわせて実施
- ・ 財政上の問題
- ・ 計画策定の必要に乏しい
- ・ 住民意識がそこまで達していない
- ・ その他

表2.3 都市マスの策定状況（1998年1月末現在）

	策定済み	策定中	未着手	合計
全国	286 (14.1%)	845 (41.7%)	894 (44.1%)	2,025 (100.0%)
うち市	112 (16.1%)	411 (59.2%)	171 (24.6%)	694 (100.0%)
うち市町村	174 (13.1%)	434 (32.6%)	723 (54.3%)	1,331 (100.0%)

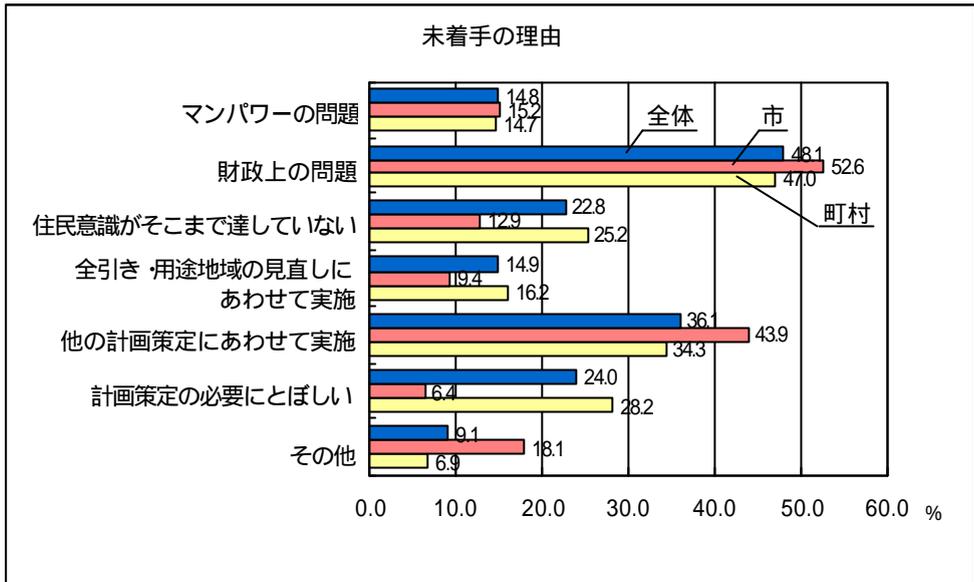


図 2.4 「都市計画マスタープラン未着手の理由」のアンケート結果（1998 年 1 月末現在）

### 全体構想と地域別構想との関係

国土交通省による「全体構想と地域別構想の関係」(策定済みの市町村(286市町村))を対象とする)についてのアンケート結果をみると、「全体構想と地域別構想をほぼ同時に並行して策定した」市町村は46.2%、「全体構想が先行し、地域別構想を後から作った」市町村は43.4%、「地域別構想を策定し、それを積み上げて全体構想とした」市町村は4.9%、「全体構想と地域別構想をそれぞれ個別に作成した」市町村は3.8%となっている(図2.6)。

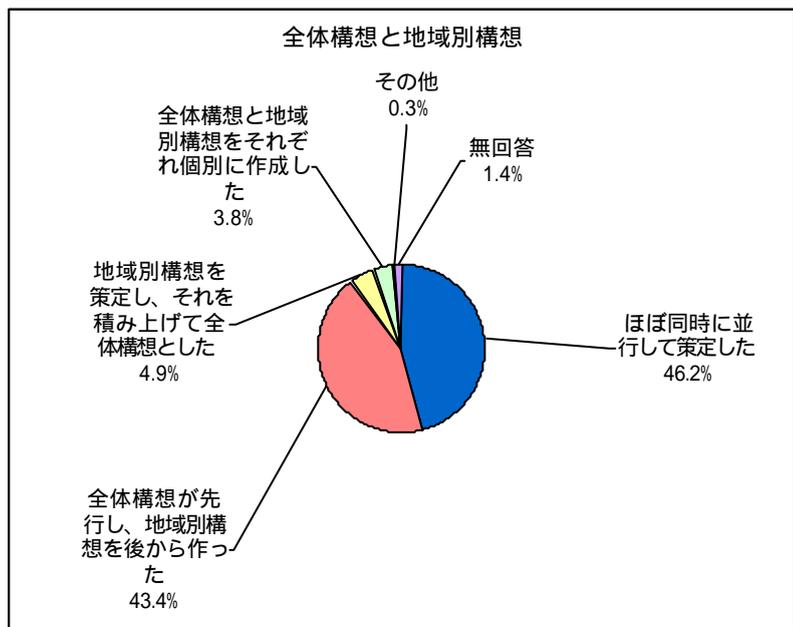


図 2.6 「全体構想と地域別構想の関係」のアンケート結果（1998 年 1 月末現在）

### 市民参加に関する各自治体の意識

国土交通省による「都市マス策定における市民参加の意識」(策定済みの市町村(286市町村)を対象とする)についてのアンケート結果をみると、「大いに力を入れた」市町村は12.2%、「どちらかと言えば力を入れた」市町村は30.1%、「どちらとも言えない」市町村は41.6%、「あまり力を入れなかった」市町村は15.4%となっている(図2.7)。このことから、市民参加に大いに力を入れた市町村は約12.2%であり、80%以上の市町村が市民参加を積極的に反映させることができていないことが分かる。

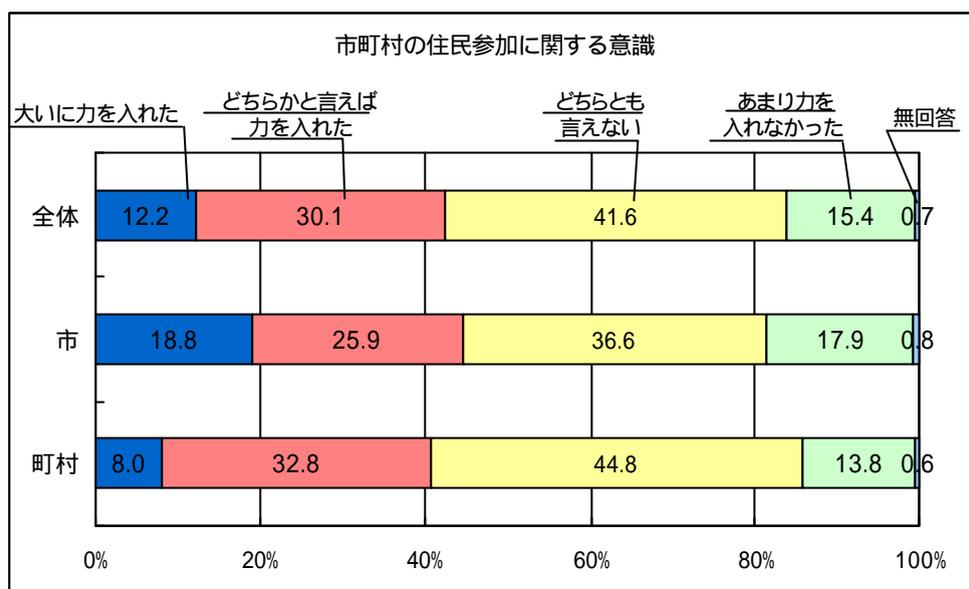


図2.7 「市町村の市民参加に関する意識」のアンケート結果(1998年1月末現在)

### 高知県における都市計画マスタープラン策定状況

高知県では現在、都市計画区域を持つ24市町村のうち南国市、伊野町、中村市、宿毛市の4市町村で策定済みとなっている。また、今年度末には策定中の8市町村を含め、12市町村が策定済みとなる予定である(表2.5)。都市マス策定に取り入れた市民参加の方法としては、意識調査アンケート、説明会、策定委員会、意見交換会などがあげられる。

また、2000年5月に都市計画法が改定されたことにより、高知県では「高知県改正都市計画法検討委員会」を2001年5月に設置し、高知広域都市計画区域(高知市、南国市、土佐山田町、伊野町、春野町で構成)のマスタープラン策定に向け、マスタープランの核となる土地利用の方針(区域区分の有無)を主眼に検討することとなっている。

表2.5 高知県における都市計画区域と都市マス策定状況および市民参加の手法(2001年6月現在)

区域	市町	策定済み	策定中	未着手	住民参加の手法
高知広域	高知市				市民による策定委員会、まちづくりトーク、HP公開
	南国市				住民及び中学生へのアンケート実施、住民説明会、各種団体の代表による策定委員会
	土佐山田町				
	春野町				
	伊野町				商工業推進協議会メンバーを中心とした策定委員会
東洋	東洋町				
室戸	室戸市				
安芸	安芸市				高校生を対象とした意見交換会、アンケート、地元説明会

香南	野市町				アンケート、住民参加による策定委員会
	香我美町				
	夜須町				
本山	本山町				
	土佐町				
土佐	土佐市				
佐川	佐川町				
越知	越知町				
須崎	須崎市				
中土佐	中土佐町				
窪川	窪川町				
	佐賀町				各種団体による策定委員会
	大方町				住民と行政の協働によるまちづくり(策定委員会等)
中村	中村市				市民意識調査、市民代表による策定委員会
土佐清水	土佐清水市				
宿毛	宿毛市				住民アンケート実施

策定中の区域には未公表のものも含んでいる。

### 2.1.3 都市計画区域マスタープランの概要と基本的な考え方、策定状況

#### (1) 都市計画区域マスタープランの概要

都市計画区域マスタープランは、正しくは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)といい、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を定めるものである。また、都市計画区域マスタープランは、平成16年5月17日までに都市計画決定することされている。

そこで、県や市町村は、どのような都市計画を行うかについて、地域の特性を考慮しながら幅広く決めることができるようになった。よりよいまちづくりのためには、土地利用のコントロールや都市施設整など様々なことを、秩序だて適切な時期に適切な内容で進めていく必要がある。このため、まちづくりの基本的な方針を示すマスタープランが不可欠となる。

また、マスタープランには、まちづくりに対する合意形成を図り、基本的な方針をあらかじめ明らかにした上で、個々の都市計画をこれに基づいて定めるという分かりやすい都市計画決定のしくみを創り出すという目的もある。

#### (2) 都市計画区域マスタープランの目標年次

都市計画区域マスタープランの目標年次は、おおむね20年後の将来都市像を展望して定めるものとし、そのうち市街化区域の規模や都市施設の整備、市街地開発事業については、おおむね10年以内に実施するものを目標として示すものとしている。

表 2-6：都市計画区域マスタープランの目標年次

計画の内容	対象期間
都市計画区域マスタープランが示す将来都市像の目標年次	おおむね20年後
市街化区域のうち、10年以内に市街化を図るべき区域	おおむね10年後
都市施設、市街地開発事業	おおむね10年以内

[参考]「都市計画運用指針」(都市計画区域マスタープラン対象期間)

都市計画区域マスタープランは、その要請される役割からすれば、基本的には、長期的にみて安定が求められる。

また都市計画区域マスタープランに即して定められることとなる具体の都市計画は、それが総体として、都市施設整備、市街地開発事業とあわせて、民間セクターの建築活動に対する規制、誘導により目指すべき都市像を実現しようとするものであり、建築物の更新間隔等を勘案すれば、都市計画区域マスタープランにおいてはおおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向は定められることが望ましい。

ただし、市街化区域のうち、おおむね 10 年以内に市街化を図るべき区域に関連する事項(市街化区域の規模等)については、その主旨に鑑み、おおむね 10 年後の将来予測を行った上で定められることが望ましい。

また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね 10 年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましい。

### (3) 都市計画区域マスタープランの基本的な考え方(都市計画運用指針より)

都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるべきである。

都市計画区域マスタープランにおいては、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。

但し、市街化区域のうち、おおむね 10 年以内に市街化を図るべき区域に関連する事項(市街化区域の規模等)については、おおむね 10 年後の将来予測を行ったうえで定められることが望ましい。

また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね 10 年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましい。

都市計画区域マスタープランは、個々の都市計画に関する記述の羅列ではなく、どのような方針でどのような都市を作ろうとしているかを示すとともに、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について、将来のおおむねの配置、規模等を示すことが望ましい。また、各地方公共団体の判断で、各種の社会的課題への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局等と調整を図ったうえで、都市計画の目標に記述することも考えられる。

なお、都市計画区域マスタープランの内容については、図面等を用いてわかりやすく示すことが望ましい。この場合、地形図又はイメージ図を用いることも考えられる。

都市計画区域マスタープランの策定後の状況の変化に対応するため、必要に応じて、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れて、都市計画区域マスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。

都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましい。この場合、例えば複数の都市計画区域で広域的なマスタープランを策定したうえで、これを踏まえて各都市計画区域マスタープランを策定することも考えられる。

具体の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即することが必要とされるが、このことは、具体の都市計画が都市計画区域マスタープランが示す都市の将来像、その実現に向けての大きな道筋との間で齟齬を来たすものであってはならないという趣旨であり、個別の都市計画についての記述が都市計画区域マスタープランに盛り込まれていなければならないということではない。

都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、当該マスタープランに盛り込む事項が当該都市計画区域の生活環境、自然的環境等に及ぼす影響について十分に配慮することが望ましい。

都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、法第13条第1項第1号の趣旨から道路法に規定する道路整備計画と十分な調和を図る必要があり、この観点から道路担当部局との間で協議を図った上で案を作成することが望ましい。

#### (4) 都市計画決定手続きに係る基本的考え方

都市計画区域マスタープランの策定手続きにおいて、市町村マスタープランと同様に市民参加によるワークショップの開催や、まちづくり協議会による検討等、市町村の創意あふれる取り組みにより、個性的なマスタープランを立案する動きが見られる。

#### [参考]「都市計画運用指針」(都市計画決定手続きに係る基本的考え方)

近年、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められており、都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続については、特にその要請が高まっている。

また、環境問題や少子・高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっているところである。

このため、今後の都市計画決定手続においては、以上のような状況を十分踏まえ、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、都市計画の確実な実現を図る観点から、これまで以上に都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである

#### 2. 個別の都市計画決定手続等について

##### (公聴会・説明会の開催等)

法第16条第1項では、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認め

るときは、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされている。これは、都市計画の案が作成された後の手続としての法第17条の縦覧及び意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である。特に、法第16条第1項において公聴会の開催を例示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保するべきという趣旨であることに留意する必要がある。

この点、説明会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民に説明する場と考えられ、公聴会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民が公開の下で意見陳述を行う場と考えられる。

都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催するべきである。ただし、説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知され、かつ、都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているときは、その説明会を公聴会に代わるものとして運用することも考えられるが、この場合においても、住民がその内容を十分把握した上で、公開の場での意見陳述を行うための場となるよう十分留意するべきである。

なお、市町村マスタープランについては法第18条の2により、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずるものとされている。

住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催に加えてまちづくりの方向、内容等に関するアンケートの実施、まちづくり協議会を中心としたワークショップの開催、まちづくり協議会による案の提案等各種方策を、地域の实情に応じて実施することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮するべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する都道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等の方法については、都道府県又は市町村においてその事情に応じ決定することとなるが、その際、上記について十分留意するとともに、できるだけ必要な事項をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。

#### (地区計画等の案の作成等)

住民に最も身近な都市計画である地区計画等については、区域内の詳細な土地利用、施設等に関する計画であり、土地の所有者等に具体的な制限・負担が課せられる場合があることから、土地の所有者等の利害関係者から意見を求めて作成することに加え、市町村の条例で、住民又は利

害関係人から地区計画等の決定若しくは変更又は地区計画等の案となるべき事項を申し出る方法についても定めることができることとされている。

申し出の方法を条例で定めることができることとされているのは、地区計画等の作成が市町村の自治事務であることから、申し出の方法についても市町村の判断によることとしたものであり、法第16条第3項が地区計画等の作成における住民参加を実効性あるものとするを目的として規定されていることに鑑みれば、市町村においては、申し出の方法を条例に定め、積極的に住民参加を促すことが望ましい。

#### (都市計画の案の理由書)

法第17条第1項では、都市計画の案の公衆への縦覧の際に、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添付することとされているが、これは都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることとしたものである。

したがって、理由書において、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。また、用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、これらの都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。

#### (都市計画決定手続の条例による付加)

都市計画手続に係る事務は、自治事務であることから、地方公共団体の判断において条例で手続を付加することは当然可能であるが、都市計画法上の手続は、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続であることから、条例によって手続を簡素化することは許されないと解すべきである。法第17条の2は、上記の趣旨を確認し、明確化したものであることに留意すべきであり、都市計画について住民の合意形成を図り、都市計画を着実に実施するため、当該条例の制定について積極的に検討されることが望ましい。

条例の内容としては、市町村マスタープランや都市計画について、公聴会、説明会を必ず開催するものとする、都市計画の案の縦覧期間を法定の2週間よりも長い期間とすること、まちづくり協議会による提案等の住民の意見を反映しながらまちづくりを行う方法を定めること等が考えられる。

#### (都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計

画の着実な実施を図る観点から重要となってきた。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。意見を求める事項としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 都市計画区域マスタープラン又は市町村マスタープランの案の作成
- ・ 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例の案の作成
- ・ 基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報提供のあり方 等

(都市計画に関する知識の普及及び情報の提供)

都市計画が円滑かつ的確に決定され、その内容が実現されるには、決定された都市計画を住民自らがまちづくりのルールとして受入れ、これを積極的に遵守していく姿勢が根底になければならない。

その意味で、身近なまちづくりについて住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっている中、これまで以上に都市計画への住民参加を、実効性のあるものとするのが求められているといえる。

このため、地方公共団体にあっても、地域住民に対して、都市計画制度についての理解を深めると同時に、まちづくりに参画しやすい環境の整備に資するよう、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めることが肝要であり、このための方策として、地域の実情に応じて例えば以下のような取り組みを行うべきである。

- ・ 都市計画制度に関する講習会、ワークショップ等の開催
- ・ まちづくり協議会等への支援
- ・ 都市計画に関するパンフレット等の作成
- ・ 都市計画に関するホームページの作成、インターネットの活用 等

特に、上記のホームページの作成、インターネットの活用については、近年、インターネット利用者が急激に増加しており、今後、従来の「市政だより」等の手法に代わって住民が都市計画にアクセスする有効な方法になると考えられることから、例えば、住民にわかりやすい都市計画制度についての基本的な解説、既に定められている都市計画に関する情報提供（図面を含む。）公聴会・説明会の開催日時のお知らせ、都市計画案の縦覧の期間、場所等都市計画決定手続についての情報提供、現在定めようとしている都市計画の案の内容についての情報提供（図面を含む。）意見募集等に活用することが考えられる。

(都市計画に関する人材育成及び専門家の活用)

住民の主体的な参画によるまちづくりを進めるためには、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、まちづくり活動への支援、住民からの意見の聴取、ワークショップの開催といったきめ細かいフィードバック作業を積み重ねて、合意形成を図っていくことが重要である。

このため、地方公共団体においては、都市計画に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、執行体制の充実を図ることが望ましい。

また、地方公共団体における執行体制が必ずしも十分でない場合には、都市計画の専門家を活用することも有効であり、例えば、豊富な知識や経験が必要とされるマスタープランの案の作成、地区計画の案の作成等を行うに当たっては、地方公共団体が有するまちづくりの基本的な方向を十分理解している専門家から具体的な提案を受けて都市計画の案を作成することが望ましい。

### 3. 都市再生特別措置法に規定する都市計画の提案制度

(都市再生特別措置法に規定する都市計画の提案制度の基本的考え方)

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。)第5章第2節に規定する都市計画の提案制度は、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で指定される都市再生緊急整備地域において、民間からの都市計画の発意を積極的に受け止めることとすることにより、民間による都市開発を積極的に誘導し、都市の再生を強力に推進することを目的として創設されたものである。

制度の運用に当たっては、このような趣旨を十分踏まえ、民間からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれるものである。

(都市計画の提案制度の運用に当たり留意すべき事項について)

#### (1) 提案の要件等

都市計画の素案の内容は、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであることとされているが(都市再生法第37条第2項第1号)、ここでいう「その他の法令に基づく都市計画に関する基準」には、法第6条の2第3項(都市計画区域マスタープラン)、第7条の2第2項(都市再開発方針等)等のほか、再開発法第3条(第一種市街地再開発事業の施行区域の要件)等の法以外の法令に定めるものも含まれるものである。また、都市再生緊急整備地域の地域整備方針(都市再生法第15条)は、法第13条第1項に規定する国の定める地方計画に該当するものであり、都市再生法第37条第2項第1号に規定する都市計画に関する基準に該当するものである。

なお、都市計画の素案の内容が都市計画に関する基準に適合するものであることが提案の要件とされているが、例えば、現在定められている都市再開発方針等に明確に適合しない都市計画の提案があった場合であっても、都市計画決定権者の判断により、都市再開発方針等の見直しと併せて、当該都市計画の提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行うことが可能であることに留意すべきである。

提案に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業に該当するものであるときは、当該事業について同法に基づく環境影響評価を実施していることが提案の要件とされているが(都市再生法第37条第2項第3号)、提案どおりに都市計画の決定又は変更が行われなかった場合には、改めて環境影響評価を実施しなければならない場合も想定されることから、対象事業に係る提案を行おうとする者は、当該提案に

係る事業の環境影響評価の実施に先立って、当該提案に係る都市計画の素案の内容について、都市計画決定権者と事前の調整を行うことが望ましい旨を周知することが考えられる。

提案を行う際に添付する都市計画の素案としては、都市計画の種類、名称、位置及び区域（市街地再開発事業及び土地区画整理事業に関するものにあつては、施行区域）その他の都市計画決定権者が都市計画の案を作成するために必要な事項が具体的に記載され、かつ、その土地の区域が明確に示された平面図等が作成されることが必要であるが、都市計画決定権者は、提案が行われた日から6月以内に当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更に係る処理を行うこととされていることから（都市再生法第41条第1項）、提案の処理に係る事務の円滑化に資するよう、提案を行おうとする者は、都市計画の素案として法第14条の規定に基づいた総括図、計画図及び計画書を作成することが望ましい旨周知することが考えられる。なお、都市計画決定権者が提案を踏まえて都市計画の決定又は変更をするか否かについて判断するに際し必要がある場合は、提案を行った者に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することは妨げられないものである。

都市計画を定めてその内容を実現するためには、提案に係る土地の区域の土地所有者等の同意のみならず、都市再生事業が行われる土地の区域及びその周辺の住民や利害関係人の理解が必要とされることから、提案を行おうとする者は、提案に先立ち、土地所有者等の同意を得る過程等において、都市再生事業が行われる土地の区域及びその周辺の住民や利害関係人に対して当該提案及び提案に係る都市再生事業の内容を十分に説明し、理解を得るように努めるよう周知することが望ましい。

## （2）提案に係る都市計画の決定又は変更の手續

提案に係る都市計画の決定又は変更については、通常の都市計画の決定又は変更と同様に、公聴会・説明会の開催、都市計画の案の公告・縦覧、意見書の提出及び都市計画審議会への付議といった手續を経るものであり、公聴会・説明会の開催は基本的に省略されるべきではないことは言うまでもないが、提案に先立って、提案を行おうとする者と関係住民及び利害関係人との間で、提案及び都市再生事業の内容について意見交換が行われ、当該提案に関係住民及び利害関係人の意見が十分反映されていると認められるときには、公聴会・説明会の開催を省略することも考えられる。

都市計画審議会については、年間の開催数があらかじめ定められ、また、案件が事前登録され、計画的に案件が付議されている場合も多いが、都市再生法に規定する都市計画の提案制度においては、都市計画決定権者は、提案が行われた日から6月以内に当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更に係る処理を行うものとされていることから、必要に応じて、案件の登録や都市計画審議会の開催の弾力化を行うこと等により、提案に係る手續の迅速化を図ることが望ましい。

提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行わない場合及び提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の決定又は変更を行おうとする場合には、都市計画決定権者は、都市計画審議会に提案に係る都市計画の素案を提出することとされているが（都市再生法第39条、第40条第2項）、これと併せて、都市計画審議会に対して、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行わない理由や提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の決定又は変更を行おうとする理由を十分に説明するべきであり、また、必要に応じて、提案を行った者が都市計画審議会において意見を述べる機会を設けることが望ましい。

都市再生法においては、都市再生法第37条に規定する要件に該当しないことを理由に、提案

を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときには、提案をした者に対してその旨の通知等の手続を行うことを要しないものであるが、都市計画行政においても行政手続の透明化や情報公開、説明責任の履行が求められることにかんがみると、このような場合についても、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した旨とともに、どの要件に該当しないのか及び該当しないと判断した理由を提案を行った者に通知するべきである。

(5) 市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係

都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係を以下図表（図 2.8、表 2.8）に示す。

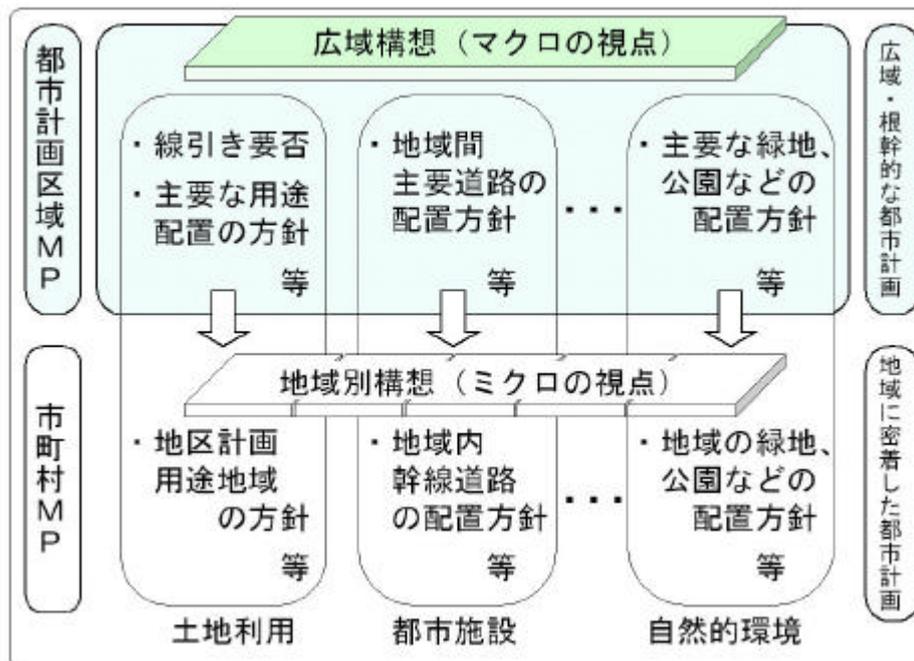


図 2.8 市町村マスタープランと都市計画区域マスタープランの関係

表 2.8 市町村マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの概要のまとめ

	都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備・開発及び保全の方針)	市町村マスタープラン (市町村の都市計画に関する基本的な方針)
法の条項	・都市計画法 6 条の 2	・都市計画法 18 条の 2
改正年度	・平成 12 年度改正	・平成 4 年改正
策定主体	・都市計画区域を対象として県が定める。	・都市計画区域を有する市町村が定める。
概念	<広域的、根幹的な都市計画を定める＝広域構想> ・県が都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状、将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った、都市の将来像を明確にする。 ・実現に向けて大きな筋道を明らかにする。	<地域に密着した都市計画を定める＝地域別構想> ・市町村が創意工夫を下に、住民の意見を反映させ、都市づくりに具体性のあるビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活等をきめ細かくかつ総合的に定める。
法規制	・線引き制度に伴い、土地利用などの制限が発生する。	・具体的なまちづくりの指針となるもので、土地利用などを直接制限するものではない。
目標年次	・概ね 20 年後 (市街化を図るべき区域などについては、10 年後が望ましい)。	・概ね 20 年後
記載すべき事項	・整備、開発及び保全の方針を定める。 ①都市計画の目標 ・おおむね 20 年後の都市の将来像の展望 ②線引きの有無とその方針 ・市街地の拡大の可能性 ・良好な環境を有する市街地の形成 ・緑地等の自然環境の整備又は保全への配慮 ・目標年次の市街化区域及び調整区域の人口及び産業の規模 ・目標年次の市街化区域の規模と現在市街化している区域との関係 ③土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全の方針等。	・都市計画の基本的な方針を定める。 ①都市計画の目標 ②全体構想 ・用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造、都市空間と密接な関連を持つ交通体系整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針 ・都市内自然的環境保全その他良好な都市環境の形成 ・都市景観形成の指針 ③地域別構想 ・誘導すべき建物の用途・形態 ・地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設 ・円滑な都市交通の確保 ・緑地空間の保全・創出・空地の確保 ・景観形成のための配慮すべき事項等。

## (6) 都市計画区域マスタープランの策定状況

区域MPが制定されたのは、2001年5月であり、現在、多くの都市計画区域で区域MPが策定中で、策定期が確定している都道府県は47都道府県中6であり、確定していないが31にのぼっている(表2)。[日本建築学会,2002]

表 2.9 都市計画区域マスタープラン策定期(2002年10月現在)

時期	都道府県数	割合(%)
確定している	6	12.8
していない	31	66.0
無回答	9	19.1
不明	1	2.1
合計	47	100.0

## 2.2 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加の現状

少し古い資料であるが、国土交通省による調査で市町村MPにおける市民参加の状況を見る。[国土交通省,前掲書]

市町村MP策定過程において、様々な市町村で市民参加が取り入れられている。市町村MP策定において、市民参加の具体的な方法は示されておらず、市民参加の方法は各市町村の創意工夫に委ねられている。最も多いのは「アンケート」で、市町村MP策定済みの市町村のうち約77%、市町村MP策定中の市町村のうち約81%が計画策定に取り入れている。また、その次に多いのは「市の素案を示

しての住民説明会」で、市町村M P策定済みの市町村のうち約 38%、市町村M P策定中の市町村のうち約 47%が計画策定に取り入れている。その他、自治体によっては、まちづくりフォーラム（意見交換会）やポスターセッションの実施、まちづくり委員会の編成、インターネットによる情報公開、PR、意見収集などを行った自治体も存在する（図 2）。以上に見るように、アンケート調査や説明会、ヒアリングなどといった従来型の市民参加手法がほとんどである。市民参加にあまり工夫をこらさず、行政が主体となって策定する市町村M Pが多い。

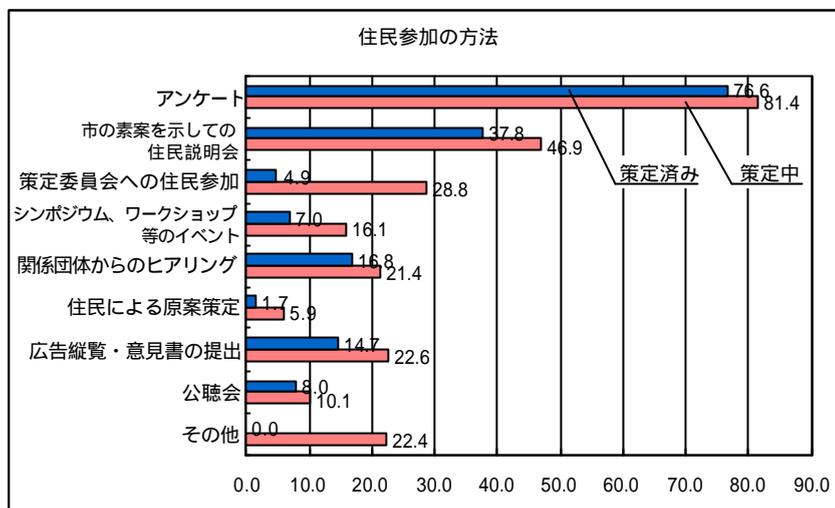


図 3.1 市町村マスタープラン策定における市民参加の方法

### 2.3 市町村都市計画マスタープランにおける市民参加手法の事例

市民参加が市町村マスタープランの計画策定に義務づけられるようになってから、すでに決定され、公表されている市町村の市町村マスタープランの策定過程をみると、アンケート調査や説明会、ヒアリングなどといった従来型の市民参加手法がほとんどである。市民参加にあまり工夫をこらさず、行政が主体となって策定する市町村マスタープランが多い。

その中で、今までとは違った方法で情報公開、情報収集を行っている市町村、また市民が積極的に参画する市民参画により市町村マスタープランを策定した市町村などを紹介する。

#### 2.3.1 インターネットを利用した大和市の事例

市町村マスタープラン策定過程の公開や市民参加を促進するための手段はいくつかあるが、インターネットは、それらを進める手段として最も有効な手段の一つである。インターネットならば、策定過程の情報をいつでも公開することができ、それを市民はいつでも見ることができる。

現在、情報化が進み、全国の自治体で都市マス策定におけるインターネットの利用が増加しており、1997年調査では24自治体、1998年調査では55自治体が、インターネットを利用した情報提供を行っている。[小林, 1999]

その中で、これに先駆的に取り組んだ都市の一つが、神奈川県大和市である。大和市では、その過程や成果をインターネットで積極的に公開し、電子メールにより意見を収集した。

##### (1) 大和市の都市マス策定過程

神奈川県大和市は、面積約 2700ha、人口約 20 万 8000 人の市である。市域はすべて都市計画区域となっており、約 75%が市街化区域である。高度経済成長期にも盛んに区画整理事業が行われ、そ

の結果、市街化区域の70%は基盤整備が行われた地区になっている。

大和市の都市マスの策定は、1995年11月から始まり、1997年3月に終了した。市町村マスタープランの素案を作成するまでに、策定過程を広く周知し、都市計画に関心を持つ市民の意見を効率的に集めるために、策定内容の変化に合わせて「たたき台」をインターネットで公開した。また、市内の都市計画に関わる団体や企業などの参加と意見を確実に得るために、「市民懇談会」を設置した。そして、地域の市民の誰もが参加でき、簡単な言葉で説明を受け、意見交換ができるようにするために、「ポスター・セッション方式」を採用し、市内を5つの地域に分けて、地域の意見を聞く会を開催した。

市町村マスタープラン策定において、大和市ではこういった市民参加の方法が取り入れられ、その一つとしてインターネットの利用が始まった。

## (2) インターネットの利用

計画策定としては、都市レベルの方針をまとめた「たたき台1」、これに地域別の方針を加えた「たたき台2」、最終案としての「素案」と、策定過程での計画内容の変化が分かるように、市民に三度にわたって、インターネットによる計画素案を公表した(図3.2)。また、それに対する意見収集についても、従来の公聴手法(書面、はがき、FAX等)の他に電子メールを併用している。

大和市のデータによると、市町村マスタープラン策定過程でのインターネット利用の結果は、表3.1 になっている。市町村マスタープラン策定に対する電子メールでの意見数は459件となっている。また、ポスターセッションで得られた意見は283件であり、市内の公共施設などに配布された冊子による計画試案に対する意見はわずか14件となっている。[大和市,1997]

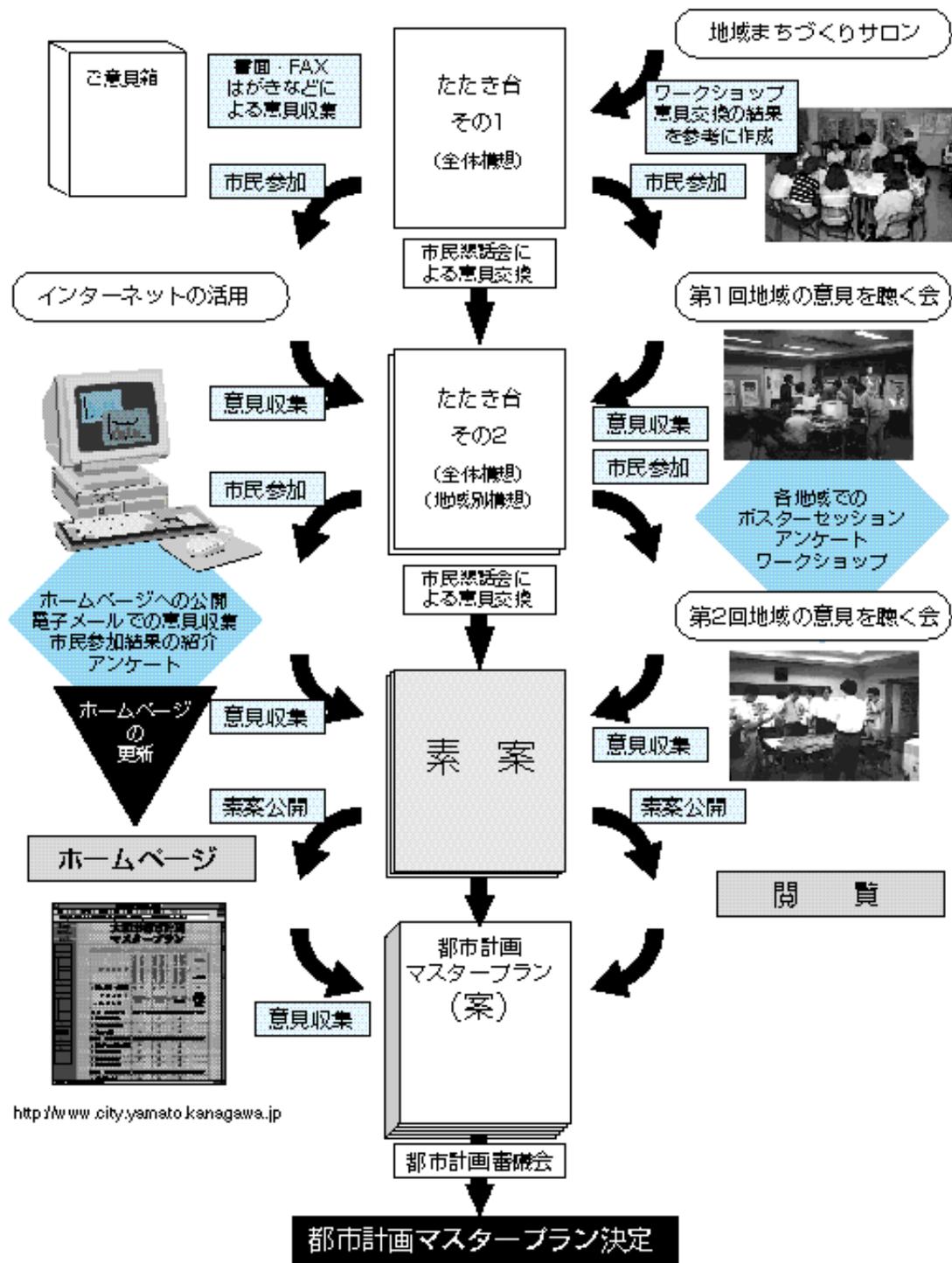


図 3.2 大和市マスタープランの市民参加の流れ

表 3.1 市民参加状況

	名称	参加数	意見数
説明集会	地域まちづくりサロン	参加者 115 名	ワークショップ 4 回
	第 1 回地域の意見を聞く会	参加者 128 名	145 件
	第 2 回地域の意見を聞く会	参加者 133 名	138 件
アンケート	会場アンケート(その 1)	参加者 128 名	回答 73 件
	会場アンケート(その 2)	参加者 133 名	回答 54 件
資料配布	たたき台(その 1) 資料配布と意見収集	約 1,500 部配布	10 件
	たたき台(その 2) 資料配布と意見収集	約 1,500 部配布	4 件
インターネット	たたき台 1	アクセス 5,451 件 (H7.11.15~H8.8.31)	電子メール 267 通
	アンケート調査	アクセス 12,701 件	回答数 153 件 (H8.4.1~H8.10.31)
	たたき台 2	アクセス 7,250 件 (H8.7.1~H8.10.31)	電子メール 39 通

### (3) インターネットを利用した市民参加の特徴と問題点

インターネットによる参加手法の特性を見ると、他の手法と比べて幅広い参加を行う可能性があるといえる。

インターネットならば、時間的・地理的制約が少ないという利点があげられる。計画過程の情報や決定過程、決定事項をリアルタイムで発信し、それを市民はインターネットを使えるところならば、いつでもどこでも見ることができる。

また、電子メールを用いることで、いつでも気軽に意見を出すことができるようになるため、市民からの意見数の増加、意見内容の多様化などを図ることができ、計画策定への市民参加が可能となる。また、関心のある市民に必要な情報を送ることが可能になる。

その他、計画策定状況の作成が簡単に行える、利用状況がすぐに分かる、などといった利点もあげられる。

しかし、一方で、情報は短時間で閲覧し理解する必要があるため、計画内容の概要を容易に把握することができる工夫を行うことが必要となってくる、インターネットによる情報交換により、行政と市民のコミュニケーションが不足する、などといった問題点もある。また、地域によってはパソコンが普及していない地域もある。行政によっても、ホームページの作成技術がない行政もあることから、インターネットの技術的な問題点もあげられる。

#### 2.3.2 まちづくりワークショップによるプランづくり - 伊勢市の事例

市町村マスタープラン策定時における市民参画としては、従来の公聴会・説明会などの市民参加などに加えて、近年、素案作成段階における参画手法として「まちづくりワークショップ」を用いることが注目されてきている。ワークショップとは、もともと「仕事場、作業所」という意味の言葉であるが、まちづくりにおける「まちづくりワークショップ」では、「まちづくりをテーマに集まる人々が共に参加し、調査活動・資源の発見・課題の設定・提案の作成・実現のための仕組みの検討などの共同作業を行う会合」を指す。[東崎,2001]そのため、ワークショップは、市町村マスタープラン策定への市民参画手法として、有効な手法となる可能性を持っているといえる。

現在、市町村マスタープラン策定時における市民参画として、様々な市町村でまちづくりワークショップが行われており、そのうちのひとつとして伊勢市における市民ワークショップがあげられる(表

### 3.2)

伊勢市では、平成6年度から都市マスタープランの策定を進めている。

表3.2 伊勢市都市計画マスタープラン策定経過

月日	内容
平成8年6月～9月	『明倫・有緝・厚生地域』市民ワークショップ開催
平成9年7月	都市マスタープラン全体構想公表 地域別構想『明倫・有緝・厚生地域』公表
平成10年9月～12月	『早修・中島地域』市民ワークショップ開催
平成11年9月～12月	『修道地区』市民ワークショップ開催
平成11年12月	地域別構想『早修・中島地域』公表
平成12年6月～10月	『四郷地区』市民ワークショップ開催
平成13年9月	地域別構想『修道・四郷地域』公表

(伊勢市HPより <http://www.city.ise.mie.jp/>)

## 2.4 市民参画手法としての「まちWS」の位置づけ

### 2.4.1 市民参加手法のレベル分け

市民参加のレベル分けとしては「公開手法」、「意見収集手法」、「公聴手法」、「協議・検討手法」の4段階がある。そして、第4段階の「協議・検討手法」には、意見交換会、シンポジウム、まちWSなどがあげられる。これらは、市民が行政とともに策定現場で計画を検討したり、提示された素案の内容を深く検討するもので、「目標や問題設定などの計画の策定段階から、具体的な手段の選択と選択肢の絞り込み、代替案の作成、推奨案の決定といった、意思決定に関わる分野までを対象としており、市民が積極的に計画に参画できるものである。」[大崎,前掲書]と述べている。

#### 公開手法

第1の手法である「公開手法」には、情報公開、広告の閲覧などがあげられる。この手法は、正確にいうと市民参加とはいえないが、幅広い関係者が公平な情報を共有することができ、都市計画やマスタープランに無関心な市民の知識・関心を高めるためにも重要であるといえる。しかし、幅広い範囲の市民に対してのアプローチではあるが、行政の一方的な提示であり、参加の深さとしては最も浅い。

#### 意見収集手法

第2の手法である「意見収集手法」には、アンケート調査、ヒアリング調査などが主な参加手法としてあげられる。この手法は、市民の意向を調査・把握するためのものであり、従来型の市民参加方式、意見収集方法であるといえる。しかし、意見収集後、それを計画にどう位置づけているかといった公開はあまりなく、きちんと市民の意見が反映されているかどうかは疑問である。

#### 公聴手法

第3の手法である「公聴手法」には、公聴会、説明会、インターネットや広報誌による意見の収集などが主な参加手法としてあげられる。この手法は、計画の素案を示し、それに対する市民の意向を

把握するものであり、通達で提示されている市民参加のイメージに最も近い一般的なタイプである。しかし、この手法においても、市民の意見がきちんと反映されているかどうかは疑問である。

#### 協議・検討手法

第4の手法である「協議・検討手法」には、意見交換会、シンポジウム、ワークショップなどがあげられる。この手法は、市民が行政とともに策定現場で計画を検討したり、提示された素案の内容を深く検討するものである。目標や問題設定などの計画の策定段階から、具体的な手段の選択と選択肢の絞り込み、代替案の作成、推奨案の決定といった、意思決定に関わる分野までを対象としており、市民が積極的に計画に参画できるものである。

表 3.5 市民参加手法の種類

	レベル	手法	内容	主体
第1	公開手法	情報公開 広告の閲覧 方針案のパネル展示 など	幅広い関係者が公平な情報を共有	行政主体
第2	意見収集手法	アンケート ヒアリング など	市民の意向を調査・把握	
第3	公聴手法	公聴会 説明会 ポスターセッション インターネットや広報誌による意見の収集 など	計画の素案を示し、それに対する市民の意向を把握	
第4	協議・検討手法	意見交換会 市民によるまちづくり委員会の編成 シンポジウム ワークショップ など	市民が行政とともに策定現場で計画を検討したり、提示された素案の内容を深く検討	行政 + 市民

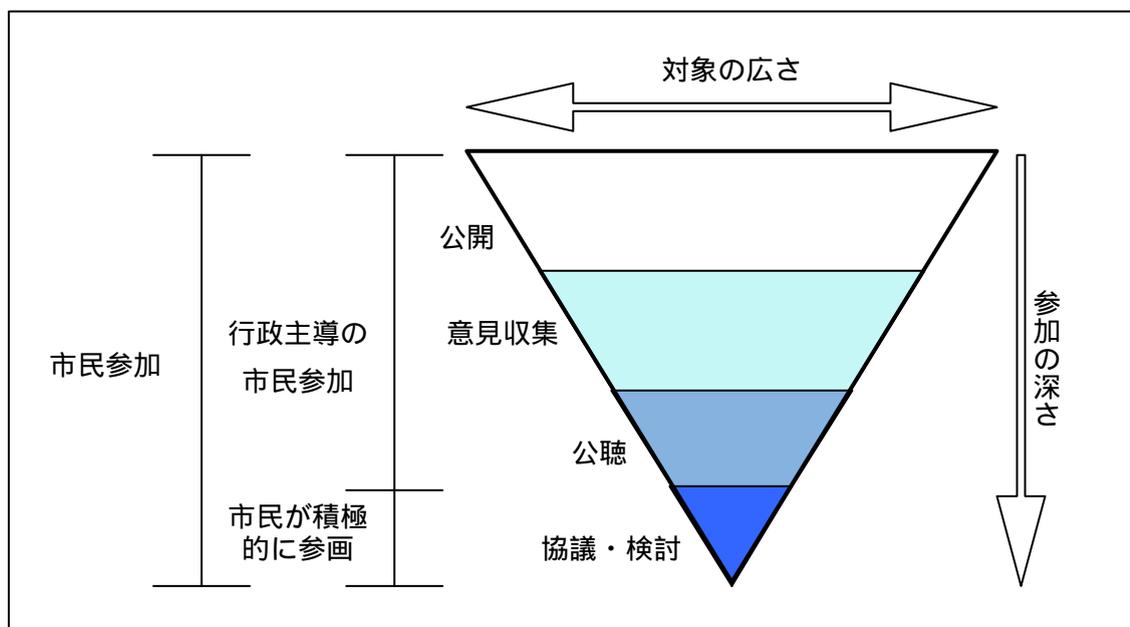


図 3.3 市民参加の構成

#### 2.4.2 市民参画におけるワークショップ手法の位置づけとその定義

WSとは、講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験して共同で何かを学びあったり、創り出したりする学びと創造のスタイルであり、「参加」「体験」「グループ」

という3つのキーワードからなる「学習法」= 参加体験型のグループによる学び方 である。

「ワークショップ」の前身にあたるものは様々な文化で見られるが、「ワークショップ」という言葉を使って現代の社会教育に多大の影響を与えたのは、グループ・ダイナミクス(集団力学)の創始者クルト・レヴィンがリーダーとなって、1946年にアメリカのコネティカット州ニューブリテン市で実施した「人種差別をなくすために働くソーシャルワーカーのワークショップ」であり、ここでロール・プレーや自由討論の場での対話学習、日常現場への活用計画の立案など、市民意識の啓発と実践的トレーニングを行ったという。この実験的に行われた社会的技法や対話学習法が、その後の社会教育の方法や心理療法の方法に多大な影響を与え、各分野に広がっていった。

まちづくりの分野でワークショップがはじめて導入されたのは、1960年代後半のアメリカの環境デザイナーであるローレンス・ハルプリンやジム・バーンズらによる実験的な試みであることが知られている。この試みは、彼等自身によって以下のように説明されている。

「社会と環境の抱える問題を、人々の対立を招くことなく解決できる新しい方法をさがしてきた。住民同士、あるいは住民と行政が共同で物事を決められる方法を開発できると信じているからだ。」

その後、アメリカではヘンリー・サハノフによるデザイン・ゲームの考案など、様々な専門家によるワークショップ手法が開発されてきた。

日本では1970年代にこのような手法が紹介されていたが、広く知られていくのは1990年代に入ってからである。ワークショップの手引書として最初に発行されたのは1991年に発行された「ワークショップによるむらづくり」であり、つづいて1993年に世田ヶ谷まちづくりセンターから「まちづくりゲーム(ヘンリー・サハノフ著)」、「参加のデザイン道具箱」が発行されている。都市部でのまちづくりワークショップの普及には、世田ヶ谷まちづくりセンターの活動が大きく影響した。[大谷英人,2002]

まちづくりにおける「まちWS」では、「まちづくりをテーマに集まる人々が共に参加し、調査活動・資源の発見・課題の設定・提案の作成・実現のための仕組みの検討などの共同作業を行う会合」を指す。そのため、市民参画手法として、有効な協議・検討手法とし、多くの計画策定段階において用いられている。WS手法は前に述べた市民参加のレベル分けにおいて「協議・検討手法」に位置づけられている。

### 第3章 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要

#### 3.1 高知広域都市計画区域の概要

高知広域都市計画の対象区域は、高知市を中心とした高知県中央部2市3町（高知市、南国市、土佐山田町、伊野町の一部、春野町全域）で構成されている。区域の総面積は、29,779ha（県全体の4%）であり、人口は44万3千人（県人口の54%）である（図4）。

#### 3.2 高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会の概要

高知区域MPでは、平成14年度に「高知区域MP委」を発足し、委員は県民参加とし、HP、公聴会等から委員を一般公募、学識者、建築家など県からの指名による委員（12名）、H13高知県改正都市計画法検討委員会のメンバー（6名）、県庁内部局及び2市3町自治体から参加の計35名で構成されている。

高知区域MP委は、「まちWS」形式によって5回開催された。（表3.1）

表3.1 検討委員会におけるワークショップ手法実施日時

回	ワークショップ手法	月日
1	KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップ	2002年6月5日
2	方針・計画づくりワークショップ	2002年8月1日
3		2002年9月6日
4		2002年10月17日
5	質疑及び私の提案ワークショップ	2002年12月3日

### 第4章 都市計画区域マスタープラン策定にあたってのまちづくりワークショップの留意点

#### 4.1 広域計画策定における参加の難しさ

広域計画策定段階における参加の難しさとして、中井は、「住民生活体験の実感が希薄になり参加の対象である計画の内容が抽象的になること、参加した結果が計画に反映されにくいから、参加そのものの動機が希薄になる、広域の計画の場合には、ステークホルダー（利害関係者）の数が増え、主体も多種多様になる」[中井,2002:17-23]と述べている。

#### 4.2 広域計画策定段階でのワークショップ設計にあたっての留意点

広域計画における参加の難しさを受けて、WS設計の留意点を下表にまとめる(表4.1)。

表4.1 ワークショップ設計の留意点

ワークショップ設計の留意点
<p>即地的表現を行えるようにする                      計画の内容が抽象的にならないように、具体的なモデル地区を選定し、即地的表現を行えるように留意する。</p>
<p>対象地域の明確な理解                      対象地域を明確に理解するために、参加者が限られた時間内に学習できるよう留意する。</p>
<p>参加者同士の情報・問題意識・認識の共有と相互理解                      広域の計画の場合には、ステークホルダー（利害関係者）の数が増え、主体も多種多様になる。WSでは参加者同士の意見や認識に食い違いが生じる。そのため、参加者同士の情報や問題意識・認識と相互理解が行えるように留意する。</p>
<p>参加した結果の計画への反映                      参加した結果が計画に反映されにくく、計画への参加そのものの動機が希薄にならないようにするために、前述してある留意点に基づき、WSの結果が計画に反映されやすいよう努める。</p>

## 第5章 高知広域都市計画区域マスタープランにおけるワークショップの設計と実践

### 5.1 KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの実践

#### 5.1.1 ねらい

第1回高知区域MP委では、委員が認識すべき課題・現況を出しながら、各委員の思いを議論し、高知区域MP委の議論すべきテーマを抽出することをねらいとした。ここではKJラベルを用いた広域課題抽出WSを実践し、まちWSの課題を整理することをねらいとする。

#### 5.1.2 設計

第1回高知区域MP委では、参加者同士の情報・問題意識・認識の共有と相互理解を主に図るため、KJ法を応用した。

KJラベルへの記入は、質問に対し解答を記入してもらう。質問は現状の整理を行い基礎を作成することをねらいとした質問が2つ、議論すべきテーマを抽出することをねらいとした質問が1つである(表5.1、表5.2)。

表5.1 KJラベルを用いた広域課題抽出WSで用いた質問

KJラベルを用いたワークショップで使用した質問	質問のねらい
質問 「高知の都市の現状及び都市計画の現況で、問題があると思うことはどのようなものでしょうか？」	WSのウォーミングアップ・現状の整理
質問 「高知の良いところ、誇りに思えるところにはどのようなものがありますか？」	
質問 「今回の検討会において議論すべき主要なテーマを3つ挙げてください。」	議論すべきテーマの抽出

表5.2 KJラベルを用いた広域課題抽出WSの流れ

段階	ステップ	具体的な内容
	質問の回答をKJラベルに書く	設問に対して思いつくまま、出来るだけ多くKJラベルに記入する。KJラベル(カード)には『 と 』とは書かず、『 』のみ(一つのこと)書く。
	質問を分担する	各質問の解答を班にごとにまとめていく。 《1班、2班》- 質問 についてまとめる。 《3班、4班》- 質問 についてまとめる。 《5班、6班》- 質問 についてまとめる。
	内容が同じものにわかる	同じ内容のものをカードに重ねる。
	ワークシートにまとめる	内容をひとまとめにしたタイトルをつける。カードをワークシートに配置し貼り付ける。ワークシートへ記入する。
	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する。
	全体の整理	ワークショップで出来上がったワークシートを整理する。
	アンケートの実施	WSについてのアンケートを行う

### 5.1.3 実践とその結果

KJラベルによる広域課題抽出WSは、の参加者は36名（一般公募12名、県庁内14名市町村5名その他5名）であった。質問、質問、質問ともにワークシート各2枚にまとめを行った。（資料編参照）

写真 5.1 KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの風景



また、質問3に対するWS結果の整理を行った（図5.1）。まとめられた結果は、「自然環境・景観」「安全なまちづくり(防災)」「交通機能の向上」「住環境」「手法（実現の方法）」「住民参加」「少子高齢化」「将来の都市像」があげられ、第二回以降のテーマとなった。

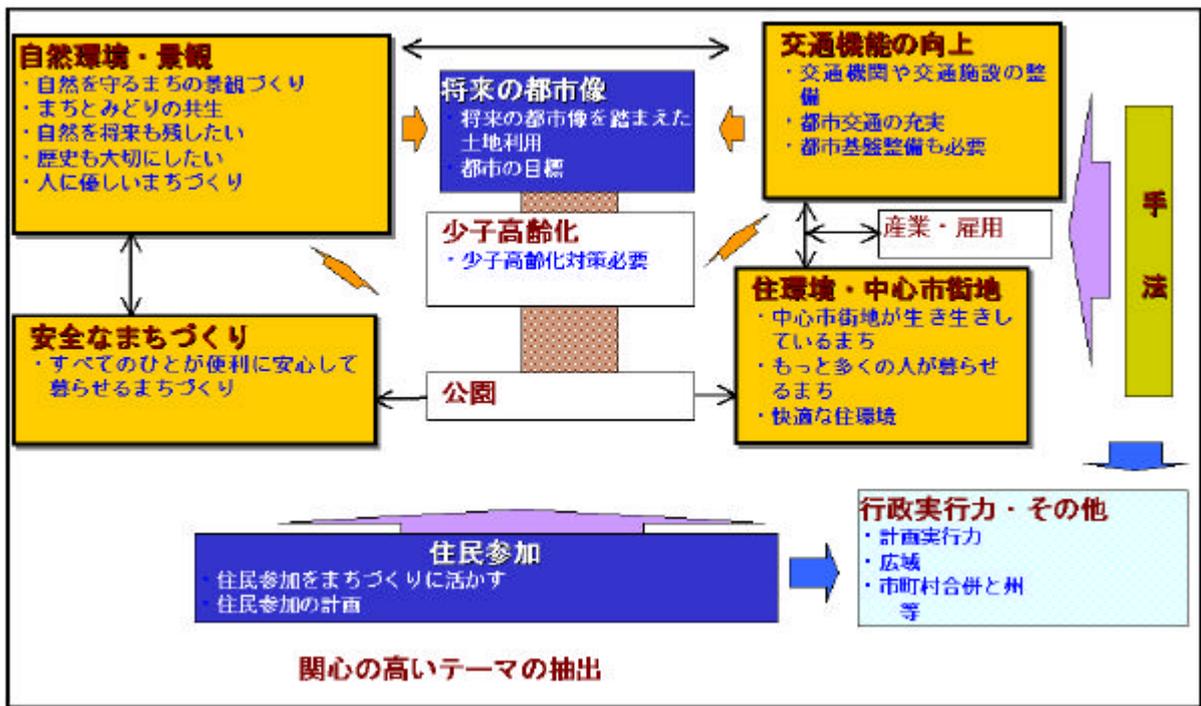


図 5.1 整理した今後議論すべきテーマ

#### 5.1.4 参加者及び聴者の評価

##### 参加者に対するアンケート

グループ発表終了後参加者に対するアンケートを行った。全参加委員 36 名中 35 名が解答（回収率 97.2%）した。回答者の 82.9%（29 名）がWSに対して「おもしろかった」という評価をしている。また、81.1%（28 名）はKJ法が有効であったと評価した。[武内,2001]

##### 聴講者に対するアンケート調査

回答者のワークショップに対する印象は、「おもしろかった」と答えたのが6人で、全体の85.7%である。「両方」と答えたのが1人で、全体の14.3%である。また、「つまらなかった」と答えた人は0人であった。

以上より、ほとんどの人が、今回のワークショップを「おもしろかった」と感じていることが分かる。

また、「つまらなかった」と答えた人の理由としては、「各グループで討議されていたため、膨張が容易ではない」、「発表時間が短く、内容が十分に理解できなかった」、などが挙げられた。[武内,前掲書]

### 5.2 方針・計画づくりワークショップの実践

#### 5.2.1 ねらい

方針・計画づくりWSでは、KJラベルを用いた広域課題抽出WSの結果をもとに、即地的な方針・計画の表現を行えるまちWSの開発とその課題を整理することをねらいとする。

#### 5.2.2 設計

方針・計画づくりWSの開発にあたり、参加者の学習、既存計画との重複回避、新しい計画の提案、即地的計画の表現をねらいとして、まちWSプログラムの開発を行った。

##### モデル地区の設定

KJラベルを用いた広域課題抽出WSの結果から、議論すべきテーマが決まったが、区域MPは広域であり、テーマごとに議論を行えば地区の特性に応じた方針・計画案を作成できない。そのため、課題を一般化できるモデル地区として、中心市街地、市街地周辺部、農住隣接区域の選定を行い。モデル地区ごとに、まちWSを行っていく(図 5.2)。

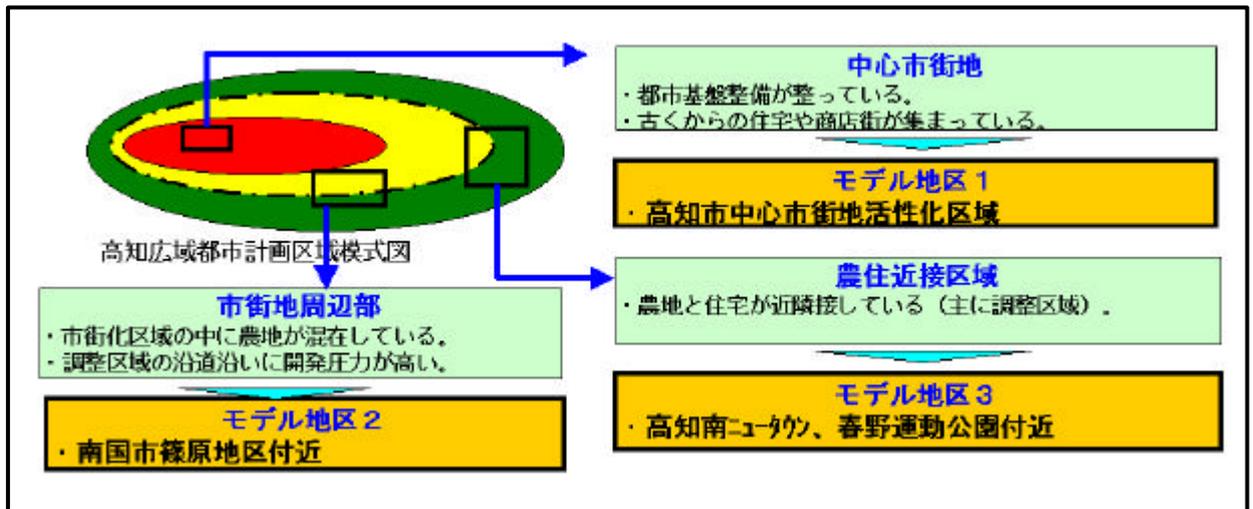


図 5.2 選定したモデル地区

#### ワークショップの方法

方針・計画づくりWSの構成は、地区の現況と既存計画の把握を行い、対象地区の方針を検討し、既存計画で必要な計画・新しい計画案を整理を行う。それらの計画案を即地的表現を行い、具体的な計画実現の方法と住民参加の方法を検討する。(図 7)

方針・計画づくりWSは、図 8、図 9 のようなワークシートを用いて行った。ワークシート上の書くスペース(作業)のねらいは表 8・9 のとおりである。

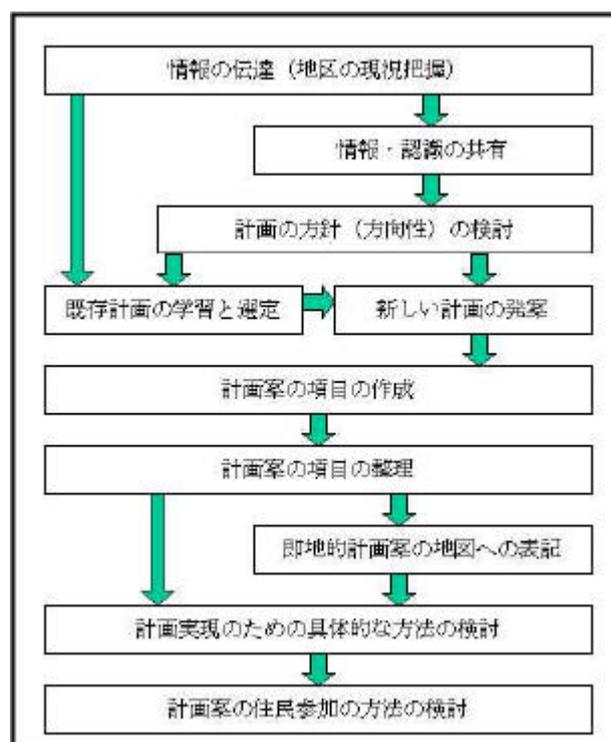


図 5.3 方針・計画づくりワークショップの構成



表8 方針・計画づくりワークシート1における作業工程

段階	作業の内容とねらい
	事前に整理された地区での課題、既存計画の方針などから重要と思われる計画の方針をKJラベルに書き出し整理する(参加者の学習・認識の共有と相互理解・既存計画の方針の整理)
	で整理された内容を中心にグループで必要だと思ふ計画の基本的考え方をまとめる(参加者の学習・認識の共有と相互理解・既存計画の計画の整理)
	グループで必要だと思ふ計画の基本的考え方を基に、人口フレームをグループで検討する(認識の共有と相互理解)
	グループで重要と思われる既存計画をまず個人でシールを用いて選択する(参加者の学習・参加者同士の意見の確認)
	新たに追加する計画をKJラベルに書き出し、整理する(新たな計画の提案)
	グループとしての計画案に選ぶものにシールを貼る(グループの計画案の選択)
	シート1で選んだ計画案の関係を考えながら書き写す(選んだ計画案の整理)
	「新しく追加した計画」と「ある範囲を対象とした計画」がわかるように計画の種類の欄にシールを貼る(計画案の種別)
	地図上に計画を記入する。そのときに使用する線や印などを凡例に記入する(即地的計画の明確な表記)
	計画案の実現のための方法について、グループで話し合いながら記入していく(計画案の具体性の向上)
	計画案に基づき、住民参加の方法について話し合い記入する(計画案を行なう際の住民参加の方法について考える)
	チームリーダーがグループでまとめたものを発表する
	質問カードに記入する(WSのなかでの疑問、意見を記入する)

### 5.2.3 実践と結果

中心市街地においての方針・計画づくりWSの参加者は30名(一般公募11名、県庁内9名、市町村5名、その他5名)で行った。市街地周辺部においての方針・計画づくりWSは参加者は31名(一般公募12名、県庁内7名、市町村3名、その他9名)で行った。農住近接区域においての方針・計画づくりWSは参加者は30名(一般公募11名、県庁内9名、市町村5名、その他5名)で行った。

各地区ごとの方針・計画を即地的に表現、また、その具体策などについて討議する事が出来た(資料編参照)。

写真 5.2 方針・計画づくりワークショップの風景



### 5.3 質疑及び私の提案ワークショップの実践

#### 5.3.1 ねらい

WSの結果を反映した事務局による計画素案を提示し、それに対しての質の高いまとまった質疑・提案を出してもらい、また、各委員からの計画への最終提案を出してもらい、それについても質疑を行ってもらい

#### 5.3.2 設計

ワークショップの結果を反映した計画素案についての質疑を行うために、質問は、短時間で質の高い質疑を行えるようにグループで認識・情報の共有を行い、質問の整理を行う。

また、前回までのWSで出す事の出来なかった提案などを委員に提案を行ってもらい、その提案についても質疑を行う。

表 10 質疑及び私の提案ワークショップにおける作業工程

段階	具体的な内容
事務局による計画素案の提示	事務局が作成した計画素案を説明する。その説明に対しての質問を各自ポストイットへ記入する。あらかじめ私の提案を考えていなかった委員は、このときに作成してもらい。
私の提案の説明	各委員は私の提案を説明する。このとき、他の委員はポストイットに質問を記入する。
質問をまとめる	ポストイットに書かれた質問を各グループごとで、2つの質問にまとめる。
質問を発表する	グループのリーダーは、グループでまとめた質問を発表する。 コーディネーターは、質問の整理を行う。
質疑をする	コーディネーターの整理した質問に対し、事務局、委員は、その質問について答える。 追加質問などはグループ質問のあとに行う。

#### 5.3.3 実践と結果

質疑及び私の提案ワークショップの参加者は28名（一般公募11名、県庁内5名、市町村5名、その他7名）行った。

質疑及び私の提案WSでは、道路整備、住宅など、その他の土地利用に関する提案のほか、環境や市民参加などの提案がなされた（資料編参照）。

写真 5.3 質疑及び私の提案ワークショップの風景



## 第6章 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理

### 6.1 ワークショップ手法の役割分類と整理

広域計画策定段階におけるWS手法の成果と課題を整理するために、伊藤による「WSプログラムのための役割分類項目」を使用する[伊藤:2001,27]。

表6.1の「WSプログラムのための役割分類項目」に、実践を行った広域計画策定段階におけるWS手法を当てはめた。(表6.2)

表6.1 ワークショッププログラムのための役割分類項目

1)情報伝達プログラム[みんなに伝える] (17) 情報を伝達する 全体の場で誰かが情報を伝える (18) 情報を共有する 参加者の持っている情報を出し合う
2)体験共有プログラム[体験して理解する] (19) 現場を体験する 現状を調べる、現場で何かをする (20) 現場で確認する 計画案の現場で確認し、検討する
3)意見表出プログラム[みんなで考え意見を出し合う] (21) 意見を集める 賛成や反対などのいろいろな考えやアイデアを集める (22) 思いを集める 自分の希望や思いを書き出す (23) 使い方を想像する 実際に何が起きるかどうなるかをシュミレーションしてみる
4)想像表現プログラム[提案や計画案を作り表現する] (24) 思いを表現する 自分の希望を表現する(短歌・俳句、演劇等) (25) 体験して理解する 実際に何かを作ったり、表現したりする (26) 提案を作成する デザインゲームなどで計画案やルールなどの提案を作る (27) グループで発表する グループで話し合った結果や作った提案を発表する
5)意見集約プログラム[それぞれの意見を理解し調整する] (28) 問題提起する 論点を絞って課題を投げかける (29) 意見を調整する いくつかの意見を調整してまとめる (30) 提案を修正・評価する 提案を検討したり修正したり、評価する (31) 専門家のコメントを聞く 専門家に考えを整理してもらう
6)その他のプログラム (32) WSの感想を残す その回のワークショップについて感想カードを書いてもらう

表 6.2 ワークショッププログラムのための役割分類項目に当てはめた広域計画策定段階におけるWS手法

役割分類項目		K Jラベルを用いた広域課題抽出WS	方針・計画づくりWS	質疑及び私の提案WS
1)	(1)			
	(2)			
2)	(3)	-	-	-
	(4)	-	-	-
3)	(5)			
	(6)			
	(7)	-	-	-
4)	(8)	-	-	
	(9)	-	-	-
	(10)	-		-
	(11)			
5)	(12)			
	(13)			
	(14)	-	-	
	(15)			
6)	(16)			-

6.2 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と課題の整理

6.2.3 成果と問題点

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と問題点の整理を事項図(表 13)にまとめた。

表 13 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と問題点

	成果	問題点
K Jラベルを用いた広域課題抽出ワークショップ	<p>参加者同士の情報伝達と共有が出来た</p> <p>K Jラベルを用いることにより、参加者同士の情報の伝達、共有が行えた。</p> <p>参加者の意見集約が出来た</p> <p>参加者の意見や思いを集約する事が出来た。</p> <p>結果の報告が出来た</p> <p>グループでの発表をおこない、全体へのグループの結果を報告できた。</p> <p>専門家のアドバイスが出来た</p> <p>グループの報告に対し、専門家から現状や課題について整理し、総括を行えた。</p> <p>意見調整・問題提起が出来た</p> <p>グループ内での作業を通じ、意見の調整、問題の定義などを行うことが出来た。</p> <p>参加者のWS評価が出来た</p> <p>ワークショップに対する感想についてのアンケートを行うことにより、参加者のWSに対する考え方や評価などを知ることが出来た。</p> <p>テーマの抽出が出来た</p> <p>WSの結果を基に、専門家を交えなが</p>	<p>参加者の「思い」の掘り下げが十分でなかった</p> <p>参加者の「思い」の掘り下げを十分に出来たかに不安がある。</p> <p>討議時間をもっと多くとる必要がある</p> <p>時間に終われる形になってしまい、討議、「思い」の表現が十分にできなかった。</p>

	ら、今後議論すべきテーマの抽出を行うことが出来た。	
方針・計画づくりワークショップ	<p>情報の共有・学習が出来た 既存計画の方針・計画を整理することにより、情報の共有・学習を行うことが出来た。</p> <p>新しい計画案の提案が出来た 既存計画の方針・計画を整理し、新たな計画を提案する事により、既存の計画と重複しない提案する事が出来た。</p> <p>具体的計画案の提案が出来た 地図へのデザインを行ったことにより、参加者の持っている情報の共有、具体的な計画案の提案が行えた。</p> <p>意見調整が出来た 多くの既存計画と参加者の意見をうまく調整する事が出来た。</p>	<p>現場体験が出来なかった モデル地区を選定し、WSを行ったが、広範囲であり、作業のスケジュールから、現場の体験や確認を行うことが出来なかった。</p> <p>計画案の実現性が不十分 計画案を提案する事はできたが、主に、意見収集のみになり、その計画案についての具体的なシミュレーションを行うことはできなかった。</p> <p>計画案評価が出来なかった 作業スケジュールが過密であったため、グループで作成した計画案の評価をその場で細かく行うことはできなかった。</p> <p>認識と計画づくりをやるには無理があった。 計画・方針づくりワークショップでは、多くの資料を使用したため、WSの作業の超過にもなり、参加者に負担をかけてしまった。</p>
質疑及び私の提案ワークショップ	<p>情報の周知が出来た 計画の素案を説明する事により、参加者がWSの結果をもとに計画がどのようになっているのかの情報を知ることが出来た。</p> <p>参加者同士の認識・意見の共有が出来た 参加者が「私の提案」、「質問」を行うことにより、参加者同士の認識や意見を共有する事が出来た。</p> <p>論点を絞った質問が出来た 質問をグループで議論・整理、グループから出された質問を専門家により整理を行ったので、論点を絞った質疑を行うことが出来た。</p>	<p>時間が超過した 「私の提案」は意見の調整を行わず、参加者全員が可能な限り提案を発表したため、時間が超過した。</p>

#### 6.2.4 課題

成果と問題点から、広域計画策定段階におけるワークショップ手法の課題について以下にまとめた。

##### (1) 時間を取る必要がある

- ・作業の余裕のあるスケジュールの作成

十分な作業を行うためにも余裕のあるスケジュールを作成する必要がある。

- ・WSの回数を多くする

認識、情報の把握などの学習と、計画づくりを行うには、1年に5回という回数は少なく、意見を聞くことだけになりがちで、実際の計画づくりを行うには、回数を多くする必要がある。

##### (2) 地区のイメージを捉える「まちWS」を導入する必要がある

- ・現場での見学・調査などが必要

現場に行くことがなければ実際にイメージをつかむのが困難であるため、イメージをつかむためにも見学や調査などの体験が必要である。

- ・地区のイメージを確認できる資料作成

地区のイメージを確認するために、通常の地図や計画等の現況だけでなく、よりわかりやすい資料の作成が必要である。

(3) 多量の資料を学習する「まちWS」を導入する必要がある

- ・計画策定に必要なテーマに関する「まちWS」を実施

広域では多量の資料を扱わなくてはならないため、それらの資料をより理解できるようにテーマを設定し、テーマごとの「まちWS」を実施する必要がある。

- ・わかりやすい資料による参加者負担の回避

調査書や計画書は、市民にとってしばしば理解するには困難である。そのために資料を分かりやすくまとめ、参加者負担の回避する必要がある。

(4) パートナーシップによるまちづくり体制の確立の必要がある

市民と行政が対話を重ねつつまちづくりを進める「パートナーシップ」の体制が自治体のみならず、市民にも必要である。

(5) 「まちWS」を実施するために専門家が重要である

市民の力を最大限に発揮させワークショップを企画・運営、また、計画への「まちWS」の結果を反映させていく、「まちWS」の専門化が重要になる。

## 参考・引用文献一覧

- ・荒木英昭、他,1999,「高知県におけるワークショップ手法による県民参加の現状と課題」(社)土木学会 四国支部社会資本問題研究委員会 / 四国地方における社会資本整備の進め方に関する調査研究業務委託平成 11 年度業務委託成果報告書 p101 ~ 133
- ・浅野聡,1999,「伊勢市都市マスタープラン市民ワークショップ成長期 1999 - 総合的な「協働型まちづくり」システムへ」NIRA 政策研究 1999 Vol.12 No.12 p44 ~ 49
- ・有元和哉、他,2000,「中山間地域活性化計画策定におけるワークショップ手法の活用事例 - 馬路村魚梁瀬地区での活性化方策づくりワークショップ - 」土木学会四国支部第 6 回技術研究発表会講演概要集 p300 ~ 301
- ・伊藤雅春,2001,「建築・まちづくり計画における住民参加手法としてのワークショップの研究 ~ コミュニティの自立化をもたらす計画論 ~ 」千葉大学大学院自然科学研究科人間・地球環境科学科専攻環境建築学講座コミュニティ環境計画学
- ・内田晃、他『地方都市の都市計画マスタープランにおける策定プロセスと住民参加に関する研究 - 九州地域 74 自治体におけるケーススタディによる検証 - 』日本都市計画学会論文集 No.33 p.457 ~ p.462
- ・大谷英人、他,2000,「高知県におけるワークショップ手法による県民参加の現状と課題」土木学会四国支部第 6 回技術研究発表会講演概要集 p274 ~ 275
- ・大谷英人,2001,「市町村総合計画策定過程における「まちづくりワークショップ」の活用と展開可能性 - 計画さ口プロセスにおける合意形成システム及び市民と行政・計画者とのパートナーシップシステムの確立に向けて - 」平成 11,12 年度科学研究費補助金(基盤研究◎(2))研究成果報告書
- ・大谷英人,2002,「まちづくり雑記帳」若竹まちづくり研究所
- ・大坂谷吉行、他「室蘭市総合計画の策定プロセスと問題点 ~ 新総合計画と旧総合計画の比較と市民参加を中心に ~ 」日本建築学会技術報告集第 10 号 p257 ~ 262 / 2000 年 6 月
- ・大崎美香、他,2002,「都市計画マスタープランの策定状況 - 都市計画マスタープランにおける市民参加の課題その 1、その 2 - 」日本建築学会四国支部研究報告集第 2 号 p31 ~ 34
- ・大和田清隆、他,1998,「ワークショップ方式による都市計画マスタープラン策定成果と問題点 - 東京都調布市を例として」日本建築学会 1998 年度大会学術講演梗概集(九州)p251 ~ 252
- ・小林隆、他,1999,『マスタープランニングにおけるインターネット電子会議室の利用可能性』日本都市計画学会論文集 No.34p.469 ~ p.474
- ・国土交通省都市局 HP,2001 (<http://www.mlit.go.jp/crd/city/index.html>) / 更新日時 : 2001 年 6 月 6 日
- ・武内俊樹,2001,「KJ ラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの方法と課題 ~ 高知広域都市計画区域マスタープラン第一回検討委員会におけるアンケート調査 ~ 」
- ・日本建築学会都市計画委員会・土地利用小委員会,2002,「都道府県都市計画区域マスタープランに関するアンケート調査(中間集計 2002 年 10 月 21 日)」
- ・中井検裕,2002,「マスタープランの策定と住民参加」財団法人都市計画協会 / 新都市第 56 巻第 7 号 p17 ~ 23
- ・廣澤靖子、他,2002,「計画案評価及び計画案しぼり込みワークショップの方法とその有効性その 1、その 2、その 3」日本建築学会四国支部研究報告集第 2 号 p37 ~ 40
- ・松永昭博、他,2001,「小松島港地区活性化に向けた市民参加型計画づくりの報告」第 24 回土木計画学研究発表会講演集 Vol.24 講演番号 137

・渡辺俊一,1999,「市民参加のまちづくり - マスタープランの現場から - 」学芸出版社

## 謝辞

本研究を行なうにあたり、ご指導いただいた大谷英人教授には研究の方向性や関連する研究などについて、忍耐強くお教えいただき、また多くのセミナーや学会での経験、勉強の場を与えていただき、感謝に絶えません。また、荒木英昭教授、渡辺法美助教授をはじめ、諸先生方からも多数の御助言や御示唆をいただき、研究を更に発展させることができました。感謝致します。

その他にも中村純さま、井上隆志さま、高橋大助さま、片岡隆さま、その他高知県土木部都市計画課の皆さま、松本直也さまをはじめとする日本工営株式会社のみなさまには、資料の提供等をはじめとし、応援をしていただき、感謝いたします。

建設マネジメント研究室のジラポン・ピパタナピウォンさんには、多大な御指導・御助言をいただきました。

その他研究室の方々、友人そして両親には研究の他にも精神的に叱咤激励していただきました。この支えがなければこの研究がこうして形になることはなかったかもしれません。

この場を借りて、皆様に感謝の意を表します。

## 資料編

1. K J ラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの結果
2. 方針・計画づくりワークショップの結果
3. 私の提案ワークショップの結果
4. 第 1 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧
5. 第 2 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧
6. 第 3 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧
7. 第 4 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧
8. 第 5 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧
9. 修士論文公聴会スライド

## 1. K Jラベルを用いた広域課題抽出ワークショップの結果

# 討議結果

## 質問1：【高知の都市の問題点】(発表：グループ1)

<p><b>土地が有効に活用されていない</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地が有効に活用されていない。</li><li>・ 都市の中に空き地が多い。</li><li>・ 土地を細切れに利用している。</li><li>・ 旧市内での空洞化(空き地化)。</li><li>・ 土地利用計画の不在。</li><li>・ 市街地のスプロール化(無秩序)</li><li>・ やや郊外(高須大津など)で見られる空き地の使い方。</li><li>・ 繁華街に学校がある。</li><li>・ 企業誘致をする土地が少ない。</li><li>・ 土地値段が高い。</li></ul> <p><b>これが問題？</b></p>	<p><b>中心商店街の問題点(さびしい!)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中心市街地が衰退している。</li><li>・ 中心商店街に空きが目立つ。</li><li>・ 中心商店街に元気がない。</li><li>・ 帯屋町等、従前の商店街の衰退。</li><li>・ 商店街が寂れている。</li><li>・ 商店街の衰退。</li><li>・ 遠く(市町村等)から買い物に来たとき、どうしても大きな店(モール)に行ってしまう。</li><li>・ 商店街等があまり元気でなくて、寂しい所。</li><li>・ 商店街が寂れている。</li><li>・ 中心市街地の過疎化。</li><li>・ 中心街商店主の低意識。</li><li>・ T・M・Oの機能不全。</li><li>・ 日曜市のさらなる活用。</li><li>・ 電車通り南側に賑わいが無い。</li></ul>	<p><b>車社会の問題点</b></p> <table border="1"><tr><td data-bbox="854 506 1142 905"><p><b>駐車場</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 中心住宅街の駐車場の不足。</li><li>・ 駐車場が不足している。(中心市街地以外で)</li><li>・ 駐車場が足りない。</li><li>・ 止めやすい駐車場が少ない。</li><li>・ 街なかに駐車場が多すぎる。</li></ul></td><td data-bbox="1175 506 1463 1171"><p><b>歩道</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩道に段差がある。</li><li>・ バリアフリーが整備されていない。</li><li>・ バリアフリーへの対応が遅れている。</li><li>・ バリアフリー化の遅れ。</li><li>・ 障害者が歩きにくい道路が多い。</li><li>・ 歩行者優先道路の不在。</li><li>・ 歩道の未整備で通りにくい所が多い。</li><li>・ 車だけが走るような、自転車や人に配慮がない道が多いこと。</li><li>・ 道路に歩道がない所がある。</li><li>・ 自転車で走りにくい。(路面・広さ)</li></ul></td><td data-bbox="1495 506 1783 1392"><p><b>道の整備</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路が狭い。</li><li>・ 道路が整備されていない。</li><li>・ 道路の未整備。(凹凸)</li><li>・ 道路網の整備ができていない。</li><li>・ 幹線道路の整備が必要。</li><li>・ 幹線道で右左折が全部できる。</li><li>・ 道路がはりまや橋に一極集中している。</li><li>・ 街路整備優先。</li><li>・ ジョギングする時、車が多いので危険。</li><li>・ 交通渋滞がひどい。</li><li>・ 道路の渋滞が多い。</li><li>・ 交通渋滞がひどい割りに渋滞緩和する対策があまりない。</li><li>・ 線路(鉄道)をはさんだ南北道路の不足。</li></ul></td></tr></table>			<p><b>駐車場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中心住宅街の駐車場の不足。</li><li>・ 駐車場が不足している。(中心市街地以外で)</li><li>・ 駐車場が足りない。</li><li>・ 止めやすい駐車場が少ない。</li><li>・ 街なかに駐車場が多すぎる。</li></ul>	<p><b>歩道</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩道に段差がある。</li><li>・ バリアフリーが整備されていない。</li><li>・ バリアフリーへの対応が遅れている。</li><li>・ バリアフリー化の遅れ。</li><li>・ 障害者が歩きにくい道路が多い。</li><li>・ 歩行者優先道路の不在。</li><li>・ 歩道の未整備で通りにくい所が多い。</li><li>・ 車だけが走るような、自転車や人に配慮がない道が多いこと。</li><li>・ 道路に歩道がない所がある。</li><li>・ 自転車で走りにくい。(路面・広さ)</li></ul>	<p><b>道の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路が狭い。</li><li>・ 道路が整備されていない。</li><li>・ 道路の未整備。(凹凸)</li><li>・ 道路網の整備ができていない。</li><li>・ 幹線道路の整備が必要。</li><li>・ 幹線道で右左折が全部できる。</li><li>・ 道路がはりまや橋に一極集中している。</li><li>・ 街路整備優先。</li><li>・ ジョギングする時、車が多いので危険。</li><li>・ 交通渋滞がひどい。</li><li>・ 道路の渋滞が多い。</li><li>・ 交通渋滞がひどい割りに渋滞緩和する対策があまりない。</li><li>・ 線路(鉄道)をはさんだ南北道路の不足。</li></ul>	<p><b>電車やバスが不便!</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 準公共交通という考え方がない。(準都計区域があれば、あっても然り)</li><li>・ 電車、バス利用者が少ない。</li><li>・ 公共交通網が不便。</li><li>・ 公共交通機関の不備。</li><li>・ 公共交通が使いにくい。</li><li>・ 路面電車、路線バスの衰退。</li><li>・ 公共交通機関に乗り継げる適切なスペース。</li><li>・ 公共交通の利用が少ない。</li></ul>	<p><b>公園や広場が欲しい!</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公園が少ない。</li><li>・ 子供の遊び場がない。</li><li>・ 公園が少ない。</li><li>・ 子供連れで遊びに行けるところが分散している。</li><li>・ 公園が少ない。</li><li>・ 広場が少ない。</li><li>・ 子育てを支援する施設が少ない。</li></ul>
<p><b>駐車場</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中心住宅街の駐車場の不足。</li><li>・ 駐車場が不足している。(中心市街地以外で)</li><li>・ 駐車場が足りない。</li><li>・ 止めやすい駐車場が少ない。</li><li>・ 街なかに駐車場が多すぎる。</li></ul>	<p><b>歩道</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩道に段差がある。</li><li>・ バリアフリーが整備されていない。</li><li>・ バリアフリーへの対応が遅れている。</li><li>・ バリアフリー化の遅れ。</li><li>・ 障害者が歩きにくい道路が多い。</li><li>・ 歩行者優先道路の不在。</li><li>・ 歩道の未整備で通りにくい所が多い。</li><li>・ 車だけが走るような、自転車や人に配慮がない道が多いこと。</li><li>・ 道路に歩道がない所がある。</li><li>・ 自転車で走りにくい。(路面・広さ)</li></ul>	<p><b>道の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路が狭い。</li><li>・ 道路が整備されていない。</li><li>・ 道路の未整備。(凹凸)</li><li>・ 道路網の整備ができていない。</li><li>・ 幹線道路の整備が必要。</li><li>・ 幹線道で右左折が全部できる。</li><li>・ 道路がはりまや橋に一極集中している。</li><li>・ 街路整備優先。</li><li>・ ジョギングする時、車が多いので危険。</li><li>・ 交通渋滞がひどい。</li><li>・ 道路の渋滞が多い。</li><li>・ 交通渋滞がひどい割りに渋滞緩和する対策があまりない。</li><li>・ 線路(鉄道)をはさんだ南北道路の不足。</li></ul>							
<p><b>法規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市計画の規制が強すぎる。</li><li>・ 市街化調整区域は発展できないのか。</li><li>・ 容積率の大幅緩和。</li><li>・ 建物の高さが不均一である。</li><li>・ 子供の家でも、農家じゃないと家を建てられない。</li><li>・ 公共的なことに寄与したことに對するインセンティブがない。</li><li>・ 北山の開発に対する規制が不十分。</li></ul>		<p><b>住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅の敷地が狭い。</li><li>・ 家賃が高い。</li><li>・ 低湿地が住宅地になっている。</li><li>・ 建物が少ない。</li></ul>	<p><b>パツとした景観を!</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観に特徴がない。なくなった?</li><li>・ 電線を整理すべし。</li><li>・ 高知の駅がパツとした。</li></ul>	<p><b>地震カミナリ火事</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 木造密集地は防災面で危険。</li><li>・ 地震に対する建物の強度がない。</li></ul>	<p><b>排水にも問題が</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水の整備が遅れている。</li><li>・ 水路が汚い。</li></ul>	<p><b>川!</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 鏡川が街中で死んでいる。</li><li>・ 川べり(住居の間とか)に親水性がない。</li><li>・ 浦戸湾、河川の活用。</li></ul>			
					<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難地がない。</li><li>・ 雇用の場が少ない。</li><li>・ ここに住んでいない所から来た人は、どこに何があるか分からない。</li><li>・ まちの誇りの創出の失敗。</li><li>・ イオンショッピングの存在。</li><li>・ 中心街(旧市内での)集会所の欠如。</li><li>・ 若い人が生き生きとした所をあまり見ない。</li></ul>	<p><b>子供とお年寄りのことも考えよう!</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 子供が少ない。</li><li>・ 高齢化社会への未整備。</li></ul> <p><b>街路樹にも文句あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 街路樹に統一性がない。</li></ul>			

質問1：【高知の都市の問題点】(発表：グループ2)

街路整備

自・歩道の未整備

- ・ 中心部へ向かう自転車道の不足。
- ・ 自転車、歩行者の環境が悪い。
- ・ 自動車と歩行者の境界がはっきりしていない。
- ・ 信号機のない場所に設置をして、弱者の通行をしやすいように。
- ・ 自転車が歩道に放置されている。
- ・ 歩道が少ない。
- ・ 歩行者に優しくない。
- ・ 歩道(住宅街のなど)
- ・ 歩道のバリアフリー化不足(段差がありすぎる)

車道の未整備

- ・ 高知市以外、道路整備が不足。
- ・ 幹線道路の連担性が低い。
- ・ バイパスにどの細街路からも出入りができる。
- ・ 主要幹線道路の早期完成。
- ・ 周辺部交通網が悪い。
- ・ 雨が降った時の道路の冠水。
- ・ 道路整備が遅れている。
- ・ 道路の整備が不足。
- ・ 市街地道路整備の遅れ。
- ・ 都市計画道路の進み具合が遅い。
- ・ 右折レーンが必要。
- ・ 道路整備の計画がない市街化区域が少ない。
- ・ 高知市以外では道路が整備されていない。

道路の現状

- ・ 道路インフラの不足。
- ・ 朝夕市内が混雑する。
- ・ 幹線道路の渋滞。
- ・ 交通渋滞の解消。
- ・ 道路標識など。

公共交通問題

- ・ 公共交通の利用者が減っている。
- ・ 公共施設のバリアフリー化。
- ・ 交通など公共マナーが悪い。
- ・ 交通の便数が少ない。
- ・ 公共交通が不足。
- ・ 公共交通と道路整備の不一致。
- ・ 公共機関(バス・電車)の距離の短さ。
- ・ 公共交通基盤が不足。
- ・ 公共交通網が確立していない。

公園の不足

- ・ 子供達が遊べる公園が少ない。
- ・ 公園が少ない。
- ・ 緑地と公園の不足。
- ・ 街に緑が少ない。
- ・ 街並みが汚い。
- ・ ビオトープとしての公園がない。
- ・ (中心市街以外で)ちょっと休憩できる場所。
- ・ 人と川(自然)と親しむ場が少ない。
- ・ 緑地等の憩いの場が少ない。
- ・ 街路樹が少ない道路が多い。
- ・ 緑が少なくなった。
- ・ 住宅地に緑が少ない。
- ・ 多目的広場が不足している。
- ・ 公園がセメントで出来ているので、土の公園を。
- ・ 子供の楽しめる場所が少ない。

都市計画の不在

- ・ 計画性がない。
- ・ 各種集積に乏しく、機能性に欠ける。
- ・ 全体計画より地権者の意向が優先。
- ・ まちづくりに不慣れで合意形成できない。
- ・ 長期的視点に欠けるのでは。
- ・ 都市計画に問題。
- ・ 施設が計画的に整備されていない。
- ・ 北部側には、都市施設がない。
- ・ 行政機関・立地に計画性がない。

住環境問題

景観問題

- ・ ランドマーク的な視点場の少なさ。
- ・ 雑多な屋外広告物類。
- ・ 河川の堤防がコンクリートばかりで工夫がない。
- ・ 都市の景観への配慮がなされていない。
- ・ 地方としては、意外に汚い川が多い。

中心市街地の劣化

- ・ 商店街の衰退。
- ・ 高知らしさが少なくなった気がする。
- ・ (高知市以外)まちの中に店が少ない。
- ・ 中心市街地の衰退。
- ・ 魅力的な商店街が少ない。
- ・ 商店街が寂れている。
- ・ 市街地の活性化がなされていない。
- ・ 回遊性のない中心商店街。
- ・ 下町の衰退。
- ・ 都市の分散。
- ・ 中心街での小規模駐車場の増大。
- ・ 若者が減ってきたように思う。

建築基準

- ・ 住宅地での建坪率。
- ・ 調整区域の建築基準見直し。
- ・ 自由に家を建てられない。(規制があるため)

土地利用

- ・ 空き家が多いのに、郊外に開発がある。
- ・ 市街化区域と市街化調整区域の取扱いに問題がある。
- ・ 土地利用計画が役所主導で市民の意見を取り入れてない。
- ・ 市街地エリア見直し。
- ・ 南国バイパス周辺の開発(都市計画)。
- ・ 調整区域の開発が多い。
- ・ 農地に宅地が増えてきた。
- ・ むやみに緑地公園を作るのは問題である。
- ・ 用途地域の見直しが必要。
- ・ 用途地域指定があとおり。
- ・ ミニ開発がされ住宅が乱雑に建築されている。

地価が高い

- ・ 地価が高い。
- ・ 地価が高い。

住宅整備問題

- ・ 密集住宅地が多い。
- ・ 自然発生的。
- ・ 低密度な市街地が拡大している。
- ・ 多くの密集住宅市街地。

産業経済基盤が弱い

- ・ 工場(産業)が立地していない。
- ・ 雇用機会の不足。
- ・ 港の活用が十分でない。

環境問題

- ・ 環境整備の充実
- ・ ゴミ出しに対する道徳感の欠如。
- ・ 下水道の整備が悪い。
- ・ 公衆トイレが少ない。

貧弱な文化施設

- ・ 文化施設が少ない。
- ・ 美術館がもっと安価でみられないか。
- ・ 公共施設の管理に困っている。
- ・ 生産活動をする場所が少ない。
- ・ 文化施設がばらばら。
- ・ 社会人が学べる場所の不足。
- ・ スポーツ施設の不足。

遅れている防災対策

- ・ 町の作りが乱雑。
- ・ 洪水被害が不安。
- ・ 住宅密集地に火事が心配。
- ・ 雨水時の浸水対策。

質問2 :【高知のまちのよいところ誇りに思えるところ】(発表:グループ3)

豊かな自然

- ・ 空気がうまい。
- ・ 都市近郊の自然が豊か。(仁淀川など)
- ・ 高知の魅力は自然である。
- ・ 田園風景
- ・ 気候温暖が良い。
- ・ 5分車で走ると自然がいっぱい。
- ・ 自然が豊かである。
- ・ 現在ある自然は大切にしたい。
- ・ 自然が豊か。
- ・ 自然が豊か。
- ・ 街のすぐ近くに自然がたくさんある。
- ・ 気候がよい。
- ・ 緑が多い。
- ・ 自然が多く残っている。
- ・ 自然が身近にある。
- ・ 海と山が近い。(地形の利)
- ・ 山菜が豊か。
- ・ 豊かな自然。
- ・ 整備された高知平野の農地。
- ・ 雨の降り方が高知らしい。
- ・ 山峡の水がきれい。

川

- ・ 水路に鯉がいる。
- ・ 小川
- ・ 清流が多い。
- ・ 鏡川のボート場
- ・ (大切と好き)町の中心に鏡川がある。
- ・ 鏡川は大切にしたい。
- ・ 鏡川

空

- ・ 空の青さ
- ・ 青空が街の顔では。
- ・ 空気がうまい。
- ・ 青空
- ・ 空が美しい。

海

- ・ 海がきれいである。
- ・ 近い海。
- ・ 海、山、川、緑が誇れる。
- ・ 海の青さ。
- ・ 海岸線が長い。
- ・ 海がきれい。
- ・ 海がきれい。
- ・ きれいな海。
- ・ 浦戸湾
- ・ 浦戸湾
- ・ 浦戸湾の自然。
- ・ 丸山台公園
- ・ 浦戸湾の景色、種崎、千松ヶ浜

山

- ・ 海と山と川が近い。
- ・ 山が近い。
- ・ 山岳が美しい。
- ・ 近い山。
- ・ 山が近い。
- ・ 筆山

楽しい人間

- ・ 人がおらかな所。
- ・ 「しょー、滅多ねや。」という気持ち。
- ・ のんべえが多い。
- ・ 酒文化が楽しい。
- ・ お酒がおいしい。
- ・ 頑固な人が多い。
- ・ 高知の魅力は人である。
- ・ 自由で開放的な所。
- ・ 人情
- ・ 人が温かい。
- ・ 人情味がある所。
- ・ 人間が温かい。
- ・ 正直な人が多い。
- ・ 近所づきあいが残っている。
- ・ 夏の日に、窓を開けっぱなしにしても平気なこと。
- ・ 土佐弁がいい。
- ・ 情熱的な人が多い。
- ・ 人が親切。
- ・ メイ・ファーズというような「仕方ないちゃ」という感覚。
- ・ 人間が単純明快。
- ・ 開放的なところ。
- ・ 丸の内公園の将棋。
- ・ 県人の気質は好き。

食べ物がおいしい

- ・ おいしい食べ物。
- ・ 青魚が豊富。
- ・ 海の幸がたくさんある。
- ・ 食べ物はうまいぜ。
- ・ 食べ物がおいしい。
- ・ 食材が豊富。
- ・ 魚がうまい。
- ・ 魚がうまい。
- ・ 魚がうまい。

楽しい路面電車

- ・ 路面電車(東西に長く延びる)
- ・ 路面電車がある。
- ・ 路面電車
- ・ 路面電車が走っている。
- ・ 電車

その他

- ・ 盆地的であって、区切りがはっきりしている。
- ・ 知事が優しいところ。
- ・ 宗安寺の水泳場。
- ・ 勉強家が少ない所。
- ・ DUKEの存在。
- ・ 職住近接ができる。
- ・ 高速道路が少ない。
- ・ キリンビール高知支店の方向性は good。

人・集まり

観光地が多い

高知城

- ・ 高知城
- ・ 高知城公園
- ・ 街の顔は高知城
- ・ 高知城
- ・ 高知城
- ・ 高知城と周辺は誇れる所。
- ・ 城がある。

はりまや橋

- ・ はりまや橋
- ・ はりまや橋

桂浜

- ・ 黒潮スカイラインが爽快。
- ・ (高知の顔)桂浜

歴史

- ・ 町筋がわかりやすい。
- ・ 古い町並み。
- ・ 坂本龍馬が輩出された風土、雰囲気。
- ・ 明治維新の偉人が多い。
- ・ 坂本龍馬
- ・ 昔すごい人がいっぱいいた所。
- ・ 歴史がある。

- ・ 五台山からの展望
- ・ 観光地が多い。

にぎわい

屋台

- ・ 二十代町の屋台

市

- ・ 日曜日
- ・ 日曜日がある。
- ・ 日曜日
- ・ 日曜市のイモ天

並木が良い

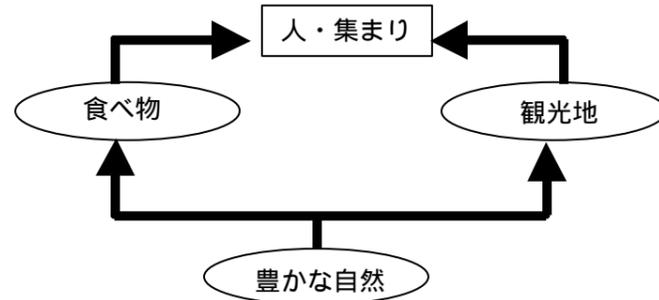
- ・ くすのき並木の県道
- ・ 36メートル電車通
- ・ 駅前にあった木がよかった。
- ・ 県庁前、追手筋の並木

にぎやか

- ・ やなぎまち
- ・ ひろめ市場
- ・ 帯屋街、京町商店街
- ・ 人に力があるひろめ市場。
- ・ ひろめ市場は好き。
- ・ 好きなところ、高知イオン(ジャスコ)

よさこい祭

- ・ よさこい祭



質問2：【高知のまちのよいところ誇りに思えるところ】(発表：グループ4)

城下まちの風情がある。

豊かな環境がある。

特色ある土佐の風土が生きている。

歴史があり高知城など中心に街並みがよい

- ・ 高知城
- ・ 城下町である。
- ・ 国府歴史まほろばの里
- ・ 所々に残っている城下町の風景
- ・ 高知城、その下の公園
- ・ 高知城周辺の街なみ
- ・ 高知城下の桜
- ・ 街に個性がある。
- ・ 追手筋
- ・ お城がある。
- ・ 歴史や文化を大切にしている。
- ・ 歴史のある高知城
- ・ 追手筋や県庁前通りの大きな並木
- ・ 現世享乐的な人間性を反映した都市景観
- ・ はりまや橋
- ・ 高知の顔として高知駅～はりまや橋
- ・ 旭町通りの町並みの保存

城下町・城

路面電車がよい

- ・ 電車が走っている。
- ・ 路面電車が走っている。
- ・ 路面電車が通っている。
- ・ 電車のある風景
- ・ 路面電車
- ・ 路面電車を大切にしたい。
- ・ 路面電車が走っている。

電車

日曜市が中四国のジャ-となっている

- ・ 日曜日
- ・ 日曜市がすき
- ・ 日曜市のように地域のコミュニティが保たれている。
- ・ 人情味あふれる日曜日
- ・ 伝統の日曜日がある。

日曜日

新名所新しくできた好きな場所

- ・ 飛行場の風景
- ・ 泰泉寺公園
- ・ 蒔絵台ニュータウンの大きくすのきのある公園
- ・ 工科大がきれい。
- ・ 鏡川左岸から見た潮江神社の山並み
- ・ 空港がある。

新名所も出現

豊かな自然が身近にある

- ・ 太平洋に面している。
- ・ 紅葉橋から下流向きに見た鏡川
- ・ 黒潮に洗われる海岸線
- ・ 山と海が近くにある。
- ・ 都市が大自然に囲まれている。
- ・ 豊かな自然
- ・ 海岸線の美しさ
- ・ 里山(北山)の環境
- ・ 身近なところに自然がある。
- ・ 鏡川の中上流
- ・ 浦戸湾西海岸の景色
- ・ 自然的河川
- ・ 海岸線が美しい。
- ・ 山や緑が多い。豊か。
- ・ 緑の多い土佐
- ・ 自然が残っている。
- ・ 自然に囲まれている。
- ・ 自然が豊か。
- ・ 棚田がある。
- ・ 山がいつも景観されることがよい。
- ・ 山林の育成
- ・ 海岸線の美しさ
- ・ 素晴らしい海辺
- ・ 鏡川沿いが緑

海・山

良好な生活環境が保全されている

- ・ 自然と街が身近に馴染め合える。
- ・ 低層建築で空が広い。
- ・ 空気がきれい。
- ・ 空気
- ・ 暑い夏
- ・ 日差しが美しい。
- ・ 雑木(照葉樹)が多い。(南国サービスエリア上り北)
- ・ 空
- ・ 河川の水がきれい。
- ・ 水がきれい。
- ・ 水がうまい。(土佐の名水・中の川)
- ・ 気候
- ・ 気候が温暖

住みやすい都市規模

- ・ 適当な都市規模
- ・ 都市圏としてまとまっている。(30分圏内)
- ・ 人口の規模がコンパクトにまとまっている。
- ・ 住み良い。(まちづくりとは関係なし)

うまいものがある

- ・ 魚がうまい。
- ・ 魚棚
- ・ 魚がうまい。
- ・ 新鮮でうまい魚
- ・ 新鮮な魚介類
- ・ 酒がうまい。
- ・ 果物がおいしい。
- ・ 食料が豊富である。
- ・ ある所に実にうまい料理屋がある。
- ・ さわち料理がある。
- ・ 鰹たたき、さわち料理
- ・ たくさんある飲み屋
- ・ 女性が美しい。

魚・料理  
酒

土佐人気質

- ・ 人間があっさりしている。
- ・ 人情味あふれる街
- ・ 土佐の人的気質
- ・ 人情が温かい。
- ・ 人情(気質)
- ・ ざっくばらんな人情
- ・ 酒場の議論
- ・ はっきりした性格、いごっそう、はちきん
- ・ 独立の気運が高い。

人情

坂本龍馬

- ・ 坂本龍馬がいる。
- ・ 坂本龍馬
- ・ 桂浜の龍馬像

龍馬

特色ある地域文化が生きている

- ・ 高校生の土佐弁
- ・ 方言、よく言われる県民性
- ・ よさこいを育てたまち
- ・ 雰囲気
- ・ 龍馬が生まれたまち
- ・ 地域性を大切にしている。(店づくりなど)
- ・ 郷土への愛着心

地域産業

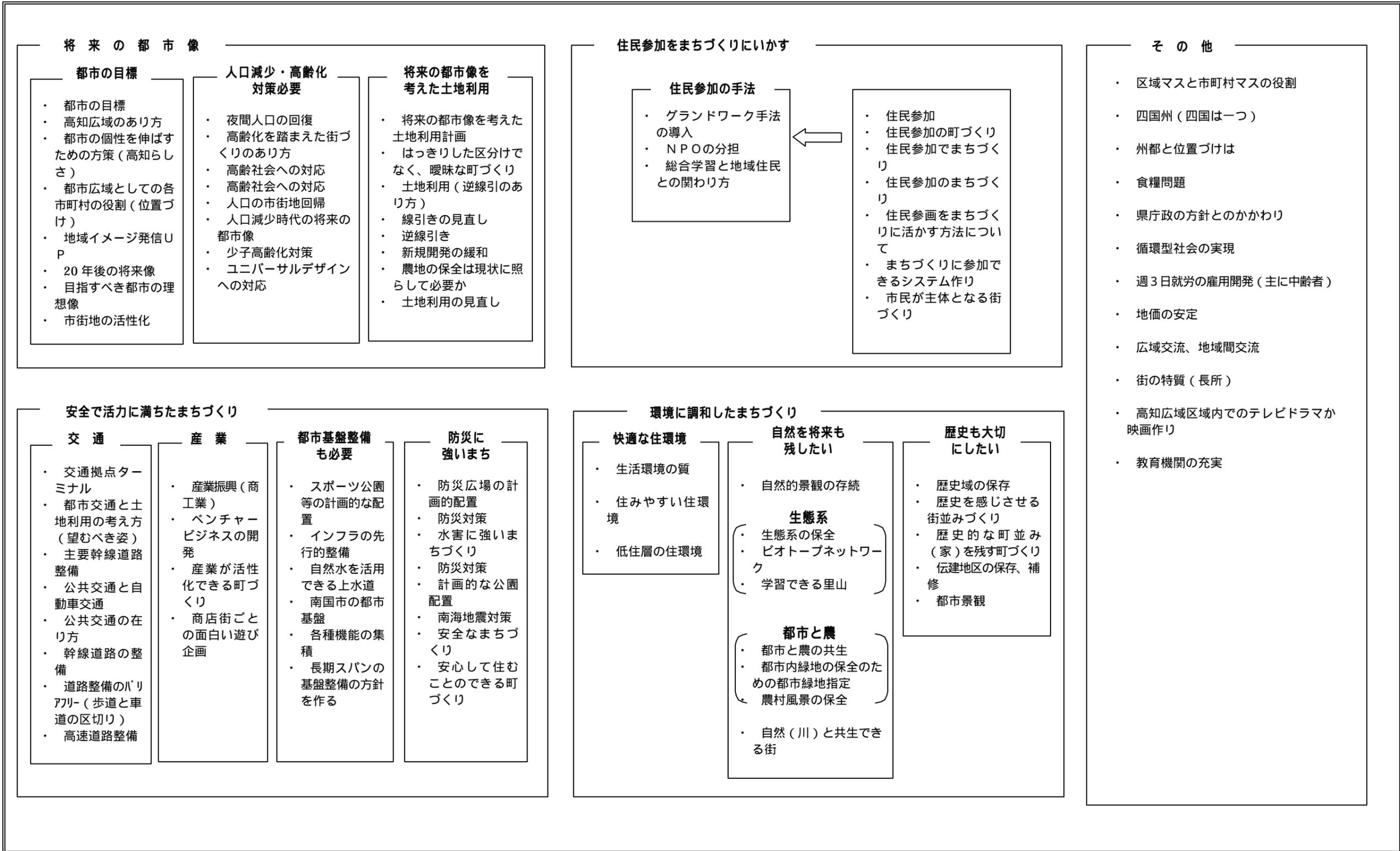
- ・ 木製品
- ・ 農業をがんばっているところ
- ・ 2次産業が少ない。
- ・ 木材が豊富なので、バイオマスを利用したペレット。

頑張り地場産業

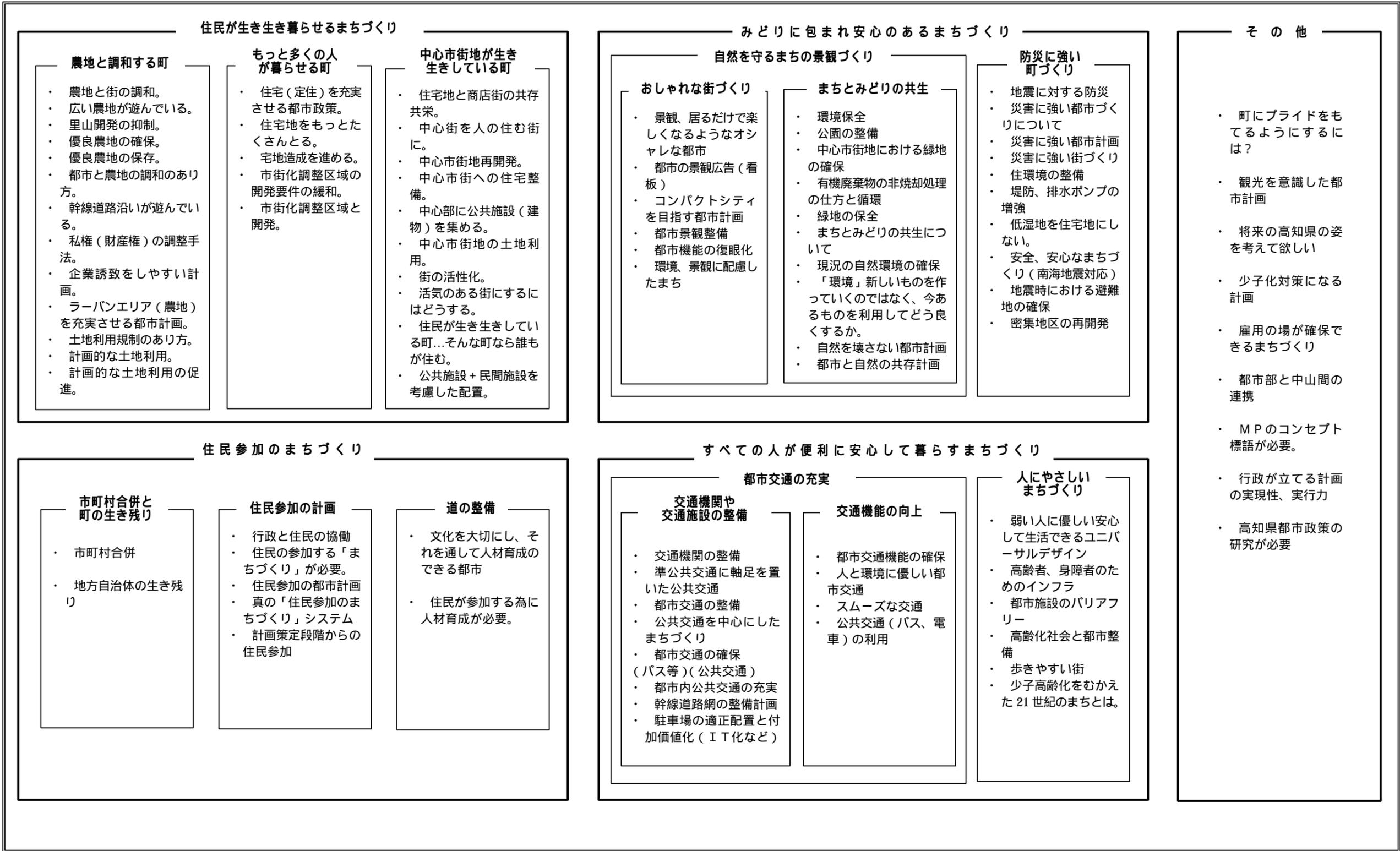
まとめ

特色ある風土と豊かな環境が、うまい空気と水、土佐の風情を育てている。

質問3：【議論すべき主要なテーマ】(発表：グループ5)

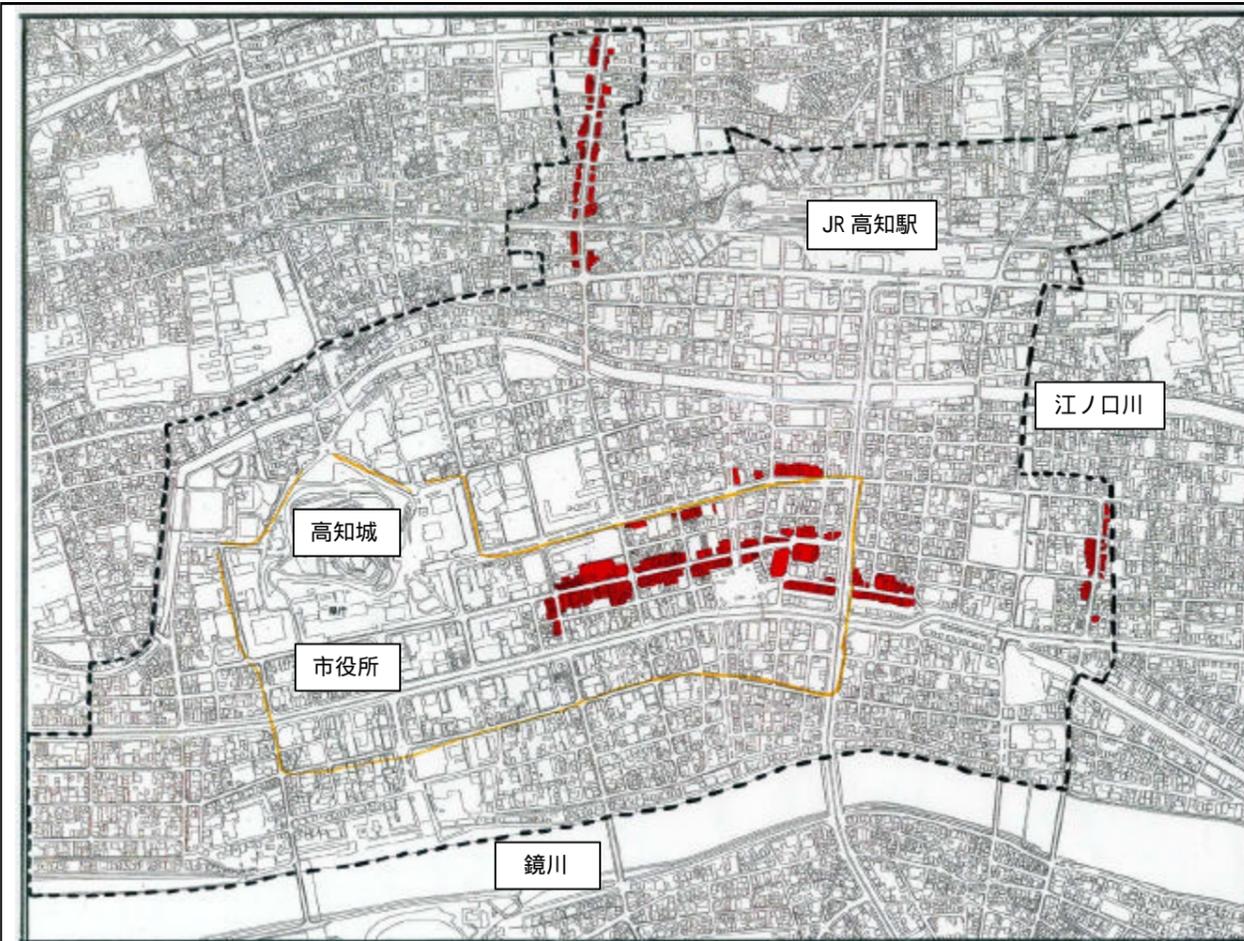


質問3：【議論すべき主要なテーマ】(発表：グループ6)



## 2.方針・計画づくりワークショップの結果

既存計画の方針等	既存計画にある計画	グループとして新たに追加する計画
<div data-bbox="166 323 498 905"> <p><b>都市美の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市美の形成</li> <li>公園緑地等の整備</li> <li>花ストリートと都市緑化の推進</li> <li>緑に包まれた都市美の形成</li> <li>電線地中化、街路樹の育成</li> <li>親水空間の整備</li> <li>建物や外構のデザイン</li> </ul> </div> <div data-bbox="522 323 854 590"> <p><b>高知市としての顔づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高知市の玄関としての顔づくり</li> <li>高知市の玄関としての機能を導入</li> </ul> </div> <div data-bbox="522 659 854 905"> <p><b>介護システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心して暮らせる介護システムづくり</li> </ul> </div> <div data-bbox="166 953 498 1171"> <p><b>公共サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の整備</li> <li>公共公益サービス機能の維持</li> </ul> </div> <div data-bbox="522 953 854 1220"> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい拠点としての一体感の強化</li> <li>魅力的な「回遊性」の確保</li> </ul> </div>	<div data-bbox="914 323 1246 842"> <p><b>バリアフリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に配慮したバリアフリー歩行空間の形成、電気自動車</li> <li>バリアフリーの通路整備</li> <li>バリアフリーの空間づくりの推進</li> <li>都市部での人の動きを援助するための交通施設整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="1270 323 1602 842"> <p><b>公共交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の強化</li> <li>駐車場、駐輪場による立地条件の確保</li> <li>都市部の既存社会資本の有効利用（自動車と公共交通）</li> <li>都心部に流入する自動車交通の自発的抑制方策の展開</li> <li>公共交通利用と促進する機能導入</li> </ul> </div> <div data-bbox="1626 323 1958 527"> <p><b>教育づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携教育の推進</li> <li>特色ある学校づくりの推進</li> </ul> </div> <div data-bbox="1626 554 1958 709"> <p><b>国際交流</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流の推進</li> <li>コンベンションの振興</li> </ul> </div> <div data-bbox="1626 737 1958 1199"> <p><b>産業・雇用対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央卸売市場の充実・強化</li> <li>地域住民のための生活拠点の形成</li> <li>港湾を活用した産業振興</li> <li>低所得者福祉の充実</li> <li>創造と起業の促進</li> <li>勤労者対策の充実</li> </ul> </div> <div data-bbox="914 869 1246 1234"> <p><b>ネットワーク形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南北一体のネットワーク形成</li> <li>既成都心や隣接市街地と結ぶ通路整備</li> <li>周辺観光地とのネットワーク形成</li> <li>広域交通ネットワークの充実</li> </ul> </div> <div data-bbox="1270 890 1602 1283"> <p><b>文化財</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集客力の強化に向けた魅力づくり</li> <li>芸術・文化活動の場づくり</li> <li>生活に文化性や快適性を考える文化施設を導入する</li> <li>文化財の保護</li> </ul> </div> <div data-bbox="1626 1234 1958 1514"> <p><b>居住空間の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な居住空間の整備</li> <li>市街地中心部への居住促進</li> <li>拠点街区における都心共同住宅の整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="914 1268 1246 1514"> <p><b>歩行者空間づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティを支える自転車歩行空間の創出</li> <li>歩行者と共存する自転車通路整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="1270 1352 1602 1514"> <p><b>ボランティア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等の地域ケア活動の促進</li> </ul> </div>	<div data-bbox="2041 302 2792 401"> <p><b>積極的な繁栄対策は必要なし！</b></p> </div> <div data-bbox="2006 443 2347 814"> <p><b>夜間人口の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度を低くする</li> <li>中心街からの高層マンションの建設規制</li> <li>駐車場をつくらない</li> <li>住宅を増やさない（アパート、マンション）</li> <li>住宅地の高さ規制</li> </ul> </div> <div data-bbox="2362 554 2496 667"> </div> <div data-bbox="2510 554 2837 680"> <p><b>夜間人口の増加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間人口の増加</li> </ul> </div> <div data-bbox="2006 842 2407 1262"> <p><b>人にやさしいまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩いて生活できる住環境の整備</li> <li>歩行者と自転車のロード整備</li> <li>いま住んでいる人に優しいまちづくり</li> <li>環境配慮住宅の普及</li> <li>親密な人間関係</li> </ul> </div> <div data-bbox="2421 842 2852 1073"> <p><b>公共・文化施設の再配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共・公益施設の集中配置</li> <li>文化活動を自由に行える空間づくり</li> <li>文化施設の集中配置</li> </ul> </div> <div data-bbox="2421 1100 2852 1262"> <p><b>公共交通機関の利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関の一元化</li> <li>公共交通機関のインターネット情報</li> </ul> </div> <div data-bbox="2006 1289 2407 1535"> <p><b>景観の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の適正配置</li> <li>街路樹の花木化</li> <li>水辺空間の整備</li> <li>街区公園の整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="2421 1289 2852 1535"> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光案内の充実</li> <li>中心市街地とその周辺部の役割分担</li> <li>商業地と住宅地の適正配置</li> <li>ボランティアのネットワーク化</li> </ul> </div>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>	<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>	<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市美</li> <li>サービス</li> <li>バリアフリー</li> <li>歩行者空間</li> <li>居住空間</li> <li>ボランティア</li> <li>公共交通</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑につつまれた居住空間</li> <li>公共交通の利用と促進</li> <li>バリアフリーの空間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心部には公共・公益・文化・医療などの施設を集中配置する。浸水地域からの住宅の撤退。</li> </ul>



凡 例

- 公共文化施設配置エリア
- 商店街

住民参加の方法

- ・ NPO を活用する
- ・ 老人会など地区グループの参加
- ・ 店主の積極的な参加

グループとして選択した計画	計画の種類		実現の方法
バリアフリーの空間づくり		●	条例制定・公共事業強化
ネットワークの形成		●	〃
公共交通の強化		●	〃
文化活動・文化財の強化(保護)		●	〃
ボランティアの促進		●	NPOの拡充 ・助成金制度
教育づくりの強化		●	
国際交流の推進		●	
歩行者空間づくりの強化		●	条例制定・公共事業強化
居住空間づくりの強化		●	〃
産業・雇用対策		●	〃
積極的な繁栄対策は必要なし	●	●	法規制
夜間人口の抑制	●	●	〃
・住宅を増やさない	●	●	〃
・駐車場を増やさない	●	●	〃
夜間人口の増加	●	●	
人にやさしいまちづくり	●	●	
・歩行者のロード整備	●	●	
・環境配慮住宅の普及	●	●	
公共文化施設の再配置(集中)	●		
・文化施設・病院の再配置(集中)	●		
景観の見直し	●	●	
・水辺・公園等の整備	●	●	
公共・交通機関の利用促進	●	●	
商業地と住宅地の適正配置	●	●	

● グループが考えた計画  
● 全域の計画

既存計画の方針等	既存計画にある計画	グループとして新たに追加する計画
<div data-bbox="142 321 477 569"> <p>商店街の魅力づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯屋町通の魅力づけ</li> <li>・ 新しい刺激を発信し続ける商店街</li> <li>・ 郊外大型店に対抗</li> </ul> </div> <div data-bbox="498 321 845 747"> <p>人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人にやさしいまちづくり</li> <li>・ 住み訪れる人が快適で安心した都市</li> <li>・ 都心居住の推進</li> <li>・ 高齢者世帯</li> <li>・ 公共公益サービス機能の維持</li> </ul> </div> <div data-bbox="142 657 477 1037"> <p>環境との共生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな自然環境</li> <li>・ 環境との共生</li> <li>・ いきいきしたみどりをつくる（みんなでみどりをつくり育てる）</li> <li>・ 個人住宅、事業所における緑化を進める</li> </ul> </div>	<div data-bbox="884 321 1219 684"> <p>幅広い住環境の整備</p> <div data-bbox="902 390 1202 678"> <p>多様な住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住む人、訪れる人のふれあい</li> <li>・ 子育て世帯</li> <li>・ 多様な世帯の居住促進</li> </ul> </div> <div data-bbox="902 705 1202 905"> <p>緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かで大きなみどりに育てる（みどりを広げる）</li> </ul> </div> </div> <div data-bbox="1249 321 1584 863"> <p>土地利用</p> <div data-bbox="1267 390 1567 856"> <p>住宅利用方向への土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低・未利用地の活用・老朽住宅の建替</li> <li>・ 市街地中心部への居住促進</li> <li>・ 土地の高度利用による住宅供給</li> <li>・ 都心共同住宅でイメージアップ</li> </ul> </div> </div> <div data-bbox="1267 905 1567 1037"> <p>災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い基盤整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="1267 1083 1567 1423"> <p>緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園整備（公共事業）公共施設緑地に公園的機能をより多く付け加える</li> <li>・ 屋上や路地裏など隠れた空間を緑化</li> </ul> </div> <div data-bbox="1614 321 1949 1062"> <p>町の将来像</p> <div data-bbox="1632 390 1932 558"> <p>核づくり(高知らしさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知都市圏の将来</li> <li>・ 新しい核の創造</li> </ul> </div> <div data-bbox="1632 590 1932 1020"> <p>ソフトづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフト面の仕掛けづくり</li> <li>・ まんが・よさこい祭り</li> <li>・ 観光・コンベンションの振興</li> <li>・ 新しい観光魅力の創造</li> </ul> </div> </div> <div data-bbox="1614 1083 1949 1331"> <p>快適な空間計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適で魅力ある歩行者空間の整備</li> <li>・ バリアフリー化の推進</li> <li>・ 生活支援施設等の導入</li> </ul> </div> <div data-bbox="1614 1356 1949 1514"> <p>中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区中心商業地の活性化</li> </ul> </div>	<div data-bbox="2000 321 2407 642"> <p>公園・緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地・都市公園</li> <li>・ 高知城周辺の再整備（県庁移転含む）</li> <li>・ ポケットパークの整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 657 2407 905"> <p>水に親しむまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川と町を結ぶ</li> <li>・ 水の流れを取り入れた住環境</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 968 2407 1083"> <p>祭り文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祭り文化の発信</li> </ul> </div> <div data-bbox="2424 321 2831 856"> <p>新しい風を感じる（楽しい）まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回遊性のまち</li> <li>・ いつも新しい風が吹いているような場所をつくる。</li> <li>・ アーケードを開こう！</li> <li>・ 行ってみたい店 専門店(こだわりの店)を多く増やす</li> <li>・ オープンカフェの様な町づくり</li> <li>・ 歩いて暮らせるまち</li> </ul> </div> <div data-bbox="2424 968 2831 1146"> <p>中心市街地と周辺をつなぐソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地と周辺をつなぐソフト</li> </ul> </div> <div data-bbox="2424 1220 2831 1398"> <p>景観・美化・ボランティアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観・美化・ボランティアの推進</li> </ul> </div>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>	<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>	<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街の魅力</li> <li>・ 環境との共生</li> <li>・ 人にやさしいまちづくり</li> <li>・ 快適！</li> <li>・ いきいき</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型店に負けない商店街の魅力づくり</li> <li>・ 「ひとりひとりが輝いている」いきいきとした人に優しいまちづくり</li> <li>・ 快適で緑の多い環境との共生</li> </ul>	



グループ討議結果

中心市街地マスタープランを考える（交通）

参加者：和田、漁師、示野、岡崎、上田

既存計画の方針等		既存計画にある計画			グループとして新たに追加する計画	
<p><b>交通ネットワークの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南北一体のネットワーク形成</li> <li>道路ネットワーク</li> <li>回遊できる道路の整備</li> <li>公共交通ネットワーク</li> <li>電気自動車への対応</li> <li>交通拠点づくりをする</li> <li>高知駅ブロックを交通ターミナル拠点とする</li> <li>交通体系</li> <li>駅の南北を結ぶ交通軸</li> <li>都市圏交通整備</li> </ul>	<p><b>公共交通の活用を促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高知市までのアクセス時間</li> <li>公共交通との連携</li> <li>自動車交通と公共交通</li> <li>交通結節点と病院・商業施設との形成</li> <li>公共交通機関の利用</li> <li>タクシーの滞留場の設置</li> <li>公共交通利用促進機能促進</li> <li>公共交通が使いやすい地区になること</li> </ul>	<p><b>交通拠点の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点(駅・観光拠点)の整備</li> <li>公共交通が使いにくい。パークアンドライドも進まない。</li> <li>JR、路面電車、バス、タクシーの乗り換え利便性の向上</li> <li>総合的な交通ターミナルの設置</li> <li>交通拠点</li> <li>公共交通拠点にふさわしい機能整備</li> </ul>	<p><b>駐輪場整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高架下の有効活用(駐車場・駐輪場)</li> <li>駐輪場整備</li> <li>駐輪場の適正配置(駅など)</li> <li>放置自転車対策</li> </ul>	<p><b>自歩道の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車道の整備</li> <li>レンタサイクル</li> <li>自転車、歩行者計画</li> <li>地域コミュニティを交える自転車・歩行者空間</li> <li>中心市街地は歩行自転車中心の交通</li> </ul>	<p><b>車の乗り入れの制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車の進入禁止区域の設定</li> <li>学校近くの大型車乗り入れ制限</li> <li>ICカードでポイント化(公共利用したとき)</li> </ul>	<p><b>居住人口の回復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地空地の住宅としての活用</li> <li>官公庁施設の郊外移転</li> </ul>
		<p><b>商業物流</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小口輸送交通対策</li> <li>ロジスティクスの推進</li> <li>商店街の機能分化による交通路の整備</li> <li>商業区へのモール整備、広場の設置</li> </ul>	<p><b>バスの活用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線の再編・新設</li> <li>コミュニティ交通導入</li> <li>昼間の利用の少ない路線の有効活用</li> <li>都心部循環バス</li> <li>バス路線網の再編</li> </ul>	<p><b>バリアフリーの道路整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー</li> <li>バリアフリーの街づくり(歩いて暮らせる街)</li> <li>バリアフリーの通路の整備</li> <li>路面電車・バスの案内標識設置</li> <li>歩道の段差</li> </ul>	<p><b>コミュニティ新交通の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電動カートの配備</li> <li>乗り捨てアシストバイクの配備</li> </ul>	<p><b>業者別でなく</b></p> <p>目的地別バスターミナルの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナルは、高知駅周辺にすべて集中させる(全業者)</li> <li>バスターミナルは業者別ではなく、目的地別に配置する</li> <li>土電のバスターミナルを高知駅に移す(用地の交換手法による)</li> </ul>
			<p><b>路面電車の活用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路面電車の延伸</li> <li>路面電車の高速化</li> <li>路面電車の運行見直し</li> <li>路面電車を迂回させないで北伸させる</li> </ul>	<p><b>駐輪場整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地周辺部への駐輪場整備</li> <li>駐輪場対策</li> <li>路上駐車対策、低料金駐輪場整備</li> <li>駐輪場整備</li> </ul>	<p><b>優先レーンの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車優先レーン</li> <li>相乗り優先レーンの設定</li> </ul>	<p><b>共同利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同利用できる車を用意する</li> <li>コンビニなシェアシステムの構築</li> <li>都市内移動をサポートするNPO結成</li> <li>自転車の共同利用が可能に</li> <li>ロジスティックセンターの整備</li> <li>地区単位住民で共同利用できる手段</li> <li>商業物流共同基地の設置</li> </ul>
				<p><b>公共交通への自転車の乗り入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関への自転車の乗り込み</li> <li>路面電車に自転車乗り入れ</li> </ul>	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ETS設置区間で課金徴収</li> <li>ターミナルでの音声アナウンス</li> <li>バスの番号制度導入</li> <li>お布施システムのある交通システム</li> <li>路面電車道路中央から歩道よりへの軌道敷の移動</li> <li>幹線道路の拡幅</li> </ul>	<p><b>JRと路面電車等との乗り継ぎ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JRの改札口の前に路面電車の駅をつくる(乗り換えが最短となる)</li> <li>駅北口から北に向かって30m道路が必要(路面電車の北伸)</li> <li>路面電車は高知駅舎のために迂回させないで直進できるように</li> </ul>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>		<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>			<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通</li> <li>準公共交通</li> <li>バリアフリー</li> <li>駐輪場</li> <li>交通結節点</li> <li>駐車場</li> <li>交通ネットワーク</li> <li>シェアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路ネットワーク</li> <li>路面電車・バス</li> <li>レンタサイクル</li> <li>歩行者</li> <li>自転車</li> <li>ITS</li> <li>ターミナル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通ネットワークの充実と有効活用</li> <li>交通ターミナル拠点の整備</li> <li>中心市街地周辺部の駐車場の充実</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>土電、県交も含めバスターミナルを高知駅に集中させる。</li> <li>公的なロジスティックセンター整備による、物流交通需要の削減。</li> <li>公共機関のネットワークを充実させ、環境や人に優しい交通整備を。</li> <li>職場と住居のほどよい距離が保てる都市計画。</li> <li>車も共同利用すれば公共交通システムになる。</li> </ul>	

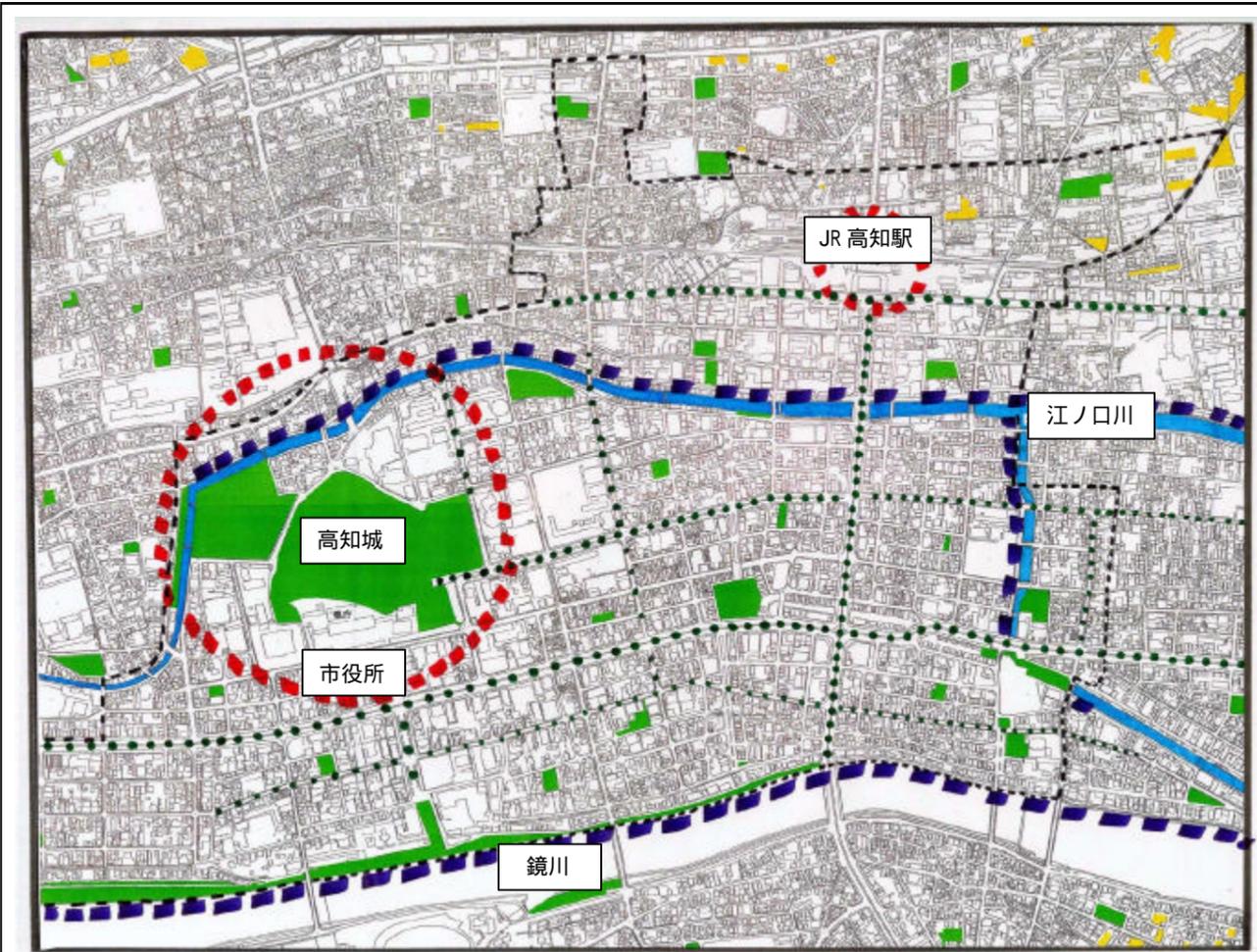


凡 例	住民参加の方法
<span style="color: red;">■</span> 交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーダーの育成を活用。</li> <li>・ まちづくり意見交換の実施</li> <li>・ 住民参加のルールづくり</li> </ul>
<span style="color: cyan;">■</span> ロジスティックセンター	
<span style="color: orange;">■ ■ ■</span> バリアフリーの道路	
<span style="color: yellow;">■</span> 都市計画道路	
<span style="color: green;">■</span> 都市計画公園	

グループとして選択した計画	計画の種類		実現の方法	
交通拠点の整備			高知駅に集結させる	
コミュニティ交通導入	●	●	}	
路面電車の高速化		●		
駐輪場整備				
自歩道の整備				
商業物流		●		
バリアフリーの道路整備			}	
中心市街地の駐車場整備	●	●		
周辺部の駐車場整備	●	●		東西南北に環状線沿線付近
電動カートの配備	●	●	}	
公共交通への自転車乗り入れ	●	●		外に乗せられるところをつくる（自転車デッキ）
居住人口の回復	●	●	}	
中心市街地空地の宅地としての活用	●	●		住宅整備事業（集合住宅の整備）
業者別でなく、目的地別ターミナルの配置	●	●	}	
共同利用	●	●		インセンティブを与える

● グループが考えた計画  
● 全域の計画

既存計画の方針等	既存計画にある計画	グループとして新たに追加する計画
<div data-bbox="160 323 457 365">都市美の形成</div> <ul data-bbox="160 373 457 772" style="list-style-type: none"> <li>都市美の形成</li> <li>緑のまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>海と森が映える水とみどりのまちづくり</li> <li>緑につつまれた都市美の形成</li> <li>花と緑と水に親しむまちづくり</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="160 842 457 884">緑地の配置</div> <ul data-bbox="160 892 457 1241" style="list-style-type: none"> <li>緑地を広げる</li> <li>緑地の配置計画</li> <li>みんなで緑をつくり育てる</li> <li>いきいきとした緑をつくる</li> <li>豊かで大きなみどりに育てる</li> </ul> <div data-bbox="160 1297 457 1339">公共交通体系</div> <ul data-bbox="160 1348 457 1507" style="list-style-type: none"> <li>公共交通体系の確立</li> <li>バリアフリーの道路整備</li> <li>駐車場整備</li> </ul> <div data-bbox="516 323 813 365">環境の推進</div> <ul data-bbox="516 373 813 835" style="list-style-type: none"> <li>環境教育の推進</li> <li>自然のまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自然と共生するまちづくり</li> </ul> </li> <li>保全と回復                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全と回復</li> <li>生態系の保護</li> <li>環境保全体制の強化</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="516 892 813 934">魅力的な景観形成</div> <ul data-bbox="516 942 813 1472" style="list-style-type: none"> <li>魅力的な景観形成</li> <li>高知市の玄関としての顔づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>高知市の玄関としての顔づくり</li> <li>集客力の強化に向けた魅力づくり</li> <li>安全・快適な回遊性の確保</li> <li>新しい拠点にふさわしい景観づくり</li> <li>北山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>	<div data-bbox="893 323 1190 365">魅力的な景観</div> <div data-bbox="893 394 1190 436">建物・看板の規制</div> <ul data-bbox="893 445 1190 800" style="list-style-type: none"> <li>中心市街地景観形成事業（建物、看板類の景観形成）</li> <li>建物、看板類のデザイン向上</li> <li>帯屋町一丁目景観整備（日曜市との回遊性向上）</li> </ul> <div data-bbox="893 869 1190 911">公共施設の整備</div> <ul data-bbox="893 919 1190 1318" style="list-style-type: none"> <li>高知駅前通景観整備事業</li> <li>高知街 23・24 号整備事業（安心して歩けるみちづくり）</li> <li>公共施設整備</li> <li>公共交通の利便性の向上</li> <li>電線の地中化</li> </ul> <div data-bbox="893 1388 1190 1430">観光</div> <ul data-bbox="893 1438 1190 1507" style="list-style-type: none"> <li>旅行者のための利便施設や観光施設等の導入</li> </ul> <div data-bbox="1249 323 1546 365">都市景観</div> <div data-bbox="1249 394 1546 436">古い街並みの再生</div> <ul data-bbox="1249 445 1546 527" style="list-style-type: none"> <li>大橋通商店街の小路に古い街並みを再生</li> </ul> <div data-bbox="1249 596 1546 638">公共交通</div> <ul data-bbox="1249 646 1546 842" style="list-style-type: none"> <li>P&amp;R, P&amp;BR 等駐車場整備</li> <li>公共交通分担率の向上</li> <li>国道 32 号電線類地中化事業（カラー舗装）</li> <li>路面電車の延進</li> </ul> <div data-bbox="1249 911 1546 953">歩行者・自転車</div> <ul data-bbox="1249 961 1546 1178" style="list-style-type: none"> <li>自転車・歩行者ネットワーク</li> <li>トランジットモール</li> <li>トラフィックゾーンシステムの形成</li> </ul> <div data-bbox="1249 1247 1546 1289">民有地</div> <ul data-bbox="1249 1297 1546 1472" style="list-style-type: none"> <li>民有地の緑化（花）推進</li> <li>中心市街地緑化推進事業（民有地の緑化推進）</li> <li>商業工業系地域の緑地</li> </ul> <div data-bbox="1605 323 1902 365">緑化の配置</div> <div data-bbox="1605 394 1902 436">公園</div> <ul data-bbox="1605 445 1902 464" style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の整備</li> </ul> <div data-bbox="1605 512 1902 554">公共施設</div> <ul data-bbox="1605 562 1902 581" style="list-style-type: none"> <li>学校緑化</li> </ul> <div data-bbox="1605 617 1902 659">街路</div> <ul data-bbox="1605 667 1902 835" style="list-style-type: none"> <li>花ストリートと都市緑化の推進</li> <li>街路緑化</li> <li>街路樹の保全・育成</li> </ul> <div data-bbox="1605 892 1902 934">水と自然</div> <ul data-bbox="1605 942 1902 1423" style="list-style-type: none"> <li>親水性の確保や緑道整備により河川環境向上</li> <li>親水空間の整備</li> <li>里山の保全・回復</li> <li>河川・親水公園整備</li> <li>自然の作用に配慮した河川整備</li> <li>ふるさと景観の形成</li> <li>まちかど広場、水辺スポット広場の整備</li> </ul> <div data-bbox="1605 1430 1902 1472">公園整備</div> <ul data-bbox="1605 1480 1902 1499" style="list-style-type: none"> <li>公園整備</li> </ul>	<div data-bbox="2015 310 2312 352">オープンスペース</div> <ul data-bbox="2015 361 2312 430" style="list-style-type: none"> <li>ふれあい広場の創出</li> <li>人が交流する環境づくり</li> </ul> <div data-bbox="2015 499 2312 541">緑を生かしたまちづくり</div> <ul data-bbox="2015 550 2312 800" style="list-style-type: none"> <li>県木による緑化</li> <li>城のみどりを核とした緑のネットワーク</li> <li>山辺の保全</li> <li>生活に密着したみどりづくり</li> </ul> <div data-bbox="2015 848 2312 890">歴史的まちなみ</div> <ul data-bbox="2015 898 2312 926" style="list-style-type: none"> <li>歴史のまちなみを再発見する</li> </ul> <div data-bbox="2015 982 2312 1024">高知の顔</div> <ul data-bbox="2015 1033 2312 1144" style="list-style-type: none"> <li>新しい景観の創出</li> <li>にぎわいを生み出す景観づくり</li> </ul> <div data-bbox="2460 310 2638 352">法規制</div> <div data-bbox="2460 373 2757 415">屋外広告物</div> <ul data-bbox="2460 424 2757 535" style="list-style-type: none"> <li>屋外規制の強化</li> <li>屋外広告物の整理</li> <li>道路標識の整理</li> </ul> <div data-bbox="2460 590 2757 632">建物・まちなみ</div> <ul data-bbox="2460 640 2757 751" style="list-style-type: none"> <li>建物の高さ規制</li> <li>Bプラン的規制</li> <li>色彩計画</li> </ul> <div data-bbox="2460 821 2757 863">公共施設</div> <ul data-bbox="2460 871 2757 940" style="list-style-type: none"> <li>公共施設整備ガイドライン</li> </ul> <div data-bbox="2460 1024 2757 1066">河川の整備</div> <ul data-bbox="2460 1075 2757 1186" style="list-style-type: none"> <li>水質保全</li> <li>自然工法による河川</li> <li>河川の再整備（3面張り×）</li> </ul> <div data-bbox="2460 1255 2757 1297">住民によるまちづくり</div> <ul data-bbox="2460 1306 2757 1501" style="list-style-type: none"> <li>街路樹の維持管理に住民が参加する</li> <li>景観を考える時に住民参加で計画</li> <li>地区計画を活用した景観形成</li> </ul>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>	<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>	<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>
<ul data-bbox="160 1612 457 1864" style="list-style-type: none"> <li>緑化</li> <li>都市美</li> <li>建物</li> <li>看板</li> <li>水辺</li> <li>トランジットモール</li> </ul> 	<ul data-bbox="893 1696 1190 1822" style="list-style-type: none"> <li>風土と文化の息づく街</li> <li>緑・水の豊かなまち</li> <li>高知の顔づくり</li> </ul>	<ul data-bbox="2015 1654 2757 1822" style="list-style-type: none"> <li>人とまちにゆとりを与える場としてのオープンスペース</li> <li>うるおいを与える水と緑の環境整備が必要</li> <li>街並みの調和には法規制が必要</li> <li>住民主導のまちづくりが原則</li> </ul>

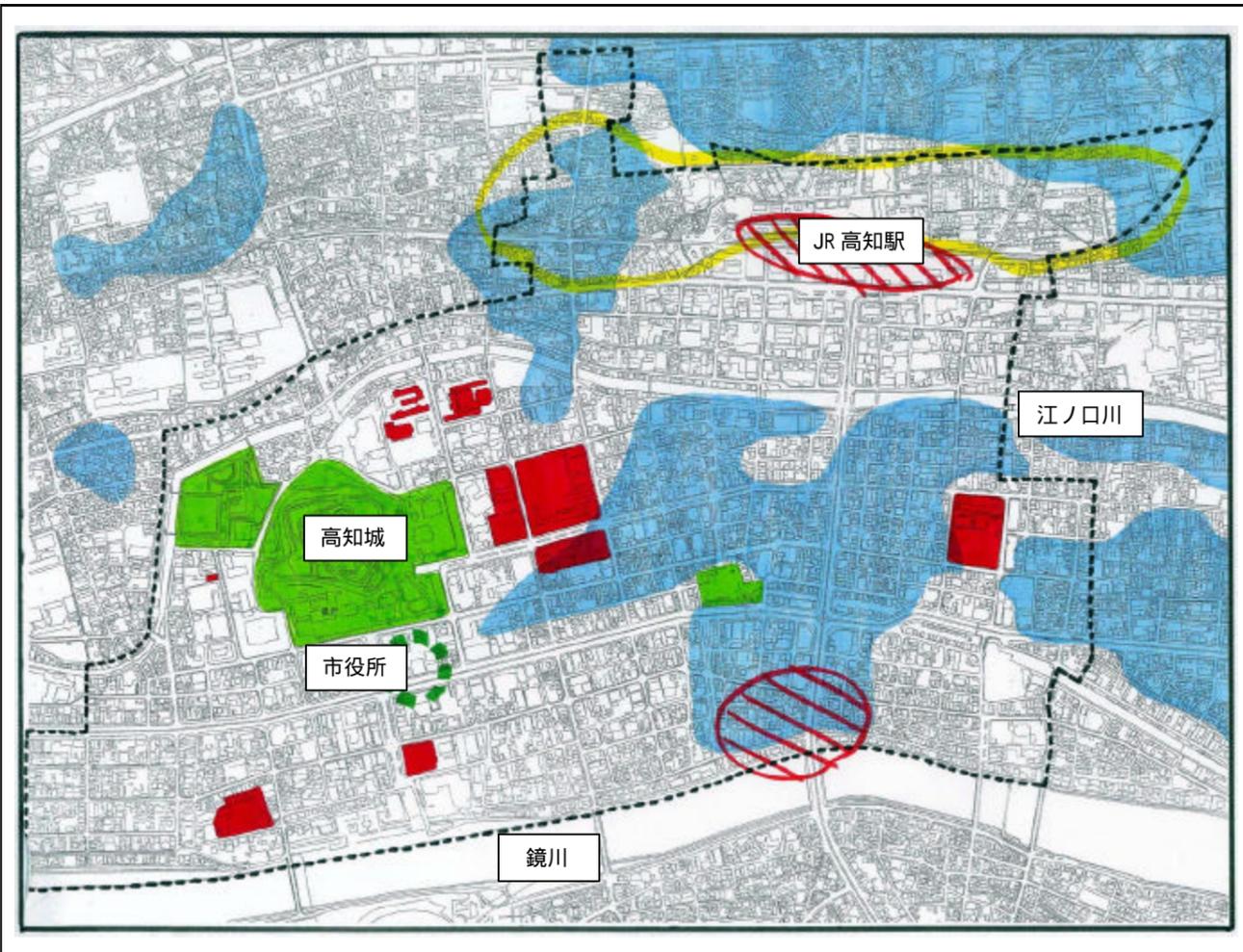


凡 例	住民参加の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ■ ■ 高知の顔</li> <li>■ ■ ■ 河川の整備</li> <li>● ● ● 街路樹</li> <li>■ 畑</li> <li>■ 公共空地</li> <li>■ 河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり協議会の立ち上げ</li> <li>・ 住民参加によるまちの魅力発見</li> </ul>

グループとして選択した計画	計画の種類	実現の方法
水と自然	●	
公園整備	●	
オープンスペース	●	遊休地の活用
法規制	●	条例による モデル地区指定
屋外広告物	●	
建物・まちなみ	●	
公共施設	●	
住民によるまちづくり	●	・ 伝統的な顔の保全と新しい顔の創出
高知の顔	●	
河川の整備	●	
水質保全	●	
自然工法による河川整備	●	
		・ 地区計画、住民協定 ・ 連続性のある街路樹の整備 ・ 庭木や生垣への助成
緑を生かしたまちづくり	●	
緑のネットワーク	●	
生活の中の緑	●	

● グループが考えた計画  
● 全域の計画

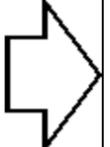
既存計画の方針等	既存計画にある計画	グループとして新たに追加する計画
<div data-bbox="160 327 457 422"> <p><b>防災対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の充実</li> </ul> </div> <div data-bbox="160 485 457 863"> <p><b>災害対応力の向上</b> 〔市民〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の災害対応力の向上</li> <li>自主防災組織の連携</li> <li>町内会・NPO等の組織化</li> </ul> </div> <div data-bbox="160 905 457 1199"> <p><b>災害対応力の向上</b> 〔行政〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政・関係機関の災害対応力の向上</li> <li>災害応急対策</li> <li>災害復旧・復興</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 327 813 506"> <p><b>災害時の弱者対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の弱者対策</li> <li>高齢者対策 (バリアフリー)</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 527 813 674"> <p><b>防災まちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災まちづくり</li> <li>災害予防</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 684 813 831"> <p><b>密集市街地改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>密集市街地の改善</li> <li>都心居住の推進</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 863 813 968"> <p><b>避難路確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の確保</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 999 813 1304"> <p><b>都市防災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市防災の強化</li> <li>災害に強い都市構造の整備</li> <li>都市の不燃化促進</li> <li>建造物の耐震防火対策</li> </ul> </div> <div data-bbox="516 1335 813 1482"> <p><b>都市機能分担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能分担による集中性の緩和</li> </ul> </div>	<div data-bbox="878 327 1219 558"> <p><b>建築物強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市施設・設備の耐災害力の向上</li> <li>老朽住宅の建替え</li> <li>公共建築物等の不燃化</li> </ul> </div> <div data-bbox="878 590 1219 737"> <p><b>防災情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の伝達</li> <li>情報発信機能整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="878 768 1219 873"> <p><b>避難路確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難路や輸送路の確保</li> </ul> </div> <div data-bbox="878 905 1219 1146"> <p><b>避難地確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未利用地の活用</li> <li>公園・緑地の整備</li> <li>既存駐車場の有効活用</li> <li>避難地の確保</li> </ul> </div> <div data-bbox="1249 327 1576 747"> <p><b>自主防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の育成・強化</li> <li>コミュニティ活動</li> </ul> <p><b>防災意識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な防災意識・能力の育成</li> <li>災害対策への深い理解の醸成</li> </ul> </div> <div data-bbox="1249 768 1576 873"> <p><b>防災訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練の実施</li> </ul> </div> <div data-bbox="1249 905 1576 1062"> <p><b>防災ボランティア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の体制整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="1249 1104 1576 1524"> <p><b>排水機能の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川・下水道の整備</li> <li>排水機能の強化</li> <li>浸水等自然災害の抑制</li> <li>河川改修</li> <li>下水道対策</li> <li>国分川、久万川などの整備</li> <li>地震、津波への対策</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 327 1947 464"> <p><b>地域性に配慮した都市計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地形地盤特性を考慮した都市計画</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 485 1947 726"> <p><b>交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通ネットワークの充実</li> <li>自転車、歩行者ネットワーク形成</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 747 1947 894"> <p><b>防災地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火・準防火地域の見直し</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 915 1947 1293"> <p><b>消防機能充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利対策</li> <li>実践的な防災体制施設等の整備</li> <li>災害発生・拡大原因の除去、低減</li> <li>消防拠点施設の計画</li> <li>都市用水対策</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 1314 1947 1440"> <p><b>食料・飲料水の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料・飲料水の備蓄</li> </ul> </div>	<div data-bbox="2000 327 2401 453"> <p><b>防災機能強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能の強化とセットの都心居住の促進</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 474 2401 726"> <p><b>建築物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物不燃化と防災都市計画の連携</li> <li>密集老朽住宅の耐火ビルへの集合化</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 747 2401 1020"> <p><b>土地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理の促進</li> <li>都市延焼防止帯の設置</li> <li>鏡川や大型公園等への避難路沿道の耐震耐火機能の強化</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 1083 2401 1272"> <p><b>防災体系の連携</b> 行政関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織と行政関連機関の連携</li> </ul> </div> <div data-bbox="2000 1314 2401 1419"> <p><b>他県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他県との応援連絡体制</li> </ul> </div> <div data-bbox="2430 327 2831 432"> <p><b>避難所の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の充実と災害時対策</li> </ul> </div> <div data-bbox="2430 474 2831 579"> <p><b>防災情報基盤の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報基盤の整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="2430 642 2831 747"> <p><b>人口集中化の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口集中化の抑制</li> </ul> </div> <div data-bbox="2430 789 2831 894"> <p><b>被災者の救助体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救助体制の充実</li> </ul> </div> <div data-bbox="2430 957 2831 1062"> <p><b>防災教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災教育の推進</li> </ul> </div>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>	<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>	<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地</li> <li>避難路</li> <li>都市の不燃化</li> <li>自主防災組織</li> <li>防災まちづくり</li> <li>弱者対策</li> <li>施設の耐震性</li> </ul>	<div data-bbox="753 1682 854 1829"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地、避難路の整備</li> <li>弱者対策もできる自主防災組織づくり</li> <li>施設の耐震性等の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人が集まる場所の防災対策は特に効果大きい</li> <li>避難所の充実は急務（実体験）</li> </ul>



凡 例	住民参加の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: red;">●</span> 避難所の充実</li> <li><span style="color: yellow; border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span> 密集市街地改善</li> <li><span style="border: 1px dashed green; border-radius: 50%; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span> 自主防災拠点</li> <li><span style="background-color: green; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span> 緊急避難所</li> <li><span style="background-color: red; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span> 収容避難所</li> <li><span style="background-color: cyan; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span> 浸水 1 m 未満（98 豪雨）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の選定</li> <li>・ 建築基準法の遵守</li> <li>・ 防災ボランティア活動への参加</li> </ul>

グループとして選択した計画	計画の種類		実現の方法
建築物の強化		●	・ 耐震診断、補強
避難路確保		●	・ 道路整備、沿道の耐火強化
避難地確保		●	・ 公園、緑地整備
地域に配慮した都市計画		●	・ 自転車、歩行者ネットワーク形成
自主防災体制の強化		●	・ 河川改良 ・ 下水事業
排水機能の整備		●	・ 土地区画整理
防災機能の強化		●	
避難所の充実	●		
防災情報基盤の整備	●	●	・ 教育委員会との連携
防災教育の推進	●	●	
防災体系の連携	●	●	
・ 自主防災組織と行政関連機関連携	●	●	・ 自主防災拠点の設置
・ 他県との応援連絡体制	●	●	
防災意識能力等の育成		●	・ 消防と連携した訓練
防災訓練の実施		●	
防災ボランティア活動体制整備		●	
被災者の救助体制の充実	●	●	・ 区画整理 ・ 街路事業
密集市街地の改善		●	

● グループが考えた計画  
● 全域の計画

		グループとして新たに追加する計画
<div data-bbox="210 705 614 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>まちの顔を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマのあるまちづくり</li> <li>・ よさこい祭りの本家</li> <li>・ コンベンション都市</li> <li>・ 街のテーマの選定</li> <li>・ 鎌倉のような不便な街</li> <li>・ 笑いのある街</li> </ul> </div> <div data-bbox="667 835 777 982" style="text-align: center; margin: 20px;">  </div>	<div data-bbox="926 373 1391 888" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>体験する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観るだけでなく体験できる施設</li> <li>・ 街路市の活用</li> <li>・ イベント広場をつくる</li> <li>・ 大道芸の見える街</li> <li>・ 店舗を土佐風（しっくい）に改造</li> <li>・ 野外劇場を作る（イベント） 小学校</li> <li>・ にぎわいを創出する場所</li> <li>・ 回遊性のあるまち</li> </ul> </div> <div data-bbox="1469 373 1941 888" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>高齢者のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人に親切な街</li> <li>・ 施設のバリアフリー化</li> <li>・ イベント教室の開催（人づくり）</li> <li>・ 地域コミュニティを活性化</li> <li>・ ホスピタリティ</li> <li>・ 老人ケアマンションの街</li> <li>・ 病院のきれいな街</li> <li>・ 歩いて見せる工夫</li> </ul> </div> <div data-bbox="926 999 1391 1472" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>人を集める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先駆者をUターンで引張る</li> <li>・ 若者を集める</li> <li>・ 観光ボランティアガイド</li> <li>・ パソコン利用</li> <li>・ 総合案内の確保</li> <li>・ ボランティアの確保</li> </ul> </div> <div data-bbox="1469 999 1941 1472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の集積</li> <li>・ 施設の集中化</li> <li>・ 施設を大きくする （国際会議場、野球）</li> <li>・ 無料駐車場の確保</li> <li>・ 景観設計</li> <li>・ 飲食街の充実</li> <li>・ お城の下に大型駐車場</li> </ul> </div>	<div data-bbox="2050 302 2763 1488" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>投資のできるまちづくり（雇用の確保）</p> <div data-bbox="2208 422 2608 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>ストックの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜市の売り込み</li> <li>・ 回遊性</li> <li>・ 路面電車の活用</li> <li>・ 城の活用</li> <li>・ 歴史の再現</li> <li>・ 帯屋町のあり方</li> </ul> </div> <div data-bbox="2208 804 2608 1052" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の浄化</li> <li>・ サインの統一</li> <li>・ 日本一水道水のうまい街</li> <li>・ 鮎の見れる川</li> </ul> </div> <div data-bbox="2208 1087 2608 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の利用（地下駐車場）</li> <li>・ 高度利用</li> <li>・ 歩いて用事が足せるまち</li> <li>・ 店舗のゾーン化</li> <li>・ 100円パーキングが最もダメ</li> <li>・ 大規模な温泉郷を</li> </ul> </div> </div>
<p>グループとして重要だと思われるキーワードの抽出</p>	<p>グループとしての計画の基本的な考え方</p>	<p>グループとしての計画案の選択と各個人の意見</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験</li> <li>・ 高齢者のケア</li> <li>・ 人を集める</li> <li>・ 施設整備</li> <li>・ ストックの活用</li> <li>・ 景観</li> <li>・ 土地利用</li> </ul>	<div data-bbox="756 1686 866 1833" style="text-align: center; margin: 20px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いまあるものを最大限活用する</li> <li>・ リピーター、Uターンなど人を集める</li> <li>・ 雇用の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 33万人を養うだけの都市計画づくり</li> <li>・ 投資のできるまち</li> </ul>



# 市街地周辺部マスタープランを考える（住環境）

チーム名

調整中

参加者

上田 沢本 和田 松本 浜田 吉本 野々宮

## 地区の「住環境」での課題等

- 市街化区域でも空き地や農地が多い。
- 市街化調整区域での人口増加率が高い。
- 幹線道路沿いには商業・工業系の土地利用が目立っている。

## 既存計画の方針等

<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>南国市の存在感を主張するため、個性と特性を生かした顔づくりを試みる。（総合計画 p3）</p> <p>南国市のイメージを高め、個性や特性を全国に発信する。（総合計画 p4）</p> <p>学園都市の特性を生かし、まちの中心機能を若者の文化拠点として整備する。（総合計画 p6）</p> <p>土地利用、市街地整備に取り組み、中核都市としての基盤整備に努める。（総合計画 p16）</p> <p>果の中核都市として求心力のある都市機能の整備を図る。（総合計画 p17）</p> <p>計画的な土地利用と、自然と調和した秩序ある開発を図る。（総合計画 p16）</p>	<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>多様な交流と新たな都市機能を展開する交流拠点の創出（都市計画MP、p5）</p> <p>安全で快適、そしてゆとりと潤いのある居住環境の形成（都市計画MP、p5）</p> <p>豊かな緑の保全と多彩な地域資源を活かした個性ある空間づくり（都市計画MP、p5）</p> <p>都市基盤整備と機能集積による中心拠点づくり新たな就業地としての新産業拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>教育・文化施設と伝統的資源を活かした歴史・文化の拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>豊かな自然を活かした水とみどりの拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>新たな活動の場を創出し、地域活性化に寄与する交流拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>都市の特性と自然の恵みを活かした観光拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>都市の発展と機能集積を支える定住拠点づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>快適な環境を有する新たな定住空間づくり（都市計画MP、p7）</p> <p>生活環境の改善と防災性にすぐれたまちづくり（都市計画MP、p7）</p> <p>市街地、集落の生活基盤の再編（都市計画MP、p7）</p> <p>文化的で健康的な生活を支援する都市空間の充実（都市計画MP、p7）</p> <p>老人、高齢者など弱者に優しい空間づくり（都市計画MP、p7）</p>	<p>歴史的資源の保全と観光的な活用整備（都市計画MP、p7）</p> <p>観光関連施設の機能充実とアクセシビリティの向上（都市計画MP、p7）</p> <p>明確な土地利用区分により、開発する区域と開発を抑制する区域を設定し、整序ある土地利用のコントロールを行う。（都市計画MP、p19）</p> <p>新たな定住・産業を考慮した将来市街地を設定する。（都市計画MP、p19）</p> <p>市街化調整区域については無秩序な開発を抑制し、環境整備を行う。（都市計画MP、p19）</p> <p>都市内の水辺や緑の積極的保全、活用（都市計画MP、p20）</p> <p>適正な規模の公園や緑地の配置を行う。（都市計画MP、p20）</p> <p>道路、下水、公園等生活基盤整備を進める。（都市計画MP、p20）</p> <p>都市レベルの利便機能の導入を図る。（都市計画MP、p20）</p> <p>老人や障害者に配慮した空間整備を行う。（都市計画MP、p20）</p>	<p><b>住居マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>公共・公的住宅の供給およびストックの維持・改善（住宅MP、p67）</p> <p>良質な民間住宅の供給、ストックの循環利用の促進（住宅MP、p67）</p> <p>魅力ある若者向け住宅の供給促進（住宅MP、p67）</p> <p>環境に配慮した住まいづくり（住宅MP、p67）</p> <p>障害者、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり（住宅MP、p67）</p> <p>地震などの災害に強い安全なまちづくり（住宅MP、p67）</p> <p>都市と農村の調和に留意した基盤整備の推進（住宅MP、p67）</p> <p>計画的な市街地整備の推進（住宅MP、p67）</p> <p>地域に根ざした住まいづくりの推進（住宅MP、p67）</p> <p>市民によるすまいづくり運動の推進（住宅MP、p67）</p>
<p><b>南国市住環境整備方針策定議案（平成6年度）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>安全性の確保(住環境 p130)</p> <p>利便性の向上(住環境 p130)</p> <p>快適性の向上(住環境 p130)</p>	<p><b>南国市中心市街地商業活性化基本構想（平成10年度）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>多様な生活サービスを歩いて享受できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>まちなかに暮らす魅力が実感できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>市内どこからでも利用できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>老人から子供、大人まで集まり憩えるまちづくり（市街地活性化p23）</p>	<p><b>南国市中心市街地商業活性化基本構想（平成10年度）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>多様な生活サービスを歩いて享受できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>まちなかに暮らす魅力が実感できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>市内どこからでも利用できるまちづくり（市街地活性化p23）</p> <p>老人から子供、大人まで集まり憩えるまちづくり（市街地活性化p23）</p>	<p><b>青文字</b>は採用された計画</p>

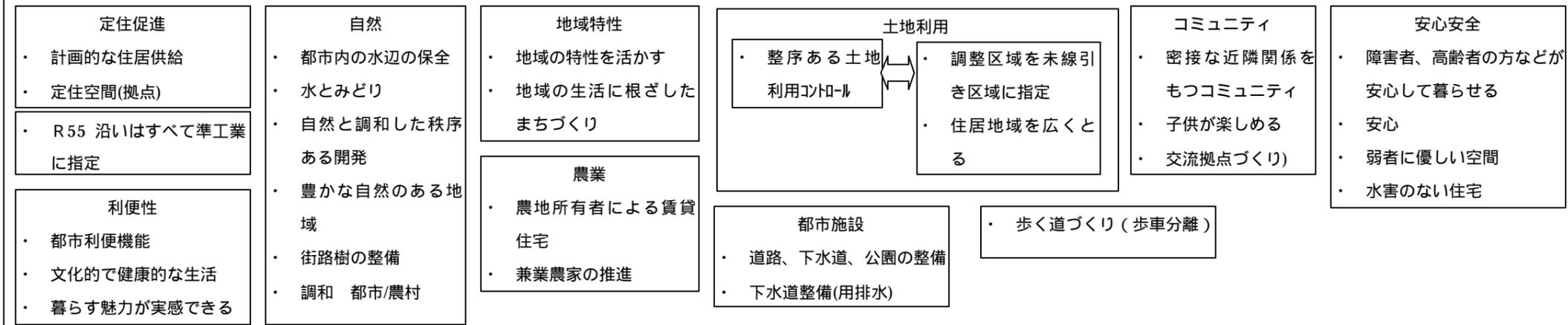
## 既存計画にある計画

<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>市街化区域内の住宅化を促進し、都市計画の実施率を上げる。</p> <p>吾両山文化の森公園を多様な機能を持った都市型公園に整備する。</p> <p>自然景観と環境の保全に努め、山間と平野の交流の拡大を図る。</p> <p>公共下水道の整備区域を拡大し、下水道化を推進する。</p> <p>資源消費型生活を見直し、ごみの減量化に取り組む。</p> <p>花と緑いっぱい、河川をきれいにするなどの運動を盛り上げる。</p> <p>子供や高齢者の立場に立った公園・広場の整備</p> <p>若者が定住しうる住宅の整備</p> <p>木造建築の推進</p> <p>工業団地の開発など、受け皿づくりを進める。</p> <p>土曜市の発展、知名度の向上（総合計画 p26）</p>	<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>人口増加の受け皿として、十市パークタウン、藤原地区（現在市街化区域隣接部）等に計画的に宅地供給を行う。</p> <p>国道55号沿いの工業用途地域は低・未利用地が多く、流通・沿道型商業施設の立地誘導を図る。</p> <p>吾両山文化の森公園については、その早期完成を目指す。</p> <p>農地（水田）については、都市内の緑として、保全に努める。</p> <p>地区計画、建築協定、緑地協定等の活用について検討する。</p> <p>市街化進展地区では、狭小過密地区の出現を防ぐため、最低敷地規模設定等の導入を検討する。</p> <p>緑地協定の活用や、土佐深嶺の保全に対する制度創設の検討を行う。</p>	<p><b>南国市中心市街地商業活性化基本構想（平成10年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>都市型住宅の確保</p> <p>シルバーハウジングに対応した施設の確保</p> <p>住環境を高める都市基盤整備</p> <p>歩行者を優先した道路・広場・公園整備</p> <p>バリアフリーを考慮した都市基盤整備や建築物の整備</p>	<p><b>住居マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>人口の増加と定住に必要な公共住宅の新規供給を行う。</p> <p>高齢者向けや若者等生活の多様化に対応した公共住宅の供給を行う。</p> <p>農地所有者等による良質な賃貸住宅の供給を促進する。</p> <p>環境共生型住宅団地の建設を検討する。</p> <p>地震等災害に強い安全な住まいづくりを促進する。</p> <p>市街地再開発事業等、市街地の計画的整備を推進する。</p> <p>住宅密集地の住環境整備を推進する。</p> <p>都市と農村が調和した計画的土地利用を推進する。</p> <p>「水と樹木」、南国市らしい都市景観づくりを推進する。</p> <p>伝統的な集落景観の保全を推進する。</p> <p>各種の住まいづくり運動を促進する。</p>
<p><b>南国市住環境整備方針策定議案（平成6年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>急傾斜危険区域など崩壊の恐れのある区域の点検を行い、早期に対策を講じる。</p> <p>水害懸念のある区域には土地利用規制を含め早期に対策を講じる。</p> <p>地震火災に対策については、建築物の耐震、耐火性能の向上に努め、防災計画に従い対策を講じる。</p> <p>日照、通風、採光に閉し、基礎基準、誘導基準の普及を図る。</p> <p>下水道整備区域では早期完了を目指し、積極的に推進する。</p> <p>福祉・教育・厚生などの生活関連施設の計画的整備促進に努める。</p> <p>道路の整備による生活関連施設への適切な近接性の確保に努める。</p> <p>集会所などコミュニティ施設の充実を図る。</p> <p>公園緑地の計画的整備を図る。</p> <p>市街地、集落景観、河川、山地などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める。</p> <p>公園緑地とともに、各戸を含め、全体的な緑化の推進を図る。</p> <p>市街化が進む地区では、土地画整理事業を行う区域の、良好な市街地の早期実現に努める。</p> <p>市街化が進む地区では市街地・集落幹線道路の計画的整備を進める。</p> <p>狭隘道路の拡幅整備を計画的に行う。</p>	<p><b>南国市住環境整備方針策定議案（平成6年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>急傾斜危険区域など崩壊の恐れのある区域の点検を行い、早期に対策を講じる。</p> <p>水害懸念のある区域には土地利用規制を含め早期に対策を講じる。</p> <p>地震火災に対策については、建築物の耐震、耐火性能の向上に努め、防災計画に従い対策を講じる。</p> <p>日照、通風、採光に閉し、基礎基準、誘導基準の普及を図る。</p> <p>下水道整備区域では早期完了を目指し、積極的に推進する。</p> <p>福祉・教育・厚生などの生活関連施設の計画的整備促進に努める。</p> <p>道路の整備による生活関連施設への適切な近接性の確保に努める。</p> <p>集会所などコミュニティ施設の充実を図る。</p> <p>公園緑地の計画的整備を図る。</p> <p>市街地、集落景観、河川、山地などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める。</p> <p>公園緑地とともに、各戸を含め、全体的な緑化の推進を図る。</p> <p>市街化が進む地区では、土地画整理事業を行う区域の、良好な市街地の早期実現に努める。</p> <p>市街化が進む地区では市街地・集落幹線道路の計画的整備を進める。</p> <p>狭隘道路の拡幅整備を計画的に行う。</p>	<p><b>住居マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>人口の増加と定住に必要な公共住宅の新規供給を行う。</p> <p>高齢者向けや若者等生活の多様化に対応した公共住宅の供給を行う。</p> <p>農地所有者等による良質な賃貸住宅の供給を促進する。</p> <p>環境共生型住宅団地の建設を検討する。</p> <p>地震等災害に強い安全な住まいづくりを促進する。</p> <p>市街地再開発事業等、市街地の計画的整備を推進する。</p> <p>住宅密集地の住環境整備を推進する。</p> <p>都市と農村が調和した計画的土地利用を推進する。</p> <p>「水と樹木」、南国市らしい都市景観づくりを推進する。</p> <p>伝統的な集落景観の保全を推進する。</p> <p>各種の住まいづくり運動を促進する。</p>	<p><b>青文字</b>は採用された計画</p>

## グループとして新たに追加する計画

<p><b>環境の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湿地、雑木林、生産緑地の保全</li> <li>潜在植生に合致した植栽</li> </ul>	<p><b>コミュニティ拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園と一体となった交流拠点・広場の整備</li> <li>身近な公園整備</li> </ul>
<p><b>都市基盤整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の都市基盤整備の促進</li> <li>排水事業の強化</li> </ul>	<p><b>定住化の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商・農・住、共生の街づくり</li> <li>住居地域の拡大</li> <li>調整区域を未線引き区域にし人口増</li> </ul>
<p><b>職住近接</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R55 幅幅と路線職住化(片側路面電車等の実験)</li> <li>生活(充足)圏域の設定</li> <li>R55 沿いを準工業地域に指定</li> </ul>	<p><b>魅力の発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区の魅力の発見</li> </ul>
<p><b>都市基盤整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の都市基盤整備の促進</li> <li>排水事業の強化</li> </ul>	<p><b>住民参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が参加したまちづくり計画の策定</li> </ul>

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出



## グループとしての計画の基本的な考え方

- 定住できる環境づくりの推進（地域特性、土地利用）
- 水とみどりに配慮した環境づくりの推進
- 安全で安心できる社会基盤づくり

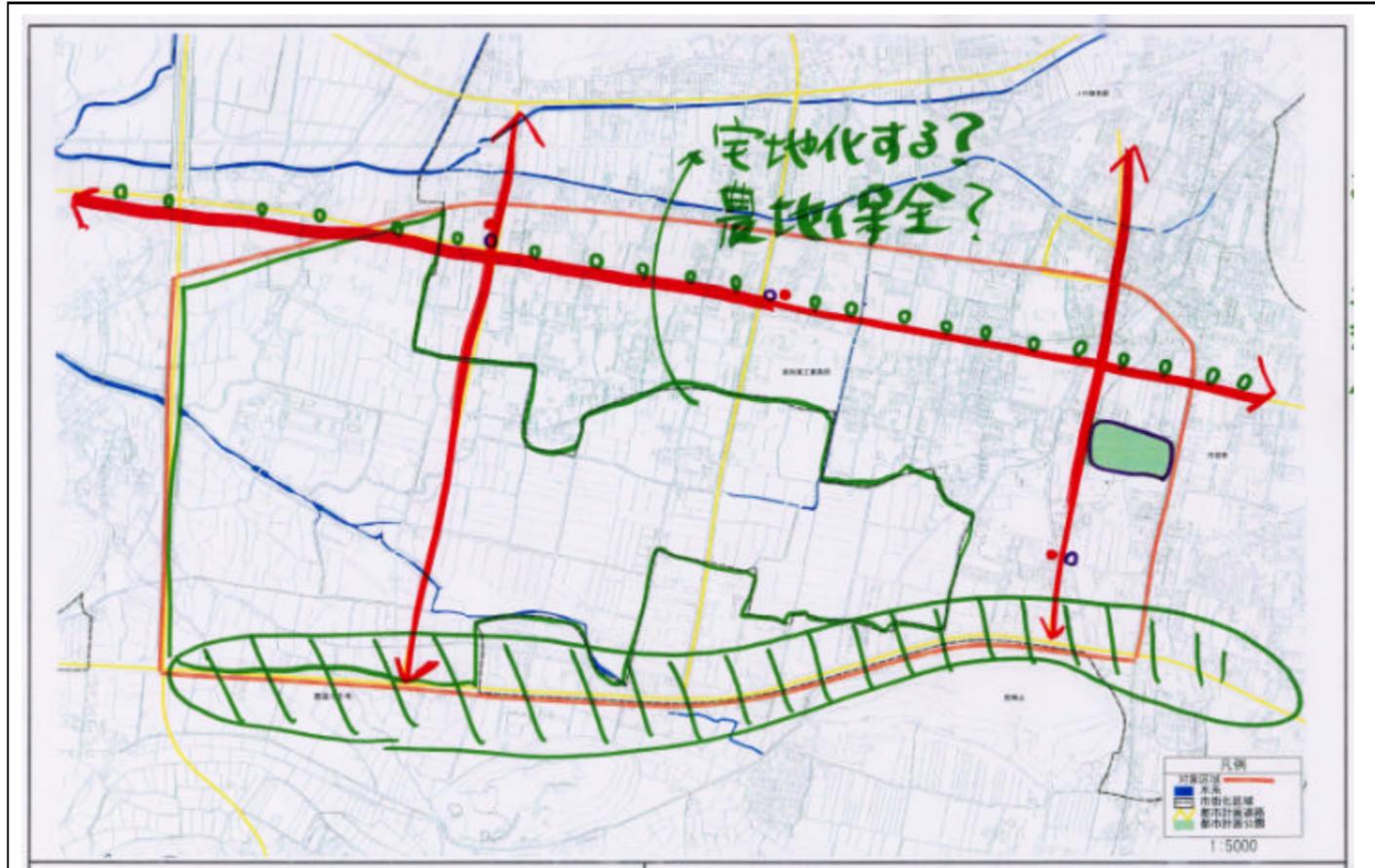
# 市街地周辺部マスタープランを考える（住環境）

チーム名

調整中

参加者

上田 沢本 和田 松本 浜田 吉本 野々宮



## 凡例

	公園	<input type="checkbox"/>	
	道路	<input type="checkbox"/>	
	公園と一体となったコミュニティ施設	<input type="checkbox"/>	
	街路樹	<input type="checkbox"/>	
	土地利用検討	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

## 住民参加の方法


グループとして選択した計画	計画の種類	実現の方法
<b>定住できる環境づくりの推進（地域特性・土地利用）</b>		
市街化区域内の住宅化を促進し、都市計画の実施率を高める。		
人口増加の受け皿として十市パ・タウン、篠原地区等市街化区域隣接部に宅地供給を行う。		
住居地区の拡大		
国道 55 号沿いに流通・沿道商業施設の立地誘導を図る。		
R 55 号沿いを準工業地域に指定		
R 55 沿いの拡幅と沿線の職住地化		
都市と農村が調和した計画的土地利用の推進		
調整区域を未線引き地域として人口増		
商・農・住、共生の街づくり		
集会所などコミュニティ施設の充実を図る		
住民が参加したまちづくり計画の策定		
<b>水と緑に配慮した環境づくりの推進</b>		
子供や高齢者の立場に立った公園・広場の整備		
農地については都市内の緑として保全に努める		
潜在自然植生に合致した植栽		
市街地、集落景観、河川などの景観指針を作成し景観形成に努める		
水と樹木の、南国市らしい都市景観づくりを推進する		
地区計画、建築協定等の活用について検討する		
<b>安心・安全な社会基盤づくり</b>		
市街化区域内の都市基盤整備の促進		
バリアフリーを考慮した都市基盤整備や建築物の整備		
市街化が進む地区では市街地・集落幹線道路の計画的整備を進める		
水害履歴のある区域には土地利用規制を含め早期に対策を講じる		
地震等災害に強い安全な住まいづくりを推進する		
歩行者を優先した道路・広場・公園整備		
下水道整備区域では早期完了を目指し、積極的に推進する		

グループが考えた計画 全体の計画

# 市街地周辺部マスタープランを考える（住環境）

チーム名

R 5 5

参加者

有元 福永 岡崎 村上 塚崎 高橋

## 地区の「住環境」での課題等

- 市街化区域でも空き地や農地が多い。
- 市街化調整区域での人口増加率が高い。
- 幹線道路沿いには商業・工業系の土地利用が目立っている。

## 既存計画にある計画

<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>市街化区域内の住宅化を促進し、都市計画の実施率を上げる。</p> <p>吾両山文化の森公園を多様な機能を持った都市型公園に整備する。</p> <p>自然景観と環境の保全に努め、山間と平野の交流の拡大を図る。</p> <p>公共下水道の整備区域を拡大し、下水道化を推進する。</p> <p>資源消費型生活を見直し、ごみの減量化に取り組み、</p> <p>花と緑いっぱい、河川をきれいにするなどの運動を盛り上げる。</p> <p>子供や高齢者の立場に立った公園・広場の整備</p> <p>若者が定住しうる住宅の整備</p> <p>木造建築の推進</p> <p>工業団地の開発など、受け皿づくりを進める。</p> <p>土曜市の発展、知名度の向上（総合計画 p26）</p>					
<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>人口増加の受け皿として、十市パークタウン、藤原地区（現在市街化区域隣接部）等に計画的に宅地供給を行う。</p> <p>国道55号沿いの工業用途地域は低・未利用地が多く、流通・沿道型商業施設の立地誘導を図る。</p> <p>吾両山文化の森公園については、その早期完成を目指す。</p> <p>農地（水田）については、都市内の緑として、保全に努める。</p> <p>地区計画、建築協定、緑地協定等の活用について検討する。</p> <p>市街化進展地区では、狭小過密地区の出現を防ぐため、最低敷地規模設定等の導入を検討する。</p> <p>緑地協定の活用や、土佐環状の安全に対する助成制度の検討を行う。</p>					
<p><b>南国市中心市街地商業活性化基本構想（平成10年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>都市型住宅の確保</p> <p>シルバーハウジングに対応した施設の確保</p> <p>住環境を高める都市基盤整備</p> <p>歩行者を優先した道路・広場・公園整備</p> <p>バリアフリーを考慮した都市基盤整備や建築物の整備</p>					
<p><b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>急傾斜危険区域など崩壊の恐れのある区域の点検を行い、早期に対策を講じる。</p> <p>水害懸念のある区域には土地利用規制を含め早期に対策を講じる。</p> <p>地震火災に対策については、建築物の耐震、耐火性能の向上に努め、防災計画に従い対策を講じる。</p> <p>日照、通風、採光に閉じ、基礎基準、誘導基準の普及を図る。</p> <p>下水道整備区域では早期完了を目指し、積極的に住まいづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>福祉・教育・厚生などの生活関連施設の計画的整備促進に努める。</p> <p>道路の整備による生活関連施設への適切な近接性の確保に努める。</p> <p>集会所などコミュニティ施設の充実を図る。</p> <p>公園緑地の計画的整備を図る。</p> <p>市街地、集落景観、河川、山地などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める。</p> <p>市街化が進む地区では市街地・集落幹線道路の計画的整備を進める。</p> <p>狭隘道路の拡幅整備を計画的に行う。</p>					
<p><b>南国市マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>公共・公的住宅の供給およびストックの維持・改善（住宅M.P. p67）</p> <p>良質な民間住宅の供給、ストックの循環利用の促進（住宅M.P. p67）</p> <p>魅力ある若者向け住宅の供給促進（住宅M.P. p67）</p> <p>環境に配慮した住まいづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>障害者、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>地震などの災害に強い安全なまちづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>都市と農村の調和に留意した基盤整備の推進（住宅M.P. p67）</p> <p>計画的な市街地整備の推進（住宅M.P. p67）</p> <p>地域に根ざした住まいづくりの推進（住宅M.P. p67）</p> <p>市民によるすまいづくり運動の推進（住宅M.P. p67）</p>					
<p><b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>多様な生活サービスを歩いて享受できるまちづくり（市街地活性化 p23）</p> <p>まちなかに暮らす魅力が実感できるまちづくり（市街地活性化 p23）</p> <p>市内どこからでも利用できるまちづくり（市街地活性化 p23）</p> <p>老人から子供、大人まで集まり憩えるまちづくり（市街地活性化 p23）</p>					

青文字は採用された計画

## グループとして新たに追加する計画

- 新たな南国市の拠点づくり**
- 大型店（ショッピングモール）の誘致
  - レジャー施設
  - 南国市のシンボルとしてのランドマーク施設
  - 美術館の建設
  - イベントがしやすい構造への改造
  - 公共施設の集約化と民間との複合化
  - 電車通りのトランジットモール化

- 地区計画による多様な住宅供給**
- まちづくりへの意識向上計画
  - 未利用地をタネ地としてストック化
  - 幹線道路の追加

- 景観を重視し安心して住めるまちづくり**
- 電車通りの歩行者の安全確保
  - 通学路の安全確保

## 既存計画の方針等

<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>南国市の存在を主張するため、個性と特性を生かした顔づくりを試みる。（総合計画 p3）</p> <p>南国市のイメージを高め、個性や特性を全国に発信する。（総合計画 p4）</p> <p>学園都市の特性を生かし、まちの中心機能を若者の文化拠点として整備する。（総合計画 p6）</p> <p>土地利用、市街地整備に取り組み、中核都市としての基盤整備に努める。（総合計画 p16）</p> <p>果の中核都市として求心力のある都市機能の整備を図る。（総合計画 p17）</p> <p>計画的な土地利用と、自然と調和した秩序ある開発を図る。（総合計画 p16）</p>	<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>多様な交流と新たな都市機能を展開する交流拠点の創出（都市計画M.P. p5）</p> <p>安全で快適、そしてゆとりと潤いのある居住環境の形成（都市計画M.P. p5）</p> <p>豊かな緑の保全と多彩な地域資源を活かした個性ある空間づくり（都市計画M.P. p5）</p> <p>都市基盤整備と機能集積による中心拠点づくり新たな就業地としての新産業拠点づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>教育・文化施設と伝統的資源を活かした歴史・文化の拠点づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>豊かな自然を活かした水とみどりの拠点づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>新たな活動の場を創出し、地域活性化に寄与する交流拠点づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>都市の発展と機能集積を支える定住拠点づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>快適な環境を有する新たな定住空間づくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>生活環境の改善と防災性にすぐれたまちづくり（都市計画M.P. p7）</p> <p>市街地・集落の生活基盤の再編（都市計画M.P. p7）</p> <p>文化的で健康的な生活を支援する都市空間の充実（都市計画M.P. p7）</p> <p>老人、身障者など弱者に優しい空間づくり（都市計画M.P. p7）</p>	<p>歴史的資源の保全と観光的な活用整備（都市計画M.P. p7）</p> <p>観光関連施設の機能充実とアクセシビリティの向上（都市計画M.P. p7）</p> <p>明確な土地利用区分により、開発する区域と開発を抑制する区域を設定し、効率的な土地利用のコントロールを行う。（都市計画M.P. p19）</p> <p>新たな定住・産業を考慮した将来市街地を設定する。（都市計画M.P. p19）</p> <p>市街化調整区域については無秩序な開発を抑制し、環境整備を行う。（都市計画M.P. p19）</p> <p>都市内の水辺や緑の積極的保全、活用（都市計画M.P. p20）</p> <p>適正な規模の公園や緑地の配置を行う。（都市計画M.P. p20）</p> <p>道路、下水、公園等生活基盤整備を進める。（都市計画M.P. p20）</p> <p>都市レベルの利便機能の導入を図る。（都市計画M.P. p20）</p> <p>老人や障害者に配慮した空間整備を行う。（都市計画M.P. p20）</p>	<p><b>住居マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>公共・公的住宅の供給およびストックの維持・改善（住宅M.P. p67）</p> <p>良質な民間住宅の供給、ストックの循環利用の促進（住宅M.P. p67）</p> <p>魅力ある若者向け住宅の供給促進（住宅M.P. p67）</p> <p>環境に配慮した住まいづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>障害者、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>地震などの災害に強い安全なまちづくり（住宅M.P. p67）</p> <p>都市と農村の調和に留意した基盤整備の推進（住宅M.P. p67）</p> <p>計画的な市街地整備の推進（住宅M.P. p67）</p> <p>地域に根ざした住まいづくりの推進（住宅M.P. p67）</p> <p>市民によるすまいづくり運動の推進（住宅M.P. p67）</p>
<p><b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>安全性の確保（住環境 p130）</p> <p>利便性の向上（住環境 p130）</p> <p>快適性の向上（住環境 p130）</p>			

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的</li> <li>無秩序な開発抑制</li> <li>市街化調整区域の対応</li> <li>景観づくり</li> </ul>	<p><b>住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な宅地供給</li> <li>民間住宅の供給</li> <li>若者向け住宅の供給</li> <li>地域に根ざした住まいづくり</li> </ul>	<p><b>拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然を活用した水と緑の拠点</li> <li>歴史・文化の拠点</li> <li>拠点再編</li> <li>求心力</li> <li>交流拠点</li> <li>まちの中心機能</li> </ul>	<p><b>利便性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基盤整備</li> <li>新たな定住・産業の設定</li> </ul>	<p><b>安心</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弱者に優しい</li> <li>安心</li> </ul>	<p><b>地区計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画の活用</li> <li>個性と特性を活かした顔づくり</li> </ul>	<p><b>基盤再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活基盤の再編</li> <li>市役所再配置</li> <li>ストックの更新・維持</li> </ul>
--	--	---	---	---	--	--

## グループとしての計画の基本的な考え方

- 新たな南国市の拠点づくり
- 地区計画による多様な住宅供給
- 景観を重視し、安心して住めるまちづくり

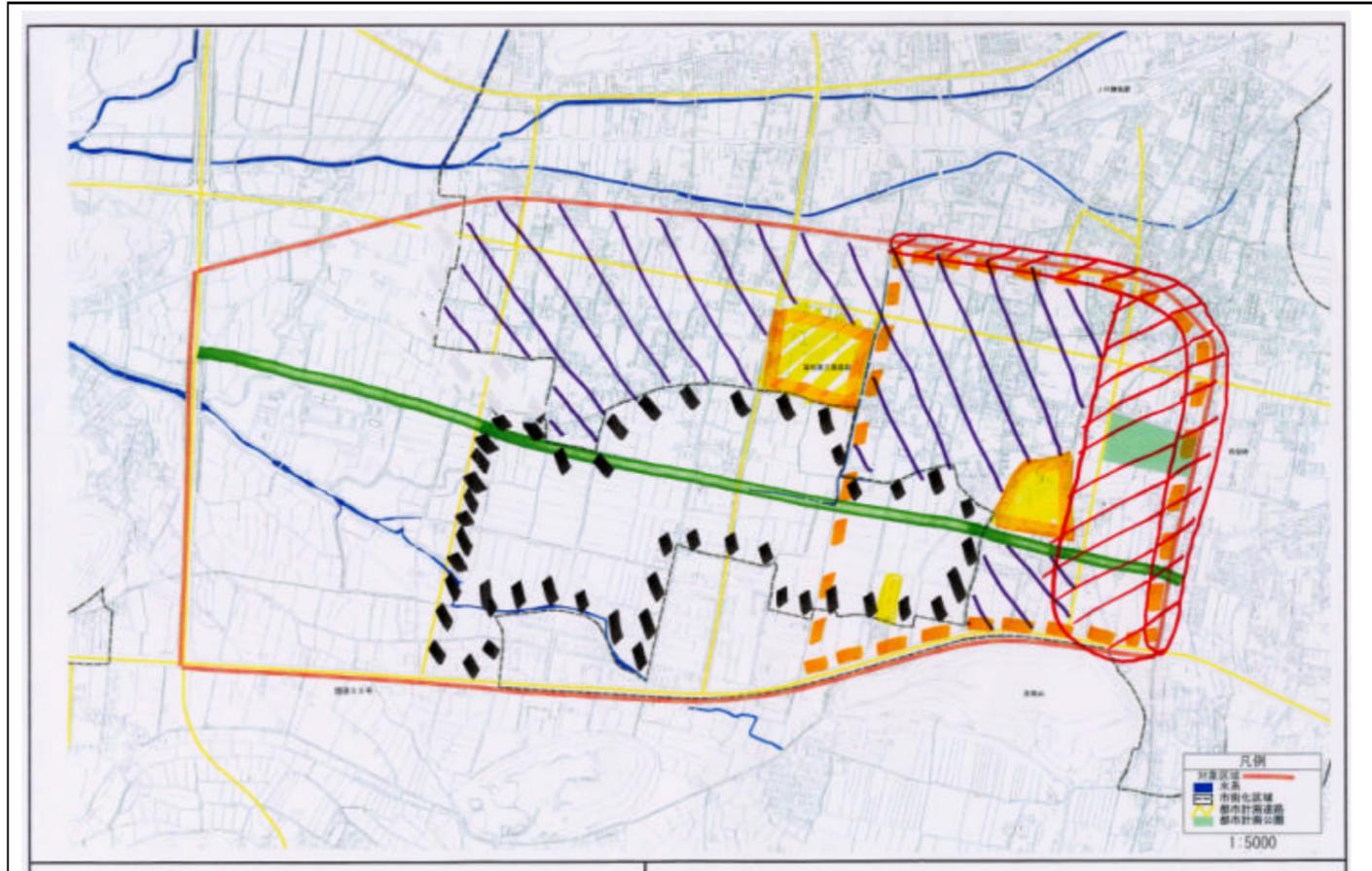
# 市街地周辺部マスタープランを考える（住環境）

チーム名

R 5 5

参加者

有元 福永 岡崎 村上 塚崎 高橋



## 凡例

	イベントがしやすい構造への改造、電車通りのトランジットモール化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	幹線道路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	教育施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市街化進展地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通学路の安全確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地区計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 住民参加の方法

グループとして選択した計画	計画の種類	実現の方法
<b>新たな南国市の拠点づくり</b>		
イベントがしやすい構造への改造		
電車通りのトランジットモール化		
福祉・教育・厚生などの生活関連施設の計画的整備促進に努める		
<b>地区計画による多様な住宅供給</b>		
住環境を高める都市基盤整備		幹線道路の追加
		通学路の安全確保
まちづくりへの意識向上計画		地区計画、建築協定、緑地協定等の活用について検討する
未利用地をタネ地としてストック化		
市街地再開発事業等市街地の計画的整備を推進する		市街化が進む地区では土地地区画整理事業を行う区域の良好な市街地の早期実現に努める
都市と農村が調和した計画的土地利用を推進する		人口増加の受け皿として篠原地区等の計画的宅地供給を行う
		若者が定住しうる住宅の整備
<b>景観を重視し安心して住めるまちづくり</b>		
市街地、集落環境、河川などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める		花と緑いっぱい、河川をきれいにするなどの運動を盛り上げる
		緑化協定の活用や土佐漆喰の「保全」に対する助成制度の検討を行う。
市街地進展地区では、狭小過密地区の出現を防ぐため、最低敷地規模設定の導入を図る		
バリアフリーを考慮した都市基盤整備や建築物の整備		
公共下水道の整備区域を拡大し、下水道化を推進する		
水害履歴のある区域には、土地利用規制を含め早期に対策を講じる		

グループが考えた計画      全体の計画

# 市街地周辺部マスタープランを考える（交通）

チーム名

まほろば

参加者

森田 平松 山城 示野 漁師 西村

## 地区の「交通」での課題等

- ・ 高知空港、南国ICなど広域交通の玄関口。
- ・ 特に市街地中心部の東西道路、および南北道路の整備が遅れている。
- ・ 道路整備とともに、沿線での土地利用が課題。

## 既存計画の方針等

<b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b>	<b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b>
<b>方針</b>	<b>方針</b>
円滑な交流・連携を支援する交通ネットワークの充実（都市計画MP, p5）	安全性の確保(住環境 p130)
広域交流の玄関口整備(空港、鉄道、高速道路)（都市計画MP, p7）	利便性の向上(住環境 p130)
周辺都市間交通ネットワークの確立（都市計画MP, p7）	快適性の向上(住環境 p130)
広域交通基盤の骨格（四国横断自動車道・高知東部自動車道の延伸）整備を進める。（都市計画MP, p19）	
都市間を連絡する幹線道路網（特に高知市）の整備を推進する。（都市計画MP, p19）	
都市内交通として、特に中心市街地と各拠点、集落間の連絡を強化する。（都市計画MP, p19）	

## 既存計画にある計画

<b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b>		<b>南国市地域防災計画（平成11年修正）</b>	
<b>計画</b>		<b>計画</b>	
主要幹線道路の整備を進め、社会経済ネットワーク化を図る。		災害時の緊急輸送に対応した輸送路ネットワークの確立を図る。	
産業業務施設や物流団地内などの幹線道路の整備や、生産拠点を連結させる交通ネットワークづくりを進める。			
マイレール意識の向上に努める。			
過疎地や交通弱者の足を確保するため、今後の公共交通のあり方について検討していく。			
総合的な交通安全施設の整備を進める。			
交通安全思想の高揚と交通モラルの向上を図る。			
広域交通体系を活かした卸流通拠点、物流関連産業の立地を促進する。			
<b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b>		<b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b>	
<b>計画</b>		<b>計画</b>	
南国インター線バイパスと国道55号を都市活動中心軸として位置づける。		災害時の避難や救助のため、必要な道路の拡幅、点検を計画的に進める。	
国道55号沿いの工業用途地域は低・未利用地が多く流通・沿道型商業施設の立地誘導を図る		市街地・集落への接続幹線道路、また市街地・集落内の幹線道路の計画的整備を積極的に行う。	
集落内主要道路の拡幅を行う。		市街化が進む地区では市街地・集落幹線道路の計画的整備を進める。	
国道55号沿いでは標識や歩道橋のデザイン化、看板のデザイン誘導を図る。		狭隘道路の拡幅整備を計画的に行う。	

## グループとして新たに追加する計画

- ・ 既存市街地界の追認による線引きでなく、幹線道路等の明確な矩形地物による市街化区域界を設定。
- ・ 保存すべき農地と周辺市街地との調和のとれた整備促進のための農住整備事業の導入。
- ・ 逆線引きも検討すべき

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

<p><b>広域交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏との連結</li> <li>・ 広域交流圏の玄関口整備</li> </ul>	<p><b>交通ネットワーク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ネットワーク</li> <li>・ 円滑な交流・連携を支援する交通ネットワーク</li> <li>・ 周辺都市間ネットワーク</li> </ul>	<p><b>幹線道路整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤道路の整備</li> <li>・ 広域交通基盤の骨格整備</li> <li>・ 幹線道路整備</li> <li>・ 広域交通体系を活かした卸流通拠点・物流産業</li> <li>・ 交通基盤の骨格</li> <li>・ 通過交通の処理</li> </ul> <p>・ 区域内の車の動線</p>	<p><b>生活道路整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー道路</li> <li>・ アプローチ道と生活道路の区分け</li> <li>・ 安全性向上</li> <li>・ 電車通りの安全性向上</li> <li>・ 広域交流圏の玄関口整備</li> </ul> <p><b>自転車</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車道路</li> <li>・ サイクリングターミナルをいくつかつくる</li> </ul> <p><b>歩行者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の歩行者の動線</li> </ul>	<p><b>公共交通の活用促進</b></p> <p><b>電車</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路面電車の活用</li> </ul> <p><b>バス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ムーブスの活用</li> <li>・ 市内巡回シャトルバス</li> </ul> <p><b>JR</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JRの活用促進</li> </ul> <p><b>利便性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利便性の向上</li> </ul>
---	---	--	--	---

## グループとしての計画の基本的な考え方

- ・ 既計画幹線道路の早期完成へ
- ・ 大規模な面整備により生活道路の整備
- ・ 通過交通用道路と生活用道路の分類
- ・ 安全な歩行者・自転車動線の確保



# 市街地周辺部マスタープランを考える（自然・景観・環境）

チーム名

まなちゃんちーむ

参加者

安藤 植田 片岡 吉川 三浦 松村

## 地区の「自然・景観・環境」での課題等

- ・市街化区域でも空き地や農地が多い。
- ・市街化調整区域でも商業・工業系の土地利用が目立っている。
- ・ランドマークとなる吾岡山に身近な公園がある。

## 既存計画の方針等

<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>豊かな緑の保全と多彩な地域資源を活かした個性ある空間づくり（都市計画MP, p5）</p> <p>教育・文化施設と伝統的資源を活かした歴史・文化の拠点づくり（都市計画MP, p7）</p> <p>豊かな自然を活かした水とみどりの拠点づくり（都市計画MP, p7）</p> <p>都市の特性と自然の恵みを活かした観光・レジャー拠点づくり（都市計画MP, p7）</p> <p>快適な環境を有する新たな定住空間づくり（都市計画MP, p7）</p> <p>文化的で健康的な生活を支援する都市空間の充実（都市計画MP, p7）</p> <p>良好な自然環境の保全と観光的な活用整備（都市計画MP, p7）</p> <p>優良農地の保全と地域資源としての活用（都市計画MP, p7）</p> <p>歴史的資源の保全と観光的な活用整備（都市計画MP, p7）</p> <p>地域を表現する個性ある景観の創出（都市計画MP, p7）</p> <p>市街化調整区域については無秩序な開発を抑制し、環境整備を行う。（都市計画MP, p19）</p> <p>都市内の水辺や緑の積極的保全、活用（都市計画MP, p20）</p>	<p>適正な規模の公園や緑地の配置を行う（都市計画MP, p20）</p> <p>河川・水路改修と公園・緑との水辺ネットワークを整備する。（都市計画MP, p20）</p> <p>来訪者にわかりやすく、生活者の誇りとなる南国市らしい個性ある景観を創出する。（都市計画MP, p21）</p> <p>優良な景観資源の保全・利用、問題景観の除去・整序。（都市計画MP, p21）</p>
<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>南国市の存在感を主張するため、個性と特性を生かした顔づくりを試みる。（総合計画 p3）</p> <p>南国市のイメージを高め、個性や特性を全国に発信する。（総合計画 p4）</p> <p>計画的な土地利用と、自然と調和した秩序ある開発を図る。（総合計画 p16）</p>	<p><b>住宅マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>環境に配慮した住まいづくり（住宅MP, p67）</p> <p>都市と農村の調和に留意した基盤整備の推進（住宅MP, p67）</p>

## 既存計画にある計画

<p><b>南国市総合計画・基本計画編（平成8年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>吾岡山文化の森公園を多様な機能を持った都市型公園に整備する。</p> <p>自然景観と環境の保全に努め、山間と平野の交流の拡大を図る。</p> <p>水資源の確保に努め、雨水利用の活用について検討する。</p> <p>資源消費型生活を見直し、ごみの減量化に取り組む。</p> <p>花と緑いっぱい、河川をきれいにするなどの運動を盛り上げる。</p> <p>環境安全ビジョンづくりや環境教育、啓発活動を行う。</p> <p>子供や高齢者の立場に立った公園・広場の整備</p> <p>災害時の避難、懸焼防止機能を持つ公園の整備</p>	<p><b>住宅マスタープラン（平成9年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>環境共生型住宅団地の建設を検討する。</p> <p>都市と農村が調和した計画的土地利用を推進する。</p> <p>「水と樹木」の、南国市らしい都市景観づくりを推進する。</p> <p>伝統的な集落景観の保全を推進する。</p>
<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>吾岡山文化の森公園については、その早期完成を目指す。</p> <p>農地（水田）については、都市内の緑として、保全に努める。</p> <p>地区計画、建築協定、緑地協定等の活用について検討する。</p> <p>緑化協定の活用や、土佐漆喰の保全に対する助成制度の検討を行う。</p>	<p><b>南国市中心市街地商業活性化基本構想（平成10年度）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>歩行者を優先した道路・広場・公園整備</p>
<p><b>南国市都市計画マスタープラン（平成11年）</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>公園緑地の計画的整備を図る。</p> <p>市街地、集落景観、河川、山地などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める。</p> <p>公園緑地とともに、各戸を含め、全市的な緑化の推進を図る。</p>	<p><b>南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）</b></p> <p><b>計画</b></p>

青文字が採用された計画

## グループとして新たに追加する計画

<p><b>環境教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人・子供の環境教育</li> <li>・自然環境についての住民の意識を高める</li> <li>・自分たちの誇りある町、自然をつぐれば環境美化が草の根になる</li> </ul>	<p><b>計画・条例の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の策定</li> <li>・まちづくり条例の策定</li> </ul>
<p><b>農園を活かした観光資源づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光農園を設置</li> <li>・観光園芸ルートづくり</li> <li>・自然を活かした市の開催</li> </ul>	<p><b>体験型農園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性である「農園」をもっと住民に体験してもらおう為の観光農園</li> <li>・水田や畑を一般の人に農地としてレンタル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水路を含めた水路の親水性整備</li> </ul>	<p><b>土地区画整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内農地の集積</li> <li>・土地区画整理事業の実施</li> </ul>

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

<p><b>自然環境の保全</b></p> <p><b>秩序ある開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と調和した秩序ある開発</li> <li>・無秩序な開発抑制</li> </ul> <p><b>農地の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の保全</li> <li>・水田は都市内の緑として保全</li> </ul> <p><b>自然との調和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と調和した秩序ある開発</li> <li>・自然と調和</li> </ul> <p><b>水とみどりの保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな緑の保全</li> <li>・水辺の保全</li> </ul> <p>・自然環境の保全</p>	<p><b>個性ある環境の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性ある景観の創出</li> <li>・生活者の誇りとなる個性ある景観</li> </ul> <p>・公園や緑地の配置</p> <p>・環境に配慮した住まいづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の観光的な活用整備</li> <li>・個性ある空間づくり</li> </ul>
---	---	--

## グループとしての計画の基本的な考え方

1. 自然環境の保全
2. 環境に配慮した個性ある景観の創出
3. 自然環境を活かしたにぎわいの創出

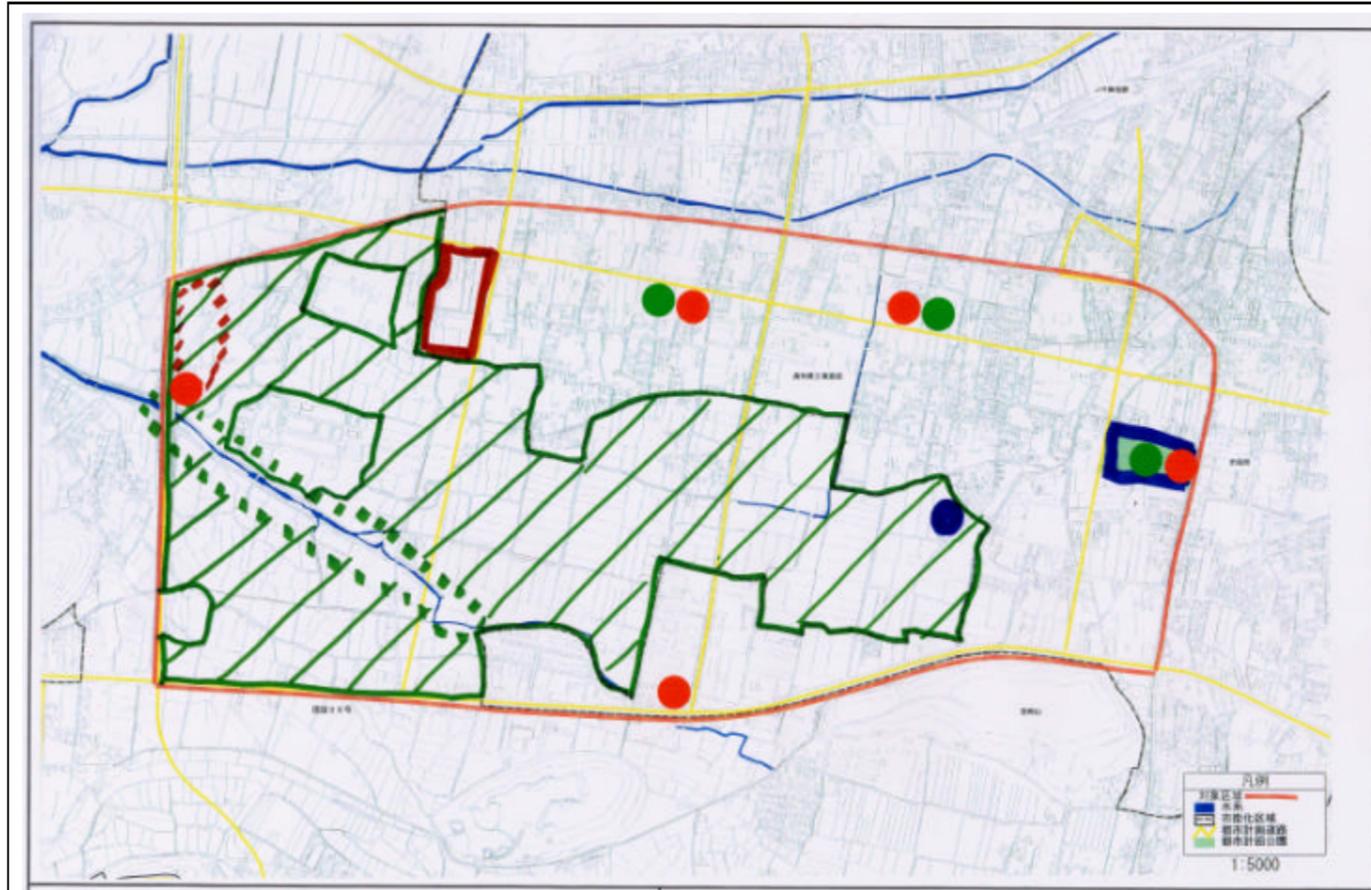
# 市街地周辺部マスタープランを考える（自然・景観・環境）

チーム名

まなちゃんちーむ

参加者

安藤 植田 片岡 吉川 三浦 松村



## 凡例

	農地の保全	<input type="checkbox"/>	
	公園整備	<input type="checkbox"/>	
	環境共生型住宅団地	<input type="checkbox"/>	
	用水路の整備	<input type="checkbox"/>	
	観光農園	<input type="checkbox"/>	
	市の開催	<input type="checkbox"/>	
	体験農園	<input type="checkbox"/>	

## 住民参加の方法


## グループとして選択した計画

## 計画の種類

## 実現の方法

自然環境の保全		
都市と農村が調和した計画的土地利用を推進する。		
農地(水田)については都市内の緑として保全に努める。		
環境教育 環境保全ビジョンや環境教育、啓発活動を行う。		
水資源の確保に努め、雨水利用の活用について検討する。		
資源消費型生活を見直し、ごみの減量化に取り組む		
自然景観と環境の保全に努め、山間と平野の交流の拡大を図る		
災害時の避難、類焼防止機能をもつ公園の整備		
歩行者を優先した道路・広場・公園の整備		
計画・条例の策定		
環境に配慮した個性ある景観の創出		
環境共生型住宅団地の建設を検討する		
市街地、集落景観、河川、山地などの景観形成指針を作成し、景観形成に努める。		
用水路を含めた水路の親水性整備		
計画・条例の策定		
自然環境を活かしたにぎわいの創出		
体験型農園		
自然を活かした市の開催		
観光園芸ルートづくり		
観光農園を設置		

グループが考えた計画

全体の計画

# 市街地周辺部マスタープランを考える（防災）

チーム名

チーム前田

参加者

野中 森近 石川 楠瀬 前田 竹内

## 地区の「防災」での課題等

- ・ これまでにもたびたび浸水被害を受けている。
- ・ 市では浸水対策が最重要課題となっている。

## 既存計画にある計画

住宅マスタープラン（平成9年）		安全、的確に避難活動が実施できるよう、避難所整備、住民への周知を行う。				
計画						
地震等災害に強い安全な住まいづくりを促進する。						
南国市地域防災計画（平成11年修正）		応急住宅建設のための調達・供給体制を整備する。				
計画		流通が回復するまで、必要物資を業者との調達協定等、円滑に調達できる体制を整備する。				
都市化の進展や山間地の開発により河川への付加が増大しており、河川状況に対応した改修を計画・実施する。						
市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。						
初動体制の充実を図る。						
職員に対し、非常時での心構えを認識させる。						
市の防災体制だけでは災害に対応できないとき、援助を求めるための体制を整備する。						
災害時での関係機関相互の通信連絡を行うための体制を整備する。						
災害のための適切な救助、救護体制を整備する。						
災害時の緊急輸送に対応した輸送路ネットワークの確立を図る。						
南国市総合計画・基本計画編（平成8年）		備蓄倉庫の整備を図る。				
計画		職員、市民が的確に判断し、行動できるように職員研修会や住民説明会を開催する。				
災害時の避難、類焼防止機能を持つ公園の整備						
地域の防災体制の拡充						
防災情報ネットワークの整備						
青文字は採用された計画		防災訓練を行う。特に、訓練終了後の検討を防災計画に生かす。				
		出火防止、初期消火、災害弱者の援護など、自主防災体制を整備する。				
		幅広いボランティア活動の環境整備を行う。				

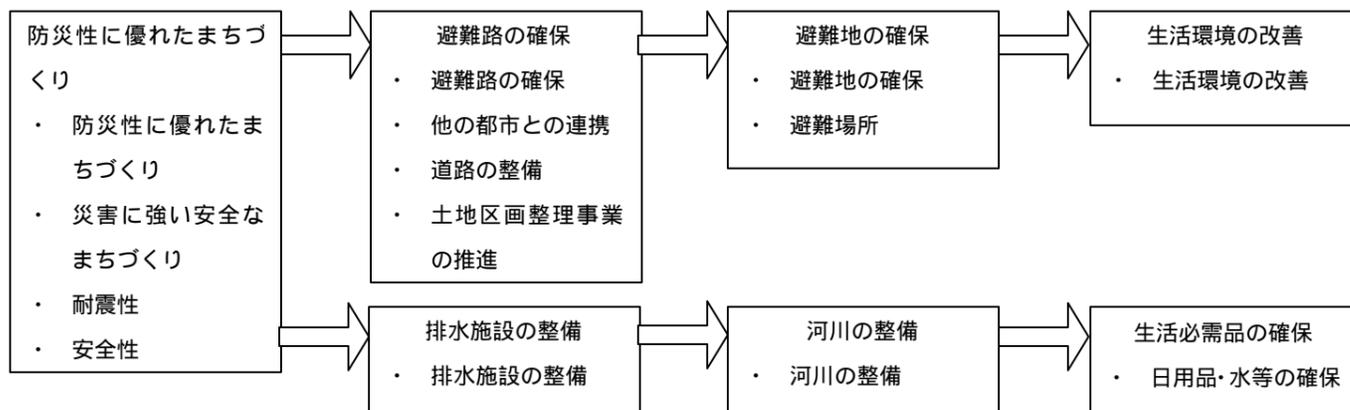
## グループとして新たに追加する計画

- 排水施設の整備
  - ・ 排水施設の充実
  - ・ 排水施設の拡充
- 河川の整備
  - ・ 河川の整備
- 遊水池の確保
  - ・ 遊水池の確保
- 調節池の新設
  - ・ 調節池の新設
- 開発の抑制
  - ・ 開発の抑制
- 障害者に優しい道路整備
  - ・ 障害者に優しい道路整備

## 既存計画の方針等

南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）	住宅マスタープラン（平成9年）
方針	方針
安全性の確保(住環境 p130)	地震などの災害に強い安全なまちづくり（住宅MP, p67）
南国市都市計画マスタープラン（平成11年）	南国市住環境整備方針策定調査（平成6年度）
方針	方針
生活環境の改善と防災性にすぐれたまちづくり（都市計画MP, p7）	安全性の確保(住環境 p130)

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出



## グループとしての計画の基本的な考え方

- ・ 災害に強い安全なまちづくり
- ・ 地域に根ざしたインフラの整備

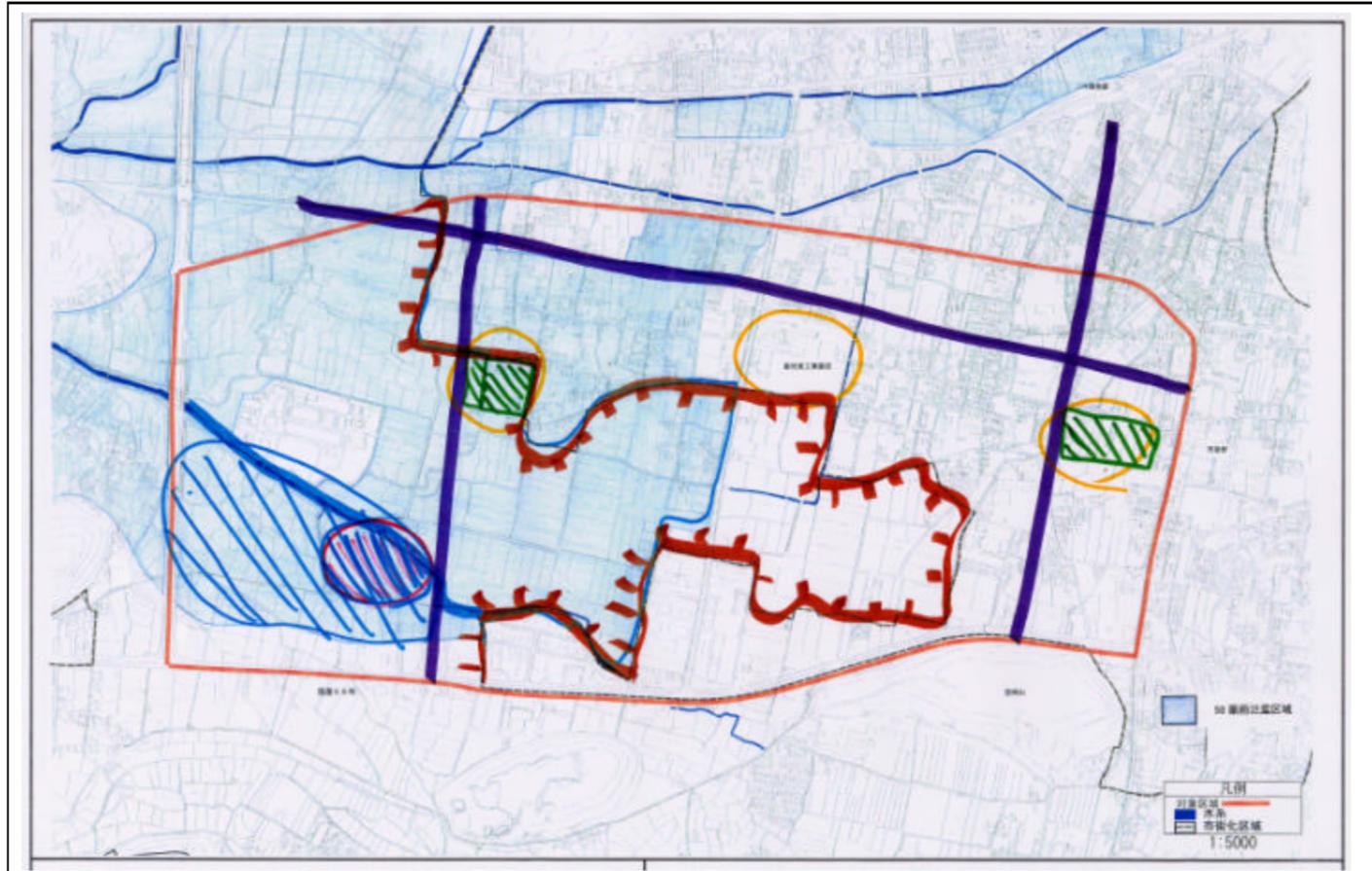
# 市街地周辺部マスタープランを考える（防災）

チーム名

チーム前田

参加者

野中 森近 石川 楠瀬 前田 竹内



## 凡例

	公園の整備	<input type="checkbox"/>	
	輸送路ネットワーク	<input type="checkbox"/>	
	遊水池の確保	<input type="checkbox"/>	
	調節池の確保	<input type="checkbox"/>	
	開発の抑制	<input type="checkbox"/>	
	河川の整備	<input type="checkbox"/>	
	避難地	<input type="checkbox"/>	

## 住民参加の方法


## グループとして選択した計画

計画の種類 実現の方法

<b>災害に強い安全なまちづくり</b>		
地震等災害に強い安全なまちづくりを推進する		
<b>・防災情報ネットワークの整備</b>		
災害時での関係機関相互の通信連絡を行うための体制を整備する。		
地域の防災体制の拡充		
職員、市民が的確に判断し、行動できるように職員研修会や住民説明会を開催する。		
市の防災体制だけでは災害に対応できないとき、援助を求めるための体制を整備する。		
幅広いボランティア活動の環境整備を行う。		
<b>地域に根ざしたインフラの整備</b>		
<b>・避難体制の整備</b>		
災害時の避難、類焼防止機能を持つ公園の整備		
災害時の緊急輸送に対応した輸送路ネットワークの確立を図る。		
安全、的確に避難活動が実施できるよう、避難所整備、住民への周知を行う。		
<b>・浸水対策の見直し</b>		
都市化の進展や山間地の開発により河川への負荷が増大しており、河川状況に対応した改修計画を計画・実施する。		
排水施設の整備		
河川の整備		
調節池の整備		
遊水池の確保		
<b>・開発の抑制</b>		
開発の抑制		
<b>・バリアフリーを備えた道路整備</b>		
障害者にやさしい道路整備		

グループが考えた計画 全体の計画

# 農住地区マスタープランを考える（住環境）

チーム名

町がまるごと公園

参加者

片岡 上田 浜田 松本 安藤 漁師

## 地区の「住環境」での課題等

- ・ 大部分農業振興地域。
- ・ 人口は増加傾向。
- ・ 農業が基本だが生活に必要な商店等が不足。
- ・ 2世のための住宅用地が不足。

## 既存計画の方針等

第5次春野町総合振興計画 (平成9年)	春野町都市マスタープラン (平成12年)	「商業業務振興ゾーン」(シビックゾーン)、「都市居住ゾーン」については線引きや地区計画、区画整理事業を活用し、都市的土地利用の推進を図る。(都市M P p48)	伝統的な集落群や農村景観を形成する農地について保全を図ると、選れている農業集落を重点的に。(都市M P p54)
<p><b>方針</b></p> <p>は壊整備などの基礎整備、環境整備をおこなう。若者にとって魅力ある農業経営と農村環境づくりを。(総合振興p32)</p> <p>平和と町が住む市街化区域を設定し、国道および南環状線周辺を対象として都市機能を計画的に配置する。(総合振興p32)</p> <p>河川・水路の浄化や美化に努め、また海岸部の親水性を回復することによって、本町のイメージアップを図る。(総合振興p32)</p> <p>人と自然にやさしい集落づくり(総合振興p34)</p> <p>働きがいのある就業の場づくり(総合振興p34)</p> <p>自然の恵みを活かす暮らしの環境づくり(総合振興p35)</p> <p>明るく元気な支えあいの地域社会づくり(総合振興p35)</p> <p>自治的・個性あふれる魅力的な人づくり(総合振興p35)</p>	<p><b>方針</b></p> <p>国道53号と国道56号による周辺拠点(高知市中心部、南市中心部、伊野町中心部、土佐市中心部)の拠点連携を図る。(都市M P p41)</p> <p>四国横断自動車道による広域的な拠点連携を推進する。(都市M P p41)</p> <p>仁淀川流域を活用した土佐市中心部、伊野町中心部との有機的ネットワーク形成を推進する。(都市M P p41)</p> <p>農業の振興と自然環境、文化資源を活用しながら、これと共生する高いものがあるまち(都市M P p41)</p> <p>春野町に居住している人、新たに居住する人、外から訪れる人など、様々な人々が出会える心のまち(都市M P p41)</p> <p>既存の産業振興とともに観光・レクリエーション拠点整備による新たな交流産業を創出し、産業全体の活性化による魅力あるまち(都市M P p41)</p> <p>中・小・中野野田等集落地区に、農用地を保全し、基礎整備の推進を図ることによって、都市機能の充実を図る。(都市M P p41)</p> <p>平和と町が住む市街化区域を設定し、国道及び南環状線周辺などを対象に都市機能を計画的に配置する。(都市M P p41)</p> <p>河川・水路の浄化に努め本町のイメージアップを図る。(都市M P p41)</p> <p>国道56号および主要地方道高知南環状線を中心に「都市圏」として位置づけ、積極的な都市的土地利用を図る。(都市M P p44)</p> <p>国道56号、高知南環状線南側の田園地域への集落形成を促す。(都市M P p44)</p> <p>都市圏では、国道56号沿道で「商業業務振興ゾーン」、沿道付帯「シビックゾーン」、高知ニュータウン、平和台団地周辺を「都市居住ゾーン」として位置づけ。(都市M P p44)</p> <p>南北軸として「商業業務振興ゾーン」では国道56号沿い、シビックゾーンでは高知南環状線、「都市圏」では沿道付帯「シビックゾーン」を中心に環境整備を図る。(都市M P p44)</p> <p>仁淀川自然緑、東瀬川自然緑を中心に環境整備を図る。(都市M P p44)</p> <p>南部の「山林保全ゾーン」、北部の「山林保全ゾーン」の保全と、北部「フルーツパーク」の活用を図る。(都市M P p44)</p>	<p>町内の集落には農業地区計画を活用し春野らしい集落景観の保全を図る。(都市M P p48)</p> <p>春野運動公園を広域拠点の核として位置づけることにより、一定規模の都市公園を確保する。(都市M P p48)</p> <p>優良農地の保全を図るとともに、無秩序な宅地化に対して防ぐ手立てを検討する。(都市M P p48)</p> <p>市民農園や体験農園など、都市住民に対しても一定規模の農地確保を行う。(都市M P p48)</p> <p>北部集落については景観保全を図り、フルーツパーク等の活用について検討する。(都市M P p47)</p> <p>南部、北部、町東部に点在する森林地域について自然保全地域として保全活用を図る。(都市M P p48)</p> <p>農業集落、仁淀川、新川川を中心とした集落内水面をレクリエーション地域として活用、ネットワーク化を推進する。(都市M P p47)</p> <p>新たな定住・産業を考慮した将来市街地を設定する。(都市M P p47)</p> <p>平田部の田園地域、海岸地域においては水と緑の軸として整備し、緑のネットワークを形成する。(都市M P p48)</p> <p>仁淀川、新川川河川敷、田園地域の農地などは市街地の外溢の拡大を防止、景観保全に資する緑として整備する。(都市M P p50)</p> <p>レクリエーション需要にこたえ、春野運動公園の強化や都市公園、基幹公園の整備を図る。(都市M P p50)</p> <p>森林地域、仁淀川、新川川河川敷、海岸沿いなどは広域的なレクリエーション需要にこたえ、観光レクリエーション施設を誘致する。(都市M P p50)</p> <p>森林地域は歴史・景観にも恵まれていることから緑地として保全する。(都市M P p50)</p> <p>環境保全・レクリエーション・防災、景観緑地の形成に配慮した農地は沿道付帯緑地ネットワークさせる。(都市M P p50)</p> <p>仁淀川自然緑、東瀬川自然緑を中心に環境整備を図る。(都市M P p50)</p> <p>住民ニーズの高い町民総合グラウンドや町民体育館の建設を進める。(都市M P p53)</p>	<p><b>計画</b></p> <p>緑化の保全に当たっては、農地地区や緑地保全地区への指定や緑化認定、地区計画制度の手法が考えられる。(都市M P p55)</p> <p>住宅地区内農業水路の環境を活用し、環境共生都市の実現を図る。(都市M P p55)</p> <p>国道56号、県道高知南環状線、春野広域農道、県道高知南環状線等主要なネットワーク幹線道路に沿道緑地の整備を行う。(都市M P p55)</p> <p>新川川を中心とした集落内水面河川地区の緑化推進のため、遊休地等を公園緑地として活用する。(都市M P p55)</p> <p>うるおいのある市街地景観を形成する南北の斜面緑地について緑化保全利用協定や自然公園化の手法により町民の協力を図る。(都市M P p57)</p> <p>春野運動公園や高知ニュータウンについては地区計画制度や建築協定を用い、春野らしい景観の住宅への規制誘導を図る。(都市M P p57)</p> <p>国道56号は高度利用の需要が高いため、調整地区の地区計画制度などにより、建築物の高さや容積率など統一性のある市街地景観を誘導する。(都市M P p57)</p> <p>町を眺望できる「吉良ヶ峰」、「坂木谷山」、「馬場山」、「高知山」などは地域住民が休日に活用できる山頂整備を行う。(都市M P p57)</p> <p>田園景観を保全するため、一部水田などは景観による保全活用をおこなう。(都市M P p57)</p> <p>春野地区計画などにより、春野らしい農村景観の保全を図っていく。(都市M P p57)</p> <p>あじさい街道の延伸と、ネットワーク化、街道周辺整備について行政と住民が一体となった整備の推進を行う。(都市M P p58)</p>
<p><b>春野町農村総合計画書 (平成9年)</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>集落整備についてはそれぞれの特性を考慮し、今後の社会環境にも対応できる快適で安全な生活環境整備を進める。(農村総計 p78)</p> <p>あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)</p> <p>集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。(農村総計 p79)</p> <p>子育て施設としての公民館は、数的には充足しているが、老朽化施設の増改築を行う。(農村総計 p79)</p> <p>あじさい街道沿いの農村公園は、農産物の直販店も設置していく。(農村総計 p81)</p> <p>児童公園・近隣公園は地域のバランズをとらながら、全町的に配置していく。(農村総計 p81)</p>	<p><b>春野町都市マスタープラン (平成12年)</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>適切な地区計画により、一組規模の都市公園を整備する。(都市M P p62)</p> <p>仁淀川沿いの農振外農地については河川敷の利用計画とともに将来像を検討していく。(都市M P p62)</p> <p>平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の山林地は自然景観・防災上保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>役場周辺は都市機能が集積しているため、町の中心核として整備していく。(都市M P p66)</p> <p>既存集落と新たな住宅との調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>地域に応じた道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの利活用するための検討を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>歩行軸として歴史文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市M P p68)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地は、既存の集落と調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>地区内の基幹産業である農業を推進し、計画的な土地利用の誘導を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地等の「都市居住ゾーン」は、線引きや地区計画の手法により、都市的土地利用の推進を図る。(都市M P p71)</p> <p>農業区域外農地については無秩序な宅地化を抑制するための誘導を行う。(都市M P p71)</p> <p>北部、東部、南部に展開されている山林と、森林については自然保全区域として保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>土佐湾に面した甲斐湾は、海浜観光地区としての整備を考慮しながら保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>県道高知南環状線、県道春野・赤岡線を基幹道路として位置づけ整備を図る。(都市M P p72)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等においては、自然環境・景観に配慮した施設の配置と、環境整備の誘導を図る。(都市M P p72)</p> <p>既存集落については歴史と文化を活かした落ち着きあるたたずまいを保全していく。(都市M P p72)</p> <p>ニュータウン、既存集落内に住民レクリエーション、災害一時避難地としての公園、広場の整備を図る。(都市M P p72)</p> <p>市民農園や体験農園など一定の農地を解放し、交流の機会をつくる。(都市M P p72)</p>	<p><b>春野町農村総合計画書 (平成9年)</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)</p> <p>集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。(農村総計 p79)</p> <p>子育て施設としての公民館は、数的には充足しているが、老朽化施設の増改築を行う。(農村総計 p79)</p> <p>あじさい街道沿いの農村公園は、農産物の直販店も設置していく。(農村総計 p81)</p> <p>児童公園・近隣公園は地域のバランズをとらながら、全町的に配置していく。(農村総計 p81)</p>	

## 既存計画にある計画

第5次春野町総合振興計画 (平成9年)	春野町都市マスタープラン (平成12年)	春野町農村総合計画書 (平成9年)
<p><b>計画</b></p> <p>農業振興地域、市街化調整区域の見直しをすすめ、土地区画整理事業を導入し、一定の市街化区域を設定し都市計画を策定する(総合計画 p42)</p> <p>農用地の保全と基礎整備、農用地の高度利用と流動化(総合計画 p42)</p> <p>森林の乱開発防止、保健休養の場としての森林保全(総合計画 p42)</p> <p>河川・水路の清浄と水質保全(総合計画 p42)</p> <p>土地区画整理事業の導入(総合計画 p42)</p> <p>都市計画事業の導入による中心市街地の整備(総合計画 p42)</p> <p>公共施設や公園施設等の用地先行取得等計画的な確保(総合計画 p42)</p> <p>モデル農村としての環境整備(総合計画 p49)</p> <p>治山・治水、自然保護、水資源確保のための森林開業の規制措置(総合計画 p51)</p> <p>中心市街地の形成と商業機能の集積(総合計画 p54)</p> <p>国道(R56)沿いの開発に伴う商業振興(総合計画 p54)</p> <p>集落内の商業機能の振興(総合計画 p54)</p> <p>工業団地開発と工業用水対策の推進(総合計画 p56)</p> <p>あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画 p57)</p> <p>あじさい街道周辺整備(総合計画 p57)</p> <p>史跡や伝統文化の活用(34 龍社、西郷人形、真良城など)(総合計画 p57)</p> <p>資源循環型社会への移行に伴い、焼却炉等の設置整備とともに分別収集の徹底、ごみの減量化に取り組む(総合計画 p63)</p>	<p><b>計画</b></p> <p>適切な地区計画により、一組規模の都市公園を整備する。(都市M P p62)</p> <p>仁淀川沿いの農振外農地については河川敷の利用計画とともに将来像を検討していく。(都市M P p62)</p> <p>平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の山林地は自然景観・防災上保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>役場周辺は都市機能が集積しているため、町の中心核として整備していく。(都市M P p66)</p> <p>既存集落と新たな住宅との調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>地域に応じた道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの利活用するための検討を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>歩行軸として歴史文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市M P p68)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地は、既存の集落と調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>地区内の基幹産業である農業を推進し、計画的な土地利用の誘導を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地等の「都市居住ゾーン」は、線引きや地区計画の手法により、都市的土地利用の推進を図る。(都市M P p71)</p> <p>農業区域外農地については無秩序な宅地化を抑制するための誘導を行う。(都市M P p71)</p> <p>北部、東部、南部に展開されている山林と、森林については自然保全区域として保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>土佐湾に面した甲斐湾は、海浜観光地区としての整備を考慮しながら保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>県道高知南環状線、県道春野・赤岡線を基幹道路として位置づけ整備を図る。(都市M P p72)</p> <p>高知ニュータウン、平和台団地等においては、自然環境・景観に配慮した施設の配置と、環境整備の誘導を図る。(都市M P p72)</p> <p>既存集落については歴史と文化を活かした落ち着きあるたたずまいを保全していく。(都市M P p72)</p> <p>ニュータウン、既存集落内に住民レクリエーション、災害一時避難地としての公園、広場の整備を図る。(都市M P p72)</p> <p>市民農園や体験農園など一定の農地を解放し、交流の機会をつくる。(都市M P p72)</p>	<p><b>計画</b></p> <p>あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)</p> <p>集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。(農村総計 p79)</p> <p>子育て施設としての公民館は、数的には充足しているが、老朽化施設の増改築を行う。(農村総計 p79)</p> <p>あじさい街道沿いの農村公園は、農産物の直販店も設置していく。(農村総計 p81)</p> <p>児童公園・近隣公園は地域のバランズをとらながら、全町的に配置していく。(農村総計 p81)</p>

## グループとして新たに追加する計画

### 《都市ゾーン》 都市ゾーンの計画的配置

- ・ R56沿線の商業ゾーン促進
- ・ 南ヶ丘の東側、南側の市街化区域編入
- ・ センター機能の充実

### 《農村づくり》

- ・ 既存集落自体を計画的に拡大
- ・ 集落整備の推進

### 《交流促進》 運動公園の活用

- ・ 運動公園での At home なイベントづくり
- ・ 運動公園を中心とした人の交流の促進
- ・ 運動公園を活用した交流ネットワーク

### 《自然の保全と活用》

- ・ 線引きの見直し
- ・ 高知広域都市計画からの脱退

### 《人材育成》

- ・ (活力ある農村をつくること)農家の人が困らないような生活の保障
- ・ 農業の後継者の育成

### 《まちづくり リーダーの育成》

- ・ 多くの文化人とのリ-クジョ-を行う。
- ・ リーダー作りのためのグループ作りの促進
- ・ 農村祭りのような春野の農村の力-ルをして、町外の人との交流

### 《森林の保全のための竹の伐採》

- ・ 学校の授業での農業体験授業導入

### 《仁淀川での交流》

- ・ 都市と農村の交流の増大

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

<h3>農村環境の保全</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春野らしい集落景観の保全</li> <li>・ 農業の振興と自然環境の共生</li> <li>・ モデル農村</li> <li>・ 魅力ある農村環境</li> <li>・ 生活排水処理、仁淀川</li> <li>・ 集落内排水水質の改善</li> </ul>	<h3>優良農地の保全</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力ある農業経営</li> <li>・ 優良農地の保全</li> </ul>	<h3>計画的な都市ゾーンの設定</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市居住ゾーン、線引き、地区計画</li> <li>・ 商業業務振興ゾーン</li> <li>・ 都市居住ゾーン</li> <li>・ 県道、南環状線、春赤線を基幹道路と位置づけ整備を図る。</li> <li>・ 市街化区域の拡大</li> <li>・ 農振区域を減らす。</li> <li>・ 市街化区域を設定し、都市機能を計画的に配置</li> <li>・ 無秩序な宅地化の抑制</li> </ul>	<h3>交流の促進</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立的で個性溢れる魅力的な人づくり</li> <li>・ 若者や居住者にとっても魅力があるということ</li> <li>・ 様々な人々が出会える町</li> <li>・ 働きがいがある就業があるということ</li> <li>・ 春野運動公園</li> </ul>
---	--	---	---

## グループとしての計画の基本的な考え方

- ・ 都市ゾーンの明確な区分けに基づく都市機能の導入促進
- ・ 活力ある農村づくり
- ・ 交流の促進

人口フレーム(目標計画年は2020年)

現在人口：約 15,000 人	グループとして設定した人口
将来人口：約 17,000 人(推計)	
計画人口：約 20,000 人(町計画)	約( 20,000 )人



# 農住地区マスタープランを考える（住環境）

チーム名

ホクロちゃん

参加者

石川 村上 和田 上田 伊達 平松

## 地区の「住環境」での課題等

- ・ 大部分農業振興地域。
- ・ 人口は増加傾向。
- ・ 農業が基本だが生活に必要な商店等が不足。
- ・ 2世のための住宅用地が不足。

## 既存計画の方針等

第5次春野町総合振興計画 (平成9年)	春野町都市マスタープラン (平成12年)	春野町農村総合計画書 (平成9年)
<p><b>方針</b></p> <p>ほ場整備などの基盤整備、環境整備をおこし、若者にとって魅力ある農業経営と農村環境づくりを推進する。(総合計画p32)</p> <p>平和と趣が住む市街化区域を設定し、国道および南環状線周辺を対象として都市機能を計画的に配置する。(総合計画p32)</p> <p>河川・水路の浄化や美化に努め、また海岸部の観光環境を向上させることにより、本町のイメージアップを図る。(総合計画p32)</p> <p>人と自然にやさしいまちづくり(総合計画p34)</p> <p>働きがいのある就業の場づくり(総合計画p34)</p> <p>自然の恵みを活かす暮らしの環境づくり(総合計画p35)</p> <p>明るく元気な支えあいの地域社会づくり(総合計画p35)</p> <p>自主的・個性あふれる魅力的な人づくり(総合計画p35)</p>	<p>国道33号と国道56号による周辺拠点(高知市中心部、南野市中心部、伊野町中心部、土佐市中心部)の周辺整備を推進する。(都市M P p41)</p> <p>四国横断自動車道による広域的な拠点連携を推進する。(都市M P p41)</p> <p>仁淀川流域を活用した土佐市中心部、伊野町中心部との有機的ネットワーク形成を推進する。(都市M P p41)</p> <p>農業の振興と自然環境、文化資源を活用しながら、これらと共生する高い心のあるまち(都市M P p41)</p> <p>春野町に居住している人、新たに居住する人、外から訪れる人など、様々な人々が出会える心のまち(都市M P p41)</p> <p>既存の産業振興とともに観光・レクリエーション拠点整備による新たな交流産業を創出し、産業全体の活性化による魅力あるまち(都市M P p41)</p> <p>中央平野部を農産物産地として、農産物を安全・安心に供給する。環境整備等を促進することで若者にとって魅力ある農業経営と農村環境を創出す。(都市M P p41)</p> <p>平和と趣が住む市街化区域を設定し、国道及び南環状線周辺を対象として都市機能を計画的に配置し、利便性の高い地区を形成する。(都市M P p41)</p> <p>河川・水路の浄化に努め本町のイメージアップを図る。(都市M P p41)</p> <p>国道56号および主要地方道高知南環状線を中心として都市軸として位置づけ、積極的な都市的土地利用を図る。(都市M P p44)</p> <p>国道56号、高知南環状線南側の田園地域への農林業の集積を促す。(都市M P p44)</p> <p>都市軸では、国道56号沿道を「商業業務振興ゾーン」、空堀付を「シビックゾーン」、高知ニュータウン、平和台団地周辺を「都市居住ゾーン」として位置づけ。(都市M P p44)</p> <p>南北軸として「商業業務振興ゾーン」では国道56号沿い、「シビックゾーン」では高知南環状線、「都市居住ゾーン」では町道川原を中心として進捗性を図る。(都市M P p44)</p> <p>仁淀川自然廊、東瀬川自然廊を中心に積極的な環境整備を行う。(都市M P p44)</p> <p>南部の「山林保全ゾーン」、北部の「山林保全ゾーン」の保全と、北部「フルーツパーク」の活用を図る。(都市M P p44)</p>	<p><b>計画</b></p> <p>農業振興地域、市街化調整区域の見直しをすずめ、土地区画整理事業を導入し、一定の市街化区域を設定し都市計画を策定する。(総合計画p42)</p> <p>農用地の保全と基盤整備、農用地の高度利用と流動化(総合計画p42)</p> <p>森林の活用促進、保護林帯の確保としての森林保全(総合計画p42)</p> <p>新川川の改修と周辺整備(総合計画p42)</p> <p>河川・水路の清浄と水質保全(総合計画p42)</p> <p>土地区画整理事業の導入(総合計画p42)</p> <p>都市計画事業の導入による中心市街地の整備(総合計画p42)</p> <p>公共施設や公園施設等の用地先行取得等計画的な確保(総合計画p42)</p> <p>モデル農村としての環境整備(総合計画p49)</p> <p>治水・治水、自然保護、水資源確保のための森林開発の規制措置(総合計画p51)</p> <p>人間と自然が共存できる森林利用計画(総合計画p51)</p> <p>中心市街地の形成と商業機能の集積(総合計画p54)</p> <p>国道沿いの開発に伴う商業振興(総合計画p54)</p> <p>集落内の商業機能の振興(総合計画p54)</p> <p>工業用地開発と工業用水対策の推進(総合計画p56)</p> <p>あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画p57)</p> <p>あじさい街道周辺整備(総合計画p57)</p> <p>支路や伝統文化の活用(34番札所、西園入形、吉良城など)(総合計画p57)</p> <p>給水未整備区域の解消(総合計画p61)</p> <p>生活排水処理構想の策定(総合計画p63)</p> <p>資源循環型社会への移行に伴い、廃却物等の処理と分別収集の徹底、ごみの減量化に取り組む(総合計画p63)</p>

## 既存計画にある計画

第5次春野町総合振興計画 (平成9年)	春野町都市マスタープラン (平成12年)	春野町農村総合計画書 (平成9年)
<p><b>計画</b></p> <p>農業振興地域、市街化調整区域の見直しをすずめ、土地区画整理事業を導入し、一定の市街化区域を設定し都市計画を策定する。(総合計画p42)</p> <p>農用地の保全と基盤整備、農用地の高度利用と流動化(総合計画p42)</p> <p>森林の活用促進、保護林帯の確保としての森林保全(総合計画p42)</p> <p>新川川の改修と周辺整備(総合計画p42)</p> <p>河川・水路の清浄と水質保全(総合計画p42)</p> <p>土地区画整理事業の導入(総合計画p42)</p> <p>都市計画事業の導入による中心市街地の整備(総合計画p42)</p> <p>公共施設や公園施設等の用地先行取得等計画的な確保(総合計画p42)</p> <p>モデル農村としての環境整備(総合計画p49)</p> <p>治水・治水、自然保護、水資源確保のための森林開発の規制措置(総合計画p51)</p> <p>人間と自然が共存できる森林利用計画(総合計画p51)</p> <p>中心市街地の形成と商業機能の集積(総合計画p54)</p> <p>国道沿いの開発に伴う商業振興(総合計画p54)</p> <p>集落内の商業機能の振興(総合計画p54)</p> <p>工業用地開発と工業用水対策の推進(総合計画p56)</p> <p>あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画p57)</p> <p>あじさい街道周辺整備(総合計画p57)</p> <p>支路や伝統文化の活用(34番札所、西園入形、吉良城など)(総合計画p57)</p> <p>給水未整備区域の解消(総合計画p61)</p> <p>生活排水処理構想の策定(総合計画p63)</p> <p>資源循環型社会への移行に伴い、廃却物等の処理と分別収集の徹底、ごみの減量化に取り組む(総合計画p63)</p>	<p><b>計画</b></p> <p>適切な地区計画により、一組規模の都市公園を整備する。(都市M P p62)</p> <p>仁淀川沿いの農振外農地については河川敷の利用計画とともに将来像を検討していく。(都市M P p62)</p> <p>平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の山林地は自然景観・防災上保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>役場周辺は都市機能が集積しているため、町の中心部として整備していく。(都市M P p66)</p> <p>既存集落と新たな住宅との調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>地域に合った道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの利活用をするための検討を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>歩行軸として歴史文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市M P p68)</p> <p>高知南ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地は、既存の集落と調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>地区内の基幹産業である農業を推進し、計画的な土地利用の誘導を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>高知南ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地等の都市居住ゾーンは、線引きや地区計画の手法により、都市的土地利用の推進を図る。(都市M P p71)</p> <p>農振区域外農地については無秩序な宅地化を抑制するための誘導を行う。(都市M P p71)</p> <p>北畠、東畠、南部に展開されている山林と、森林については自然保全区域として保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>土佐湾に面した甲斐湾は、海浜観光地区としての整備を考慮しながら保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>県道高知南環状線、県道春野・赤岡線を基幹道路として位置づけ整備を図る。</p> <p>高知南ニュータウン、平和台団地等においては、自然環境・景観に配慮した施設の配置と、環境整備の誘導を図る。(都市M P p72)</p> <p>既存集落については歴史と文化を活かした落ち着きあるたたずまいを保全していく。(都市M P p72)</p> <p>ニュータウン、既存集落内に住民レクリエーション、災害一時避難地としての公園、広場の整備を図る。(都市M P p72)</p> <p>あじさい街道沿いの農村公園には、農産物の直販店を設置していく。(農村総計 p81)</p> <p>児童公園・近隣公園は地域的なフランスをとりながら、全町的に配置していく。(都市M P p72)</p> <p>青文字は採用された計画</p>	<p><b>計画</b></p> <p>集落整備についてはそれぞれの特性を考慮し、今後の社会環境にも対応できる快適で安全な生活環境整備を進める。(農村総計 p78)</p> <p>あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)</p> <p>集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。(農村総計 p79)</p> <p>五子地区としての公民館は、数的には充足しているが、老朽化施設の増改築を行う。(農村総計 p79)</p> <p>あじさい街道の延伸と、ネットワーク化、街道周辺整備について行政と住民が一体となった整備の推進を行う。(都市M P p58)</p>

## グループとして新たに追加する計画

**線引きの見直し**

- ・ 線引きの見直し

**集落地区計画**

- ・ 集落地区計画

**保全と開発の区分**

- ・ (保全と開発の区分) 中心部隣接への計画的な居住地の整備

**交流拠点整備**

- ・ 幹線沿道での交流拠点整備
- ・ 仁淀川を活かした交流の場づくり

**計画的な商業施設の誘致**

- ・ 地区計画による大型商業施設の誘致
- ・ 計画的な商業、業務核の誘導

**田園都市計画の策定**

- ・ 市街化調整区域内の田園都市計画の策定

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

**新たな都市拠点の整備**

**商業拠点**

- ・ 就業の場づくり
- ・ 商業施設の立地
- ・ 商業ゾーン、シビックゾーン等、区画整理事業を活用
- ・ 南環状線周辺の市街地
- ・ R56 主要地方道を都市軸として都市的土地利用

**交流拠点**

- ・ 様々な人々が出会える
- ・ 出会いと交流

**農業基盤整備**

- ・ ほ場整備
- ・ 農業経営
- ・ 農業、自然、文化と共生

**住環境整備**

**既存集落の整備**

- ・ 細道路の整備
- ・ 下水道整備
- ・ 集落地区計画

**保存**

- ・ スポール防止
- ・ 無秩序な宅地化を防ぐ
- ・ 都市機能を計画的に配置

**自然との調和**

- ・ 水と緑の軸ネットワーク
- ・ 自然の恵みを活かす暮らしづくり

これからの居住地整備

- ・ 新たな定住、産業を考慮した市街地づくり
- ・ 居住の場を考える
- ・ 山林の開発
- ・ 春野運動公園を核とし都市公園を確保

## グループとしての計画の基本的な考え方

- ・ にぎわいと交流の拠点づくり
- ・ 自然と調和した住環境づくり
- ・ 都市施設の整備

人口フレーム(目標計画年は2020年)

- ・ 現在人口：約 15,000 人
- ・ 将来人口：約 17,000 人(推計)
- ・ 計画人口：約 20,000 人(町計画)

グループとして設定した人口

約( 20,000 )人

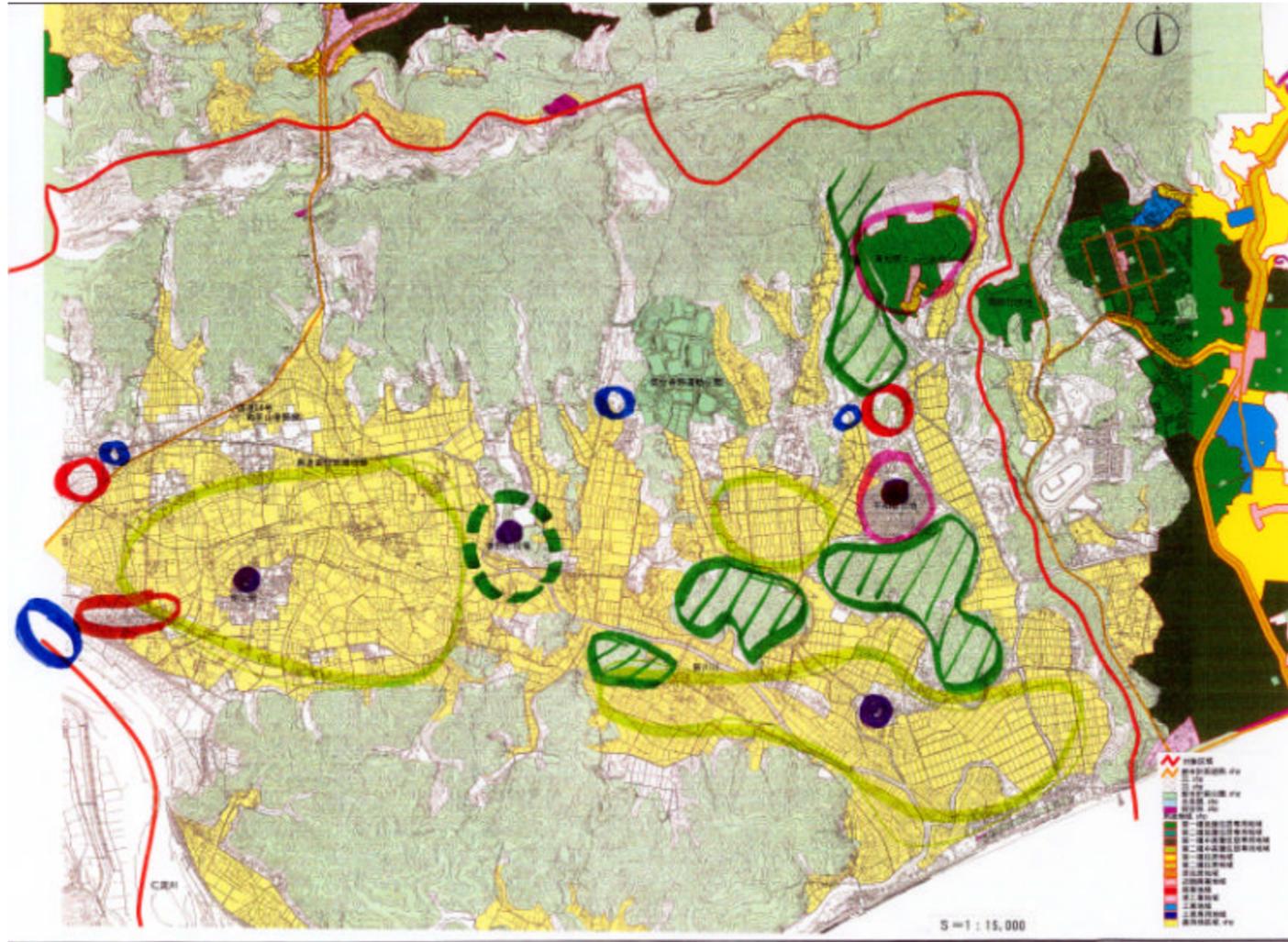
# 農住地区マスタープランを考える（住環境）

チーム名

ホクロちゃん

参加者

石川 村上 和田 上田 伊達 平松



グループとして選択した計画	計画の種類	実現の方法
<b>にぎわいと交流の拠点づくり</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画の策定</li> <li>住民の合意形成</li> <li>公園整備事業の推進</li> </ul>
<b>商業施設</b> 地区計画による大型商業施設の誘致		
中心市街地の形成と商業機能の集積（総合計画 p54）		
<b>公園等交流の場</b> 仁淀川を活かした交流の場づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>線引きの見直し</li> <li>都市施設の計画決定及び事業の推進</li> <li>土地区画整理事業の導入</li> </ul>
適切な地区計画により、一艇規模の都市公園を整備する。（都市 MPp62）		
幹線沿道での交流拠点整備		
<b>自然と調和した住環境づくり</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>線引きの見直し</li> <li>都市施設の計画決定及び事業の推進</li> <li>土地区画整理事業の導入</li> </ul>
田園都市計画の策定		
保全と開発の区分、中心市街地への計画的な居住地の整備		
平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全・活用を図っていく。（都市 MPp66）		
農業振興地域、市街化調整区域の見直しをすすめ、土地区画整理事業を導入し、一定の市街化区域を設定し、都市計画を策定する。（総合計画 p42）		
河川・水路の清掃と水質保全（総合計画 p42）		
既存集落については、歴史と文化を活かした落ち着きあるたたずまいを保全していく。（都市 MPp72）		
線引きの見直し		
高知南ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地は、既存の集落との調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。（都市 MPp70）		
集落地区計画		
森林の乱開発防止、保健休養の場としての森林保全（総合計画 p42）		
農用地の保全と基盤整備、農用地の高度利用と流動化（総合計画 p42）		
治山・治水、自然保護、水資源確保のための森林開発の規制措置（総合計画 p51）		
農振区域外農地については無秩序な宅地化を抑制するための誘導を行う。（都市 MPp71）		
<b>都市施設の整備</b>		
役場周辺は都市機能が集積しているため、町の中心核として整備していく。（都市 MPp66）		
ニュータウン、既存集落内に住民レクリエーション、災害一時避難地としての公園、広場の整備を図る。（都市 MPp72）		
地域に応じた道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。（都市 MPp66）		
生活排水処理構想の策定（総合計画 p63）		
集落整備についてはそれぞれの特性を考慮し、今後の社会環境にも対応できる快適で安全な生活環境整備を進める。（農村総計 p78）		
集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。（農村総計 p79）		
地区内の基幹産業である農業を推進し、計画的な土地利用の誘導を図っていく。（都市 MPp70）		

## 凡例

## 住民参加の方法

	商業施設の誘致	<input type="checkbox"/>	農振区域外農地の宅地化抑制
	公園等の交流の場	<input checked="" type="checkbox"/>	災害一時避難地としての公園・広場整備
	中心市街地の計画的な居住整備	<input type="checkbox"/>	
	優良田園景観の保全	<input type="checkbox"/>	
	歴史と文化を活かした佇まい保全	<input type="checkbox"/>	
	ニュータウンと既存集落との調和	<input type="checkbox"/>	
	森林の乱開発防止・保全	<input type="checkbox"/>	

- ワークショップの開催
- 住民の意識調査

：グループが考えた計画

：全体の計画

# 農住地区マスタープランを考える（交通）

チーム名

あじさい

参加者

中川 島田 岡崎 高野 佐々木 野中

## 地区の「交通」での課題等

- ・バス路線の不足により交通利便性が低い。
- ・集落内道路が狭い。
- ・町では広域的な幹線道路の整備を要望している。

## 既存計画にある計画

第5次春野町総合振興計画 (平成9年)	春野町都市マスタープラン (平成12年)	春野町農村総合計画書 (平成9年)
計画	計画	計画
広域交通拠点へのアクセス道路や町内基幹道路の整備を進め、町内各地区を連結した広域的な公共交通ネットワークを確立する。(総合計画p44)	地域に応じた道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。(都市MP p66)	あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計, p78)
国道56号の4車線化(総合計画p44)	北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの活用をするための検討を図っていく。(都市MP p66)	あじさい街道は基本的に歩車分離とし、車からの安全通行を図る。(農村総計, p78)
県道南環状線の4車線化と弘岡地区のバイパス化その他県道の拡幅(総合計画p44)	歩行者の安全性を確保するために、歩行軸を整備する。(都市MP p68)	
長谷神母行線と種間越線の整備促進(総合計画p44)	歩行軸として歴史・文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市MP p68)	
大規模農道の延伸による国道56号への連結促進(総合計画p44)		
バスを中心とする公共交通の再編(総合計画p44)		
あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画p57)		
あじさい街道周辺整備(総合計画p57)		
道路標識、横断歩道など道路交通標識の整備(総合計画p68)		
道路について歩行者の安全確保を第一に整備を進める。(農村総計, p68)		
集落道については排水対策と関連させ、老朽化の更新、道路の拡幅を図る。(農村総計, p68)		
観光拠点を巡る巡回バス、役場を中心とする福祉バスなどの検討が求められる。(農村総計, p68)		
ふるさとの景観に資するあじさい街道の整備を進め、その周辺に農村公園の整備を図る必要がある。(農村総計, p69)		

## グループとして新たに追加する計画

**エコタウン**

- ・低公害車地域内共同利用

**生活道の整備**

- ・農村集落を活かす道
- ・町道の整備
- ・農道の整備
- ・生活道の整備

**新公共交通**

- ・JR、空港からの利便性
- ・カーシェアリング(役場・南ニュータウン地)

**駐車場整備**

- ・運動公園などのトラフィック拠点
- ・パーク＆ライド
- ・駐車場の整備

**歴史の道・水**

- ・歴史の道、水の道

**防災対策**

- ・防災面対策
- ・防災と集落と道
- ・避難場所、道路

**水の浄化**

- ・小集落浄化設備

## 既存計画の方針等

春野町都市マスタープラン(平成12年)	春野町農村総合計画書(平成9年)
方針	方針
国道33号と国道56号による周辺拠点(高知市中心部、南国市中心部、伊野町中心部、土佐市中心部)との拠点連携を図る(都市MP p41)	国道56号沿線についての商業施設立地を促す条件整理が必要。(農村総計, p67)
四国横断自動車道による広域的な拠点連携を推進する(都市MP p41)	最寄りのインターチェンジまでのスムーズな接続が図れるよう、未整備道路の改良とネットワーク化が必要。(農村総計, p68)
仁淀川流域を活用した土佐市中心部、伊野町中心部との有機的ネットワーク形成を推進する。(都市MP p41)	道路については歩行者の安全確保を第一に整備を進める。(農村総計, p68)
春野町に居住している人、新たに居住する人、外から訪れる人など、様々な人々が出会える心の通うまち(都市MP p41)	集落道については排水対策と関連させ、老朽化の更新、道路の拡幅を図る。(農村総計, p68)
河川・水路の浄化に努め本町のイメージアップを図る。(都市MP p41)	観光拠点を巡る巡回バス、役場を中心とする福祉バスなどの検討が求められる。(農村総計, p68)
国道56号および主要地方道高知南環状線を中心に「都市軸」として位置づけ、積極的な都市的土地利用を図る。(都市MP p44)	ふるさとの景観に資するあじさい街道の整備を進め、その周辺に農村公園の整備を図る必要がある。(農村総計, p69)
国道56号、高知南環状線南側の田園地域への無秩序なスプロールを防ぐ。(都市MP p44)	
国道56号沿道を「商業業務振興ゾーン」、役場付近を「シビックゾーン」、高知南ニュータウン、平和台団地周辺を「都市居住ゾーン」として位置づける。(都市MP p44)	
南北軸として「商業業務振興ゾーン」では国道56号沿い、「シビックゾーン」では高知春野線、「都市居住ゾーン」では町道西川線を中心に連続性を図る。(都市MP p44)	
仁淀川自然軸、黒潮ライン自然軸を中心に積極的な保全を図る。(都市MP p44)	
黒潮海岸、仁淀川、新川川を中心とした集落内水面をレクリエーション地域として活用、ネットワーク化を推進する。(都市MP p47)	
町内外を結ぶバス路線が限られていることから広域的な観点から公共交通ネットワークの拡充を図る。(都市MP p49)	
町内各地を連結した広域的な公共交通ネットワークを確立する。(都市MP p49)	

青文字は採用された計画

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

## グループとしての計画の基本的な考え方

**I.C. に連結する国道整備**

- ・最寄りのインターチェンジ
- ・国道56号線の整備

**準幹線道の整備**

- ・県道南環状線の道路整備
- ・黒潮ラインの保全
- ・集落道の拡幅
- ・未整備道路の改良

**景観**

- ・街路景観
- ・街路樹
- ・仁淀川

**バスとの関連する公共交通のネットワーク**

- ・公共交通のネットワーク化
- ・幹線道路ネットワーク
- ・巡回バス
- ・国道と中心部との拠点連携
- ・福祉バス

**あじさい街道の活用**

- ・あじさい街道の延伸

- ・幹線国道、準幹線道の整備
- ・公共交通のネットワーク化
- ・あじさい街道の活用と景観保全

### 人口フレーム(目標計画年は2020年)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在人口：約15,000人</li> <li>・将来人口：約17,000人(推計)</li> <li>・計画人口：約20,000人(町計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループとして設定した人口</li> </ul> <p style="text-align: center;">約( 20,000 )人</p>
---	--

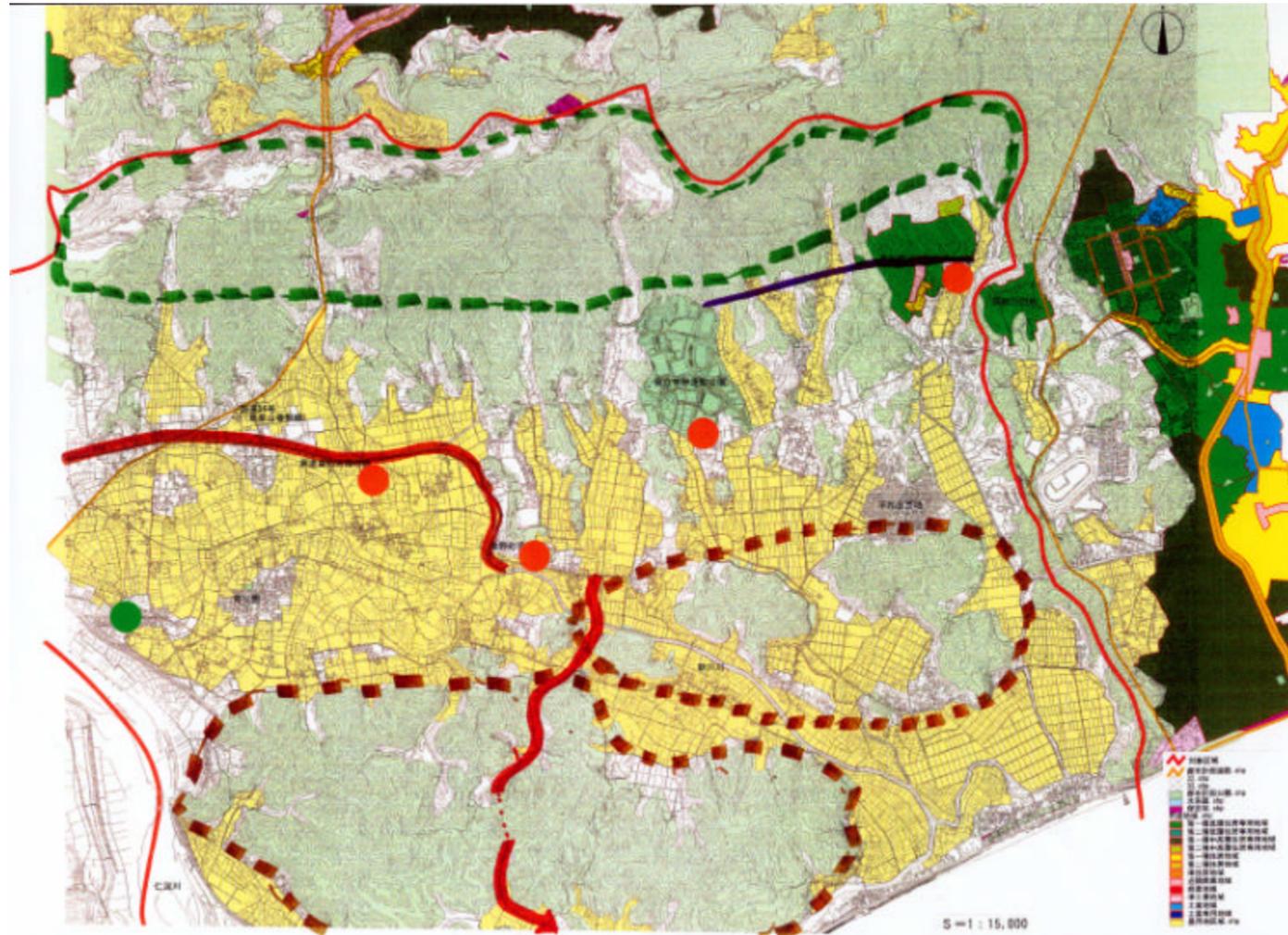
# 農住地区マスタープランを考える（交通）

チーム名

あじさい

参加者

中川 島田 岡崎 高野 佐々木 野中



## 凡例

## 住民参加の方法

	長谷神母行線	<input type="checkbox"/>
	種間越線	<input type="checkbox"/>
	あじさい街道	<input type="checkbox"/>
	北部景観保全区域	<input type="checkbox"/>
	歴史的遺跡群	<input type="checkbox"/>
	新川の落とし (水の道)	<input type="checkbox"/>
	エコ駐車場	<input type="checkbox"/>

- ・ 説明会、公聴会の開催
- ・ ボランティア組織の自主活動
- ・ イベントの開催
- ・ 視察、研修会への参加

## グループとして選択した計画

## 計画の種類

## 実現の方法

幹線国道・準幹線道の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の合意形成</li> <li>・ 財政計画を含め年次計画を立てる。</li> <li>・ 高齢者にやさしい道の整備を生活道で実施する。</li> <li>・ 集落内の生活道</li> <li>・ 処理区域を集合し公共下水道へ取り込む。</li> <li>・ 多目的広場をつくる。</li> <li>・ 各地域で自主防災組織化、避難場所のマップ化</li> <li>・ 駐車場条例化補助要綱を定める。</li> <li>・ 調査に基づいたネットワーク整備</li> <li>・ 町がエコカー導入に大型予算を組み込む。更に、10ヶ年の継続をする。</li> <li>・ 駐車場の高機能化を図り、車と乗り換えのしやすさ、エコバスの導入を進める。</li> <li>・ 公共交通を使った人にインセンティブを与える制度、何か得になるポイント制度</li> <li>・ 小型の車両で本数を増やし、待ち時間を少なくする。なお、一目で行き先が分かるようになると便利。</li> <li>・ 景観条例化と助成要綱をつくる。</li> <li>・ 中世の城、野山、新川の落としを訪ねるマップ作成、駐車場・ストップ?エコサイクル・エコカーを利用する。</li> <li>・ 多目的広場</li> </ul>
地域に応じた道路の整備、公園緑地、下水道の整備を図っていく。(都市 MPp66)		
長谷神母行線と種間越線の整備促進(総合計画 p44)		
広域交通拠点へのアクセス道路や町内基幹道路の整備を進め、町内各地区を連結した広域的な公共交通ネットワークを確立する。(総合計画 p44)		
道路標識、横断歩道など道路交通標識の整備(総合計画 p68)		
生活道の整備		
小集落浄化設備		
防災		
防災対策		
防災と集落と道		
公共交通のネットワーク化		
歩行軸として歴史・文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市 MPp68)		
新公共交通		
駐車場整備		
低公害車地域内共同利用		
あじさい街道の活用と景観保全		
あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)		
あじさい街道周辺整備(総合計画 p57)		
あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画 p57)		
北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの利活用をするための検討を図っていく。(都市 MPp66)		
あじさい街道は基本的に歩車分離とし、車からの安全通行を図る。(農村総計 p78)		
歴史の道、水の道		

：グループが考えた計画

：全体の計画

# 農住地区マスタープランを考える(自然・景観・環境)

チーム名	ぽかぽかはるの	参加者	植田 西村 小串 森近 和田 森田
------	---------	-----	-------------------

## 地区の「自然・景観・環境」での課題等

- ・優れた田園景観と調和した開発。
- ・緑を守るための対策が必要。
- ・農村環境整備(公園、集落排水、交流施設等)が必要。

## 既存計画の方針等

<p><b>第5次春野町総合振興計画(平成9年)</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>中央平野部分を農業地区として、農用地を保全する。(総合振興 p32)</p> <p>ほ場整備などの基礎整備、環境整備をおこない、若者にとっても魅力ある農業経営と農村環境をつくりだす。(総合振興 p32)</p> <p>河川・水路の浄化や美化に努め、また海岸部の親水性を回復することによって、本町のイメージアップを図る。(総合振興 p32)</p> <p>人と自然にやさしい基盤づくり(総合振興 p34)</p> <p>自然の恵みを活かす暮らしの環境づくり(総合振興 p35)</p>	<p><b>春野町都市マスタープラン(平成12年)</b></p> <p><b>方針</b></p> <p>仁淀川流域を活用した土佐市中心部、伊野町中心部との有機的ネットワーク形成を推進する。(都市M P p41)</p> <p>農業の振興と自然環境、文化資源を活用しながら、これらと共生する思いのあるまち(都市M P p41)</p> <p>中央平野部を農業地区として、農用地を保全し、ほ場整備の基礎整備、環境整備等を促進することで若者にとって魅力ある農業経営と農村環境を創り出す。(都市M P p41)</p> <p>河川・水路の浄化に努め本町のイメージアップを図る。(都市M P p41)</p> <p>仁淀川自然輪、風潮ライン自然輪を中心に積極的な保全を図る。(都市M P p44)</p> <p>南部の「山林保全ゾーン」、北部の「山林保全ゾーン」の保全と、北部「フルーツパーク」の活用を図る。(都市M P p44)</p> <p>春野運動公園を広域拠点の核として位置づけるとともに、一定規模の都市公園を確保する。(都市M P p46)</p> <p>優良農地の保全を図るとともに、無秩序な宅地化に対して防く手立てを検討する。(都市M P p46)</p> <p>市民農園や体験農園など、都市住民に対して一定規模の農地創設を行う。(都市M P p46)</p> <p>堤防以西の農田白地地区では、河川敷の利用方針とあわせ、将来像を検討する。(都市M P p46)</p> <p>北部果樹園については景観保全を図り、フルーツパーク等の活用についても検討する。(都市M P p47)</p> <p>南部、北部、町東部に点在する森林地帯について自然保全地域として保全活用を図る。(都市M P p46)</p> <p>農業海岸、仁淀川、新川川を中心とした集落内水面をレクリエーション地域として活用、ネットワーク化を推進する。(都市M P p47)</p> <p>平坦部の田園地域、海岸地域においては水と緑の軸として整備し、緑のネットワークを形成する。(都市M P p49)</p> <p>仁淀川、新川川河川敷、田園地域の農地などは市街地の外延的拡大を抑制し、環境保全に資する緑地として整備する。(都市M P p49)</p> <p>レクリエーション需要にこたえるため、春野運動公園の強化や都市公園、基幹公園の整備を図る。(都市M P p50)</p>	<p>森林地域、仁淀川、新川川河川敷、海岸沿いなどは広域的なレクリエーション需要にこたえるため、緑地ネットワークを構築する。(都市M P p50)</p> <p>森林地域は眺望・景観にも恵まれていることから緑地として保全する。(都市M P p50)</p> <p>環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の各系統で配置された緑地は歩行動線ネットワークを構築する。(都市M P p50)</p> <p>「商業業務振興ゾーン」、「シビックゾーン」、「都市居住ゾーン」について街路樹整備や緑化の手法が考えられる。(都市M P p55)</p> <p>住宅地区内農業水路の循環を活用し、環境共生都市の実現を図る。(都市M P p55)</p> <p>国道56号、県道高知南環状線、春野広域農道、県道高知春野線等主要なネットワーク幹線道路に街路樹の整備を行う。(都市M P p55)</p> <p>街路樹の整備にあたっては、地域の特徴のある大木を用い、緑の量感あふれる街路樹とする。(都市M P p55)</p> <p>新川川を中心とした集落内水面河川地区の緑化推進のため、遊休地等を公園緑地として活用する。(都市M P p55)</p> <p>仁淀川の緑化については、河川が本来有する豊かな自然環境を保全・創出する。(都市M P p55)</p> <p>仁淀川堤防以西の農地については緑化農地として河川敷利用とともに将来像を検討する。(都市M P p55)</p> <p>うるおいのある市街地景観を形成する南北の斜面緑地について緑化保全利用協定や自然公園化の手法により町の景観としての緑を保全する。(都市M P p57)</p> <p>平和台団地や高知南ニュータウンについては地区計画制度や建築協定を用い、春野町らしい景観の住宅への規制誘導を図る。(都市M P p57)</p> <p>国道56号は高度利用の需要が高いため、調整地区の地区計画制度などにより、建築物の高さや前面後退など統一性のある市街地景観を構築する。(都市M P p57)</p> <p>町を縦断できる「吉良ヶ峰」、「樺木谷山」、「烏帽子山」、「高森山」などは地域住民が快適に活用できる山頂整備を行う。(都市M P p57)</p> <p>田園景観を保全するため、一団地水田などのほ場整備による保全活用をおこなう。(都市M P p57)</p> <p>調整地区計画などにより、春野らしい農村景観の保全を図っていく。(都市M P p57)</p> <p>「自然環境の保全等都市環境の形成方針」を受け、緑化等の整備を推進するとともに、景観ポイント設定によるポットアップの整備を行う。(都市M P p58)</p> <p>あじさい街道の延伸と、ネットワーク化、街路樹整備について行政と住民が一体となった整備の推進を行う。(都市M P p58)</p>
--	---	---

<p><b>第5次春野町総合振興計画(平成9年)</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>農用地の保全と基盤整備、農用地の高度利用と流動化(総合計画 p42)</p> <p>森林の乱開発防止、保健休養の場としての森林保全(総合計画 p42)</p> <p>新川川の改修と周辺整備(総合計画 p42)</p> <p>河川・水路の清掃と水質保全(総合計画 p42)</p> <p>公共施設や公園施設等の用地先行取得等計画的な確保(総合計画 p42)</p> <p>モデル農村としての環境整備(総合計画 p49)</p> <p>治山・治水、自然保護、水質源確保のための森林開発の規制措置(総合計画 p51)</p> <p>人間と自然が共存できる森林利用計画(総合計画 p51)</p> <p>あじさい街道の延長とネットワーク化(総合計画 p57)</p> <p>あじさい街道周辺整備(総合計画 p57)</p> <p>史跡や伝統文化の活用(34 番札所、西畑人形、吉良城など)(総合計画 p57)</p> <p>資源循環型社会への移行に伴い、焼却炉等の基盤整備と共に分別収集の徹底、ごみの減量化に取り組む(総合計画 p63)</p>	<p><b>春野町農村総合計画書(平成9年)</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)</p> <p>集落内排水路は水質の改善と状況に応じた水路整備を行い、居住環境の改良を進める。(農村総計 p79)</p> <p>あじさい街道沿いの農村公園には、農産物の直販店も設置していく。(農村総計 p81)</p> <p>児童公園・近隣公園は地域的なバランスをとりながら、全町的に配置していく。(農村総計 p81)</p>	<p><b>春野町都市マスタープラン(平成12年)</b></p> <p><b>計画</b></p> <p>平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全・活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の山林地は自然景観・防災上保全活用を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>北部の果樹や平野部の施設園芸等景観形成上保全を図るとともに、都市機能の充実をみる見地よりそれらの利活用するための検討を図っていく。(都市M P p66)</p> <p>歩行軸として歴史・文化をめぐる観光コース、ウォーキングコースとして多面的活用を図る。(都市M P p68)</p> <p>役場周辺の都市機能強化に伴い、周辺の景観調和に配慮した建築物のデザイン、周辺緑地の確保、などの景観整備を図る。(都市M P p66)</p> <p>高知南ニュータウン、平和台団地等の新興住宅地は、既存の集落との調和を考慮し、住環境の向上を図っていく。(都市M P p70)</p> <p>高知南ニュータウン、平和台団地等においては、自然環境・景観に配慮した施設の配置と、環境整備の誘導を図る。(都市M P p72)</p> <p>既存集落については歴史と文化を活かした落ち着いたたたずまいを保全していく。(都市M P p72)</p> <p>北部、東部、南部に展開している森林地域は自然保全地域として保全を図る。(都市M P p71)</p> <p>ニュータウン、既存集落内に住民レクリエーションとあわせ災害時の一時避難公園、広場の整備を図る。(都市M P p71)</p> <p>土佐湾に面した甲斐海岸は、海浜地区の観光地としての位置づけを考慮しながら、保全を図る(都市M P p71)</p>
---	--	--

青文字は採用された計画

## グループとして新たに追加する計画

- 美しい田園環境**

  - ・美しい田園環境の計画的な整備
  - ・用水路を水浴場に
  - ・下水道整備
  - ・合併浄化槽の全戸配置
  - ・食品加工業の育成
  - ・農地の保全
  - ・有機農法の推進
  - ・“春野”ブランドの確立
  - ・食品廃棄物を堆肥に
  - ・雨水処理対策

**日本のフロリダを目指す**

春野運動公園の整備

  - ・寝たきりゼロの町
  - ・スポーツキャンプタウン
  - ・サーファーズパラダイス
  - ・スポーツと芸術のイベント
  - ・リハビリ、筋トレの町
- 自然環境の保全**

  - ・森林の自然林化
  - ・森林、緑地のネットワーク化
  - ・遊休農地の自然植生化

**宅地開発の抑制**

  - ・宅地開発の抑制
- 生活環境の保全**

  - ・伝統的な建物の保存
  - ・住居外構の緑化(生け垣)
  - ・住宅の木造化

## グループとして重要と思われるキーワードの抽出

<p><b>自然の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恵み</li> <li>・自然の恵みを活かす</li> <li>・高知海岸の活用</li> <li>・海岸部の親水性</li> </ul>	<p><b>緑の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の量感</li> <li>・ビオトープネットワーク</li> <li>・雑木林</li> <li>・街路樹</li> <li>・森林保全</li> <li>・山頂整備</li> <li>・体験農業</li> <li>・クラインガルテン</li> <li>・市民農園</li> <li>・優良農地の保全</li> </ul>	<p><b>街路景観の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あじさい街道の整備</li> <li>・街路景観</li> <li>・街路地整備</li> <li>・景観保全街路</li> <li>・田園景観の保全</li> </ul>	<p><b>親水性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生する潤い</li> <li>・弘岡用水路</li> <li>・親水性</li> <li>・用水路の活用</li> <li>・河川、水路の浄化</li> </ul>	<p><b>田園都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者道</li> <li>・自転車道</li> <li>・暮らしの環境</li> <li>・田園都市</li> </ul>
<p><b>河川の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新川川、仁淀川の緑地整備</li> <li>・仁淀川の活用</li> </ul>			<p><b>都市公園の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園</li> <li>・春野運動公園の活用</li> <li>・キャンプ地春野</li> <li>・野外音楽堂</li> </ul>	<p><b>環境レクリエーション施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オートキャンプ場</li> <li>・蔵屋敷の活用</li> <li>・観光レクリエーション施設</li> </ul>

## グループとしての計画の基本的な考え方

- ・自然と共生する田園都市づくり
  - ・ミニ開発の抑制
- 人口フレーム(目標計画年は2020年)
- ・現在人口: 約 15,000 人
  - ・将来人口: 約 17,000 人(推計)
  - ・計画人口: 約 20,000 人(町計画)
- グループとして設定した人口
- 約( 1.5万 )人

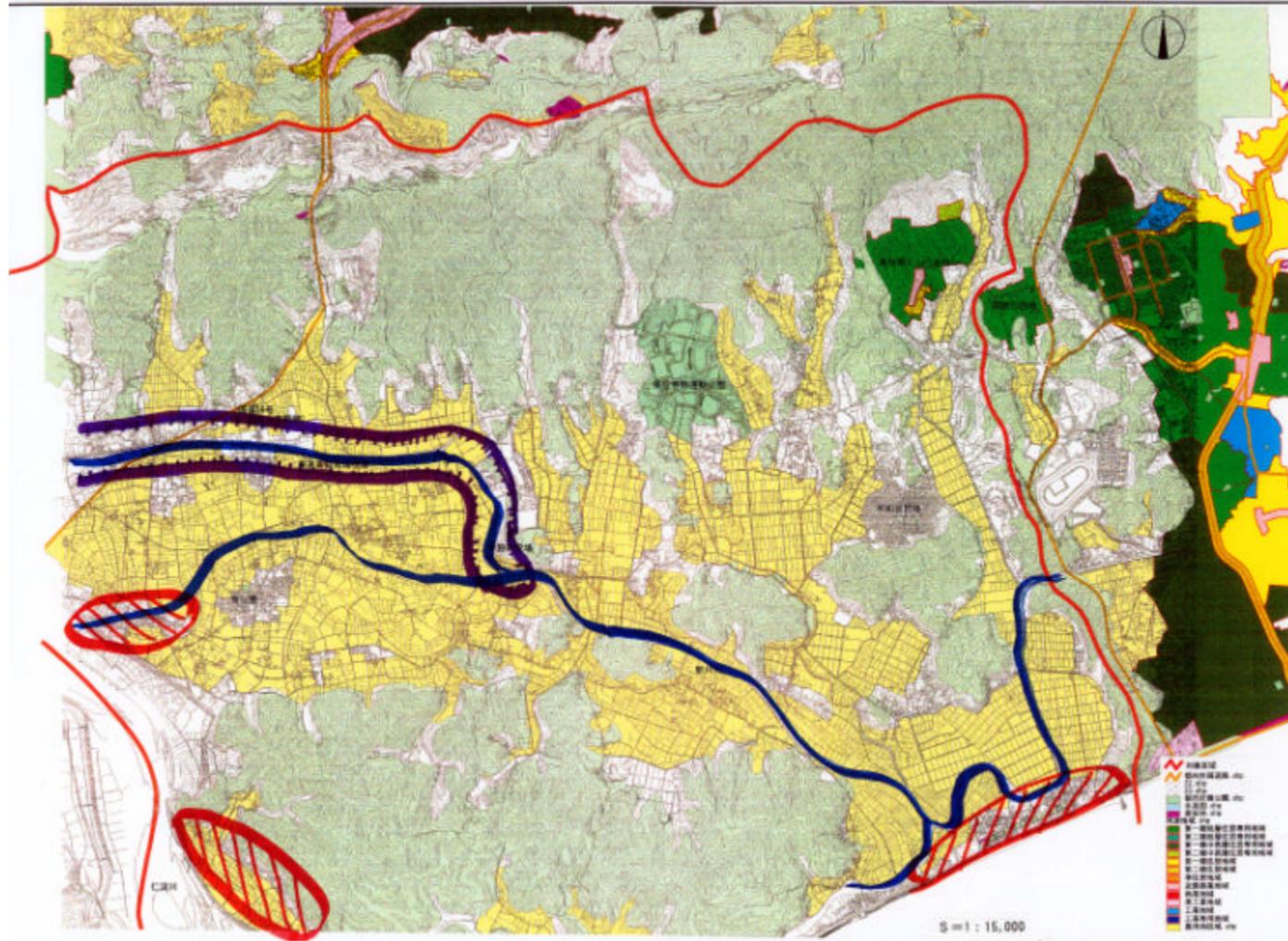
# 農住地区マスタープランを考える(自然・景観・環境)

チーム名

ぽかぽかはるの

参加者

植田 西村 小串 森近 和田 森田



## 凡例

	河川・水路の清掃と水質保全	<input type="checkbox"/>	
	史跡や伝統文化の活用	<input type="checkbox"/>	
	あじさい街道ネットワーク整備	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

## 住民参加の方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ボランティアの育成</li> <li>体育会でインストラクター育成</li> <li>プロスポーツ会との交流 <u>もてなし</u></li> </ul>
--

グループとして選択した計画	計画の種類	実現の方法
自然と共生する田園都市づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の木造化(建築協定)</li> <li>生け垣(緑化協定)</li> <li>下水道を整備する</li> <li>合併浄化槽の整備</li> </ul>
生活環境の保全		
河川・水路の清掃と水質保全(総合計画 p42)		
史跡や伝統文化の活用・保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>街並み保全条例の設定</li> </ul>
既存集落については歴史と文化を活かした落ち着いたたたずまいを保全していく。(都市 MPp72)		
史跡や伝統文化の活用(34番札所、西畑人形、吉良城など)(総合計画 p57)		
日本のフロリダを目指す		<ul style="list-style-type: none"> <li>ｽｰｯｷﾝｸﾞ 場の活用</li> <li>ｽｰｯｷﾝｽﾄﾗｸﾀｰの育成</li> <li>活動メニューの作成</li> </ul>
日本のフロリダを目指す		
モデル農村としての環境整備		
モデル農村としての環境整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農法の推進</li> <li>食品加工業の育成</li> </ul>
自然環境の保全		
美しい田園環境		
あじさい街道ネットワーク整備を進め、並行して地域の景観形成に資する集落道の整備を行う。(農村総計 p78)		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の自然林化</li> <li>遊休農地の自然植生化</li> <li>森林、緑地のネットワーク化</li> </ul>
平野部の優良田園景観を保全するため、農地の保全活用を図っていく。(都市 MPp66)		
人間と自然が共存できる森林利用計画(総合計画 p51)		
森林の乱開発防止、保健休養の場としての森林保全(総合計画 p42)		
森林の乱開発防止、保健休養の場としての森林保全(総合計画 p42)		
≡≡≡ 開発の抑制		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法</li> </ul>
宅地開発の抑制		

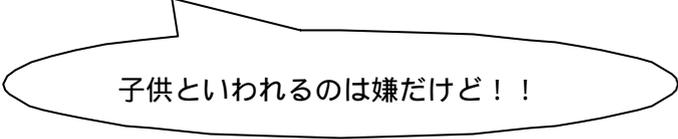
：グループが考えた計画

：全体の計画

### 3.私の提案ワークショップの結果

## 高知のまちをよくする私の提案

案1 - 1 10代の「子ども議会」を作る。



子供といわれるのは嫌だけど!!

かんたんな説明

若いからこそ分かる事、思う事、感じる事をぞーさんの で聞こう  
又。人材育生にもなり、10代の出会い、意見の交換の場にもなる  
であろう。そして、そういうことをNewsで見た町もきっと刺激  
を受けるだろう！

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 2 - 2 たてのつながりをつくろう

#### かんたんな説明

いま、私たち10代は同世代の事は学校等沢山の場を通してよく知っていますが、たての関係が大変うすいと思います。年上の方は沢山のことを知り沢山の経験を持ち色々な知恵や答えをもっています。これからの社会はたてのつながりがあって、伝統文化がつがれていきます。又、地元の年上の方と知り合うことで地元との良い部分、改善する部分が見え、地元に残る人もいるかもしれません。

そういう可能性を生む場を作りたいと思い、この提案を出しました。

10代も、20代も、50代も色々話せる討論会でも意見交換会でも開いてほしい。

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案1 - 3 その町の個性を守ろう

#### かんたんな説明

今、市や町の個性が「マイナス」か「プラス」かでダメって否定されたりしてもっと、もうかるようになっている。

高知県は「プラス」「マイナス」は横にどけといて、個性を守ることから始めてみませんか？ やめることは簡単で誰でも出来るけど、守るといのは本当に大変なことです、非常に価値があることだとも思います。

高知のまちをよくする私の提案

案 2 - 1 ビルの壁面や屋上を緑化

かんたんな説明

街路樹の剪定の適正化と都市内生産緑地の保全と言って、施設とも併用し、都市内のビオトープネットワークを作る。

高知のまちをよくする私の提案

案 2 - 2 屋上公告の量的規制と建物の色彩統一

かんたんな説明

商業地区・商業専用地区以外での屋外広告の禁止又は規制強化と、  
建物や塀、外灯などの色彩統一

高知のまちをよくする私の提案

案 2 - 3 電線類の地中化

かんたんな説明

路面電車用の電線を除き、全ての電線を地中化！

ずいぶん街がきれいになるはず。

高知のまちをよくする私の提案

案 3 - 1 歩行者優先都市宣言

かんたんな説明

歩道と自転車道を整備。快適な歩行者空間づくりを実行。

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 3 - 2 市街化区域の“圧縮化”

#### かんたんな説明

少子高齢化に対応するため、市街化地区を圧縮する。市街化区域は高層住宅を促進。他は住宅建設を抑制、自然を保全する。

高知のまちをよくする私の提案

案 3 - 3 容積率をゆるめ、都市型マンションの建設

かんたんな説明

上町地区周辺の私有地を「定期借地権付き住宅」方式で、都市型マンションを建設する。中心街人口を増加させる。

高知のまちをよくする私の提案

案3 - 4 フェスティバル・マーケットプレイスの設置

かんたんな説明

「祝祭市場」を設置する。大きさはひろめ市場の10倍程度。アーケード街を大改造し実行する。

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 3 - 5 住民参加のしくみづくりの確立

#### かんたんな説明

- ・ 住民のコントロール
- ・ 権限委任
- ・ パートナーシップ

形式的参加機会増大 } ワークショップ°

表面的意見聴収 }

情報提供（一方通行）

セラピー（住民の不満をそらす）

世論操作

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 4 - 1 中心市街地の於ける駐車場新・増設の制限

#### かんたんな説明

車を街に如何に呼び込むかの従来の観点を改め、車でなく、人の溢れる街と賑わいを目指す方向を明確に示すこと。

(パーク&ライドと併行)

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 4 - 2 市街地建築物の集合的共同化促進策

#### かんたんな説明

市街地の狭隘な土地を有効利用し、高度、多機能市街地を目指すため、税制、金融のほか集合化・共同化を志向。動機づける具体的な施策を検討しては？

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 4 - 3 交通信号の整理統合と一方通行の拡大

#### かんたんな説明

短区間に点在する信号を見直し信号に頼らない安全交通の方向を目指す。又、一方通行を積極的に拡大して特に南北道の確保、円滑化を図る。

高知のまちをよくする私の提案

案 4 - 4 大型文化施設の建設とフィッシャーマンズワーク

かんたんな説明

広域都市圏全域を対象とした3000～4000人収容可能な施設  
(音響、照明装置完備)を作り、大型文化催事の導入を図る

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案4 - 5 はりまや橋を中心とした地下商店街の建設

#### かんたんな説明

帯屋町・京町・かるぼーと、菜園場方面で一体的に連結する。  
交通結節機能の向上と水辺空間のとり込み等により中心商店街の賑わいを作り出す。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 5 - 1 製造品出荷額が全国で最低であることの危機感が都市計画に見えないように思うが・・・

### かんたんな説明

この問題について日経新聞では「橋本知事の失敗なのか」との質問が出ていたが。都市計画への反映は・・・

## 高知のまちをよくする私の提案

案5 - 2 1日の仕事時間は全国レベルで最低であるが(12月2日、日経) その対策が見えないが・・・

### かんたんな説明

貧乏県らしい企業誘致雇用拡大等の支店が見えない? 企業進出を誘導するような都市計画は出来ないのか・・・

高知のまちをよくする私の提案

案 5 - 3 主要幹線道路沿いは準工業地域に指定し、企業進出を誘導する政策が必要では

かんたんな説明

土地の有効利用や雇用の確保は貧乏県にとって重要課題。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 5 - 4 市街地周辺の優良農地を残す、とあるが（益々農業は衰退するが）

### かんたんな説明

広い土地の有効利用は貧乏県にとって重要課題。中心地周辺の市街化区域には広い土地はないので大型化する企業進出は難しいのは・・・

高知のまちをよくする私の提案

案 5 - 5      企業進出を容易にする都市計画づくりのため企業側の意見も聞く必要があるのではないか？

かんたんな説明

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 5 - 6 全般的に「競争の原理」が見えない？

(これが高知の衰退の原因では)

#### かんたんな説明

- ・ 他県と比較しての問題点や課題の分析は
- ・ 高知は土地が高いと言われるが他県と競争するには安い土地を提供することが (続きが見あたりません)

高知のまちをよくする私の提案

案 6 - 1 30代女性のための施設を作ろう。

30代未婚女性が元気にいられるように！！

かんたんな説明

結婚したくてもできない30代女性があまし出るパワーをまちづくりにぶつけよう！都会で海外で流行しているダンスやスポーツを存分にできる施設をまるごとつくろう！！

高知のまちをよくする私の提案

案6 2 不自然な「自然」はつukらないで！！

かんたんな説明

国道や幹線道路に樹木が植えられているが、自然に存する木を排気ガスにさらすのはやめよう。

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案7 - 1 ゆっくりつくる高知のまち

#### かんたんな説明

景観や緑など、本当は50～100年レベルでじっくり育てていくようなまちづくりの視点が必要では・・・

→ スローライフ（いままでのまちづくりへの反省）

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 8 - 1 公園コンサート

#### かんたんな説明

- ・ 月 2 回
- ・ 第 1 , 3 日曜日正午から 1 時間
- ・ 中央公園
- ・ 演奏者：中学・高校の音楽部交響楽団、県警ブラスバンド、時にはゲストを迎えて
- ・ 経費：交通費支給
- ・ 財源：募金、公費一部負担
- ・ 主催：「公園コンサートを楽しみにしている市民」

高知のまちをよくする私の提案

案 8 - 2 土曜・日曜の公共的交通機関 500 円均一

かんたんな説明

- ・ 高知県内
- ・ 対象交通機関は  
電車、バス、列車、高速道路、駐車場

## 高知のまちをよくする私の提案

案 9 - 1 カーシェアリングとサイクルシェアリングでエコロジ  
ビーグルの便利な街へ

### かんたんな説明

公共交通を電車・バスの問題とするのは限界であり、無理。分担率  
を占めるクルマを公共的に使い分け合う。ソフトの部分を啓発、普  
及し、環境改善、渋滞緩和、ヒトの移動欲求度を満足させるコンパ  
クトな街づくりをする

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 9 - 2 土・水・緑に触れやすい体感循環な街づくりへ

#### かんたんな説明

例えば、生ゴミは燃やさず堆肥にして土へ還す。空中に飛散する元素を土に自然に戻し、有機栽培などの一般的な街をつくる。

高知のまちをよくする私の提案

案 9 - 3 N P O など市民組織の支援をする街づくりへ

かんたんな説明

N P O など市民レベルでの街づくりを活発化し、事務所スペースの無償提供ほか、側面支援など、行政職員の削減にもつなげる街づくり施策をする。

## 高知のまちをよくする私の提案

案10-1 もっと子供たちやお年寄りが遊びたくなるような豊かな自然を残したい

### かんたんな説明

自然とふれあうとか、自然と共存といいながら川などにしても子供たちが入って遊べるような、野原の草花を摘んで遊べるような土を掘って遊べるようなところは少なくなっている。災害のための整備をする場合も、もっと自然を残せる形の整備を考えてほしい。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 1 1 - 1

かんたんな説明

四国州の州都と位置づける



空港、新港、高速道が整備されたので、広域（2市3町）都市は四国州を発信すべきである。

高知のまちをよくする私の提案

案11-2 里山保全（水源地の整備）

（山）

かんたんな説明

山が元気になれば水がうまい

高知のまちをよくする私の提案

案 1 1 - 3 水辺の小動物との共生

かんたんな説明

多自然工法による河川改修をし共生できる環境を作る。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 1 - 4 河川の水質浄化

かんたんな説明

下水道整備による家庭排水（汚水）の浄化に努める。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 2 - 1 保全すべき緑地の中で可能な限り公園化する

かんたんな説明

緑の自然公園とし、針葉樹林から、自然森に戻そう。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 2 - 2 2 輪（自転車・バイク）が使いやすい、街や施設

かんたんな説明

道路では2輪が走りやすく様々な施設は2輪置き場を優遇する（容積率とか・・・）

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 1 2 - 3 土佐風用途地域の新設

#### かんたんな説明

- ・ ものづくりの人と住み手
- ・ ごちゃごちゃした楽しい町
- ・ 道巾の狭い町（古い町）での生活が残る施策

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 1 3 - 1 良い住宅地の提供

#### かんたんな説明

- 1 . 安全 . . . 地震で地盤が沈下するような地区は住宅地域から排除する。
- 2 . 快適  用途地区への住居地域の拡大（線引きの見直し）
- 3 . 安価 

高知のまちをよくする私の提案

案 1 3 - 2 公共公益施設等の中心部への集中

かんたんな説明

官公署

図書館、美術館、博物館、各種全館、ホール、大型医療施設

高知のまちをよくする私の提案

案 1 4 - 1 県と市町の役割分担

かんたんな説明

当委員会で検討する県策定のマスタープランの性格、中身が明確のまま進められてきた。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 4 - 2 都市構成を大枠で定める

かんたんな説明

都市の将来像がイメージしにくい

高知のまちをよくする私の提案

案 1 5 - 1 高知の空の玄関で国際交流拠点整備

かんたんな説明

高知空港拡張や高知大学海洋コア－研究センターを核とした  
国際交流の拠点化を図る。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 6 - 1 浦戸湾の親水性を高めよう。

かんたんな説明

全国の湾の中でも緑が近くに迫っていて特徴があるそうです。N P Oの活躍を活かして、レクリエーション機能を高める整備。

高知のまちをよくする私の提案

案16-2 モーダルシフト

環境配慮型輸送手段を応援しよう

かんたんな説明

船や鉄道など時間がかかっても良い荷物は環境に優しい手段で配ぶ  
企業が増える。使い勝手の良い輸送手段のインフラづくりを。

高知のまちをよくする私の提案

案 1 6 - 3 空間計画なら模型を作ろう！

かんたんな説明

県庁の 1 F に、高知広域の模型を作って、おいておく。

マスタープランの付属資料として。

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案17-1 住民参画のシュミレーション

#### かんたんな説明

ある地域を選定し、数回公民館等で会をし、自分達の町を考えてもらう。その事により意識の向上、人材育成となり、又、地域独自の問題点、特異性が見えてきて、これからの町の将来像が描けるし、又、住民意識も変わってくる。その地域を増やしていくと良い。

高知のまちをよくする私の提案

案 17 - 2 都市計画による整備後の住民アンケート

かんたんな説明

事業後は満足してか(？)そのままほったらかしになっている。その事業に満足度、事業のための影響、今後等調査・整理する必要性を感じる。次の類似の事業のためにも、事業後の調査を必ずする事と提案したい。

高知のまちをよくする私の提案

案 17 - 3 現在ある道路で歩道のバリアフリー化整備

かんたんな説明

道路に歩道がなければ歩道をつけるのはもちろんだが、既に使用している歩道も安全なように整備

(老人の為にもひざに優しい道も)

高知のまちをよくする私の提案

案 17 - 4 都市計画による実行例をまとめて公表（年 1 回）

かんたんな説明

都市計画に対する意識が育つ（例年前の都市計画）

はりまや橋下に物産売り場設置等はりまや橋周辺の再考

## 高知のまちをよくする私の提案

案18-1 計画は名文ではなく大縮尺の図面をつくろう！

### かんたんな説明

名称を変えれば、全国共通で使えるような抽象的な計画ではなく、図面で表現できるような具体的な計画でなければ、町は何も変わらない。つまり、まちづくりの目に見える目標になる計画が必要。スローガンのみでは具体的な動きにはつながらないうちに目標年をむかえてしまう。

## 高知のまちをよくする私の提案

案18-2 何でもありの、ちらし寿司のような計画はどれも中途半端になってしまって、目的を達しない。

### かんたんな説明

例) パークランドライド

 周辺地区のあまり地のP  
中心地区への車の進入は禁止しない  
このような中途半端なことでは歩行者優先の町にはならない。

⇒ 郊外（環状線等の沿線）に数千台の駐車場を確保し、その中には自家用車を全面的にしめだす。

これが出来ないなら歩行者優先空間にはならない。

高知のまちをよくする私の提案

案 18 - 3 市町村合併を意識した計画にすべし

かんたんな説明

計画目標は20～30年後

合併は数年後

だから、合併を考慮することも必要かも

高知のまちをよくする私の提案

案 1 8 - 4 高速道路の有効活用による

{ 北環状線 }  
{ 北部地区 } の渋滞緩和

かんたんな説明

高知 I C と伊野との中間である

円行寺地区に高知西インターチェンジをつくる。(中途半端なバイパスを作るよりもずっと有効である)

高知のまちをよくする私の提案

案 1 8 - 5 高知駅北口が駅裏と呼ばれないようにしよう

かんたんな説明

北環状線と駅北口とを結ぶ、拡幅員（30m以上）の幹線道路を作り、その中に路面電車も通す。

高知のまちをよくする私の提案

案18-6 渋滞原因となっている幹線道路どうしの交差点は、立体交差化して渋滞を緩和すべき

かんたんな説明

渋滞緩和には、渋滞路線全体を拡幅したり、バイパスを新設するよりも、渋滞の起点となっている交差点を立体交差させた方が、安く、効率的（対面2車線のみでもそうすべき）

## 高知のまちをよくする私の提案

### 案 18 - 7 利用率の向上とスプロール化の防止の為の準幹線道路の整備

#### かんたんな説明

市街化区域内で未利用地が多い理由は、需要がない訳ではなく、進入路がないことによる建築できない土地が多いからである。そして、わずかに既存の低ランクの道（4m）に接続して、ミニ開発が進行する。その結果が、スプロール化の進展。それを防止するためには地区内幹線道の位置付けが必要。

## 高知のまちをよくする私の提案

案18-8 里山保全地区など、保全しようとしている緑地が保全されるよう、都市計画法上も、保全を担保できるような規制をかけるべき

### かんたんな説明

高知市の里山保全条例による里山保全地区として指定した区域及び指定しようとしている区域については、調整区域に逆線引きするか、緑地保全地区に指定する等の方法により、市街地内の緑地の保全が、単に、土地所有者のみの意志にゆだねられている状況ではなくして、保全の実効性を確保しておくべき。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 18 - 9 イオン前の県有広場を分割しないで、防災にも活用できる公園にしよう！

**「イオン前の県有広場」は「多目的防災広場」にするべき**

### かんたんな説明

JRから北側には、地域住民が集ったり、集団屋外スポーツを楽しむことができ、災害時に非難拠点場所となれる大規模な公共広場が全く存しない。そこで、北部地区における最後の広場であるイオン前の県有地を「多目的防災広場」として活用したい。

この辺りの地区は前回の水害時にも湛水した地区であり、全般的に地盤が低いため、地震による高潮等が発生した場合にも、緊急避難できる身近な避難場所が存しない。

そこで、震災にも耐えられる支柱を有する2層式の人工地盤をつくり、災害時には周辺の地域住民の緊急避難広場として活用し、平時は、北部地域のスポーツの拠点や各種のイベント広場として活用する。そして、災害時に浸水可能性の高い1階部分は、平時に駐車場として使用できる構造としておき、太陽の恵みを受けれる屋上階は、地域住民が集ったり、集団屋外スポーツを楽しむことができ、しかも県民市民の憩いの場となるように、大きな木もある人工地盤の多目的緑地広場として整備する。

平時のイベントの開催には広大な駐車場が不可欠であり、その駐車場能力がイベントそのものの成否を決定づけてしまうことさえ少なくない。そうかと言って、今の敷地をイベント広場と駐車場とに分割して同時に使用しようとする、中途半端なイベントにしか対応できないことになりかねない。だから、1階部分を全面的に駐車場として活用できる事は貴重である。このようにしておくことにより、パークアンドライド等の公共交通問題にも対応できる要素が生まれてくる。高知市を「人間回復のまち」としていく為にも、周辺部に欠かせない施設である。

そこで、前述のように、2層式にすることにより「県民市民にとっての、まちづくりにおける宝物」であり、「北部地域における最後のまとまった公共用地」である、「イオン前の県有広場」を、「まとまった用地でなければ、出来ないこと」に災害時と平時の、両方に有効に活用できる道が開けることとなり、まさに一石二鳥の活用法といえる活用計画である。

もし仮に、政治的に、広場以外の何らかの施設をこのエリア内に整備する必要性が生じた場合であっても多段式構造として、最上階を平時はスポーツや各種イベント広場として活用できる大きな木もある人工地盤とし、県民市民の憩いの場となるような「多目的防災広場」として整備して欲しい。技術的には十分可能なので、県と市で協力して、是非実現してほしいものである。

北部地域における最後の大規模公共用地であるイオン前の県有広場は、「県民・市民にとっての、まちづくりにおける宝物」である。この宝物は「まとまった用地でなければ出来ないこと」に限定して活用すべきであり「まとまった用地でなくても出来ること」に部分使用するために、無二の「まとまった公共用地を分割するという愚行」を、決して繰り返してはならない。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 1 8 - 1 0 下水道は流域別幹線を優先し、枝線は後にまわす。

### かんたんな説明

河川に流入する水路の非降雨時の生活排水を污水本幹へ導くだけで、河川の水質は確実に改善される。中心エリアから順次完全整備をして、いくための予算使いをしていたら、水質改善にとって重要な市内周辺部の下水道整備は10～20年先になってしまい、その間に河川の水質は悪化が進んで生き物が住めなくなってしまう。

## 高知のまちをよくする私の提案

案18-11 早期の住民参加には、時と金が必要。(ただし、スムーズに計画が実施されることとなり、結果としては、早く安くできる。)

### かんたんな説明

計画策定時にワークショップもどきを非常に短い期間で実施して、即、実施設計を進める工程で事業をしているが、あれでは住民参加にはならない。一般の住民は程度の機会に意見を出すのは難しい。しかもちゃんとしたワークショップの運営にはもっと経費が必要。

## 高知のまちをよくする私の提案

案 19 - 1 足元の不景気・デフレ・リストラ等からみて高知の将来は？

### かんたんな説明

- ・足元の厳しい現状が将来フレームに反映されていないように感じるが・・・
- ・失業率は？
- ・県民所得は？
- ・休耕田量は？

高知のまちをよくする私の提案

案 2 0 - 1 幹線道路沿線の面??

????幹線道路の有効活用

かんたんな説明

四車線以上の幹線道路沿線の???をすることにより、効率的な沿道サービス施設の整備

高知のまちをよくする私の提案

案 20 - 2 市内のどこにいても、5分以内にたどり着ける安全な  
標高5 m以上の避難場所を計画的に配置する。

かんたんな説明

民間施設の活用（協定）施設不足エリアでの整備民間施設も含めた  
避難所の公開

## 高知のまちをよくする私の提案

案20-3 港湾部署で検討しているハーバーリフレッシュとの計画の整合を図るべき

### かんたんな説明

- ・ 弘化台地区の再開発
- ・ 潮江地区の元のフェリー乗り場周辺のリニューアル
- ・ 新港周辺

## 高知のまちをよくする私の提案

案 2 1 - 1 公共投資を要する商業地拡大はこれ以上必要なし

### かんたんな説明

少ないパイの取り合いだけで、お互い（既存店と新規店）しんどい思いをするだけ。

必要なのは、外貨（県外からの収入）をかせげる施設のみ。

（はりまや橋周辺のリニューアルは投資効率が低くてマイナスが多い。

#### 4. 第 1 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧

## 第一回 高知広域都市計画区域 マスタープラン検討委員会

## 今日の予定

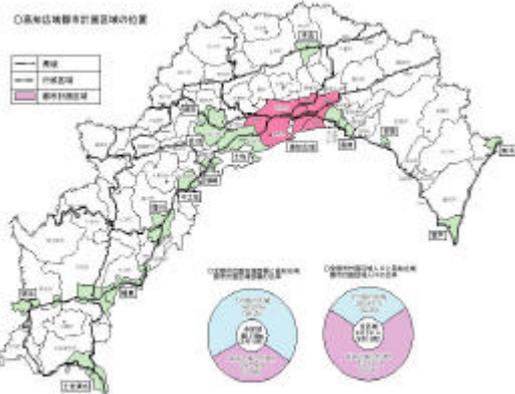
- 13:30 はじめに(中村)
- 13:35 区域マスタープランの説明(片岡)
- 13:50 今日のワークショップの説明(大谷・有元)
- 13:55 自己紹介WS(各班各自)
- 14:05 WS(KJラベルの記入等)
- 14:20 WS(グループまとめ)
- 15:35 WS(グループ発表)
- 15:50 今後のテーマについて

### 都市計画区域とは

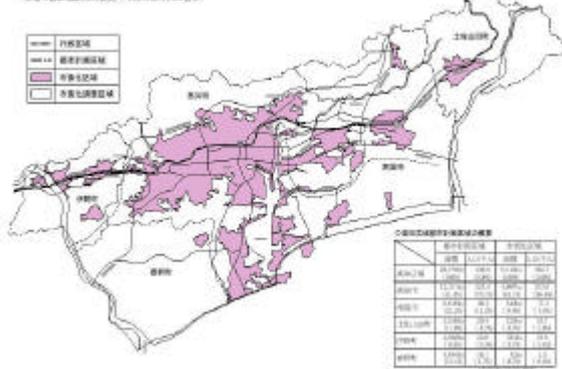
都市計画を決めるにあたっては、まず「都市」の範囲を明らかにしなければなりません。

そこで、都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、**一体の都市として捉える必要がある区域を、「都市計画区域」として指定します。**

都市計画区域は都市の実際の広がりに合わせて定めるので、**その大きさは一つの市町村の行政区域の中に含まれるものからいくつかの市町村にわたる広いものまであります。**



高知広域都市計画区域の位置 (平成14年10月現在)



### 高知県の現況 (H14.5現在)

都市計画区域・・・16区域  
構成市町村・・・24市町

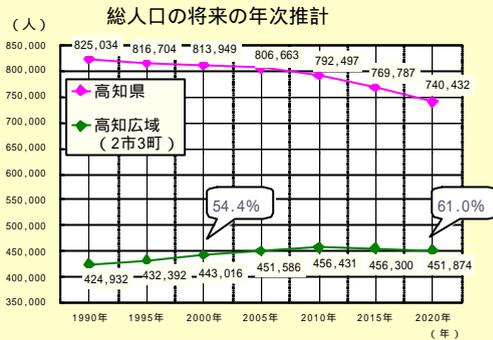
面積：88,544ha (全県の12%)  
人口：63万5千人 (全県の78%)

### 高知広域都市計画区域の現況

構成・・・高知市、南国市、土佐山田町、伊野町の一部、春野町全域

面積：29,779ha (全県の4%)  
人口：44万3千人 (全県の54%)

## 現在及び将来の人口予測



## 都市計画法 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市計画の目標
- 二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

## 都市計画区域マスタープランとは

法：都市計画法第6条の2

地方分権の流れをうけて平成12年度に改正

策定：全ての都市計画区域を対象

基本的考え方：

<広域的、根幹的な都市計画を定める = 広域構想>

・よりよい都市づくりを実現していくためには、都市にとって望ましい将来の姿を見通したうえで、都市づくりのための基本的なルールを定める必要がある。

・そのために、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来の都市をどのようにしていきたいのかを定める。

## 都市計画区域マスタープランとは

計画目標：概ね20年後の都市の将来像

要点：

・どのような方針でどのような都市を作ろうとしているのかを示す。



都市計画の目標、都市づくりの基本理念がポイント

## 高知広域都市計画区域マスタープラン策定への取り組み

平成13年度

高知広域都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域の区分(いわゆる線引き)の要否を「高知県改正都市計画法検討委員会」で検討した。

(組織)

- 学識者、建築家など県からの指命による委員6名
- 事務局は県都市計画課
- 幹事として、環境保全課、土地対策課など県庁内の5課
- 2市3町自治体の参加

## 高知広域都市計画区域マスタープラン策定への取り組み

(内容)

- 改正都市計画法の説明
- 2市3町へのヒアリング内容
- 高知広域都市計画区域の理念
- 将来人口予測
- 線引き制度の役割や効果
- 土地利用規制の方法 など

関連情報の提供・修得

事務局との質疑  
委員相互の意見交換  
市町村の意見

(5回開催)

結論：検討委員会として線引きは今後も必要との意見

高知広域都市計画区域マスタープラン策定への取り組み

平成14年度

高知広域都市計画区域マスタープランの策定に取り組む。

まちづくりへの意見や提案を伺うため、「高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会」を発足

(組織)

一般公募(県民参加)・・・12名

H13委員会のメンバーはスライドして参加・・・6名

県庁内部局及び2市3町自治体から参加 計約35名

コーディネーター 高知工科大学 大谷教授

1.高知広域都市計画区域検討委員会の目的

高知広域都市計画区域の望ましい将来像やまちづくりの方針などについて、積極的に意見を述べ、議論する。

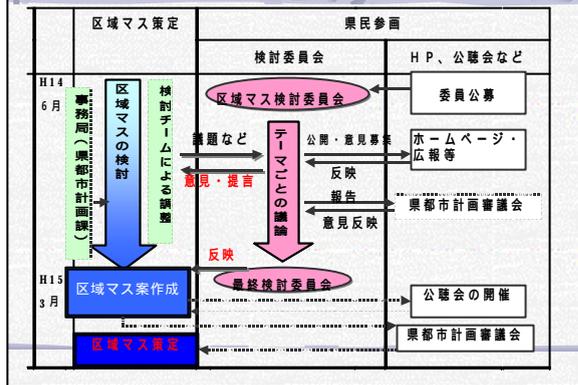


なお、高知県は、委員会からのまちづくりへの意見や提案を「高知広域都市計画区域マスタープラン」の作成に反映していきます。

2.本委員会の進め方について

本委員会では、委員のみなさまに日頃まちづくりに関して感じていることを話し合ってくださいますが、なるべく意見の出やすい進め方として、少人数のグループ(6人程度)に分かれ、グループごとに議論していただきます。

3.本委員会の構成について



4.委員のみなさまに考えていただきたいことについて

毎回議論していただきたいテーマを提示します。

テーマについて、グループごとに議論していただき、意見の集約を行います。

5.スケジュール(予定)

委員会は本年度、5回の開催を予定しています。

回	話し合いのテーマ	検討内容
第1回(6月)	高知の都市の現状・課題など	取り組みの説明、テーマの選定 グループ討議
第2回(8月)	未定	テーマごとのグループ討議
第3回(10月)	未定	テーマごとのグループ討議
第4回(12月)	未定	テーマごとのグループ討議
第5回(2月)	未定	テーマごとのグループ討議

## 今日のワークショップの説明

### ワークショップとは

- 講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験して共同で何かを学びあったり、創り出したりする学びと創造のスタイル
- 「参加」「体験」「グループ」という3つのキーワードからなる「学習法」
- 参加体験型のグループによる学び方

### ワークショップを用いる利点

- 情報が公開されること
  - 学習効果が高いこと
  - 新しい見方や考え方が生まれること
  - イメージや考え方が共有されることによって合意形成がなされること
  - 行政と住民とのパートナーシップが図られること
- など

### KJ法を用いた意見集約ワークショップ

- **KJ法の特徴**
- 数人のグループで議論を進めるのに、KJ法は広く知られている方法。
- KJ法には、各自の頭の中にあるぼんやりとして体系立っていない意見の断片を、一枚の紙の上に明確な図式的構造として浮かび上がらせることができる。
- 特に抽象的でとらえどころのない場合やテーマの理解にバラつきがあったりしている場合などに有効。

## 自己紹介ワークショップ

### 氏名

出身地（都道府県名）

所属

その他

趣味

好きなスポーツ

この頃好きな歌

最近読んだ面白い本など

## •大谷 英人

•埼玉県

•高知工科大学教員

•料理研究（料理当番制から）

•囲碁（下手のよこ好き）

•SAKURAドロップス（宇多田ヒカル）

•まちづくり入門

## 有元 和哉

- ・兵庫県姫路市
- ・高知工科大学大学院生
- ・バスケットボール
- ・The Rainbow Connection  
(Carpenters)
- ・将棋
- ・最近読んだ本 『システムのはなし』

## ・中村 純

- ・東京都
- ・高知県土木部都市計画課課長
- ・音楽鑑賞
- ・サッカー観戦
- ・最近読んだ本 「自分の木の下で」

## 自己紹介ワークショップ

### 氏名

出身地（都道府県名）

所属

その他

趣味

好きなスポーツ

この頃好きな歌

最近読んだ面白い本など

## 今日のワークショップのステップ

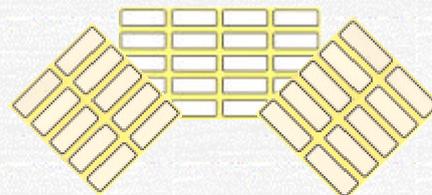
- ステップ1 質問の回答をKJラベルに書く
- ステップ2 質問を分担してまとめる
- ステップ3 内容が同じものにわかる
- ステップ4 ワークシートにまとめる
- ステップ5 チームリーダーがグループでまとめたものを発表する

## ステップ1 質問の回答をKJラベルに書く

<KJラベルの記入方法>

- ☑ 設問に対して**思いのまま、出来るだけ多く**記入してください。
- ☑ KJラベル（カード）には『**と**』とは書かず、『**』のみ（一つのこと）**書いてください。
- ☑ 文字は**下手**でも、**漢字**でなくてもかまいません。他人が読んで分かれれば結構です。
- ☑ 所要時間は、それぞれの設問ごと**5分**づつです。

## KJラベルの使い方



切り離しが可能

### KJ法ラベルへの記入の例

Q. 高知で誇りに思えるところは？

**良いKJラベルの書き方**

- 伝統がある
- 自然が確保されている

**ダメなKJラベルの書き方**

- 伝統がある、自然が確保されている
- 自然

### 質問 1

高知\*の都市（市街地等）の現状及び都市計画の現況で、「問題がある」「不足している」と思うことはどのようなものでしょうか？

- ・土地利用上では？
- ・道路、交通では？
- ・市街地、商店街では？
- ・住宅及び住宅地でどんな問題があるか？
- ・都市計画の規制内容に問題はないか？
- ・身障者、高齢者への対応は？
- ・不足している都市基盤整備は？、あるいは不足している都市施設は？
- ・高知のまちで気になることは？
- ・みどり、自然環境などでは？

\*ここでは主に今回の計画対象地域を指す

### 質問 2

高知\*の、良いところ、誇りに思えるところにはどのようなものがありますか？

- ・私にとって好きなところは？
- ・大切にしたいと思うことは？
- ・高知のまちの魅力は？
- ・高知らしさを感じる場所は？
- ・まちの『顔』といえるところは？

\*ここでは主に今回の計画対象地域を指す

### 質問 3

今回の検討会において議論すべき主要なテーマを5つ挙げてください。

- ・本委員会でぜひ議論したいテーマは？
- ・都市計画マスタープランに反映させたいことは？

**【参考キーワード】**

「都市交通」「都市基盤」「都市施設」「住環境」「将来の都市像」「住民参加」「緑化」「安全」「安心」「自然」「新規開発」「市街地周辺部」「土地利用」「景観」「情報」「少子化」「高齢化」「農地」「緑地」「保全」「人口定住策」「歴史」「文化」「循環型社会」「防災（地震等）」「人材育成」「NPO」「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」

休憩は14時45分まで

### ステップ2 質問を分担してまとめる

《1班、2班》 - Q1についてまとめる  
「高知の都市の現状及び都市計画の現況で、問題があると思うことはどのようなものでしょうか？」

《3班、4班》 - Q2についてまとめる  
「高知の、良いところ、誇りに思えるところにはどのようなものがありますか？」

《5班、6班》 - Q3についてまとめる  
「今回の検討会において議論すべき主要なテーマを3つ挙げてください。」

### ステップ3 内容が同じものにわかる

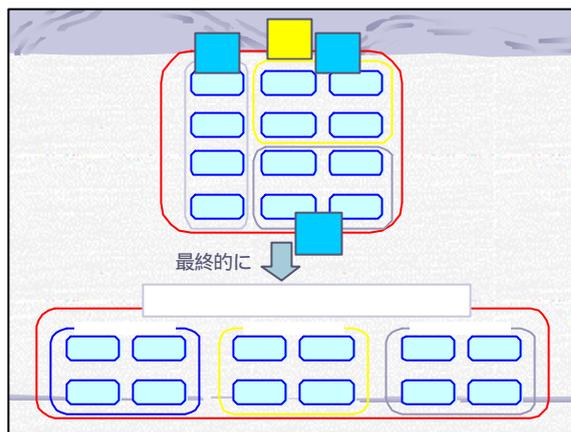
・やり方には、まず最初にグループリーダーが1枚だけカードを読みあげる。このとき自分が持っているカードの中で同じものがあつたらそれを読み上げ、内容が同じかどうかグループでの承諾を得て、そのカードに重ねる。この作業をグループリーダーから時計周りの順に！

### ステップ4 ワークシートにまとめる

- 1.内容をひとまとめにしたタイトルをつける
- 2.カードを配置し貼り付ける
- 3.ワークシートへ記入する
- 4.チーム名、参加者名も忘れずに

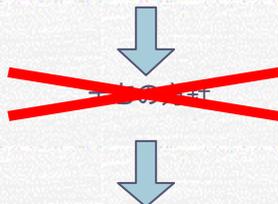
#### 1.内容をひとまとめにしたタイトルをつける

・何枚かのグループになっているカードには、内容をひとまとめに表現するようなタイトルをつくりポストイットカードにまとめる。内容の類似したカードのグループが全体で数グループになるまで続ける。いつまでたってもグループにならない一枚だけのカードが残っても気にしないで下さい！



#### タイトルのつけ方

例えば、質問が「あなたのまちをどのようにしたいですか？」とすると・・・  
出てきた意見：環境を大切に・歴史あるまちに・にぎわいがある



豊かな環境と賑わいのある歴史的なまちへ

#### 2.カードを配置し貼り付ける

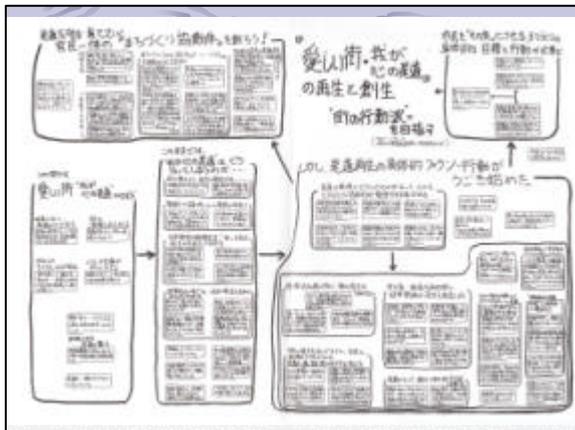
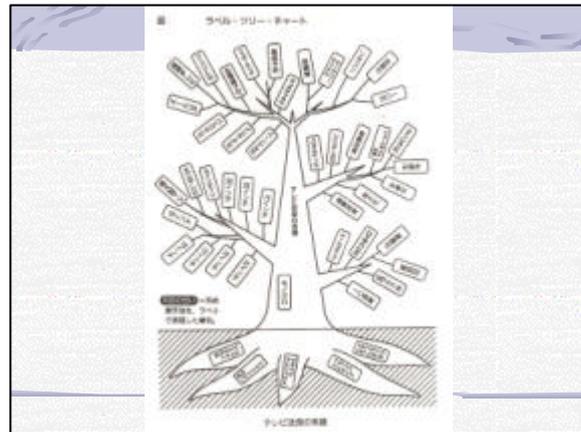
・グループになったカードをワークシートの上に内容の関係性を考慮して配置。グループの配置が決まったら、全てのカードが読み取れるようにグループ毎にカードを広げて並べ、ワークシートに貼り付ける。

#### 3.ワークシートへ記入する

・ワークシート上のカードをグループ毎に線でくくったり、関連するグループがひと目でわかるようにグラフィック表現を工夫してください。

#### 4.チーム名、参加者名も忘れずに

- ・最後に参加者名とチーム名(ユニークな)を忘れずに記入して下さい。



#### ステップ8

グループでまとめたものを  
チームリーダーが発表する

- ・発表は、チームリーダーがします。
- ・発表時間は、各チーム2分です。
- ・発表を聞いていている人は、問題点、気づいたことなど、メモをしてください。

5. 第 2 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧

2002.08.01

# 第二回高知広域都市計画区域マスタープラン 検討委員会

## 本日のスケジュール

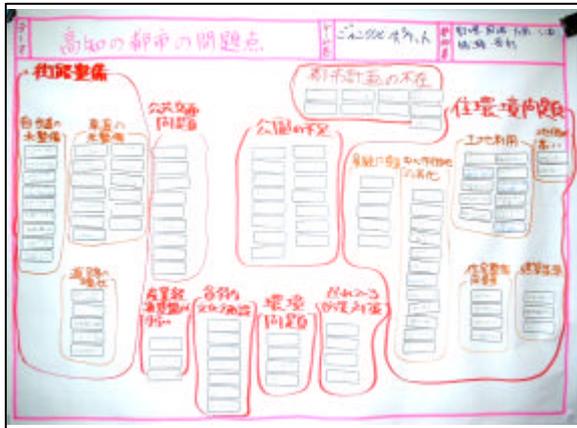
- 13:00 - 13:40 第一回区域MP検討委員会まとめ等
- 13:40 - 13:50 自己紹介WS
- 13:50 - 14:10 今回のWSの目的  
計画・関係資料などの説明
- 14:10 - 15:50 計画づくりWS  
計画方針・計画案を考える  
計画をまとめる
- 15:50 - 16:20 発表（各班5分）と意見の書き出し
- 16:20 - 16:30 まとめ

### 1. 第1回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会のまとめ

#### グループ討議で議論していただいたテーマ

- 質問1 高知の都市の現状、及び都市計画の現況で、「問題がある、不足している」と思うことはどのようなものでしょうか？
- 質問2 高知の良いところ、誇りに思えるところにはどんなものがありますか？
- 質問3 今後の検討会で議論すべき主要なテーマを5つ挙げてください

#### グループ討議の様子



### 討議結果まとめ

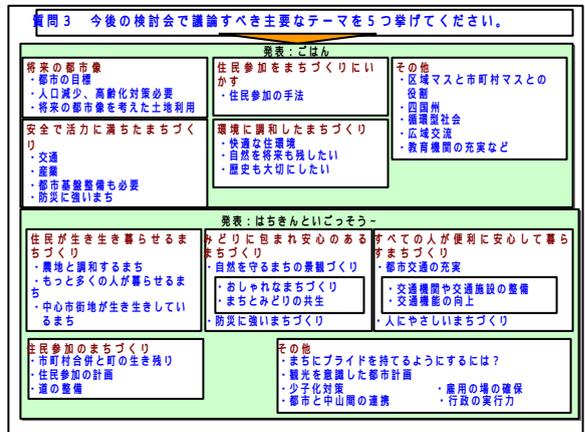
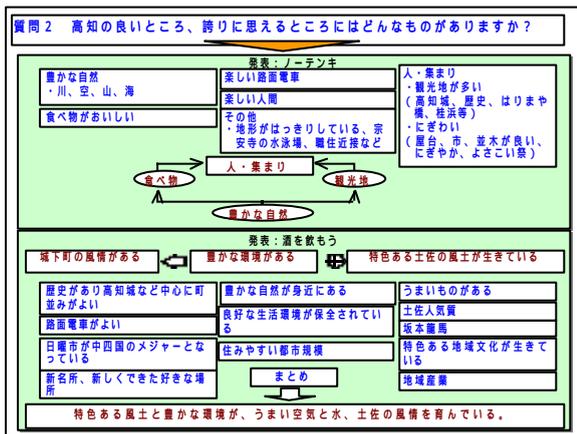
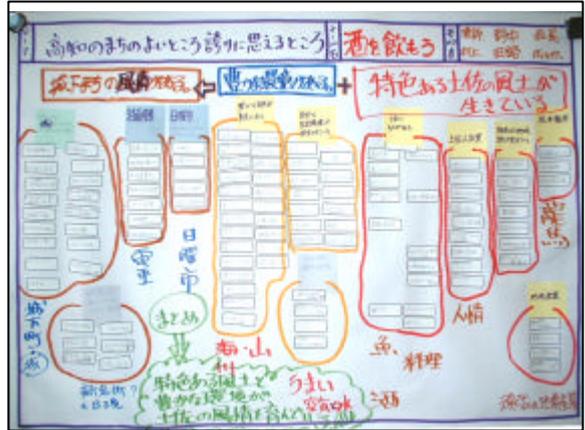
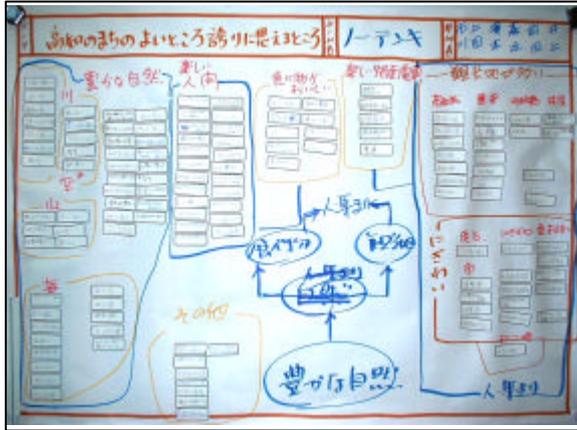
- 質問1 高知の都市の現状、及び都市計画の現況で、「問題がある、不足している」と思うことはどのようなものでしょうか？

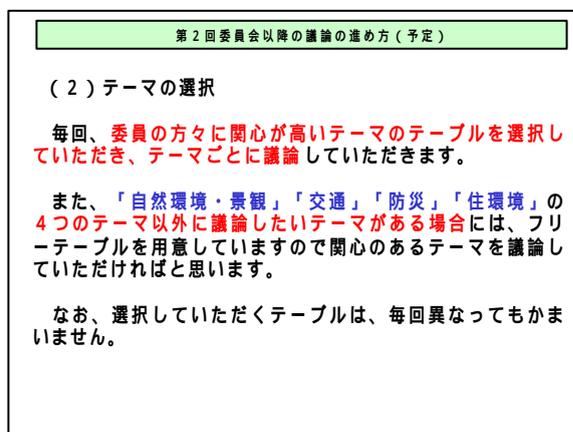
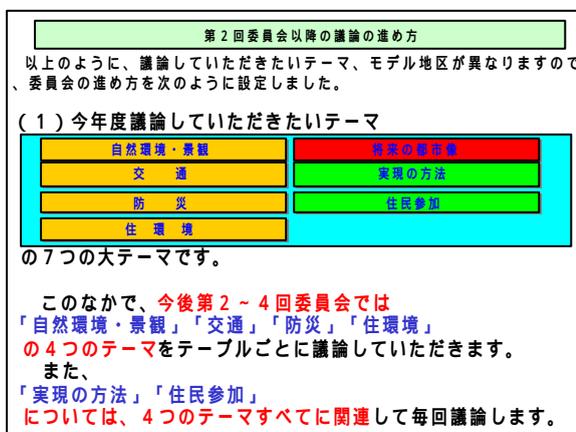
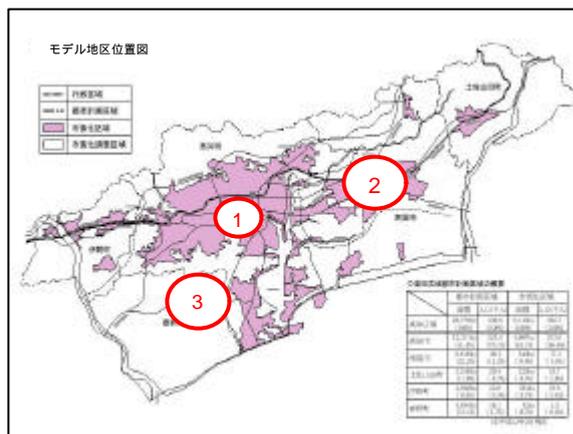
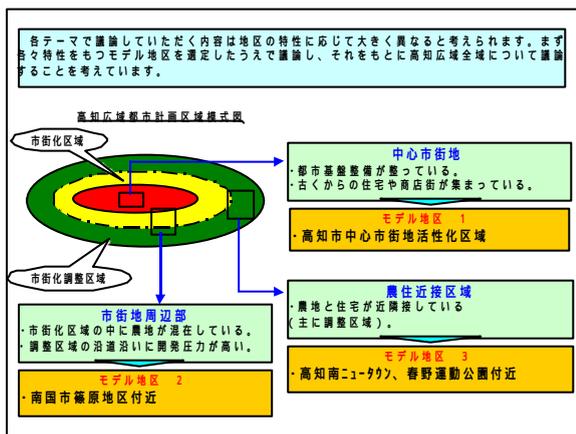
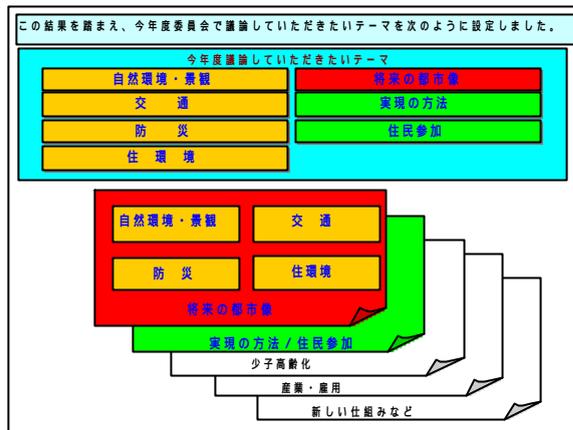
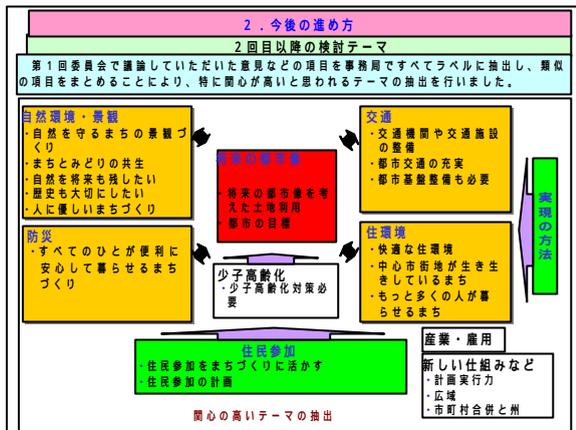
#### 発表：土佐人パワー！

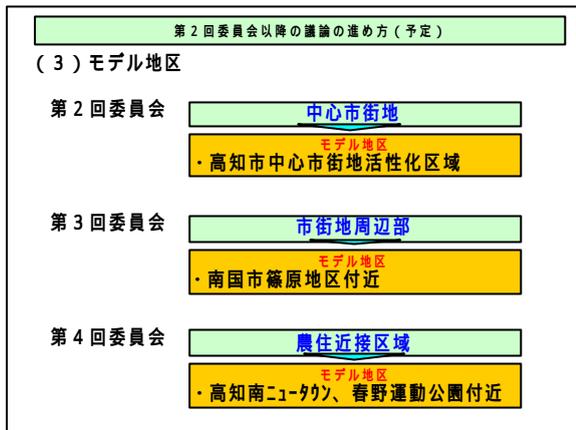
土地が有効に利用されていない	車社会の問題点 ・駐車場 ・歩道 ・道の整備	電車やバスが不便 ・水にも問題が 公園や広場が欲しい
中心街並みの問題点 (さびしい！)	子供とお年寄りのことも考えよう！	！
住環境	新築にも文句あり	その他 遊歩道、雇用の場、行政の勉強不足など
住宅	パツとした景観を！	
防災・ミニナリ火事		

#### 発表：ジャングルポケット

住環境 ・自・歩の未整備 ・車道の未整備 ・道路の現状	公園の不足 都市計画の不在 多様な文化施設	住環境問題 ・景観問題 土地利用 中心市街地の劣化 地産が強い 遊歩道 住宅整備問題
公共交通問題	残っている防災対策	
産業経済基礎が弱い	環境問題	土地が有効に利用されていない







第2回委員会以降の議論の進め方(予定)

(4) 第5回(最終)委員会

第2~4回委員会にて、各々特性を持つモデル地区の議論を踏まえたうえで、

**「高知広域の将来の都市像」**

について議論していただきます。

委員会の今後のスケジュール(予定)

回次 (開催日)	議論していただくテーマ						
	自然環境・景観	交通	防災	住環境	実現の方法	住民参加	その他
第2回 (8月1日)	中心市街地 (モデル地区: 高知市中心市街地活性化区域)						
第3回 (9月6日)	市街地周辺部 (モデル地区: 南国市篠原地区付近)						
第4回 (10月17日)	農住近接区域 (モデル地区: 高知南ニュータウン、春野運動公園付近)						
第5回 (12月上旬)	高知広域の将来の都市像						

各テーマ設定のテーブルへ移動

中心市街地の  
**「自然・景観」**  
**「交通」**  
**「防災」**  
**「住環境(にぎわい、集落環境)」**  
**「フリーテーマ」**

上記のテーマを選んでの各テーマのテーブルへ移動してください。

計画づくりワークショップ  
 ~ 中心市街地を考える ~

今回のワークショップの目的

今回は、中心市街地を舞台に**「自然・景観」「交通」「防災」「住環境(にぎわい、集落環境)」**の4つをテーマの基本的方針を考えます。また、そのための**「実現の方法」「住民参加」**も検討します。

今回のワークショップの概要

上記に記した6つのテーマに関するの既定計画などを整理、必要と思われる自分たちの意見を追加し、全体を集約します。

高知市中心市街地活性化区域とは 面積約270ha

(1) 相当数の小売業者、都市機能が集積し、高知市の中心としての役割を果たしている地域

- 商店街の位置及び都市計画の商業地域
- 商業地の集積状況
- 公共公益施設等の都市機能の分布状況
- 土地の高度利用がされている町丁目
- 交通結節点（高知駅、はりまや橋）からの徒歩圏である地域

(2) 空洞化が生じる等により、コミュニティの維持に支障をきたす可能性のある地域

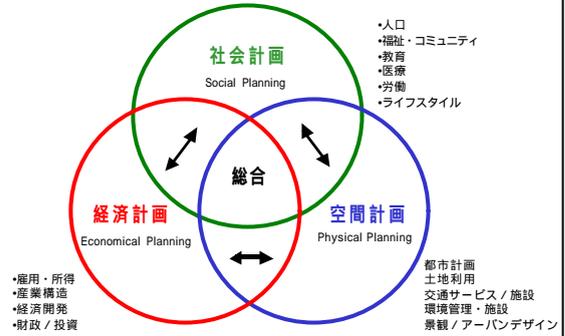
- 人口が減少している町丁目
- 高齢者人口が多い町丁目
- 商店街を含む町丁目

(3) 施策を講じることにより高知市の発展に寄与する地域

- 高知市の発展に寄与する各種プロジェクト

計画（都市計画MP）の性格

都市計画マスタープランは、フィジカルプランニング（空間計画あるいは物的計画）



自己紹介ワークショップ

氏名

出身地（都道府県名）

所属

その他

- 趣味
- 好きなスポーツ
- この頃好きな歌
- 最近読んだ面白い本など

•大谷 英人

•埼玉県

•高知工科大学教員

•料理研究（料理当番制から）

•囲碁（下手のよこ好き）

•SAKURAドロップス（宇多田ヒカル）

•テキスト「まちづくり入門」



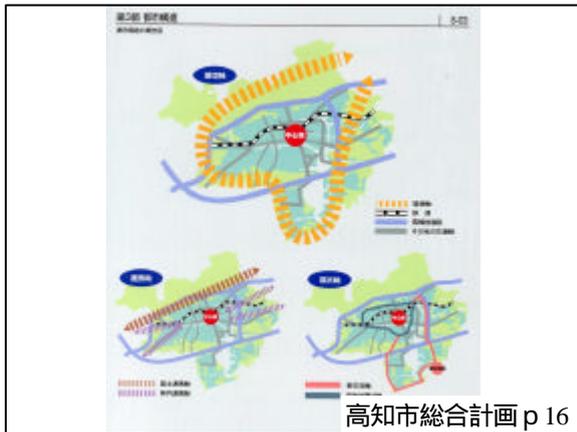
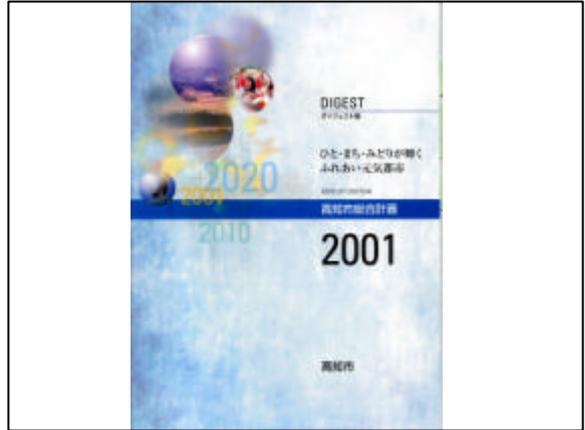
『今回、関係すると思われる主な計画をあらかじめ探しました。どこに書いてあるか、あらかじめ説明します』







高知交通 p 33.34



高知市総合計画 p 16



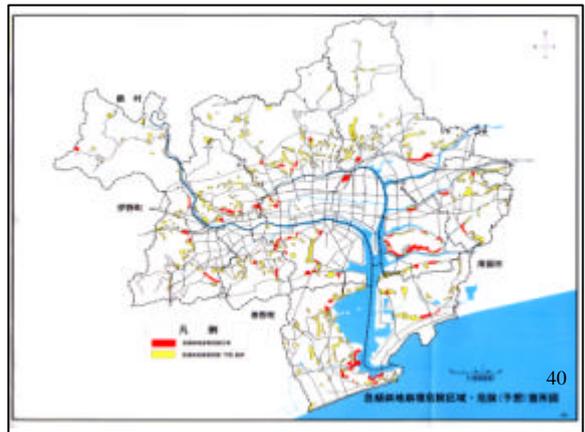
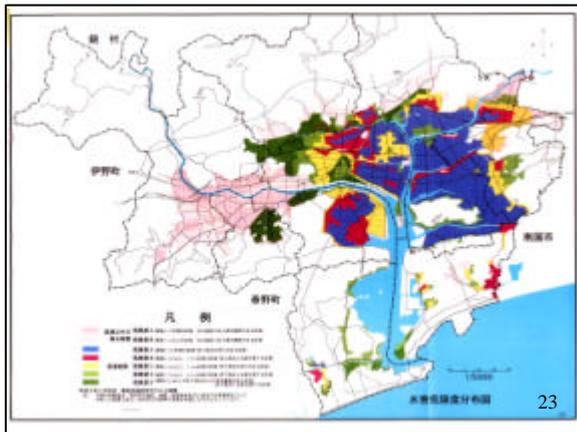
高知市総合計画 p 18

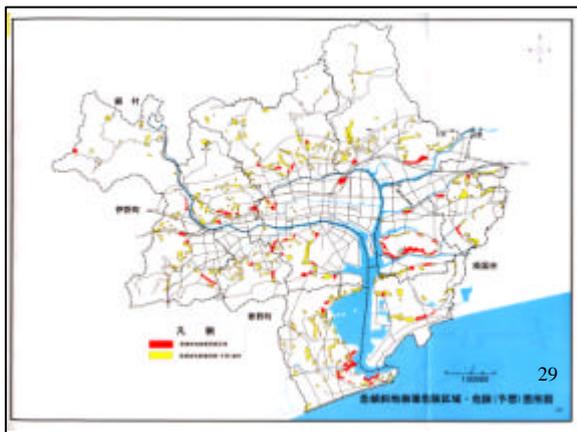
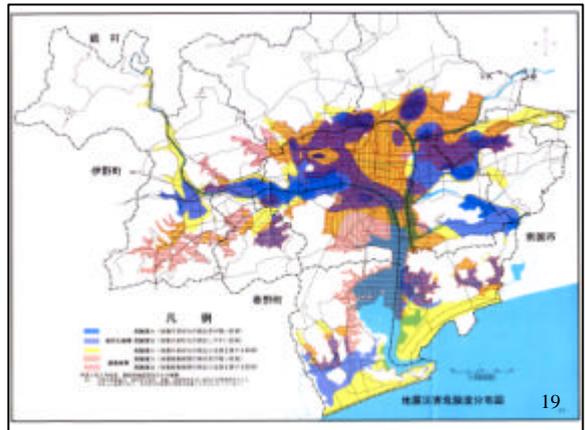
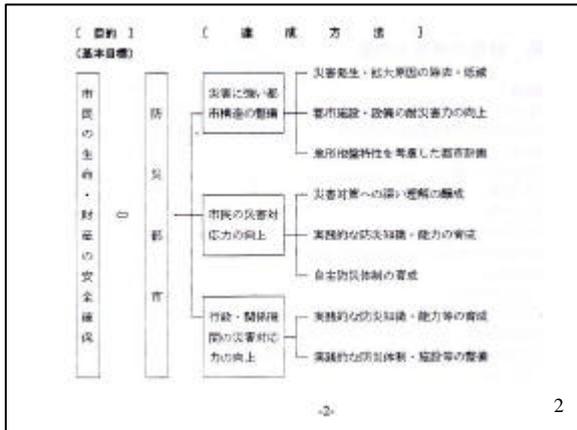


高知市総合計画 p 23



高知市総合計画 p 27





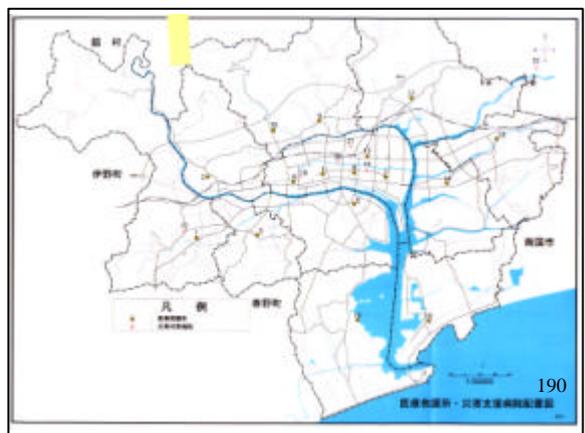
第4章 都市の防災計画

第4-1 防災計画の位置づけ

第4-2 防災計画の策定

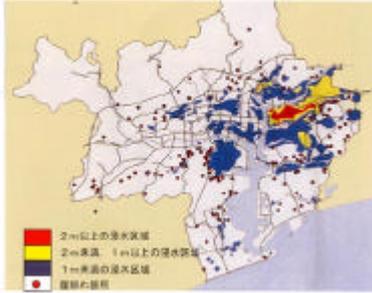
第4-3 防災計画の実施

第4-4 防災計画の見直し



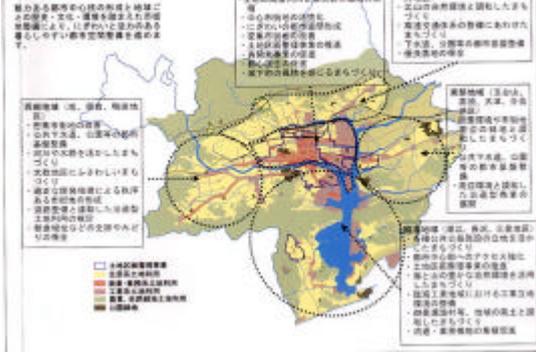


2. 災害の状況 (98 高知藩商)

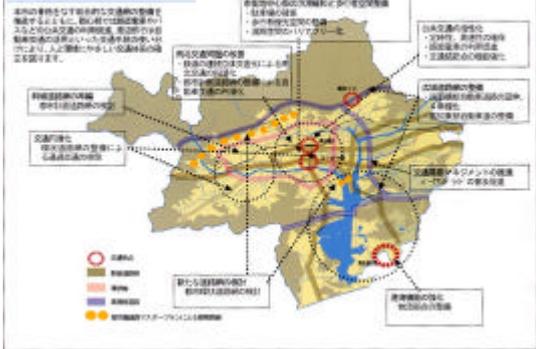


被災地の拡大とともに、都市周辺部での災害が発生しています。

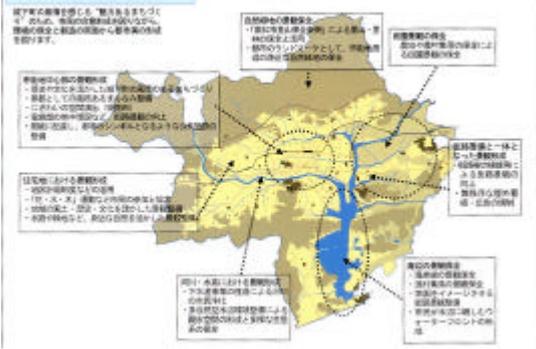
(2) 内陸地帯被害について



(3) 交通体系について



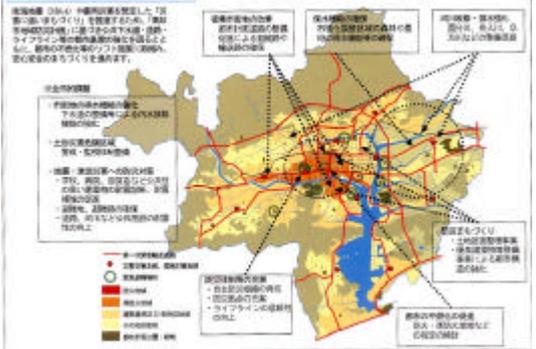
(4) 観光産業について

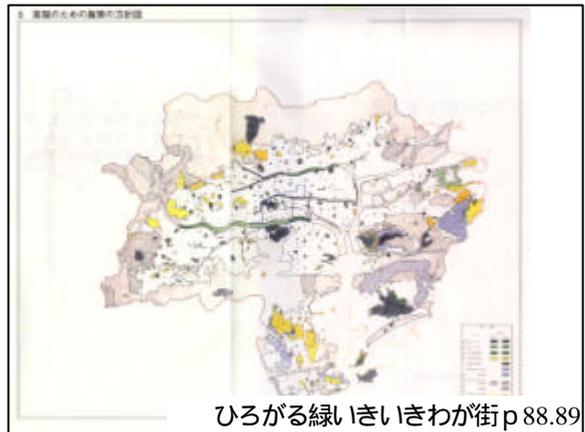
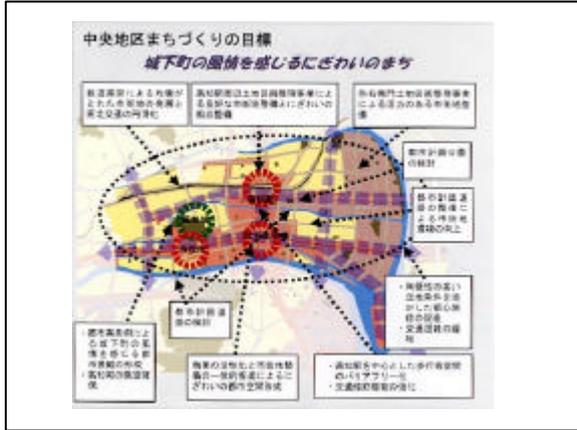


(5) 水とみどりの被害について



(6) 観光施設について

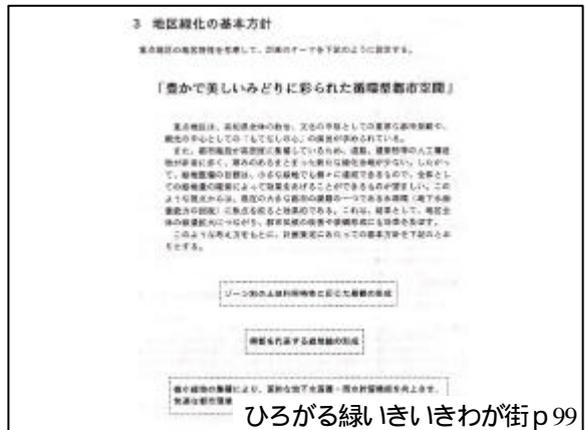




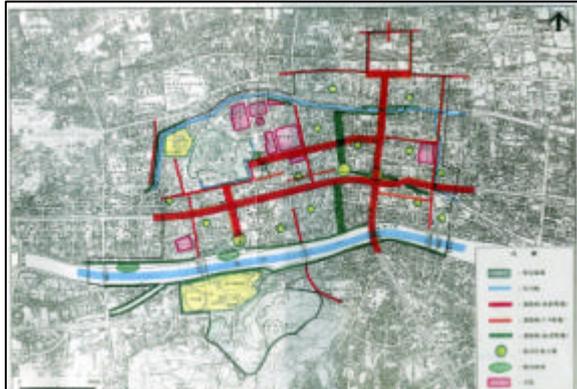
ひろがる緑 いきいきわが街 p 88.89



ひろがる緑 いきいきわが街 p 93

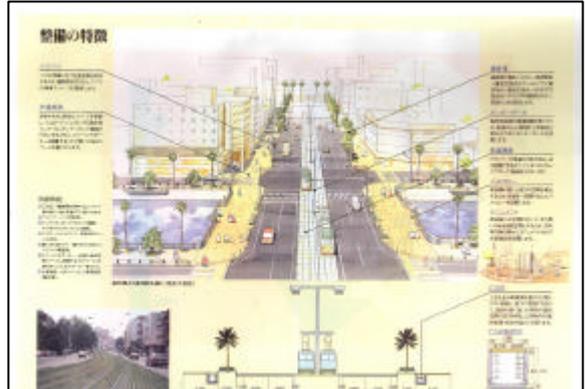


ひろがる緑 いきいきわが街 p 99



重点地区緑地配置計画

ひろがる緑いきいきわが街 p 100.101



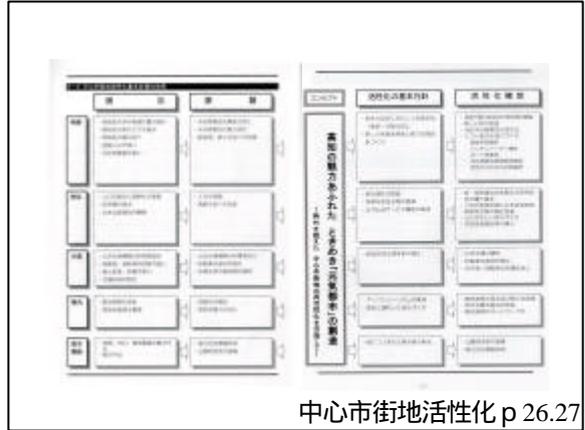
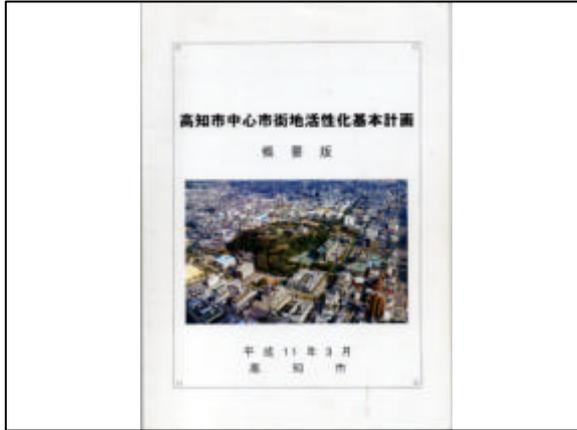
はりまや橋通り整備イメージ

ひろがる緑いきいきわが街 p 109

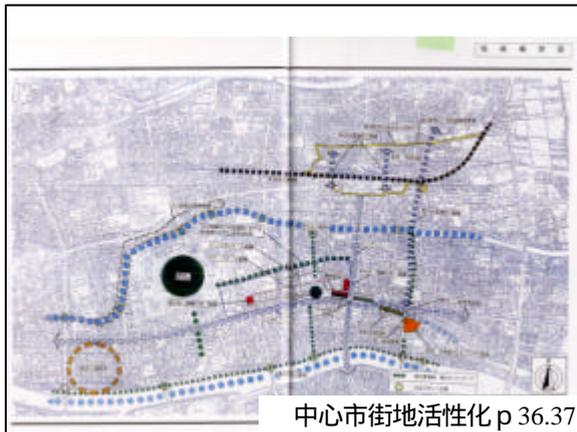


計画方針にもとづくまちづくりの方向		
項目	まちづくりの方向	
都市空間の整備	都市空間の整備	都市空間の整備
	都市空間の整備	都市空間の整備
	都市空間の整備	都市空間の整備
	都市空間の整備	都市空間の整備
都市環境の整備	都市環境の整備	都市環境の整備
	都市環境の整備	都市環境の整備
	都市環境の整備	都市環境の整備
	都市環境の整備	都市環境の整備
都市生活の整備	都市生活の整備	都市生活の整備
	都市生活の整備	都市生活の整備
	都市生活の整備	都市生活の整備
	都市生活の整備	都市生活の整備

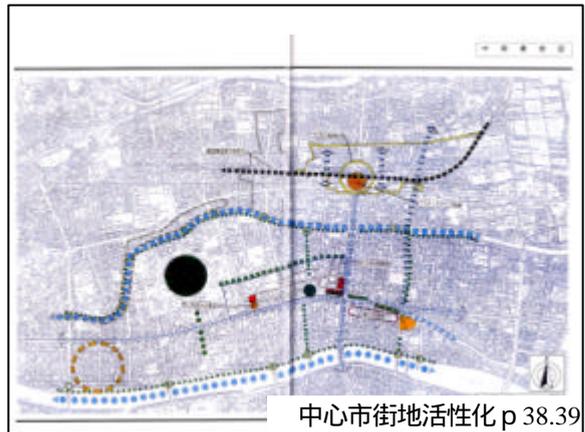




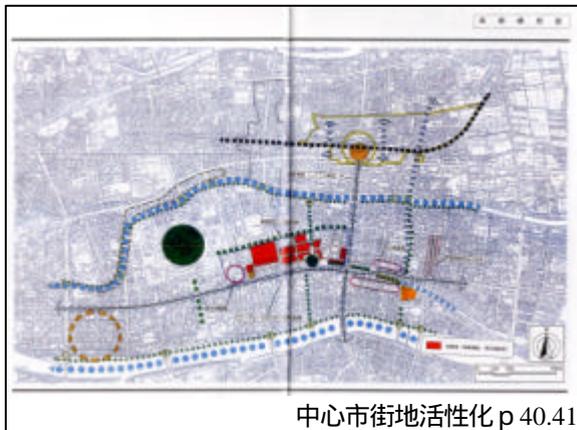
中心市街地活性化 p 26.27



中心市街地活性化 p 36.37



中心市街地活性化 p 38.39



中心市街地活性化 p 40.41



高知中心市街地都市計画図

## 今回の計画づくりWSの留意点

- 1. 自分たちのグループの「テーマ」だけについて考える。
- 2. 計画対象地区（とその周辺）の問題として考える。
- 3. 既存の計画だけではなく、各自の考えた計画（思い）を盛り込む。
- 4. 計画は、出来るだけ空間（土地利用）に落とせるものとする（即地的な計画）。
- 5. また、出来るだけ具体的な計画が望ましい。

## 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

### ステップ1 既存計画の内容をKJラベルに書く

<KJラベルの記入方法>

- 各計画書を各々一部ずつ持つ。
- テーマに添った既存計画の内容（計画の方針と計画案）を、KJラベルに記入してください。
- KJラベル（カード）には『 と 』とは書かず、『 』のみ（一つのこと）書いてください。
- 文字は下手でも、漢字でなくてもかまいません。他人が読んで分ければ結構です。

## 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

### ステップ2 KJラベルをまとめる

- 出てきたKJラベルを「既存計画での方針」「既存計画にある計画」にわけ、同じ内容のものをまとめる。
- やり方には、まず最初にグループリーダーが1枚だけカードを読みあげる。このとき自分が持っているカードの中で同じものがあつたらそれを読み上げ、内容が同じかどうかグループでの承諾を得る。この作業をグループリーダーから時計周りの順に！

## 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

## 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

### ステップ3 重要と思われるキーワードの抽出

- 既存計画での方針からWSグループで重要と思われるキーワードを抽出する。
- 新たなキーワードをつくっても良い。

## 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループが必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ4 計画の基本的考え方をまとめる

これまでの作業でまとめた

- 「既存計画での方針」
- 「既存計画にある計画」
- 「グループとして新たに追加する計画」
- 「重要と思われるキーワード」

を基にし、「計画での基本的考え方」を検討し、まとめる。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループが必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ5 新たに追加する計画を考える

- 「既存計画での方針」「既存計画にある計画」をまとめたものを見て、「ほかに必要である」と思う計画案をKJラベルに記入する。

- 記入したKJラベルをまとめる。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループが必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画での方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループが必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ6 グループとしての計画案の選択

- グループで考えた「計画の基本的考え方」を意識しながら、「既存計画にある計画」と「グループとして新たに追加する計画」からグループとしての計画案を選択し、選択したものにシールを貼る。

ステップ7 グループとしての計画案の選択

- 選んだ理由や感想を記入する。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
既存計画の方針	既存計画にある計画	新たに追加する計画
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループが必要だと思う計画の基本的考え方	グループとしての計画案の選択と各個人の意見



計画づくりWS - 計画をまとめる

ステップ1

「グループが選択した計画」（シールを貼った項目）を表に書き出す（計画内容写してグループ化を）。

ステップ2

「新しく追加した計画」と「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」は指定されたシールを「計画の種類」の項目に貼る。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

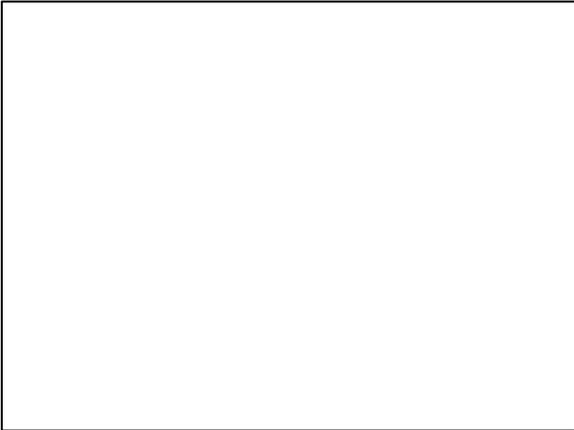
WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
<p>個別の計画</p>	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
	<p>グループが考えた計画</p>		
凡例	住民参加の方法		

計画づくりWS - 計画をまとめる

ステップ3 「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」を地図上に表現する

「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」をどの範囲（場所）を対象とするかが一目でわかるように地図をデザインする。





# 手法参考資料



改正前	改正後
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 （低層住宅の良好な環境を確保するための地域）
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域 （中層住宅の良好な環境を確保するための地域）
住宅地域	第一種中高層住居専用地域 （中高層住宅の良好な環境を確保するための地域）
準住宅地域	第二種中高層住居専用地域 （中高層住宅の良好な環境を確保するための地域）
準工業地域	第一種工業地域 （工業の良好な環境を確保するための地域）
工業地域	第二種工業地域 （工業の良好な環境を確保するための地域）
工業専用地域	工業専用地域 （工業の良好な環境を確保するための地域）
工業地域	工業地域 （工業の良好な環境を確保するための地域）
工業専用地域	工業専用地域 （工業の良好な環境を確保するための地域）

### 第一種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

### 第二種低層住居専用地域

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150mまでの一定のお店などが建てられます。

### 第一種中高層住居専用地域

中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500mまでの一定のお店などが建てられます。

### 第二種中高層住居専用地域

主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500mまでの一定のお店や事務所などが建てられます。

**第一種住居地域**



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられません。

**第二種住居地域**



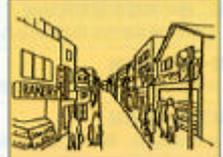
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ばちこ屋、カラオケボックスなどは建てられません。

**準住居地域**



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

**近隣商業地域**



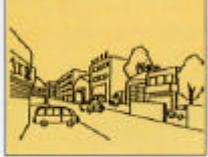
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

**商業地域**



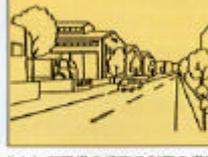
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

**準工業地域**



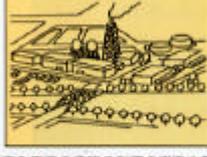
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のはかばは、ほとんど建てられません。

**工業地域**



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

**工業専用地域**



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

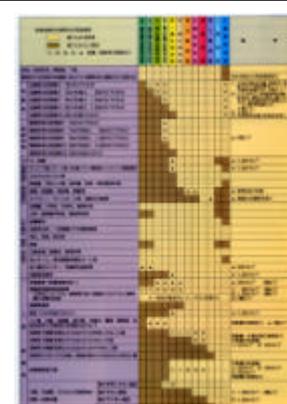
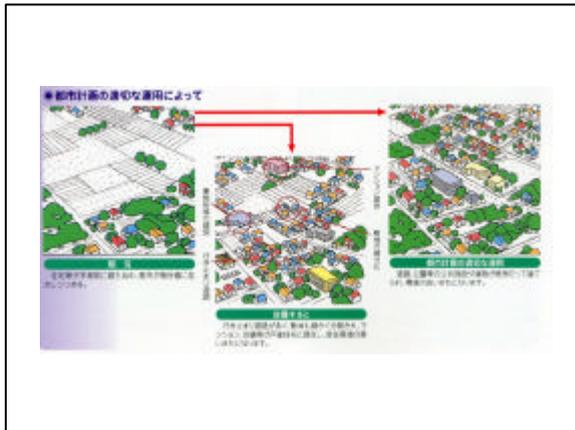


表 地域地区の種類

種別	種別
用途地域	第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
特別用途地域*	中高層住居専用地域、商業専用地域、特別工業地域、文教地区、小売店舗地区、事業地区、学生地区、調整・リノベーション地区、観光地区、特別養護地区、駅前地区
居住・利便地区	高度地区、高度利用地区、特設地区
防災地区	防火地区、準防火地区
景観・保全地区	景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、緑地保存地区、生産緑地地区、伝統的建造物保存地区
機能利用地区	臨海地区、流通業務地区
その他	調整整備地区

\*特別用途地域は各地方の実情に即して用途地域の指定を図るものであり、地方公共団体の条例で規制内容を定めることができる。



**市街地再開発事業**

市街地再開発事業は、駅前周辺地区に中心地的建築物を誘引し、駅前を賑わし、道路、公園、広場の整備も進めるとともに、新しい商業の建築を誘引し、駅前周辺の土地利用を多様化するとともに、整備された地域の所有種や施設建設等の一部を有し、土地の価格の安定な高収益利用と都市機能の更新を行う事業です。

**新たな都市拠点の整備**

地域の都市と産業上支えがしつづける都市拠点の整備は、都市機能の高度化及び都市の活性化を促すことが必要とされています。このため、大都市や地方都市における政治的・経済的・社会的な中心地として整備計画を作成し、土地の再開発事業等により都市の活性化を促進する必要があるとされています。また、都市の広域や交通センターなどの整備を行う都市拠点整備事業を推進します。

**駐車場の整備**

カーシェアリングの急速な普及に伴って、駐車場の整備が十分でないため、次のような問題が生じています。

- 公共交通機関の混雑と、それに伴う交通渋滞の発生、交通事故の発生、騒音・振動の発生、都市景観の悪化など
- 地方都市の中心市街地の開発

駐車場の整備を推進するにあたっては、次のようなことが重要です。

- 地域の特性や交通の状況に応じた、総合的・計画的な駐車場の整備
- 公共圏や民間の適切な役割分担
- 効率的に利用できる駐車場の整備や、再利用可能な駐車場の整備

**市街化区域内農地の区分**

市街化区域内農地については、農業と並行した形で都市の発展と生活環境を確保するため、取りこみ・確保を計画的に実施することが求められています。また、一方で、より計画的な土地利用を進めるため、その種別に応じた区分が設けられています。

このように基本的な考え方から、都市内の土地利用計画を定める都市計画によって、市街化区域内農地を「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分することになります。

- ① 保全する農地については、計画的な保全が図られるよう、市街化調整区域への編入、また計画正産物生産調整地区の指定を積極的に図ることになります。
- ② 宅地化する農地については、市街化調整区域と高度利用地区計画や都市計画調整等の活用、土地の再開発事業の実施などにより道路、公園などの整備された計画的な宅地化を図ることになります。

●市街化区域内農地の都市計画上の位置づけ

```

    graph LR
      A[市街化区域内農地] --> B[宅地化する農地  
(住宅・商業としての活用が主)]
      A --> C[保全する農地  
(都市オープンスペースとしての活用が主)]
      B --> D[計画的な宅地化促進]
      B --> E[生活環境の向上]
      C --> F[市街化調整区域への編入]
  
```

**住宅地高度利用地区計画**

附帯・周辺に住宅用地を確保し、都市の発展と生活環境を確保することにより、計画的な高度利用住宅地の整備を推進します。

### 土地区画整理事業

本地区画整理事業は、土地区画の形状を整えるとともに、道路、公園、上下水道などを一体的に整備し、従来市街地に充てられていた未利用地を有効活用する総合的な都市開発事業です。



### 地区計画

地区計画は、都市における良好な市街地環境の形成、保全を図るため、都市計画により、公共施設の配置、建築物の形態等について地区の特性に応じて法的規制を定めることにより建築又は開発行為を誘発、規制することができる仕組みの計画です。



### 遊休土地転換利用促進地区

工場跡地等の遊休土地を都市計画区域上遊休土地として特定し、その有効利用を促進する制度です。また、このような遊休土地の土地活用転換をやりやすくするために国土交通省令として、関係官庁の連携を行う関係機関計画制度があります。

### 建築協定

建築協定は、住宅地としての良好な環境や、遊休地としての利用向上の観点に維持推進するための地域住民の協賛により、建築基準法の一部の基準以上の要求を行うための基準(建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、高さ、建築設備等)を定めることができます。

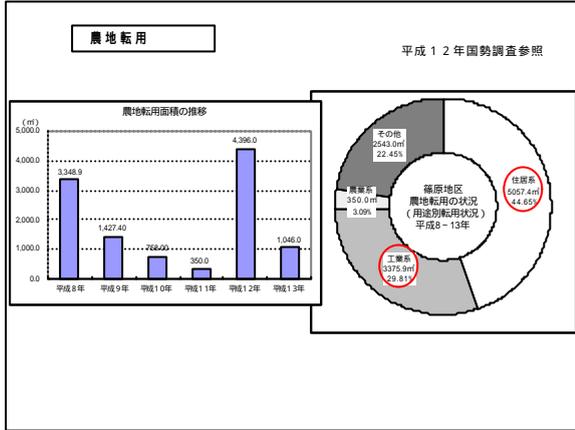
- 中規模住宅を建築しないよう建築物の高さ等を定める。法面や車道等を建築しないよう建築物の形状を定める。
- 隣接の住宅と建築物の前面・後面の距離を定める。
- 敷地の境界線からの後退距離を定める。
- 外壁の色調を道路からの距離で定める。
- 敷地の敷地利用率を定める。
- ブロック塀と壁す土塀とすること等を定める。



6. 第3回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧



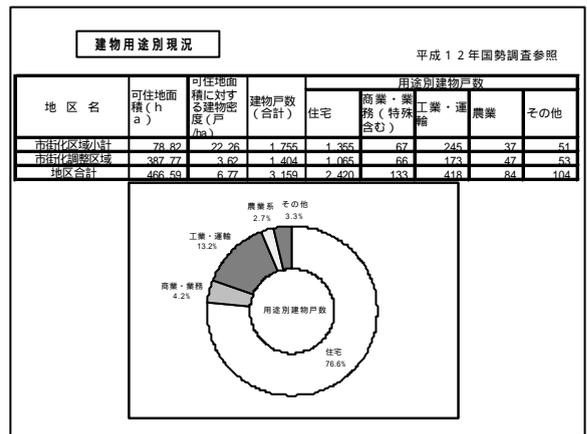




### 未利用地

平成12年国勢調査参照

地区名	地区面積	利用可能 地面積	未利用地 面積	土地利用分類未利用地				未利用率
				農地	山林	原野	その他	
市街化区域	113.08	112.07	34.31	29.18	0.01	0.00	5.12	30.6%
市街化調整区域	455.73	447.91	345.56	267.52	62.66	2.03	13.35	77.1%
地区合計	568.81	559.98	379.86	296.70	62.67	2.03	18.47	67.8%
南国市(市街化)	540.02	506.42	155.82	74.20	58.62	0.32	22.68	30.7%
南国市(都計区域)	6,618.02	6,432.70	4,758.92	3,131.54	1,378.75	47.01	201.62	73.9%



### 建物構造現況

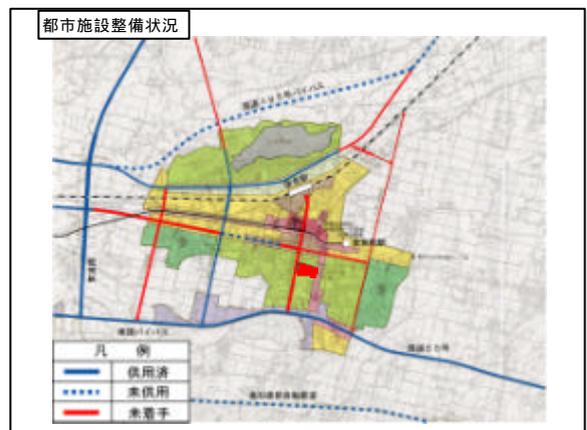
平成12年国勢調査参照

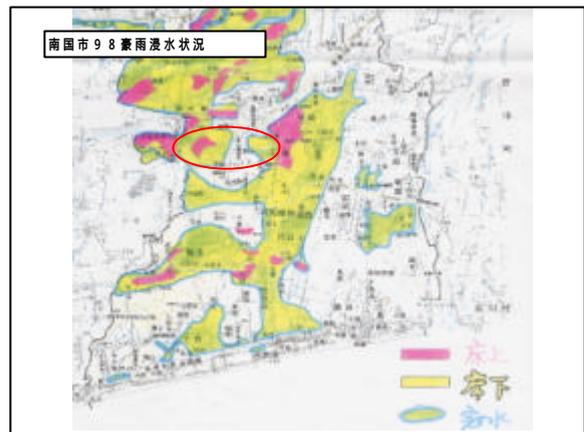
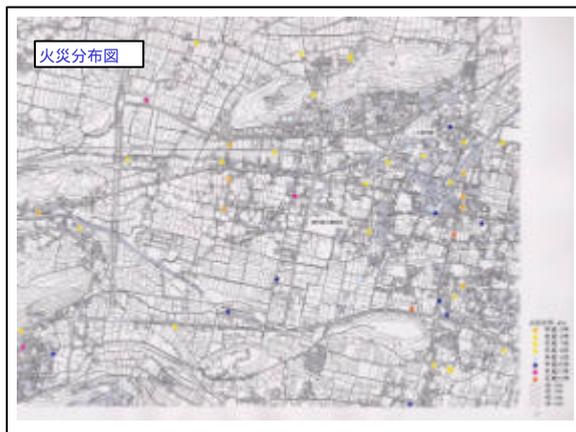
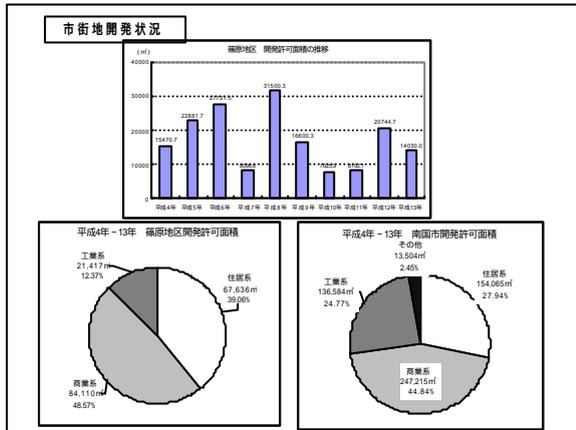
地区名	地区面積 (ha)	建物件数 (戸)	建物延床面積 (ha)	木造建物		非木造建物	
				件数比率 (%)	面積比率 (%)	件数比率 (%)	面積比率 (%)
市街化区域	113.06	2,436	24.11	71.31%	45.73%	28.69%	54.27%
市街化調整区域	455.73	1,967	20.24	72.20%	43.90%	27.80%	56.10%
地区合計	568.79	4,402	44.36	71.71%	44.90%	28.29%	55.10%

### 建ぺい率・容積率の状況

平成12年国勢調査参照

地区名	建ぺい率の現況 (%)	平均法定建ぺい率 (%)	建ぺい率充足度	容積率の現況 (%)	平均法定容積率 (%)	容積率充足度	
							市街化区域
市街化調整区域	31.63%	-	-	47.23%	-	-	
地区合計	32.25%	-	-	46.95%	-	-	
南国市	市街化	30.78%	49.90%	61.68%	45.03%	182.83%	24.63%
調整	34.30%	-	-	43.59%	-	-	
都計区域	33.22%	57.20%	58.07%	44.04%	171.43%	25.69%	





まとめ		
	地区の現況	地区の特性・問題点
人口	人口密度は市街化区域で 45.69 人/ha、市街化調整区域で 7.93 人/ha。 5年間の人口増加率は 17.0%。	市街化調整区域の人口増加率が約 30%と高く、市街地の拡大が進んでいる。
土地利用	市街化区域内に多くの農地が残っている。 市街化区域内未利用地は約 30%。	幹線道路沿道での商業・工業系土地利用が目立つ。(主に市街化調整区域) 沿道の商業地は市街地の中心部からは遠く、住民ではなく道路利用者のための商業地となっている。 市街化区域内残存農地のあり方が問われる。(未利用地の活用)
建物現況	約 77%の建物が住宅、13%が工業、4%が商業となっている。(戸数)	未利用地が多いこともあり、市街化区域の建ぺい率・容積率の充足度は低くなっている。
都市施設	道路や公園など都市計画施設が未整備である。	都市計画道路の整備推進と沿道の土地利用のあり方が課題となる。
その他	住居系、商業系の開発が多い。	市街地周辺部では住居系開発、幹線道路沿いでは商業系開発が多い。

### 各テーマ設定のテーブルへ移動

市街地周辺部の  
**「自然・景観」**  
**「交通」**  
**「防災」**  
**「住環境(にぎわい、集落環境)」**  
**「フリーテーマ」**

上記のテーマを選んでの各テーマの  
 テーブルへ移動してください。

## 自己紹介ワークショップ

### 氏名

出身地（都道府県名）

所属

その他

趣味

好きなスポーツ

この頃好きな歌

最近読んだ面白い本など

## •大谷 英人

•埼玉県

•高知工科大学教員

•料理研究（料理当番制から）

•囲碁（下手のよこ好き）

•SAKURAドロップス（宇多田ヒカル）

•テキスト「まちづくり入門」

## 計画づくりワークショップ

～市街地周辺部を考える～

### 今回のワークショップの目的

今回は、市街地周辺部を舞台に「自然・**景観**」「**交通**」「**防災**」「**住環境（にぎわい、集落環境）**」の4つをテーマの基本的方針を考えます。また、そのための「**実現の方法**」「**住民参加**」も検討します。

### 今回のワークショップの概要

上記に記した6つのテーマに関する既定計画などを整理、必要と思われる自分たちの意見を追加し、全体を集約します。

## 今回の計画づくりWSの留意点

1. 自分たちのグループの「テーマ」だけについて考える。
2. 計画対象地区（とその周辺）の問題として考える。
3. 既存の計画だけでなく、各自の考えた計画（思い）を盛り込む。
4. 計画は、出来るだけ空間（土地利用）に落とせるものとする（即地的な計画）。
5. また、出来るだけ具体的な計画が望ましい。

### 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

#### ステップ1 既存計画の方針の重要と思われるキーワードをKJラベルへ記入する

<KJラベルの記入方法

- 既存計画での方針からWSグループで重要と思われるキーワードを抽出する。
- 新たなキーワード（課題を参考）をつくっても良い。
- KJラベル（カード）には『 と 』とは書かず、『 のみ（一つのこと） 』書いてください。
- 文字は下手でも、漢字でなくてもかまいません。他人が読んで分かれれば結構です。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ2 KJラベルをまとめる

- ・出てきたKJラベルを同じ内容のものをまとめる。
- ・やり方には、まず最初にグループリーダーが1枚だけカードを読みあげる。このとき自分が持っているカードの中で同じものがあつたらそれを読み上げ、内容が同じかどうかグループでの承諾を得る。この作業をグループリーダーから時計周りの順に！

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ3 キーワードを参考にグループの計画の方針を考える

- ・まとめられたキーワードを参考にしてグループで計画の方針を考える。
- ・方針を考える際にはポストイットを有効に利用するとスムーズにまとまる。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	
	・ ・ ・	

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ4 既定計画から重要と思われる計画を選ぶ

- ・WSにすでに記入されている既定計画の中で（グループで考えた方針に基づき）重要と思われる計画に各々シールを貼る。
- ・全員張り終わったあと、グループで話し合い、グループで必要と思われる計画を選ぶ。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	
	・ ・ ・	

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ5 新たに追加する計画を考える

- ・「既存計画での方針」「既存計画にある計画」をまとめたものを見て、「ほかに必要である」と思う計画案をKJラベルに記入する。
- ・記入したKJラベルをまとめる。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ6 グループとしての計画案の選択

- グループで考えた「計画の基本的考え方」を意識しながら、「既存計画にある計画」と「グループとして新たに追加する計画」からグループとしての計画案を選択し、選択したものにシールを貼る。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	

ここで一休み  
休憩10分間

計画づくりWS - 計画をまとめる

ステップ1

「グループが選択した計画」（シールを貼った項目）を表に書き出す（既存計画はラベルを使用、新しい計画内容は写してグループ化を）。記入の際には大・中・小項目を意識して！

ステップ2

「新しく追加した計画」と「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」は指定されたシールを「計画の種類」の項目に貼る。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名			
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法		
<table border="1"> <tr><td>凡例</td></tr> <tr><td>住民参加の方法</td></tr> </table>	凡例	住民参加の方法			
凡例					
住民参加の方法					

個別の計画

グループが考えた計画

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ3** 「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」を地図上に表現する

「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」をどの範囲（場所）を対象とするかが一目でわかるように地図をデザインする。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
凡例	住民参加の方法		
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
凡例	住民参加の方法		
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ4** 計画実現のための方法を考える

「グループとして選択した計画」を実現するための方法（取り組み）をグループで議論し、「実現するための方法（規制、誘導など）」の項目に記入する。

**ステップ5** 住民参加の方法を考える

グループで作成された計画案に対しての住民参加の方法について考え、まとまった内容を「住民参加の方法」の項目に記入する。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
		● ●	
凡例	住民参加の方法		
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ6** 発表・意見の書き出し

- 各グループ、チームリーダーが発表する。（発表時間は3分）
- 発表の時、疑問に思ったこと、気がついたことなどをポストイットに書く。
- それらのポストイットを発表後にチーム別に貼り付ける。

## 7. 第4回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧

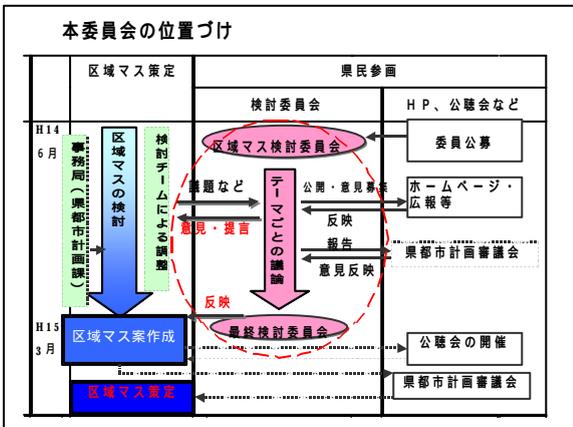
# 第四回高知広域都市計画区域マスタープラン 検討委員会

## 本日のスケジュール

- 13:00 - 13:30 第三回区域MP検討委員会まとめ等  
今回のWSの説明及び座席移動
- 13:30 - 13:40 自己紹介WS
- 13:40 - 16:00 計画づくりWS  
計画方針・計画案を考える  
計画をまとめる
- 16:00 - 16:20 発表(各班3分)と意見の書き出し
- 16:20 - 16:25 委員会意見の整理
- 16:25 - 16:30 おわりに

1. 委員会の位置づけ・予定など
2. 第3回委員会 主な意見(報告)
3. 第4回委員会モデル地区の現況・課題など

## 1. 委員会の位置づけ・予定など



委員会スケジュール

回次	開催日	議題
第1回	(6月5日)	高知の都市の現状・課題、委員会で議論すべきテーマなど 自然環境 交通 防災 住環境 農住近接区域 公共施設 その他
第2回	(8月1日)	中心市街地
第3回	(9月6日)	市街地周辺部
第4回	(10月17日)	農住近接区域
第5回	(12月3日)	高知広域の将来像



意見シート（主な意見）

テーマ 住環境  
開発・保全

市街化区域

- 未利用地をそのままの形で残す

市街化調整区域

- 土地利用規制の緩和
- スプロールを規制する手段を具体化

意見シート（主な意見）

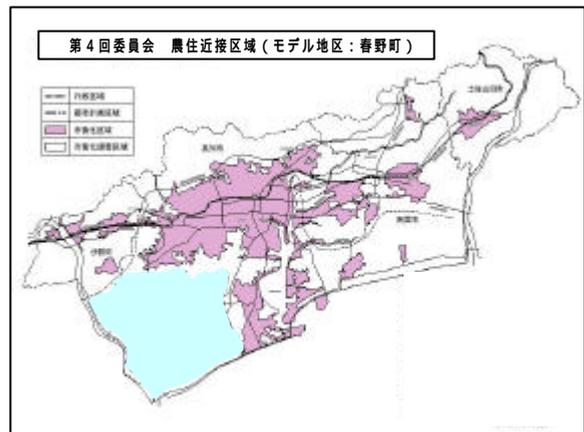
テーマ 交通  
実効性

- 既定計画の早期実現
- 実現する手法も併せて決めておくべき
- 行政も市民も実行力が重要

全テーマ共通  
計画性

- 現状追認でなく、必要性で計画
- 20年後の高知県を見据えて計画
- 明確な都市像を描く

### 3. 第4回委員会モデル地区 春野町の現況・課題など



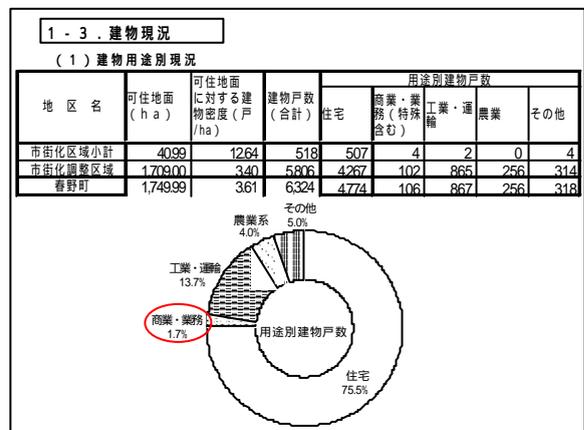
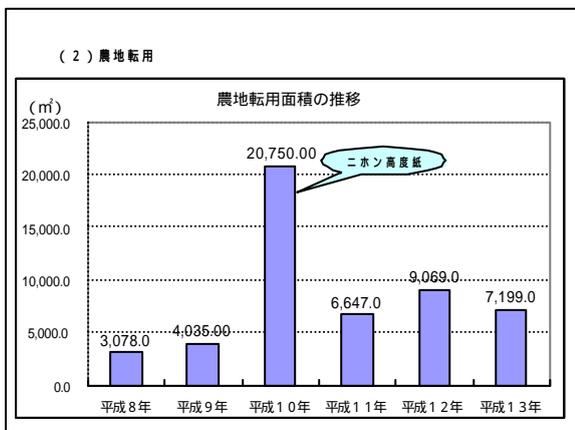
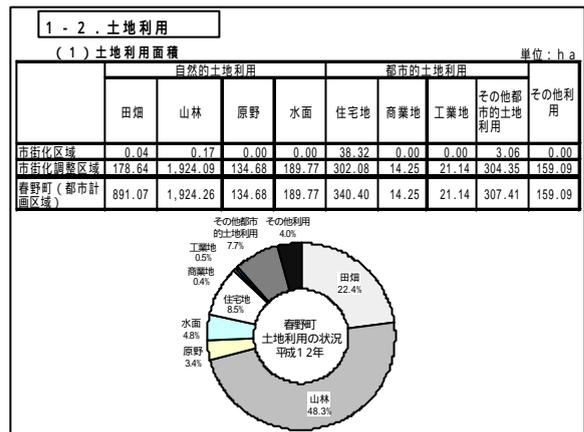
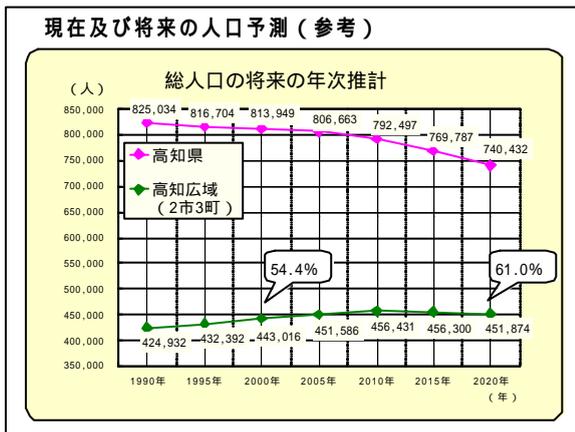
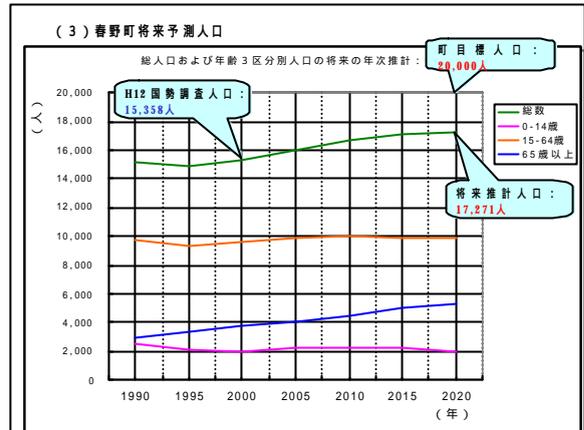
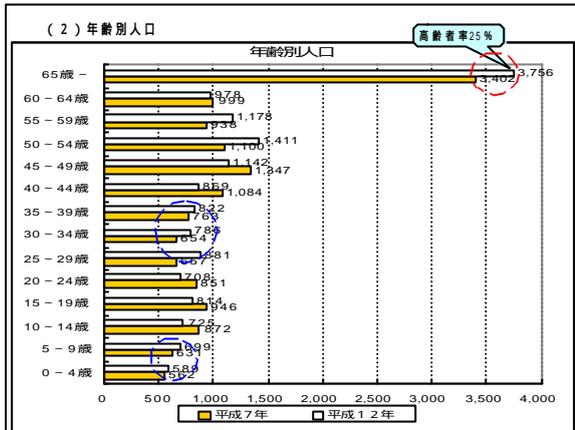
1. 地区の現況等

1. 人口・世帯数

(1) 人口

	平成7年		平成12年				
	人口	人口	人口密度	増加率 H7-H12	密度増減 H7-H12	世帯数	世帯規模
	(人)	(人)	(人/ha)	(%)	(人/ha)	(世帯)	(人/世帯)
市街化区域	40	1,361	3.63	3,302.50	3.52	450	3.02
市街化調整区域	14,766	13,997	3.93	-5.21	-0.21	4,597	3.04
春野町全域	14,806	15,358	3.9	3.7	0.1	5,047	3.0

\* 春野町における市街化区域は高知南ニュータウン（約4.2ha）のみ  
高知南ニュータウン計画人口4,700人



(2) 建ぺい率・容積率の状況

高知南ニュータウン

地区名	建ぺい率の現況	平均法定建ぺい率(%)	建ぺい率充足度	容積率の現況	平均法定容積率(%)	容積率充足度
春野町	市街化	9.31%	60.00%	15.52%	12.52%	100.00%
	調整	31.01%	-	-	40.35%	-
	都計区域	28.81%	-	-	37.52%	-



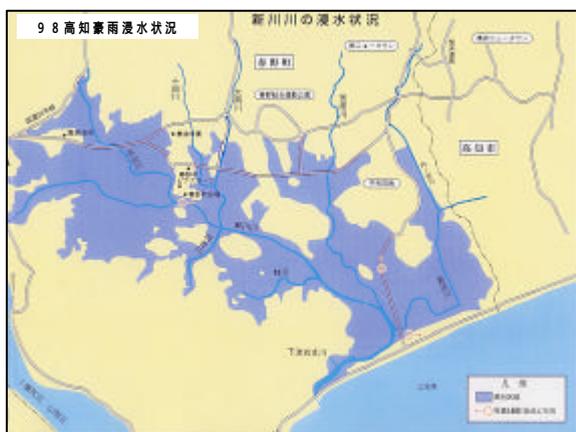
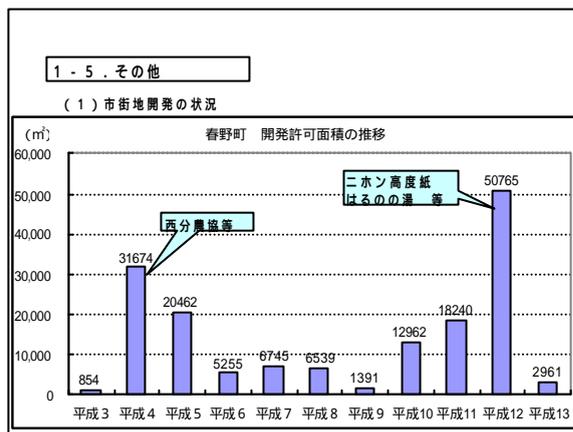
1-4. 都市施設

(1) 都市計画道路 (H13.3.31現在)

都市名	番号	名称	延長(m)	町延長	車線数	幅員(m)	整備状況		
							改良済(m)	既成済(m)	整備率(%)
春野町	32.4	能茶山春野線	8,830	4,570	4	30	4,020		88.0%

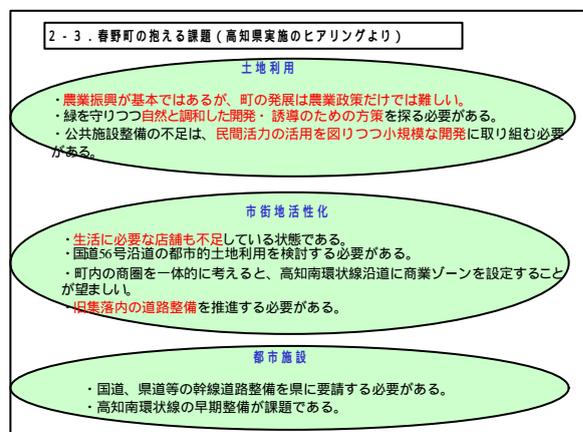
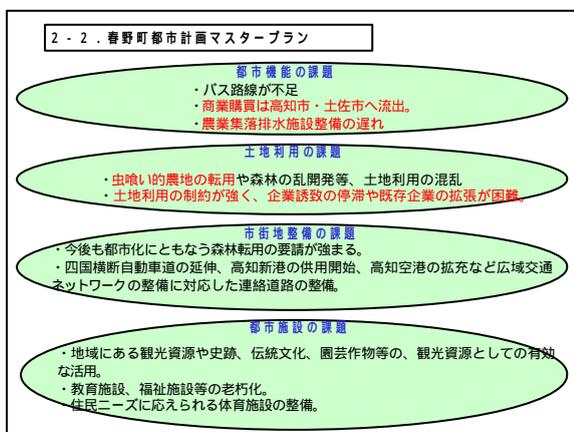
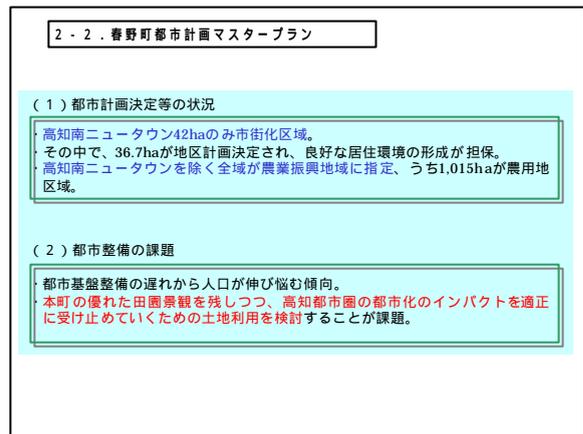
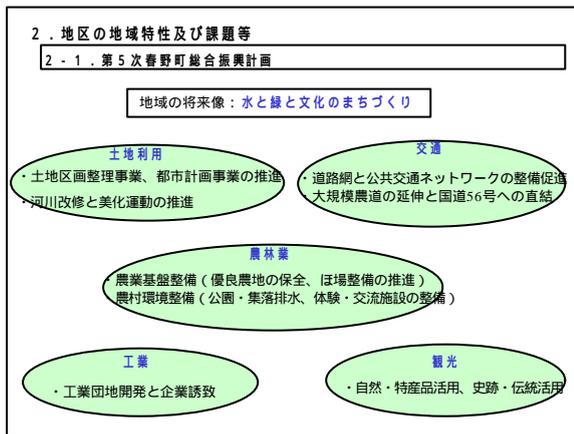
(2) 都市計画公園・緑地 (H13.3.31現在)

市町名	番号	公園名	計画面積(ha)	供用面積(ha)	整備率(%)
春野町	2.2.401	南公園	0.24	0.24	100.0%
	6.6.401	春野総合運動公園	53.60	53.40	99.6%



地区の現況等まとめ(1/2)		
	地区の現況	地区の特性・問題点
人口・世帯数	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知南ニュータウン開発整備により、市街化区域内の人口は平成7年から平成12年で1,300人以上増加。</li> <li>全町での人口の増加率3.7%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域では人口は減少傾向。</li> <li>高齢化が急速に進行しており、65歳以上人口は5年間で10%以上増加。</li> <li>一方、南ニュータウン入居者の増加により、0～9歳、25～39歳人口は増加。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の約80%が自然的土地利用。特に山林が地域の過半数。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知広域内でも人口密度が低く農業中心の地域。</li> <li>高知市に隣接する良好な居住地域。</li> <li>商業地・工業地の割合が非常に小さい。</li> </ul>

地区の現況等まとめ(2/2)		
	地区の現況	地区の特性・問題点
建物現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>約75%の建物が住宅、14%が工業、4%が商業(戸数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南ニュータウンは、現在分譲中のため、未利用地が残っている。</li> </ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路が1路線、都市計画公園は2箇所のみである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市施設は概ね整備されている。</li> </ul>



### 各テーマ設定のテーブルへ移動

市街地周辺部調整区域の

「自然・景観」  
「交通」  
「住環境（にぎわい、集落環境）」  
「フリーテーマ」

上記のテーマを選んでの各テーマの  
テーブルへ移動してください。

### 自己紹介のやり方

#### STEP1 向かいの人の絵を書こう

\*相手の顔をじっと見つめて1分で書きます。  
その時、決して手元の紙を見ないこと。

#### STEP2 自己紹介をしよう

\*書いてもらった絵を片手に1分で自己紹介を  
しましょう。以下のことは必ず発言してください。  
名前 出身県 自分の顔のチャームポイント  
絵に対するコメント

### 計画づくりワークショップ

～市街地周辺部調整区域を考える～

#### 今回のワークショップの目的

今回は、市街地周辺部調整区域を舞台に  
「自然・景観」「交通」「住環境（にぎわ  
い、集落環境）」の3つをテーマの基本的  
方針を考えます。また、そのための「実現  
の方法」「住民参加」も検討します。

#### 今回のワークショップの概要

上記に記した5つのテーマに関するの既  
定計画などを整理、必要と思われる自分た  
ちの意見を追加し、全体を集約します。

### 今回の計画づくりWSの留意点

1. 自分たちのグループの「テーマ」だけについて考  
える。
2. 計画対象地区（とその周辺）の問題として考える。
3. 既存の計画だけではなく、各自の考えた計画  
（思い）を盛り込む。
4. 計画は、出来るだけ空間（土地利用）に落とせる  
ものとする（即地的な計画）。
5. また、出来るだけ具体的な計画が望ましい。
6. 防災は、各グループ考慮してもらおう。

#### 計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

##### ステップ1 既存計画の方針の重要と思われるキー ワードをKJラベルへ記入する

<KJラベルの記入方法

- 既存計画での方針からWSグループで重要と思わ  
れるキーワードを抽出する。
- 新たなキーワード（課題を参考）をつくっても  
良い。
- KJラベル（カード）には『 と 』とは書  
かず、『 のみ（一つのこと）』書いてくだ  
さい。
- 文字は下手でも、漢字でなくてもかまいません。  
他人が読んで分かれれば結構です。

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ2 KJラベルをまとめる

- ・出てきたKJラベルを同じ内容のものをまとめる。
- ・やり方には、まず最初にグループリーダーが1枚だけカードを読みあげる。このとき自分が持っているカードの中で同じものがあつたらそれを読み上げ、内容が同じかどうかグループでの承諾を得る。この作業をグループリーダーから時計周りの順に！

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ3 キーワードを参考にグループの計画の方針を考える

まとめられたキーワードを参考にしてグループで計画の方針を考える。

方針を考える際にはポストイットを有効に利用するとスムーズにまとまる。

まとめた方針から、人口フレームを検討し、記入する。

表-将来人口

	2010年	2020年
春野町総合計画	16,190	20,000
春野町都市計画マスタープラン	16,190	20,000
人口問題研究所	16,654	17,271

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	人口フレーム
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ4 既定計画から重要と思われる計画を選ぶ

- ・WSにすでに記入されている既定計画の中で（グループで考えた方針に基づき）重要と思われる計画に各々シールを貼る。
- ・全員張り終わったあと、グループで話し合い、グループで必要と思われる計画を選ぶ。

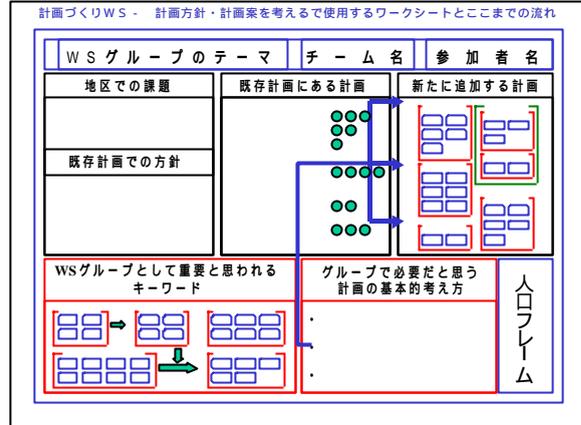
計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名
地区での課題	既存計画にある計画	新たに追加する計画
既存計画での方針		
WSグループとして重要と思われるキーワード	グループで必要だと思う計画の基本的考え方	人口フレーム
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ5 新たに追加する計画を考える

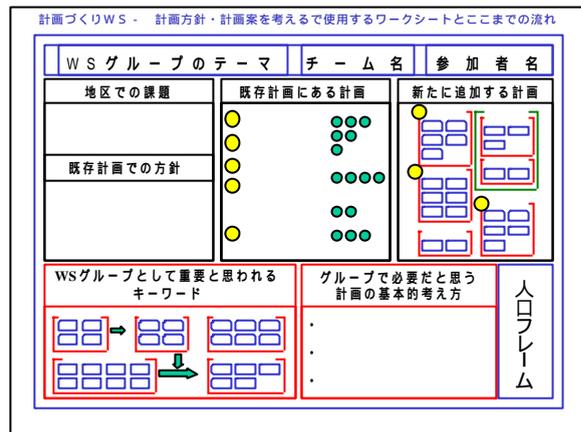
- 「既存計画での方針」「既存計画にある計画」をまとめたものを見て、「ほかに必要である」と思う計画案をKJラベルに記入する。
- 記入したKJラベルをまとめる。



計画づくりWS - 計画方針・計画案を考える

ステップ6 グループとしての計画案の選択

- グループで考えた「計画の基本的考え方」を意識しながら、「既存計画にある計画」と「グループとして新たに追加する計画」からグループとしての計画案を選択し、選択したものにシールを貼る。



ここで一休み  
休憩10分間

計画づくりWS - 計画をまとめる

ステップ1

「グループが選択した計画」（シールを貼った項目）をシートに書き出す（既存計画はラベルを使用、新しい計画内容は写してグループ化を）。記入の際には大・中・小項目を意識して！

ステップ2

「新しく追加した計画」と「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」は指定されたシールを「計画の種類」の項目に貼る。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
凡例	住民参加の方法		

グループが考えた計画

全体の計画

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ3** 「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」を地図上に表現する

「ある範囲を対象とした計画（個別計画）」をどの範囲（場所）を対象とするかが一目でわかるように地図をデザインする。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
凡例	住民参加の方法		

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
凡例	住民参加の方法		

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ4** 計画実現のための方法を考える

「グループとして選択した計画」を実現するための方法（取り組み）をグループで議論し、「実現するための方法（規制、誘導など）」の項目に記入する。

**ステップ5** 住民参加の方法を考える

グループで作成された計画案に対しての住民参加の方法について考え、まとめた内容を「住民参加の方法」の項目に記入する。

計画づくりWS - 計画をまとめるで使用するワークシートとここまでの流れ

WSグループのテーマ	チーム名	参加者名	
	グループとして選択した計画	計画の種類	実現のための方法
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
凡例	住民参加の方法		

計画づくりWS - 計画をまとめる

**ステップ6** 発表・意見の書き出し

- 各グループ、チームリーダーが発表する。  
(発表時間は3分)
- 発表の時、疑問に思ったこと、気がついたことなどをポストイットに書く。
- それらのポストイットを発表後にテーマ別に貼り付ける。

## 8. 第 5 回高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会で使用したスライド一覧

# 第5回高知広域都市計画区域マスタープラン 検討委員会

## 計画提案及び質疑ワークショップ

### 今日のスケジュール

- はじめに(中村) 5分
- きょうのWSの進め方(大谷) 10分
- 資料の説明(片岡) 35分
- 私の提案の説明(委員) 25分
- 質疑WS(全員) 130分
  - 質問をまとめる 30分
  - (休憩) (10分)
  - 質問を発表する 20分
  - 質疑をする 70分
- おわりに(中村) 16:30終了 5分

## ~都市計画区域マスタープラン策定 への取り組みなど~

### 都市計画区域マスタープランとは

<広域的、根幹的な都市計画を定める=広域構想>

都市の発展の動向、人口、産業の現状や将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にする  
とともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、**都市計画の基本的な方向性を示す**ものです。



- まちづくりの基本理念
- 区域区分(線引き)の有無
- 道路や下水道の整備方針など

### 高知広域都市計画区域マスタープラン策定への取り組み

平成13年度 「高知県改正都市計画法検討委員会発足」  
高知広域都市計画区域の**区域区分(線引き)**の要否を検討

(内容)

- 高知広域都市計画区域の理念
- 将来人口予測
- 2市3町とのヒアリング
- 線引き制度の役割や効果
- 土地利用規制の方法 など

結論 検討委員会として線引きは今後も必要との意見

### 高知広域都市計画区域マスタープラン策定への取り組み

平成14年度  
高知広域都市計画区域マスタープランの策定に取り組む。

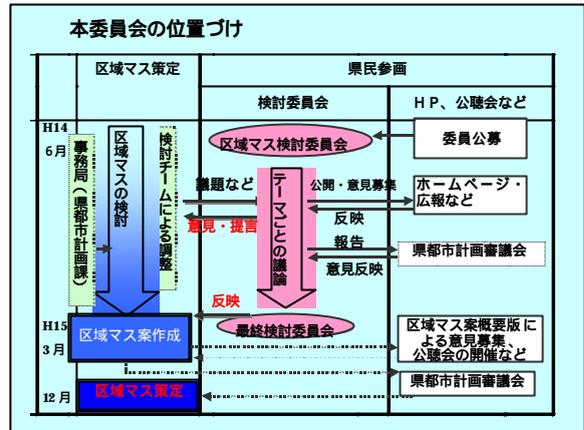
まちづくりへの意見や提案を伺うため、「高知広域都市計画区域マスタープラン検討委員会」を発足。



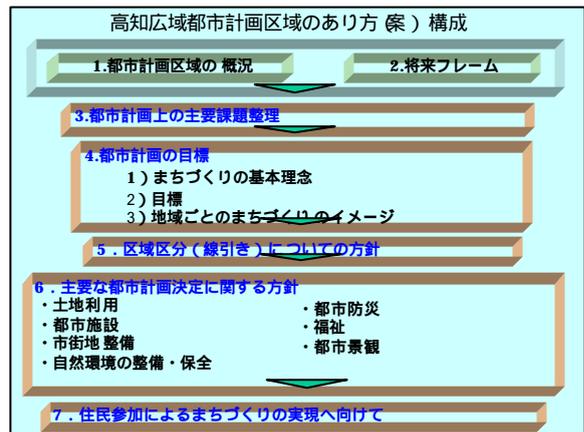
高知県は、委員会からのまちづくりへの意見や提案を「高知広域都市計画区域マスタープラン」の作成に反映していきます。

### 委員会スケジュール

第1回 (6月5日)	高知の都市の現状・課題、委員会で議論すべきテーマなど
第2回 (8月1日)	中心市街地(モデル地区:高知市中心市街地活性化区域)
第3回 (9月6日)	市街地周辺部(モデル地区:南国市篠原地区付近)
第4回 (10月17日)	農住近接区域(モデル地区:春野町)
第5回 (12月3日)	高知広域の将来像

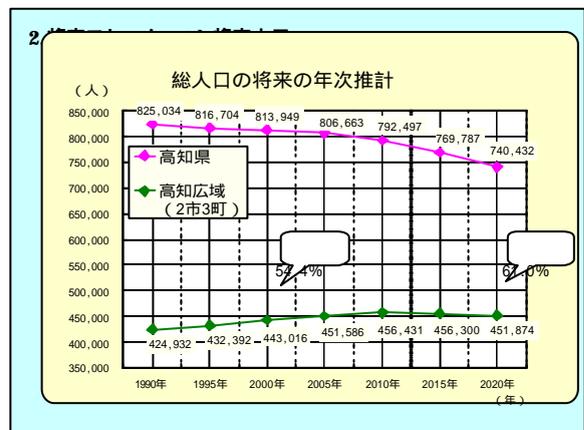


## ~これからの高知広域都市計画 区域のあり方(案)~



### 1. 高知広域都市計画区域の概況

区分	市町村	範囲	面積
都市計画区域の範囲	高知市	行政区域の一部	約 12,311ha
	南国市	同上	約 6,618ha
	土佐山田町	同上	約 3,516ha
	伊野町	同上	約 2,840ha
	春野町	行政区域の全部	約 4,494ha
合計	2市3町		約 29,779ha



## 2. 将来フレーム

### 2) 産業フレーム

		平成12年	平成22年	平成32年
生産規模	製造品出荷額	3,444億円	3,137億円	2,829億円
	商業年間販売額	14,671億円	15,016億円	15,361億円
就業人数	第1次産業	12千人	10千人	8千人
	第2次産業	43千人	44千人	44千人
	第3次産業	155千人	168千人	179千人
	合計	213千人	224千人	273千人

## 将来フレームまとめ

人口：

少子高齢化が進展し、長期的には人口減少。

産業：

高知広域全般的に一次産業の減少、二次産業についてはほぼ横ばい、三次産業の更なる進展が予想。

特に高知市に顕著。  
土佐山田町、春野町は、比較的一次産業が確保。

南国市は、商業とともに製造業に関する伸びが期待。

## 3. 都市計画上の主要課題整理

### 1) MP検討委員会で議論された課題

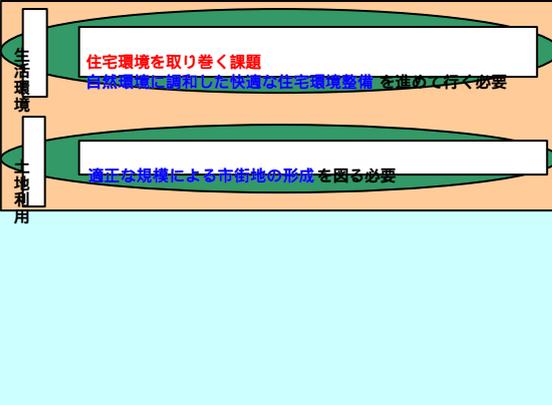
<b>土地利用上の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の有効利用</li> <li>市街地内空地</li> <li>スプロール化</li> <li>土地の値段が高い</li> <li>住宅地が少ない</li> <li>古い密集住宅地</li> <li>施設立地が無計画</li> </ul>	<b>道路・交通問題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>細街路が多い</li> <li>道路の進捗率</li> <li>道路計画が不十分</li> <li>渋滞緩和策がない</li> <li>公共交通利用減少</li> <li>公共交通基盤不足</li> </ul>	<b>環境・景観の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園、緑地少ない</li> <li>街路樹が少ない</li> <li>下水整備遅れ</li> <li>雑多な屋外広告</li> <li>都市景観への配慮</li> </ul>	<b>安全性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造密集地が危険</li> <li>地震建物強度</li> <li>まちのつくりが乱雑</li> <li>洪水被害が不安</li> </ul>
<b>法規制上の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画規制が厳しい</li> <li>調整区域が発展しない</li> <li>建物の高さ不均一</li> <li>容積率が低い</li> </ul>	<b>賑わいの衰退</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地衰退</li> <li>中心市街地に空き家</li> <li>魅力的商店がない</li> <li>回遊性のない商店</li> <li>都市の分散</li> </ul>	<b>車社会の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場不足</li> <li>路上駐車がましい</li> <li>バリアフリー対応</li> <li>自動車から公共交通への乗り継ぎ不便</li> </ul>	<b>人口に関する課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の減少</li> <li>高齢社会対応不足</li> </ul>
			<b>産業・交流の問題点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の場が少ない</li> <li>買物が大店舗になる</li> </ul>

### 2) 構成市町村ごとの課題(ヒアリングによる)

市町	個別課題(平成13年10～11月ヒアリング結果)
高知市	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市内の空洞化(都心部居住人口の減少)</li> <li>市街化区域内での残存農地の取り扱い。</li> <li>団地の高齢化、児童の減少。</li> </ul>
南国市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域での下水道など都市施設の整備の遅れ。</li> <li>市街化区域の未利用地。</li> <li>市街化調整区域に社宅の整備ができない。</li> </ul>
土佐山田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水対策など都市基盤整備の遅れ。</li> <li>市街化区域の浸水・排水対策。</li> </ul>
伊野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治川の排水対策が課題。</li> <li>人口減少に歯止めをかけたい。</li> <li>優良農地は保全しながら、今後の開発として住居系を計画。</li> </ul>
春野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興が基本方針であるが、区域区分を行いながら、規制緩和に向けて方策を探りたい。</li> <li>店舗など生活必要施設にも不足している。国道56号県道南環状線沿線に店舗を導入したい。</li> <li>開発の方向としては住居系を考えている。</li> </ul>

### 3) 都市計画上の主要課題整理

将来人口	少子・高齢化は、構成2市3町においても例外ではありません。
将来人口	人口増加に伴う市域の大幅な拡大、大規模な公共投資を想定した計画ではなく、人口が定着した都市型社会を前提としたまちづくりが必要
産業	構成する2市3町の産業構造を見据えた都市基盤整備・産業施策の展開を検討する必要
生活環境	<b>安全なまちづくりに対する視点</b> 生活基盤整備として水害や震災対策など安全なまちづくり
生活環境	<b>既成市街地における課題</b> 既成市街地の整備は、魅力あるまちづくりを目指す上で重要。



4. 都市計画の目標

1) まちづくりの基本理念

まちと緑が身近に出会う、美しいまちづくり

- ・ まちのなかに緑が息づく美しい都市空間づくりの充実。
- ・ 都市に対する魅力を高め、観光都市としての機能の充実。
- ・ 持続可能な社会の実現へ向けての取り組み。

安全を確保し、生活が息づくまちづくり

- ・ 想定される都市災害に備えソフト・ハード面の充実を図り、安心して生活できるまちづくり。
- ・ 安全性を確保した上で、中心市街地、にぎわいの再生。

成熟社会を支える、住民参加のまちづくり

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり。
- ・ 住民ニーズを把握し、住民の参加を促す仕組み。

2) 高知広域都市計画区域の目標

基本理念 「まちと緑が身近に出会う、美しいまちづくり」

目標 a.豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす。  
b.順序ある土地利用区分を設定し、開発と保全のバランスのとれた土地利用を図る。

M.P検討委員会（グループとしての基本的な考え方）からの視点

	中心市街地	市街地周辺部	農住近接部
住環境整備	緑につつまれた居住空間 快適で緑の多い環境との共	定住できる環境づくりの推 水とみどりに配慮した環境 づくりの推進	都市ゾーンの明確な区分け 自然と調和した住環境づく
自然環境整備	風土と文化の息づくまち 緑・水の豊かなまち	自然環境の確保 環境に配慮した個性ある景 観の創出 自然環境を活かしたにぎわ いの創出	自然と共生する田園都市づ くり

2) 高知広域都市計画区域の目標

基本理念 「安全を確保し、生活が息づくまちづくり」

目標 a.大災害に対応した良好な都市・住環境整備を進める。  
b.人口減と中心市街地の再生を図る。  
c.人と車がありあふ交通網の整備を図る。

M.P検討委員会（グループとしての基本的な考え方）からの視点

	中心市街地	市街地周辺部	農住近接部
住環境整備	・ 大型店に負けない商店街の 魅力づくり	・ 安全で安心できる社会基盤 づくり	
防災	・ 施設の耐震性等の強化	・ 災害に強い安全なまちづく り ・ 地域に根ざしたインフラの 整備	
交通	・ 公共交通ネットワークの充 実と有効活用	・ 安全な歩行者・自転車動線 の確保	・ 幹線道路、準幹線道路の整 備

2) 高知広域都市計画区域の目標

基本理念 「成熟社会を支える、住民参加のまちづくり」

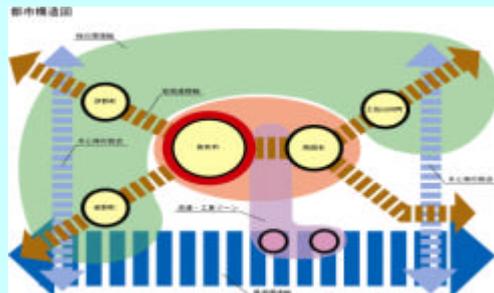
目標 a.すべての人に暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまち  
づくりを進める。  
b.住民参加によるまちづくりを進める。

M.P検討委員会（グループとしての基本的な考え方）からの視点

	中心市街地	市街地周辺部	農住近接部
住環境整備	バリアフリーの空間づくり		
住民参加	NPOを活用 商店主の積極的な参加 まちづくり協議会の発足	計画への合意形成 地権者の全面的協力	まちづくりリーダーの育成 住民主導の計画づくり ボランティア組織の自主活 動 ロータショップの開設

5. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める方針

区域は、水や緑の環境軸に囲まれ、全体としてひとつのまとまりを形成  
都市の適正な規模を想定した都市づくり  
県の中核をなす都市機能の充実を図る



2) 区域区分への視点

市街地拡大の抑制

将来の人口予測、市街地内の低未利用地などから今後市街地が拡大する  
要素は少ない。

良好な環境を有する市街地の形成

都市関連投資の縮小が予想される中、人口規模に応じたコンパクトな市  
街地形成を図る必要がある。

自然環境の整備、保全への配慮

都市の身近に存在する自然や優良農地を今後も保全し、都市環境との調  
和を図る必要がある。

### 3) 区域区分の有無

田園や豊かな自然、景観は原則保全し、美しい自然の中で都市が支えられることを土地利用の基本方針とする。

・2市3町が連携し都市機能を補完しあい、一体の都市として将来にわたり持続できる機能的で美しい都市を目指す。

・無秩序な開発を防止し、市街地のスプロール化を防ぐ必要手段として、**区域区分(緑地)**を、を引き続き維持し、土地利用の明確な区分を行う。

・高知広域都市計画区域に**区域区分を定める**。

## 6. 主要な都市計画決定の方針

### 6.1 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

#### 1) 主要用途の配置の方針

**業務地**  
 ・県庁周辺の業務機能の**集積・土地の高度利用**。  
 ・市役所、役場周辺は地区レベルに応じた業務の**集積**。

**商業地**  
 ・はりまや橋周辺での**都市機能の更新や活性化**。  
 ・南国市の後免町、土佐山田駅周辺、伊野駅周辺に**商業核の集積**。

#### MP検討委員会からの視点

- ・高知の顔としての整備が必要。
- ・中心市街地の魅力を高めるために、回遊性を高める工夫が必要。
- ・南北一体、観光地とのネットワーク
- ・都心部への自動車流入抑制、歩行者と共存する自転車道路の整備。

**工業地**  
**流通業務地**  
**住宅地**

・広域的な交通体系の整備にあわせ、既存遊休地活用による工業の受け皿整備。  
 ・既存工業団地について、先進的工業の受け入れ。

・物流の広域、高速化に対応した流通体制の再編・整備。

・商業地周辺住宅地について防災化、中高層化。  
 ・市街地開発事業、地区計画等の導入により**居住環境の改善**。  
 ・まちの賑わいをとりもどすため、**中心部に若者や高齢者住宅の誘導**。

#### MP検討委員会からの視点

- ・にぎわい復活のために都心居住施策が必要。
- ・低利用地活用や高度利用が必要。
- ・高齢者や身障者にも配慮した住宅。

### 2) 市街化調整区域の土地利用方針

#### 優良農地として保全すべき区域

優良な農用地は**保全**。

#### 災害防止上保全すべき区域

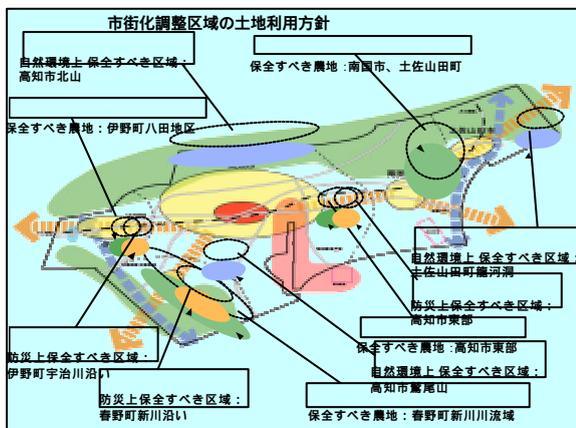
低地部などの溢水、湛水のおそれのある区域  
 ・土砂流出などの災害のおそれのある区域 } **市街化を抑制**

#### 自然環境形成上保全すべき区域

里山など自然環境  
 自然景観の優れた区域 } **維持保全**

#### MP検討委員会からの視点

- ・自然と調和の取れた開発が必要。
- ・沿道型開発には、土地利用区分検討の必要性。



### 6.2 都市施設に関する主要な都市計画決定の方針

#### 1) 交通施設の都市計画決定の方針

・広域交通ネットワークの形成、他都市との連携を考慮した交通体系整備。

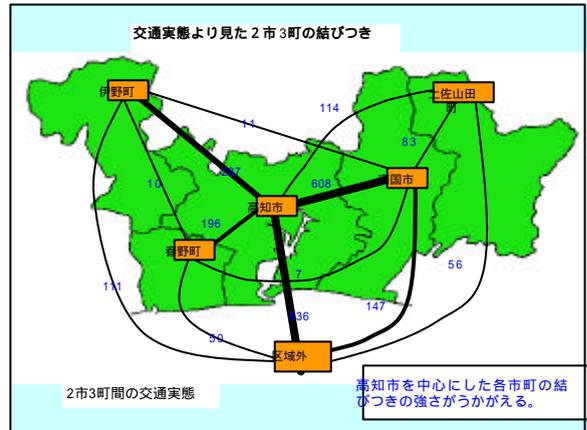
・増大する交通需要対策として各種公共交通機関の活用

・これらをもとにしたTDM(交通需要マネジメント)についての検討

・歩行者にとっての快適な道路のあり方についての検討。

#### MP検討委員会からの視点

- ・公共交通の充実を図る必要性。
- ・都心部への自動車の流入を規制する。
- ・幹線道路、生活道路など道路の性格に応じた整備の使い分けが必要。



### 2) 根幹的交通施設等の整備方針

- 道路** 長期未着手路線の道路網の再編や廃止について検討。
- 路線バス** 自動車交通との役割分担としてパークアンドライドなどを積極的に活用。
- 駐車場** 駐車場の整備。特にパークアンドライドによる公共交通の利用促進。

### 2.2 下水道及び河川の整備方針

**下水道** 立ち遅れている下水道の整備。

**河川** 浸水、湛水に対処するため、河川の流域における下水道整備との調整。水とみどりのネットワークに配慮し水質保全やより自然に近い河川改修。

**MP委員会からの視点**

- 都市内の浸水対策については今後も必要。
- 都市内河川について、水とみどりのネットワーク形成の観点から、回遊性を高める親水空間づくりが必要。
- 水質保全や自然に近い河川への復元を図る必要性。

### 6.3 市街地の整備方針

#### 1) 市街化進行地域及び新市街地の整備の方針

- 土地区画整理事業、地区計画などにより計画的な市街地形成。
- 計画的な市街地の整備、誘導。

#### 2) 既成市街地の整備方針

- 高度利用に関する方針** 商業集積地区での高度利用、都心部の活性化。
- 用途転換及び用途純化** 市街地内工場の移転集積。
- 劣悪な住環境に関する方針** 大規模集積地区の都市施設計画的配置。

### 6.4 自然環境の整備、保全に関する都市計画決定の方針

#### 1) 基本方針

北山、南に太平洋、東西に物部川、仁淀川、中央部に浦戸湾、鷲尾山が配置される優れた自然環境を活かし、今後の都市動向を踏まえ、**適正かつ総合的な公園緑地配置**を行います。

**MP委員会からの視点**

- 公園、緑地整備は今後も必要。
- 緑を増やすには、河川や屋上、路地裏など隠れた空間の緑化も重要。
- 緑空間の整備・維持には積極的な住民参加。
- 海岸や河川など豊かな既存資源の活用。

2) 緑地の配置計画の概要

環境保全システムの配置方針

北山、鷲尾山等の南山、五台山、仁淀川、物部川及び土佐湾、浦戸湾の海岸線によって緑が形成。最も重要な緑地として保全。

レクリエーションシステムの配置方針

街区公園は、不足量をふまえ、適正な整備。近隣公園及び地区公園については、防災機能、環境保全機能を併せて考慮。

都市基幹公園は、将来のレクリエーションニーズを考慮して整備。

特殊公園、風致公園等は、風土的特徴や歴史的遺産などを取り込んで整備。

防災システムの配置方針

大規模公園・緑地は、震災などの広域避難地としても機能させるため、配置に配慮。

浸水に対する避難地は南山等浸水の恐れのない区域とし、安全に避難、利用できるようなアクセス道路の整備。

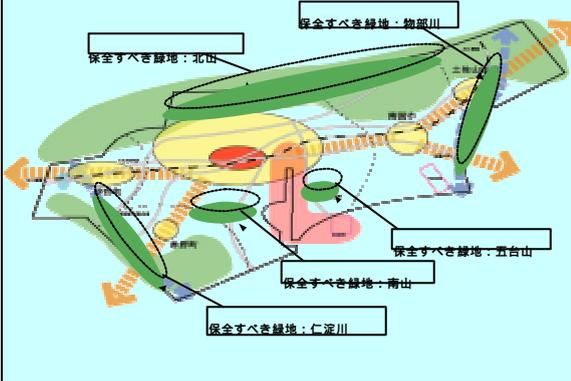
避難地への中継地点として城西公園等の地区公園。整備に関しては地区住民のアクセシビリティ、公園自体の浸水への対策などに配慮。

都市景観システムの配置方針

土佐湾・浦戸湾の海岸線や仁淀川、物部川、鏡川等の水辺空間の景観上重要な緑地等の保全、遊歩のあるネットワークの整備。

屋外広告の規制誘導を行い、都市景観の向上を図る。

環境保全システムの配置方針



6.5 都市防災に関する都市計画決定の方針

- 低平で浸水のおそれのある地区については開発を抑制。
- 木造密集地区は防災街区整備、延焼防止帯など防災機能の充実。
- 既存公園を一時避難地として位置づけ、防災ネットワークの形成。
- 災害復旧計画の策定。

6.6 福祉のまちづくりに関する都市計画決定の方針

- 歩いて生活できる都市環境の実現。
- 重点的にユニバーサルデザインが実現できる区域の設定、啓発。
- 公共交通のバリアフリー化の推進。

6.7 都市景観に関する都市計画決定の方針

- 中心市街地では高知の顔として来訪者に「高知らしさ」を演出する整備。
- 景観阻害について統一されたデザイン向上へ向け誘導のあり方検討。
- 優良農地の保全、既存集落の景観保全

7. 住民参画によるまちづくりの実現へ向けて

まちを知る 私たちのま

り組みの方向性

住んでいるまちのよいところ、悪いところについて住民が課題を共有。  
 ・住民が参加してまちの魅力発見（タウンウォーク）  
 ・ワークショップの開催（各人の意見の集約化）  
 ・まちづくり意見交換の実施など。

新規組織の

地域活動に参画

されている既存組織へ呼びかけ、新規組織設立。  
 ・老人会、商店主など既存・組織への参加呼びかけ  
 ・防災ボランティア、観光ボランティアなどの組織化  
 ・まちづくり協議会の立ち上げ、NPOの活用など

啓発 人材育成

長期的な観点から、まちづくりに携わる人材の育成、啓発。  
 ・地域リーダーの育成  
 ・説明会、公聴会の開催  
 ・市民ボランティアの育成

まちを知る 私たちのま

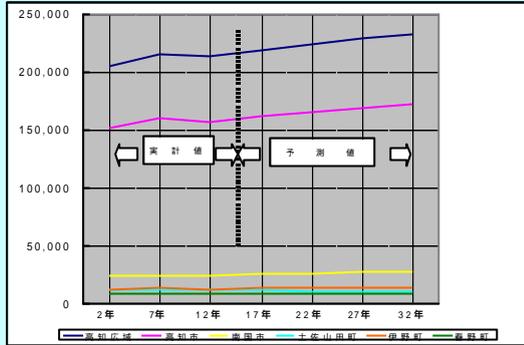
参加しやすいまちづくりへ向けての環境づくり。  
 ・避難所の選定など住民が計画づくりに参加  
 ・イベントの開催  
 ・「市」を活用

まちづくりへ住民参加実現へのプロセス（例）

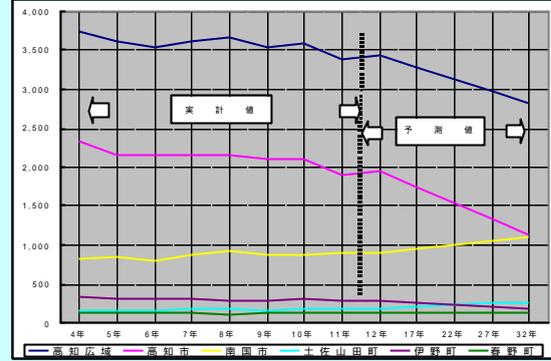


## 2) 産業フレーム

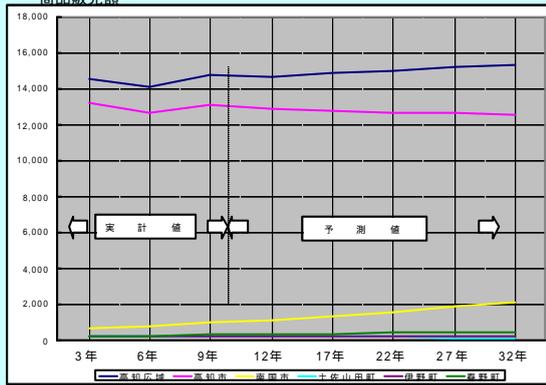
就業者数



製造品出荷額



商品販売額



## 9. 修士論文公聴会スライド

# 広域都市計画策定段階におけるワークショップ手法の実践と課題

広域計画策定段階における  
**ワークショップ手法の実践と課題**  
 ~高知広域都市計画区域マスタープラン  
 検討委員会を事例として~

高知工科大学大学院工学研究科基盤工学専攻  
 社会システム工学コース  
 1055132 有元和哉  
 1

**研究の背景**

90年代  
 都市計画法改正による  
**市町村都市計画マスタープラン** (以下「市町村MP」と略す)  
 策定への住民参加  
 が制度的にビルトイン

↓

いくつかの市町村では、市町村MPにおいて、試行的にではあるが「**まちづくりワークショップ**」(以下「まちWS」と略す)を進めており、住民参画の成果も見られる。

2

**都道府県都市計画区域マスタープラン**  
 は、市町村MPの策定を受け、2001年5月制定

高知県  
 2002年  
**高知広域都市計画区域マスタープラン**  
 検討委員会 (以下「高知広域MP委」と略す) を設置

↓

策定作業を「**まちWS**」を行い、県民参加(参画)の計画づくりをすすめている。

3

**研究の目的**

高知区域MP委における「**まちWS**」の  
 提案と実践

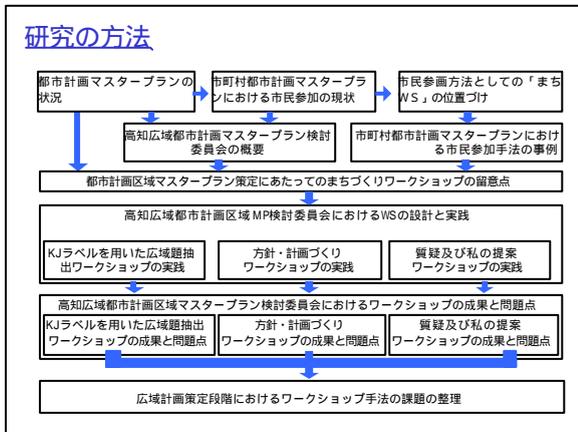
↓

まちWS手法の成果・問題点を整理

↓

広域計画策定段階における  
 「**まちWS**」の方法論の一般化  
 を図るための課題を抽出

4



**ワークショップ実践の経過**

- 1、KJラベルを用いた広域課題抽出ワークショップ  
 第一回 2002.06.05
- 2、モデル地区による方針・計画づくりワークショップ  
 第二回 2002.08.01  
 第三回 2002.09.06  
 第四回 2002.10.17
- 3、質疑及び私の提案ワークショップ  
 第五回 2002.12.03

6

# 広域都市計画策定段階におけるワークショップ手法の実践と課題

## KJラベルを用いた広域課題抽出 ワークショップの実践

委員が認識するべき課題・現況を整理し、委員の思いを議論しながら、高知区域MP委の議論すべきテーマの抽出する事をねらいとした。ここではKJラベルを用いた広域課題抽出WSを実践し、WSの課題を整理することをねらいとする。  
参加委員は36名  
(一般公募12名、県市内14名市町村5名その他5名)



写真 ワークショップの様子

7

## KJラベルを用いたワークショップで使用した質問

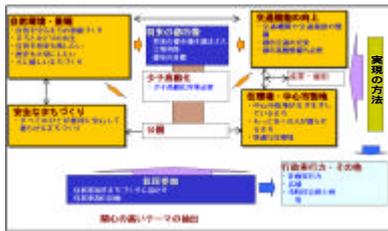
質問 「高知の都市の現状及び都市計画の現況で、問題があると思うことはどのようなものでしょうか？」  
質問 「高知の良いところ、誇りに思えるところにはどのようなものがありますか？」  
質問 「今回の検討会において議論すべき主要なテーマを3つ挙げてください」

質問のねらい  
WSのウォーミングアップ・現状の整理  
議論すべきテーマの抽出



8

## 整理した今後議論すべきテーマ



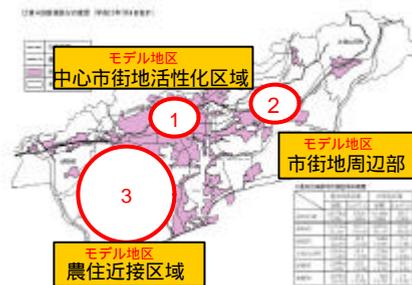
第二回以降のテーマ

「自然環境・景観」「安全なまちづくり」「交通機能の向上」  
「住環境」「実現の方法」「住民参加」「少子高齢化」「将来の都市像」

9

## モデル地区の選定

モデル地区として高知広域都市計画区域内の3地区を選定。



10

## 方針・計画づくりワークショップの実践

方針・計画づくりWSでは、KJラベルを用いた広域課題抽出WSの結果をもとに、即地的な方針・計画の表現を行えるワークショップの開発とその課題を整理することをねらいとする。

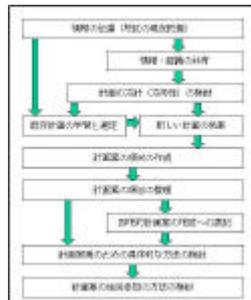
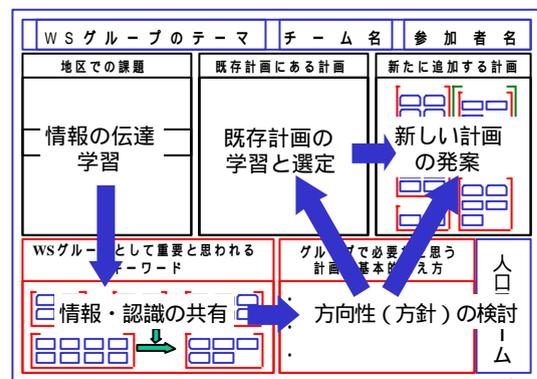


図 方針・計画づくりワークショップの構成

計画づくりWS - 計画方針・計画案を考えるで使用するワークシートイメージ



11



# 広域都市計画策定段階におけるワークショップ手法の実践と課題

## ワークショッププログラムのための役割分類

1) 情報伝達プログラム [みんなに伝える]	(1) 情報を伝達する: 全体の場で誰かが情報を伝える (2) 情報を共有する: 参加者の持っている情報を出し合う
2) 体験共有プログラム [体験して理解する]	(3) 現場を体験する: 現状を調べ、現場で何かをする (4) 現場を確認する: 計画案の現場で確認し、検討する
3) 意見表出プログラム [みんなで考え意見を出し合う]	(5) 意見を集める: 賛成や反対などの新しい考えやアイデアを集める (6) 思いを集める: 自分の希望や思いを書き出す (7) 使い方を想像する: 実際に何が定まるかどうなるかをシミュレーションしてみる
4) 想像表現プログラム [提案や計画案を作り表現する]	(8) 思いを表現する: 自分の希望を表現する (短歌・俳句・満紙等) (9) 体験して理解する: 実際に何かを作ったり、表現したりする (10) 提案を作成する: デザインゲームなどで計画案やルールなどの提案を作る (11) グループで発表する: グループで話し合った結果や作った提案を発表する
5) 意見集約プログラム [それぞれの意見を理解し調整する]	(12) 問題提起する: 論点を絞って課題を挙げる (13) 意見を調整する: いくつかの意見を調整してまとめる (14) 提案を修正・評価する: 提案を精査したり修正したり、評価する (15) 専門家コメントを聞く: 専門家による意見を整理してもらう
6) その他のプログラム	(16) WSの感想を残す: その日のワークショップに書いた感想カードを講義カードで残す

19

## 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の役割分類への対応

役割分類項目	KJレベルを用いた広域課題抽出WS	方針・計画づくりWS	質疑及び私の提案WS
1)	(1)		
	(2)		
2)	(3)	-	-
	(4)	-	-
3)	(5)		
	(6)		
	(7)	-	-
4)	(8)	-	-
	(9)	-	-
	(10)	-	-
	(11)		
5)	(12)		
	(13)		
	(14)	-	-
	(15)		
6)	(16)		-

20

## 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の成果と問題点

	成果	問題点
KJレベルを用いた広域課題抽出ワークショップ	参加者同士の情報伝達と共有が出来た 参加者の意見集約が出来た 結果の報告が出来た 専門家のアドバイス 意見調整・問題定義が出来た 参加者のWS評価が出来た テーマの抽出が出来た	参加者の「思い」の掘り下げが十分でなかった 討議時間をもっと多くする必要がある
方針・計画づくりワークショップ	情報の共有・学習が出来た 新しい計画案の提案 具体的計画案の提案 意見調整が出来た	現場体験が出来なかった 計画案の実現性が不十分 計画案評価が出来なかった
質疑及び私の提案ワークショップ	情報の周知 参加者同士の認識・意見の共有が出来た 論点を絞った質問が出来た	時間が超過した

21

## 広域計画策定段階におけるワークショップ手法の課題

広域計画策定段階におけるワークショップ手法の課題
1) 時間の調整 ・既存計画を効率的に読みこむ工夫 ・作業の余裕のあるスケジュールの作成 ・WSの回数を多くする必要がある
2) 地区のイメージを捉える方法が必要 ・現場での見学・調査などが必要 ・地区のイメージを確認できる資料作成
4) 多量の資料への対処 わかりやすい資料による参加者に負担の回避
3) 更なる実践と広域計画策定段階におけるWS手法の定式化 一連のWS手法としての定式化を行うこと

22

## 引用・参考文献

・高木英樹, 他.1999,「高知県におけるワークショップ手法による市民参加の現状と課題」(社)土木学会四国支部社会資本問題研究会委員/四国地方における社会資本整備の進め方に関する調査研究業務委託平成11年度業務委託成果報告書101-133

・法野聡.1999,「伊勢市都市マスタープラン市民ワークショップ成長期1999-総合的な「協働型まちづくり」システムへ」,NIRA政策研究1999 Vol.12 No.12 p44-49

・有元和典, 他.2000,「中山間地域活性化計画策定におけるワークショップ手法の活用事例-鳥居村泉源地区での活性化方策づくりワークショップ」,土木学会四国支部第4回技術研究発表会講演要録300-301

・伊藤雅幸.2001,「建築・まちづくり計画における市民参加手法としてのワークショップの研究-コミュニティの自立化をもたらす計画論」,千葉大学大学院自然科学研究科人間・地球環境科学科専攻環境建築学講座コミュニティ環境計画学

・内田真, 他.「地方都市の都市計画マスタープランにおける策定プロセスと住民参加に関する研究-九州地域7自治体におけるケーススタディによる検証」,日本都市計画学会論文集No.33 p.407-462

・大谷英夫, 他.2000,「高知県におけるワークショップ手法による市民参加の現状と課題」,土木学会四国支部第4回技術研究発表会講演要録274-275

・大谷英夫.2004,「市町村総合計画策定過程における「まちづくりワークショップ」の活用と展開可能性-計画プロセスにおける合意形成システム及び市民と行政・計画者とのパートナーシップシステムの確立に向けて」,平成11.12年度科学研究費補助金(基礎研究(2))研究成果報告書

・大谷英夫.2002,「まちづくり施設核,若竹まちづくり研究所

・大谷英夫.他.「室蘭市総合計画の策定プロセスと問題点-新総合計画と旧総合計画の比較と市民参加を中心に」,日本建築学会技術研究発表会10号257-262/2000年9月

・大谷英夫, 他.2002,「都市計画でマスタープランの策定状況-都市計画マスタープランにおける市民参加の課題その1、その2」,日本建築学会四国支部研究報告集第2号31-34

・大和田直樹, 他.1998,「ワークショップ方式による都市計画マスタープラン策定成果と問題点-東京都調布市を例として」,日本建築学会1998年度大会学術講演集(Ⅱ) p.251-252

・小村理, 他.1999,「マスタープランニングにおけるインターネット電子会議の利用可能性」,日本都市計画学会論文集No.34p.469-p.474

・国土交通省都市部IP.2001(<http://www.mlit.go.jp/cnd/city/index.html>) /更新日時:2001年4月6日

・宮内徳樹.2001,「KJレベルを用いた広域課題抽出ワークショップの方法と課題-高知広域都市計画区域マスタープラン第一回検討委員会におけるアンケート調査」

・日本建築学会都市計画委員会・土地利用小委員会.2002,「都道府県都市計画区域マスタープランに関するアンケート調査(中間報告2002年10月21日)」

・市井裕樹.2002,「マスタープランの策定と住民参加」,財団法人都市計画協会・新都市第4巻第1号17-23

・廣瀬博子, 他.2002,「計画評価及び計画案しぼり込みワークショップの方法とその有効性その1、その2、その3」,日本建築学会四国支部研究報告集第2号37-40

・松永昭博, 他.2001,「小規模地区活性化に向けた市民参加型まちづくりの報告」,第4回土木計画学研究発表会講演集Vol.24 講演番号137

・渡辺俊一.1999,「市民参加のまちづくり-マスタープランの現場から」,学芸出版社

23